

連載専門誌

対人援助学マガジン



vol. 11 No. 4

第44号

March 2021

対人援助学会

NO. 44 M O K U J I

目次		002-003
ハチドリの器	見野 大介	004
マガジン執筆者訪問記(1)陶芸工房八鳥	大谷 多加志	005-010
執筆者@短信	執筆者全員	011-021
障害者福祉援助論	千葉 晃央	022-025
臨床社会学の方法(32)	中村 正	026-035
人を育てる会社の社長が、今考えていること	団 遊	036-038
カウンセリングのお作法(26)	中島 弘美	039-044
集団精神療法について(休載)	藤 信子	
エア絵本-ビジュアル系子ども・家族の理解と支援(11)-	岡田 隆介	045-051
「Family history」(3)	団 士郎	052-059
社会的養護の新展開 13	浦田 雅夫	060-061
幼稚園の現場から 44	鶴谷 圭一	062-065
福祉系対人援助職養成の現場から44	西川 友理	066-070
ああ、相談業務	河岸 由里子	071-074
生殖医療と家族援助(休載)	荒木 晃子	
ドラマセラピーの実践・研究・手法(4)	尾上 明代	075-081
対人援助学&心理学の縦横無尽(休載)	サトウタツヤ	
きもちは言葉をさがしている(43)	水野 スウ	082-088
ノーサイド(休載)	中村 周平	
路上生活者の個人史(2)	竹中 尚文	089-091
周旋家日記(休載)	乾 明紀	
男は痛い!(38)	國友 万裕	092-098
役場の対人援助論(36)	岡崎 正明	099-103
臨床のきれはし(12)	浅田 英輔	104-106
発達検査と対人援助学(3)	大谷 多加志	107-110
講演会&ライブな日々(26)	古川 秀明	111-117
家族と家族幻想(5)	坂口 伊都	118-122
周辺からの記憶 —東日本大震災家族応援プロジェクト—(30)	村本 邦子	123-140
対人支援 点描(25)	小林 茂	141-142
精神科医の思うこと(20)	松村 奈奈子	143-145
馬渡の眼	馬渡 徳子	146-151
東成区の昭和 やぶにらみ日記	柳 たかを	152-159
心理コーディネーターになるために	山下 桂永子	160-162

そうだ、猫に聞いてみよう(21)	小池 英梨子	163-166
先人の知恵から (31)	河岸 由里子	167-171
私の出会った人々(休載)	関谷 啓子	
うたとかたりの対人援助学 (17)	鵜野 祐介	172-175
ああ結婚 (17)	黒田 長宏	176-177
PBLの風と土(16)	山口 洋典	178-183
接骨院に心理学を入れてみた(15)	寺田 弘志	184-191
現代社会を『関係性』という観点から考える(15)	三浦 恵子	192-197
マイクロアグレッションと私たち(休載)	朴 希沙	
保育と社会福祉を漫画で学ぶ(13)	迫 共	198-201
「余地」—相談業務を楽しむ方法—(13)	杉江 太郎	202-205
統合失調症を患う母とともに生きる子ども(番外編③)	松岡 園子	206-208
生体肝移植ドナーをめぐる物語(12)	一宮 茂子	209-224
「盲ろう者」として、自分らしく生きる(8)	中條 興子	225-228
こころ日記「ぼちぼち」 part II	脇野 千恵	229-231
MSW という仕事～バイステックの7原則から再考する～(7)	高名 祐美	232-236
原田牧場 Note (5)	原田 希	237-239
みちくさ言語療法 (4)	工藤 芳幸	240-243
かけだ詩(4)	川畑 隆	244-248
ブルーグレーの肖像(4)	天川 浩	249-252
応援、母ちゃん(4)	玉村 文	253-256
HITOKOMART	篠原ユキオ	257-260
アダルトグッズ OL 日記(休載)	楊 梓(ヨウ シ)	
キャリアと文化の心理学	土元 哲平	261-263
フランスのソーシャルワーク	安發 明子	264-319
2回目 コロナ禍の中「幾度となく会い、語りあうことの意味」を考える	本間 毅	320-329
2回目 この世界で生きるあなたへ—国境なき医師団の活動をふりかえって—	河野 暁子	330-331
新連載 川下の風景	米津 達也	332-334
新連載 一語一絵	畑中 美穂	335-337
新連載 福祉教育への挑戦	高井 裕二	338-340
編集後記	編集長&編集員	341-342

ハチドリの器 27

見野 大介

Mino Daisuke



右上：蒼天釉平盃
右下：蒼天釉香物鉢
左上：檜灰釉勾玉皿
左下：飴釉波紋長皿

マガジン執筆者訪問記（1）陶芸工房八鳥

2021年1月、自家用車で国道24号を南下し、城陽ICから京奈和自動車道へと進んだ。助手席にはマガジン編集員の千葉さんを乗せ、目的地は陶芸工房八鳥。対人援助学マガジンの巻頭に毎号掲載されている「ハチドリの器」の執筆者、見野大介さんを訪ねる道中だった。

「ハチドリの器」はマガジン18号から連載開始。21号からは巻頭に移り、優しい色合い、美しい文様の器たちが読者を出迎えている。



ハチドリの器 4

見野 大介 Mino Daisuke



対人援助学マガジン第21号「ハチドリの器4」より

実は、訪問時点でマガジン訪問記にするつもりであったわけではない。新型コロナウイルスの第3波が拡大し、年末年始の帰省等の自粛が求められる中、ぽっかりと空いてしまった時間を何か有効に使えないかと考え、ひとまず「久しぶりに会って話ませんか」という約束で実現した訪問であった。

京都から約1時間、平城宮跡のほど近くにある陶芸工房八鳥に到着した。もともと喫茶店であった建物を改装したとのことで、全面張りのガラスからの採光は素晴らしく、工房内はとても明るい。机や棚には皿や茶わん、マグカップ、花器などの陶器が並べられ、日によっては陶芸教室も行われている。

福祉つながり

さて、現在は陶芸家として活動する見野さん。千葉編集員、大谷編集員とのつながりはマガジン以前にさかのぼる。

以下は、見野さんが初回連載の執筆者短信に記したご自身の略歴である。

陶芸工房 八鳥 hachi-dori

陶歴

1980年 大阪に生まれる。

2003年 近畿大学建築学科卒業。

2005年 京都伝統工芸専門学校陶芸科卒業。京都炭山、笠取窯岡本彰氏に師事。

2011年 奈良県奈良市法華寺町にて独立。特定非営利活動法人 京都ほっとはあとセンターより「ものづくり支援員」に任命され、社会福祉法人テnderハウスへ出向する。

2012年 第18回新美工芸会展 大阪市立美術館館長奨励賞



見野さんとのつながりの一つが、福祉つながりである。千葉・大谷の両名も、昨年度まで京都市内の社会福祉法人に勤める福祉職員であった。見野さんが社会福祉法人テnderハウスに出向されていた頃、千葉さん周りの福祉職（等）の人たちでボウリング大会をやったことをきっかけに、しばらくはボウリングで集まることがあったのがもう一つつながり、そして、このマガジンも近年に新しくできたつながりです。ちなみに見野さん、細身ながら、すさまじい剛腕ボウラーでした。陶芸家の腕力を侮ってはいけないそうです。

特に何か予定して伺ったわけではないので、久しぶりに近況やら昔のことやらをあれこれ話していたのですが、そのひとつひとつがとても面白く、この辺でようやく正月ボケした私の頭にも“これ、訪問記にしたらいんちゃうん!?”という声がかびました。そんなわけで、事後的に原稿を仕上げ、見野さんにも確認してもらい、「訪問記」としてお届けする次第です。

陶芸と福祉

最初に出会った頃は、見野さんが独立後、福祉施設でも仕事をしていた時期でした。障害者福祉の領域では陶工というのは作業所などで作られる製品のひとつとして馴染みのあるもので、見野さんが福祉施設での仕事をしていることも『そういうこともあるのか』くらいにしか認識していませんでした。特別支援学校では、高等部になると就業を見越した作業学習が取り入れられていますが、その中でも「木工」や「陶工」、「清掃」などはどこの学校にもあるメジャーどころかなと思っていました。

福祉とものづくり

見野さんは福祉施設での仕事について「とてもよかった」と話されます。話された言葉そのものではなく私の理解した言葉で言えば「デザインや技術をどのように製品にするか、突き詰めて思考する機会になった」ことをポジティブにとらえておられるのかなと思いました。利用者の方に陶器を作ってもらった時、できあがるものは「製品」、つまり販売に耐えるものでなくてはなりません。さまざまな制約のある中で、利用者の方にどう「製品」を作ってもらえるか、試行錯誤を重ねられたそうです。



福祉施設での仕事で着想された製品のひとつ「ペン立て」。個性ある表情が楽しい。

そのような「試行錯誤」は、何も福祉施設での仕事に限って行うことではないそうです。独立後の工房には、弟子入りしていた時の工房にあったものがなかったり、まだ身につけていない技術もあります。今目の前にある環境と、今の力で、それでも「製品」を生みだして

いくにはどうすればよいか。試行錯誤を重ねる日々は今も続いているそうです。このことは、陶芸に限らず、あらゆる仕事に通じることのようにも思いました。その上で、私たちは自分が仕事で生み出す「価値」や「意味」についてどこまで考えることができているか…問われている気がしました。

「だってプロがいないでしょ」

いつだったか忘れてしまいましたが、見野さんがこう話されていたことが印象に残っています。つまり、福祉施設ではさまざまな製品を作っていますが、製品づくりのサポートをしているのは福祉施設職員で、つまり陶芸や木工に関しては、基本的に素人です。もちろん、これまでの経験から、まったくの未経験者とは比べるべくもないと思いますが、「プロ」かと言われれば、やはりそうではないでしょう。

私たちは普段、ほとんどのものを「プロ」が作った中から購入します。であれば、福祉施設における製品作りにも、本来はプロの力を借りる必要があるのではないか。もし、そんなことさえ考えなかったとしたら、私たちやこの社会は、福祉施設の「製品」をどのように捉えていたのか…。ここでも改めて考えさせられました。



陶芸工房×SNS

コロナ禍は、陶芸工房八鳥にも、もちろん影響を及ぼしました。緊急事態宣言中は、陶芸教室は中止。個展なども開催できません。百貨店でのギャラリーや催場での個展を開催されたとのことですが、百貨店自体の来客も減少しており、「笑えるくらい来なかった」こともあるそうです。

そんな中、従来と変わらず機能したのはオンラインの方であったと言います。一方で、それが可能なのは、従来からオンライン上での認知を獲得しているからにほかなりません。急場しのぎで慌ててオンラインショップや SNS での展開を始めたとしても、必ずしもうまくいくとは言えないようです。

個人や個人事業主がさまざまな形で発信することが可能になった現在、陶芸の世界でも若い年齢層の人が独立して事業を始めるケースが増えてきているそうです。これも、時代の変化のひとつです。時には、SNS のダイレクトメッセージで、独立を考える人からの相談が寄せられることもあるとか。後進の育成も、これまでとはまた違った形で進んでいくのかもしれない。

Web マガジンという形で、オンラインで展開してきた対人援助学マガジンの編集員としても大きく刺激を受けるところでした。



千葉編集員（左）と見野さん（右）

その他、仕事場を見学させてもらったり、弟子入り時代のエピソードもお聞きし、夕方までとっぷりと話し込んでしまいました。「口下手だから…」と口にされるものの、落ち着いた雰囲気とテンポで話されるエピソードはどれも楽しく、時に驚くようなものもあり、時間を忘れます。



ぜひまた伺いたいです。ありがとうございました！！

(文：大谷多加志)

ψ
ψ
ψ
ψ
ψ
ψ
ψ
ψ

第44号

執筆者
@短信



畑中美穂 新連載

マガジンの存在は以前から気になっていた。そこに昨年12月、京都芸術大学での団士郎さんのご講演を拝聴。「50年続けてきたこと」のお話と、マガジンにも触れられた。日を経ずしてサトウタツヤ先生から「常時執筆募集！」のお知らせ…。「よし、私も50年、続くものを(!?)」とその一つにマガジンへの投稿を決めた。ところがどうにも筆が進まない。連載ということは、初回の原稿はとて重要に思う。連載のイメージや、書き手の私はどういう人物であるかということ、全体の雰囲気やトーン、方向性などを意識せざるを得ずどうもスタイルが定まらない。

と、ある日。それまでの苦悶がうそのようにすると書けた。土台となる原稿があったからということでもないと思う。その時の、「これ」という感じにしっかりと沿うもの

であるように思われた。この印象で今後も連載が続くかはわからない。しかし、1回1回、その時どきの自分の感じに馴染む文章を丁寧に綴っていけば、そのうちに“何か”、色らしいものがみえてくるのではないか。“50年の、はじめの一步”。未来を描くこともゆるやかに、自由に。書くことを続けること、そのようになりますようにと願う。お仲間に入れていただけてうれしく存じます。皆さま、どうぞよろしく願いいたします。

一語一絵
p335~

米津達也 新連載

コロナ禍やまぬ3月1日、朝刊紙面は3.11から間もなく10年を報じているが、心地よい小春日和の町を行けば、今日は県内公立高校の卒業式だそうだ。

コロナ禍でも、多くの18歳が新たな社会に出て行くと思うと、なんだかとても羨ましく思う。

後悔のある無しに関わらず、18歳に戻れたらチャレンジしたかった事は沢山ある気がするが、60になったら、40代でやっとならば良かったと同じように思うだろうから、やれる事は今やっておくことだ、そう思って慣れない執筆作業に掛かりました。

映画監督になりたかったケアマネージャーが、出会った人生の諸先輩方の生き方や物語について描きます。どうぞ宜しくお願いします。

川下の風景
p332~

高井裕二 新連載

今号から連載をさせていただき運びとなりました。生まれも育ちも大阪府。現在は、福祉系大学で助教として勤務しながら、福祉コースのある高等専修学校で非常勤講師もしています。

日光アレルギーで日に当たることのできないために一年中長袖を着ています。色白で、かつ目の色素も薄いためにハーフと思われることが多く、高等専修学校の生徒からは「ウェイツ」とあだ名を付けられています。

生徒からいじられている体験も含め、福祉教育に携わる中で日々感じていることを言葉にしていこうと思っています。これ

からよろしく願います。

福祉教育への挑戦
P338~

本間 毅

先の第43号の中で、私は高名な「河合隼雄」先生のご尊名を「河合隼男」と誤変換していました。不快な思いをさせてしまい、河合先生のご親族ならびにユング派の研究者ご一同様には深くお詫び申し上げます。改めて我が身のそそっかしさを反省しつつも、敢えてお叱りさえなさらぬ皆様の寛容さに心より感謝する次第です。これはフロイトの言う「錯誤行為」などではなく、私の単純な不注意です。

対人援助学会での私の発表は、2015年秋の第7回大会まで遡ります。その後の年次大会や定期研究会で中村正理事長は、私を「医師というより、実存的な発言をする人」と皆さまへ紹介して下さいになりました。人が「実存的に発言する」とは、「自他の個別性およびその可能性(本質からの揺れ幅)を尊重し敷衍する」、平たく言えば「個々の事例から覗える課題を、過去の報告と照らし普遍的な議論に昇華する」と理解すれば良いのでしょうか。この中村正理事長のお言葉に対しては、近日中に遠見書房から刊行予定の拙著『患者と医療者の退院支援実践ノート』において、私なりに回答することができるものと考えております。

次の第45号からは、上皿天秤と板状分銅を駆使した「いにしへの薬剤師」のように、私が日々、退院支援研究と均衡を保ち続けてきたリハビリテーション医療の現場についてお伝えする予定です。

そして今回は第43号の続編というか、これから始める連載の番外編として第12回大会の企画シンポジウム①と第43号で検討した、「乳児期の髄膜炎の合併症である水頭症に対し複数回の手術を受けたが障害は重くなり、コロナ禍の少し前に50年余りの生涯を終えた男性患者Mさんと、そのお母さん」の関係を理解する手立てとして、仏教的な説話を題材にした『阿闍世コンプレックス』について述べていただきます。

「阿闍世コンプレックス」再考
P320~

河野暁子

この冬は何度も水道管が凍り、何度も雪かきをしました。例年よりも寒さが厳しいと感じていたところに、大きな地震がありました。いつ災害が起きても対応できるよう準備はしているのですが、家が崩れるのではないかと、津波が来るのではないかととても怖かったです。

別の日、この時期にしか取れない早摘みワカメを大量にいただきました。このワカメは柔らかくて、さっと湯がいてポン酢で食べると最高です。時に災いをもたらす海は、美味しい恵みももたらしてくれます。もうすぐ3月11日が巡ってきますね。

この世界で生きるあなたへ

～国境なき医師団の活動～

P330～

土元 哲平

新型コロナの影響で、年始のオートエスノグラフィーとナラティブについてのシンポジウム ("International Symposium on Autoethnography and Narrative; ISAN") をはじめ、ほとんどの国際学会・研究会が ZOOM やオンラインでの開催になりました。対面でのライブ感が感じられないのは残念ではありますが、学会・研究会へ参加するフットワークは、とても軽くなったと感じています。これを機に、これまで参加できなかった分野の研究会にも積極的に参加するようにしたいと感じている今日この頃です。

キャリアと文化の心理学

P261～

安發明子

2月中旬、音声 SNS アプリ Clubhouse の児童養護施設についてのルームでは夜22時に214人も集い、施設について話し合われていた。施設出身で現在施設職員をしている人たち、そして YouTube でも当事者たちの活動は活発だ。

フランスも近年は特に当事者たちの活動が政治を動かしている。2019年1月にテレビで討論した施設出身の若者は翌日マクロン大統領夫人から携帯電話に連絡を受け、10日後には児童保護国家委員会が発足、彼も委員会のメンバーに任命された。児童保護副大臣が新たに置かれ、即全国調査を指示、同年のうちに328ページに及ぶ報告書が公開さ

れた。委員会は政府に児童保護に関する国家政策を提言し、問題について意見をまとめ、実施の動向を調査判断し、政策がそれぞれの地域で一貫性をもって実施されていることを保障することが課されている。同年から児童保護分野に100億円追加予算が割かれ、全体では1兆円の予算となっている。児童保護国家戦略も出され、そのサブタイトルは「全ての子どもに同じチャンスと権利を保障する」であり、冒頭には「子どもたちの well-being は国が守る」と書かれている。担当副大臣ができたことで、児童保護分野のニュースが流れる度副大臣がツイッターで反応するなど臨機応変な対応がされるようになり、全国から陳情や当事者の声も集まるようになった。最近ではコロナによる影響がある間は年齢や契約がすぎても子どもを施設や里親宅から退所させず支援を継続させるという指示を出したり、大学以上の進路を選択した退所者には月7万円の生活費と学生寮が優先して与えられ学費は免除になることを決定したり、状況は改善しつつある。これまで国が方針を決めても実施は県に任されていたのが、国が指揮を取り直そうとしている状況である。



(写真は施設出身者と児童保護副大臣のテレビ討論 2021/01/27FranceTV より)

フランスのソーシャルワーク

P264～

玉村 文

産育休を経て職場復帰をして初めての年度末を迎えています。子育てと仕事との両立をしながら、なんとかやってこられたなというホッとする気持ちと、出産前のように働けなかったなという自己不全感をもちながら、この4月からまた産休に入ります。出生率がまた減少しそうな今年、コロナ禍での妊娠・出産について今号と次号でレポートしたいと思っています。

応援 母ちゃん！(1)

P253～

川畑 隆

ふとテレビをつけると、ある島のお医者さんが、「この島には医者僕1人しかいないので(病気やワクチンをうつときには)僕にとっては無医村」と言っていたのが面白くて、クスッと笑いました。でも今はこういう話題で笑っちゃいけないのかなと、

部屋に1人なのに自粛してしまいました。

橋本聖子さんが新会長になって、自民党を離党するというニュースが続けてやっています。「しっかりと…」「しっかりと…」、橋本さんだけではありませんが、他に使う言葉はありませんかね。スケートやって自転車もやって、子どもが6人、大臣やって会長もやって、凄いエネルギーです、56歳。

退職とコロナで社交性が落ちています。4月からまた毎週行くところができますから、酒好性…じゃなくて社交性を磨きましようか、66歳。

「かけだ詩 ④」

p244～

天川 浩

最近、自分がよくいっていたファミレスが閉店した。500円も持っていたら、軽食とドリンクバーを頂けたが、やはり採算が取れていなかったのだろう。コロナで客足が遠のいたのも影響があっただろう。安価で商品を提供するチェーン店ならではの苦悩がそこにはあったのかと思うと複雑な思いになる。友人との待ち合わせ、深夜に食事したり、私には、思い出深い場所だっただけに残念です。これからも店舗運営に厳しい時代になるのでしょうか？人生の1ページになってくれたあのファミレスにお疲れさま、と言いたいです。

ブルーグレーの肖像

P249～

篠原ユキオ

冬眠状態でいたカメが水槽の水面からにゅっと頭を出しているのに気がついた。近づくと慌てて首を引っ込めた。お腹も空いているのはカメのエサを少量水面に落としてやったが、じっと眺めているだけである。まだ目が覚めたばかりでうつらうつらの状態なのだろう。こいつは娘たちが小さい時に縁日で買ってきたもので、もう何十年もウチに居る。一昨年の春に猫たちが近所に住む次女の新居に引き取られていってからはこいつが唯一の同居人となった。夏場は朝夕の餌やりの時に言葉を掛けるのだが冬場は半冬眠状態になりコミュニケーションは無くなっていった。テレビでは今日大阪に春一番が吹いたと言うニュース。ボクはこいつの目覚めで近づ

く春を感じている。



HITOKOMART
p2571~

原田 希

昨年6月から牧場スタッフになった25歳の女性。単身千葉から、酪農に強い関心を持って来てくれました。2月に初帰省できたらしいな、と言っていたけど緊急事態宣言で叶わず。ないないづくしの残念な空気を入れかえたく、オホーツク海へ流氷船に乗りに行きました。デッキに上がると白銀の大海原、シベリアからの潮風。オオワシにアザラシ！スタッフちゃんのマスクの下にビッグスマイルが見えました。朝4時から仕事をしたのち、往復4時間かけて網走へ。3時間滞在してすぐ帰宅。16時からの夕方の搾乳に滑りこみセーフ！という超ハードスケジュールでしたが、仕事と遊びを意地でも両立する酪農家精神をバッチリ体験させられました。家族も友達もない土地で一所懸命自分の居場所を作ろうとしている彼女に、昔の自分を見るようで。これからもいろんな角度からエールを送りたいです。



左端がスタッフちゃん♪

原田牧場 Note
p237~

工藤 芳幸

先日、第23回言語聴覚士国家試験が終わりました。養成校教員として学生さん

たちの国試受験勉強をサポートしてきましたが、まるで個別指導塾の講師のようなもの。国家試験でかなり心身を消耗するようで、毎年のように体調を崩すことばかりでしたが、今年は今日までのところ無事です。毎年少しずつですが、国試対策ができる範囲を拡大中。国試対策のために日本語学の本を書きました。ここ2か月、メール返信が滞ることばかりでした。

もうすぐ東日本大震災から10年。そろそろ地元の宮城に帰って地元の友人と飲みにも行きたいものですが、今は大阪を出ることも宮城に入ることも簡単ではありません。3月11日をどのように迎えるかとぼんやり考えるところです。

そして、目下、不登校中の次女。ごくまれには登校しています。担任の先生がいろいろとやったださって、宿題プリントをポストに投函してくれることもあります。次女曰く、「学校が爆発すればいいのに」という思いがある子は結構いるのだそうです。だからオンライン授業が望ましいと言います。ただ、オンラインが手放して良いとも思いません。テクノロジーで解決できそうなこともあることは承知していますし、解決できそうなところはどんどん解決すればよいと思います。より一層、ICT化が進むことで、オンライン特有の問題も出てくるかも知れません。もうすぐ中3になるので、今後どんな進路の可能性があるのか自分で調べているようですが、私も時々ネットで情報収集しています。

みちくさ言語療法
P240~

高名祐美

3月末で今の職場を退職する。大学卒業後に就職し、38年間働いてきた職場である。仕事をやめるというのが人生初体験。総務課から退職手続きの説明をうけながら、いろいろ面倒だと感じている。一番は健康保険である。「3月31日にICカードと保険証を返却してください」と言われた。なんだか寂しかった。続けて「健康保険については、任意継続をとるか国民健康保険に加入するかです。市の保険課窓口で自分の保険料を尋ねてください。任意継続の保険料については給与明細で短期・介護保険料を足して2をかけてください。その金額と国民健康保険の保険料

を比較して安い方を選んで手続きをしても良かったらいいです。」と説明を受けた。自分が患者さんに良く説明をしていたパターンである。自分が説明を受ける側になっていることが新鮮だった。私はわかりやすく患者さんに説明できていたのだろうか。ふと思った。

退職に関して次に思うことは、定期収入がなくなることである。年金が支給されるまでにはまだ期間がある。これまでかなり自由に生活してきた。その生活パターンを改めていかなさと思うが、思うばかりで、多分実践できない。まずは好きなだけ本を買っていた習慣を改めようとは思っている。しかし本は読みたいので、これからは図書館を利用しようと考えている。などと思っはいるが、長年続けてきた生活習慣はそう簡単に改められないと感じる今日この頃。

MSWという仕事
P232~

岡田隆介

自分の臨床は、これまでにいろんな機会に学んだことの寄木細工だと思う。相当な年月を経た寄木であるから、崩れるのは時間の問題だ。そんなわけで、これを機に自分流の寄せ木の組み合わせグセを眺めてみることにした。備忘録である。

かつてステージにマイクを置いて去っていった歌い手がいたが、それをまねて自分も相棒マックをスリープさせる準備にとりかかる(シャットダウンではない潔さ!)。ちょうどネタも尽きかけていることだし。

エア絵本
ビジュアル系子ども・家族の理解と支援
P45~

小池英梨子

穴が空いたり裾がボロボロになってた気に入りのズボンたち。捨てたくないけど、履けないよなーと思ってたら、知り合いの猫ボランティアさんが治してくれました。めっちゃ可愛くなって最高に嬉しいです!!!好きな物を長く使えるのは幸せですね。

そうだ、猫に聞いてみよう
P163~



一宮 茂子

【他者とのつながり】

私は京都市内ならば常に自家用車が徒歩で移動しています。あるとき同好会で知り合った80歳代のお母さんと一緒に買い物に出かける機会がありました。その日は小春日和であったため、車に同乗してもらって嵐山まで遠出しました。彼女には息子や娘がいますが、結婚して独立して子どもはいないそうです。さらに半年前に夫に先立たれて、ひとり暮らしです。足が少し不自由なため、私が杖代わりになって片腕を組んで河川敷を散歩しました。近くの食堂でお昼ご飯も一緒にいただきました。この間の私は亡くなった母を思い出していたのです。生きていればこうして一緒に腕を組んで歩くことが出来ただろうと。後日彼女から聞いたお礼の言葉で印象深かったのは「息子や娘にこんなことをしてもらったことがない」、腕を組んで「一緒にズンズン歩いたことが一番よかった」と。さらに、このような経験を知人にも話したようで「自分はやらやましがられている」そうです。ひとり暮らしで寂しい思いをしている彼女は、他者との密接な触れあいと交流を求めているのだと思いました。

生体肝移植ドナーをめぐる物語
P209～

松岡 園子

夫が長く勤めた会社を退職することになり、少なくとも今年の秋ごろまでは家でゆっくりすること。ゆっくりと休養のできる時間を過ごしてもらえれば良いと思います。

今、目まぐるしい環境変化が起きていますが、楽しみながら進んでいこうと思います。

統合失調症を患う母とともに
生きる子ども(番外編)
P206～

杉江 太朗

児童福祉の現場で働く杉江と言います。職場には車で通勤しています。時間を調整するために、一般道からサービスエリアを利用できるようにと設置されている駐車場で一服しています。その駐車場を利用している方々は作業着姿で、サービスエリアの利用ではなく、そこを集合場所にして、1つの車で乗り合って現場に行かれるという、いわゆる工事関係者が多かったようです。そのため、停車しようと思っても、皆が早朝から晩まで車を停めているため、空きスペースがないことも多々ありました。しかし、最近は、そのような車両が減っており、いつでも車を停めることが出来ます。何か取り締まりをしたような形跡はなく、同じように個々が車で来て、乗り合わせて行かれる方もいるのですが、明らかにその数が減っています。皆のマナーが良くなったのでしょうか。それとも他に便利な場所が出来たのでしょうか。いやいや、そんなはずはありません。利用する目的がなくなったと考えるのが自然です。それは仕事が減ったことを意味します。社会は歯車のようなもので、様々な影響を受けて流動的に動いています。どんなことが作用して利用者が減ったのかは、想像するしかありません。少なくとも皆がテレワークになったわけではないだろうなとか考えながら利用する毎日です。

「余地」-相談業務を楽しむ方法-
P202～

迫 共

保育者養成校の教員をしており、今年

も保育実習が始まりました。コロナ対応をしながら60名ほどが保育所・こども園・児童福祉施設に行っています。大学はオンラインでも保育現場は対面が中心ですから、実習指導も対面で行いたいところですが、勤務校は12月以降、完全オンラインになりました。模擬保育も充分できない状況に。

学生に求めたのは、手遊びと絵本読み聞かせをスマホで自撮りして学内サイト(teams)にあげ、相互評価をするというもの。ただ、何度も同じことはできません。四苦八苦しながら事前指導を終えました。今年度の学生が「コロナ世代」と(「ゆとり世代」のように)揶揄されないために、頑張って指導したつもりではありますが、はてさて。

保育と社会福祉を漫画で学ぶ
P198～

朴 希沙(Kisa Paku)

12月末に、この間対人援助学マガジンでも連載を続けてきましたマイクロアグレッションについて、初の翻訳本を出版しました(『日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション——人種、ジェンダー、性的指向：マイノリティに向けられる無意識の差別』明石書店より)。



この本の出版を機にマイクロアグレッションについて紹介したり取材を受ける機会も少しいただくのですが、そのたびに色々と考えさせられます。今まで言葉にならなかった”もやもや”に名前がつき、研究が積み重ねられていることを知るのはエン

パワーメントになると思いますし、何より無自覚に誰かを踏みつけていたのでは？と自分の日常をはっと振り返る機会にもなると思います。しかし一方で、これだけでいいのだろうかとも思います。差別やマイクロアグレッションの実態を明らかにしたりその影響を知ったりすることからもう一歩進んで、そのような環境の中でも力強く生きている、周囲との関係を紡いできているマイノリティの日常を元気づけられるような、そんな研究もできたらいいなど…そんな希望を胸に、4月から子どもが保育園に入り新年度を迎えるにあたって、新たな気持ちで研究や活動に取り組んでいきたいと思っています。

マイクロアグレッションと私たち 休載

浅田 英輔

clubhouse が意外と面白い。毎晩、いろんなルームを聞き、時にはしゃべるほうに参加したり。Twitter で広がったものが、さらに広がる感じ。心理って、凝り固まった人が多いかと思ったら、そうでもない。いろいろなことにチャレンジしてる人がたくさんいる。声、しゃべりかたの好みがあることを再確認した。ネットの世界はまだまだ広いもんだなあ。

臨床のきれはし P104~

三浦 恵子

東日本大震災から10年という記事や報道が多くなされる時期になった。この10年という期間の捉え方は千差万別だと思うし、むしろそれが自然だと思う。

日本全土を覆ったコロナ禍の中で迎える10年、ややもすれば忘れられるのが怖い気持ちもあった。

「震災の時はね、まだみんなで分かち合おうという気持ちがあった。でも、今回のコロナ禍は違う。限られたパイを奪い合うような話(マスクの買い占めなど)を聞くことが増え、とても残念に思う」

被災地でタクシー運転手をされている方の言葉だ。我々はこの10年で何を学んだのかと思った。

そして今年2月13日深夜に発生した地震。最大震度は6を超えた。不安な中で安否の確認などに追われるなかで、かつ

て「木陰の物語」届けるプロジェクトの編集に協力させていただいた時、訪問させていただいた障害者作業所の所長さんのコメントが新聞の紙面に掲載されていた。障害を持つ方々が災害弱者とならないよう、この10年の間にこつこつと取り組まれてきたことが記されていた。

コロナも自然災害も怖い。ただ闇雲に怖がるだけではなく、できることをこつこつと積み上げていくしかないという気持ちを再確認させられた。

更生保護官署職員

(認定社会福祉士・認定精神保健福祉士)

現代社会を『関係性』という 観点から考える P192~

黒田 長宏

新型コロナでとばっちりを受けてばかりだ。現在のところ、一応私は病院スタッフをさせてもらっているの、マスクは一般の方々よりは元々つけていたし、手指消毒も慣れていると思うが、とうとうフェイスシールドまで付ける日々になってしまった。思えば、ボクサー辰吉丈一郎氏は心肺機能を高めるため年中マスクをして生活していたのに、これでは優位性が無くなってしまったし、新型コロナが認知されたかなり早い時期から発明家ドクター中松氏が某SNSにフェイスシールドをタクシーの中で付けて移動している写真をアップしたのを拝見して私は、やはり変わった人なんだなあと思いながら写真をみたのにも関わらず、もはやフェイスシールドは普通どころか大事なアイテムと化してしまった。やはりドクター中松氏はすごい人なのかも知れないと思われた。

<https://konnankyuujotai.jimdofree.com/>

ああ結婚 P176~

山下桂永子

昨年の今頃は学校の臨時休業が決まったばかりで、この執筆者短信にもそのことを書いていました。読み返してみるとただただ不安におののいているなということと、教育分野で心理士ができることは何かという、前回から書き始めたこのテーマについての問いを立てていたようです。確かに



この十数年やってきたことに対して、問いを立てて検証していくような1年になったようにも思います。そのことをこの対人援助学マガジンで書いていたらと思います。

のはずが。今回は打って

変わってお金のお話です。いや、そんなつもりはなかったのですが、書き終わってみると「めっちゃめっちゃお金の話になってるやん」と今更ちょっと恥ずかしくなっています。読んでいただければ幸いです。

心理コーディネーターになるために P160~

尾上明代

とても美味しい無糖のピーナッツバターが手に入ったので、クッキーを焼く予定です。ピーナッツバターを買ったところから教えてもらったレシピをご紹介します。お菓子を作ることは滅多にないので、すごく楽しみです！

ピーナッツバター(常温): 80g

砂糖: 70g

はちみつ 20g

卵黄: 1個分

小麦粉: 100g

きな粉: 50g

ベーキングパウダー: 小さじ 1/4

1) 常温に戻し、よくかき混ぜておいたピーナッツバターに砂糖を加え、よく混ぜる。

2) 卵黄を加えよく混ぜたら、小麦粉・きな粉・ベーキングパウダーを加え木べらなどでさっくり混ぜる。

3) 生地をまとめ、ラップなどで包み、冷蔵庫で1時間ほど休ませる。

4) クッキングシートを敷いた天板に、生地をお好みの大きさに丸め、5ミリくらいに伸ばす。

5) 170度に温めていたオーブンで12分焼いたら出来上がり！！

松村奈奈子

まだまだコロナコロナの日々。
昨年末の事、いつも行く中華料理屋さんで、店長から突然「助けて下さい！売り上げが去年の3割しかないんです」と頭を下げられました。「まじっ」と旦那と思わず目を合わせて、ダイレクトなお願いに少々びっくりしました。いや～、中華大好きだし、ここの「焼き豚」が夫婦でお気に入りなんです。それからというもの、我が家の食卓にテイクアウトの「焼き豚」が頻りに登場しています。いや～、様々な業界へのコロナの影響、ほんまにどうしたらいいもんやら。

精神科医の思うこと

P143~

鶴野祐介

長いようでもあり、あつという間のようにもあるこの1年でしたが、1年前には聞いたこともなかった ZOOM をなんとか使いこなせるようになったのは確かな収穫でした。

うたとかかりの対人援助学

P172~

柳 たかを

DIY ファイアーピット



奈良の家の敷地の周囲や庭に植えられた植栽や木々の剪定をサボると見栄えも悪いし、葉が茂りすぎて風通しや陽の光がさえぎられ木が病気にかかりやすくなります。私が建てた家ではなくて妻の実家ですが、土地が間口が約 18 メートル、奥

行きが約 25 メートルと個人の住宅地としては広い。これらの木々の維持管理は私の仕事だと思い、インターネットなどの情報を頼りに頑張りすぎないをモットーに剪定しています。

驚くのは木々の成長の早さ、5 年前の写真では大人の背丈より少し高い程度だった針葉樹カイヅカイブキが今や 5~6m に。それ以上に成長した桑の木は途中から 7 本に幹分かれて横に伸び広がり、2 本の枝がまもなく隣の JR の線路に届きそうになっていました。

そこで桑の木をメインに伸びすぎた枝を切り落とすことにしました。数日かかってカイヅカイブキの切り枝もあわせると軽トラックの荷台 4~5 杯分にもなった。さてこの少なくない量の木の枝の処分に困りました。

市の焼却場に持ち込みましたが、数日にわたり何度か通ううちに顔を覚えられて、「あと何台分あるの？」(エッ?!…ただの剪定屑だけど…問題があるのかなあ…ふーん)、まあここでこの職員の事情聴取を受けるのも面倒かも…「あーこれで終わりです！」

それ以来、市のゴミ焼却場に持ち込むだけでなく、家の敷地内で少しずつ剪定屑の焼却処分できる設備を作ろうと思いました。ドラム缶を加工した焼却炉も考えましたが、敷地に余裕があるのでキャンプ場の焚き火やバーベキューが楽しめるファイアーピットを作れないかと思い、炉の周りをセメントと赤レンガで囲み、焚き火をしてない時でも見て飽きないものと考えました。まだ完成ではありませんが試行錯誤の末、出来たのが写真のものです。



何度か廃材や剪定クズを燃やしまし

た。その熾火で焼き芋を焼き、懐かしい昭和気分を味わっています。

東成区の昭和 思い出ほろほろメモ

P152~

小林茂

北海道は2月も末となり、少しずつ日差しにも変化を感じさせるようになった。それでも、積雪となるような雪がドサッと降り積もったり、風が冷たく凍えるような日もある。早く雪が降らないような春らしい季節が来ないかと思わされる。

最近の話題といえば、勤務する大学学部の新札幌移転を来年に控え、これまた勤務する幼稚園の移転と同居している協会の移転が同じような時期に待ち構えている。そのための会議や打ち合わせ、身辺整理と、実際の引越以前に気持ちと頭がせわしくなっている。あまり多くのことを抱え込まないことが望ましいが、どうしたものか。できることの限界を思い、自制が必要に思うこの頃です。

対人支援 点描

P141~

中島弘美

CONカウンセリングオフィス中島でおこなっている面接は約90分、対面にてのカウンセリングです。二度目の緊急事態宣言以降は、それぞれの方の事情等により面接スタイルを決めました。すると、オンライン面接を希望される方はそれほど多くありませんでした。オンラインで安心してやりとりをするためには、ハードルがありました。

まず、コミュニケーションツールのタブレットやパソコンなどの操作に慣れているかどうか、です。そして、自宅で周囲を気にせず話ができる環境を準備できるかどうか、です。生活をしている家のなかは、自分以外の家族のだれかがいるので落ち着かない、そのことがなによりも高い壁のようでした。

一方、オンラインを希望された方の最大のメリットは、移動時間を省けることでした。家から離れる時間を確保するのがむずかしい事情の方は、オンラインを利用するとこれまでかかっていた往復の時間と体力的な負担がないことがとてもたすかることでした。

毎回、貴重な時間を費やしてカウンセリングに通っておられることもわかり、相談に来られている方の生活状況や環境、家族理解を改めてしているところです。

カウンセリングのお作法

P39～

団遊

刑務所から出所した人たちの社会定着支援を行う「定着支援センター」の支援員さんに向けた研修講師をしました。もちろん Zoom です。午前と午後で、あわせて5時間ほど。参加者同士のワークや発表もたくさん採り入れたその中で、理解者と協力者の間には、大きな谷があるのだなあと改めて感じました。

理解はしてくれる、賛同もしてくれる、でも、具体的な協力には至らない。「それとこれとは話が違う」。これはどの世界にも当たり前にあることで、もし理解者の多くが協力者になるのであれば、世界から飢餓レベルの貧困はすでになくなっているでしょう。

具体的な協力が難しい理由は、拒む側からいくらかでも出てきます。その多くが、相応に正当性があるものばかり。でもそこで「聞いていただけただけで感謝です、ありがとうございました」と言ってしまうと、ほとんど進展はありません。その谷をどう超えるか。鍵のひとつは、いくつもの協力方法を用意しておくことだと思います。「松竹梅を用意すると竹がよく出る」のは飲食店などでよく知られた話。例えば寄付を募る団体なんか、具体的な金額の案内の最後に「せめていいね！ ボタンだけでも押してください。1 クリックで2 円の支援になります」なんて案内しているのは、上手なパリエーションの作り方です。理解してもらうのはそう難しくない、しかし協力者を募るのは相応の創意工夫が必要だ、そんなことをみんなでシェアしながら、具体的な作戦を考える会になりました。(団遊)

人を育てる会社の社長が、 今考えていること

P36～

村本邦子

大阪はまたもや緊急事態宣言で、どこへも行けなくなった。花もないし、寒すぎて、散歩する意欲もなくなり、下手すると3～4日家から出ないということもあった。仕事ははかどるし、料理や編み物や映画も楽しめるし、いいと言えいいのだが、無性にどこかに行きたくなる。一ヶ所にじっと張り付いた生活は、やっぱり自分に合わない。Facebook を見ていると、私と同じようなタイプの人が他にもいることが見て取れて、密かに笑っている。2 月に入り、菜の花や水仙や梅が咲き始め、ちょっと外に出てみようかなという気持ちが戻ってきた。車でイチゴ直売所巡りをして、毎日おいしい苺を食べている。少しずつ春に向かっていく感じが嬉しいな。4月になれば、対面授業も戻ってくる。少しずつ新しい日常へと移行していくことだろう。

周辺からの記憶 一東日本大震災

家族応援プロジェクト(22)

P123～

國友万裕

今、本当にイライラしています。実はもうすぐ新たな単著が出る予定です。すでに校正は終わっていて、あとは印刷だけです。本当のことを言えば、誕生日に合わせて出版したかったのですが、それは無理だと言われ、3月になりそうです。

今更、出ないということはないとわかっているんだけど、やはり心配です。ここまで来てなんかのトラブルが起きて出なかったらと最悪のシナリオを想定して悩んでいます。昔からこういう性格なんですよねー(笑)。

本のタイトルは『マスキュリニティで読む21世紀アメリカ映画』(英宝社)です。友人にこのタイトルを言うと、大抵の人から「マスキュリニティって何?」と言われます。知識人であっても、この言葉を知らないんですね。マスキュリニティとは「男性性・男らしさ」の意味。とりわけ最近「トクシク・マスキュリニティ(有害な男らしさ)」という言葉がアメリカではあちこちで使われています。これからは、この言葉を社会に浸透させなくてはなりません。この本が少しでもそれを担ってくれればと思っています。



男は痛い!

P92～

古川秀明

講演会&ライブができないので、このシリーズは前回から断念しています。今回は団先生の zoom 講演会の感想を書かせて頂きました。とても勉強になりました。

講演会&ライブな日々

P111～

西川友理

京都西山短期大学で保育者養成をしています。

ここ数か月、全く関係ない別々の場所で「クソバイス」ということばに3回も出会いました。なんとなく感覚的にわかる、この言葉のニュアンス。気になる言葉だなあと思い、調べてみました。

どうやら2015年にエッセイストの犬山紙子さんが『言ってはいけないクソバイス』という本を出したのが発端の様です。「大きなお世話&余計なひと言アドバイス。実はそれ、相手を思いやっているように見えて、上から目線の論を押し付けているだけ、しかも言った本人はとても気持ちがイイ」ああ、わかる！それされるとめっちゃ嫌、にもかかわらず多分私もしたことあるある！！

誰かの相談にのる、だれかの問題解決を目指す、といったことの意味やあり方を考え直そうよ、問題をなくそうとするのではなく、問題に付き合うという方法もあるんじゃないかな…という動きが、社会福祉分野以外でも生まれているのかなあと思います。そういえば、伴走型支援という言葉も随分メジャーになりました。

今、『言ってはいけないクソバイス』は改題されて文庫本で出ているらしいです。その名も『アドバイスかと思ったら呪いだった』

た』…うーん。もうこのタイトルだけでまざまざと蘇ってくる感覚があります。あるあるです。

福祉系対人援助職養成の現場から p66～

坂口伊都

マガジンの原稿の個人情報について言われてモヤモヤした気分になりました。ここで、少し私の想いを紹介させていただきます。

まず、里子に不利益が起きないようにということはいつも考え、言葉をどう選ぶか、何度も読み返しながらかいてきました。どの回でも性別すら特定されないように描き、里親である私自身の心情が原稿の中心になっています。実際に体験することで、私の中で感じていること、起きていることを感情的ではなく、客観的に書くようにしています。そして、里子本人がこの原稿を読むかも知れないということを気にかけました。

これから先、里子は児童福祉法の範疇でなくなる年齢になっていきます。記録として残ることの意味はあるだろうと思っています。里子自身が、その時はうるさいなと思っけていても、実は気にかけてもらっていて、応援している人々が周りにいることを少しでも感じてもらえればと願っています。

何を大事にし、どれぐらいの努力をして形にしているか想像することもなく投げられる言葉を耳にすると、子どもが生きていくことへの支えを大人はどう作っていけるのかを本当に考えているのか聞かせて欲しくなります。

家族と家族幻想 P118～

河岸由里子

公認心理師・臨床心理士・北海道 かうんせりんぐるうむ かかし 主宰

【いつになったら】東日本大震災から間もなく10年というところで、再び大きな地震があった。二度目の大きな地震に、現地の人々は本当に怖い思いをされただろう。北海道でも揺れがあった。この地震が、東日本大震災の余震だという。この10年の間にちよくちよく余震はあったが、ここまで大きいものが来るとは…。いつまで

も心休まることがない。

東日本大震災後の支援で入った時、あの大きな大きながれきの山、山元町の駅から見た土台のみの街並み、あちこちに放置された車、そうした景色に圧倒された。今も心に焼き付いている。避難所で、あの時お話しした方たちは今どうされているだろう？お名前も知らない。お元気でいらっしゃることを祈るだけ。十年ひと昔と言うが、10年経っても「昔」にはならない。同様に胆振東部地震の支援でも、人々の心に深く残る震災の不安。日本の何処かでちよくちよく起きている地震。日本人は地震と共に生きるしかない。地震の隙間で、今を、平穏な時間を大切に楽しむしかないのだろう。

ああ、相談業務 P71～ 先人の知恵から P167～

岡崎正明

年末に我が家に来たニンテンドースイッチ。今さらながら家族みんなでハマっているのが「あつまれどうぶつ森」いわゆる「アツモリ」というやつである。

子どもらはモチロンだが普段はゲームなどしない相方も、珍しく空いた時間を見つけてやっている。「夜10時には店が閉まるから！」と急いで子どもを寝かしつけたりと、中々の熱中ぶりだ。知らない人のために言えばこのゲーム、特に目標が明確でないというか、多様な過ごし方がアリというのが大きな特徴だろう。大魔王を倒すとか、高得点を出してクリアするとか、よくあるゲームの定番ゴールはなく、釣りをしたり、花を育てたり、部屋を好みに作り替えたり、オシャレな服を集めたり…。思いの通りの過ごし方が目指せる。ゲームの世界も私が子どもの頃より大きく広がったものだと思う。



手塚治虫が子どもの頃は「マンガ」というと子供だましのもの、いい大人が読むなんて恥ずかしい！とされていたそうだが、それを手塚はじめ、たくさんの先駆者たちが質の高い作品を作り、今や日本の文化として海外にも胸を張って発信するものになった。

私たちがゲームに抱くイメージや感情も不変ではなく、時代とともに変化するのだろう。コロナ後の児童福祉の現場では、ゲーム依存とかゲームの悪影響を聞くことが増えた印象だが、一括りに「悪」とするのではなく、どうしたら弊害を減らし、ゲームがあっても本人も周囲も幸せに近づけるのか。そこを模索していかないとイケないのと思う。

役場の対人援助論 P99～

大谷多加志

今号から自分の連載に加えて、不定期連載で「マガジン執筆者訪問記」を書いていくことにしました。前号の短信に“執筆者を訪ねたい”と決意を記してから、比較的短期間で実現するという、私としては珍しい展開でした。普段なら帰省などの予定が入る年末年始、コロナの影響でそれらの予定が吹き飛んだことが、実現できた一つの要因だと思います。これまで当たり前に行っていた行動を変えてみる。コロナが与えてくれた功罪の「功」のひとつかもしれません。

訪問記を書いてみて、執筆者の方にお会いしたいという思いは、さらに高まったように思います。今は第2弾に向けて準備をしています。コロナが収束したら遠方の執筆者の方のところへも足を運んでみたいなあ…と勝手に楽しみにしています。

発達検査と対人援助学 P107～ マガジン執筆者訪問記(1) P5～

馬渡徳子

二歳の孫の口癖が、「まっ、いいか」である。察するに、娘夫婦の口癖だ。

この言葉に、緊急性や重要性の大小は異なれど、局面が硬直した際、すっかりと頭が固くなった私たち夫婦は、随分と救われる。

先日、孫たちは、冬休みに YouTube を観た後、お年玉を使って、クレーンゲームに行く約束をしていたらしい。だが、記録的な豪雪のために行くことが叶わないという事態になった。

その翌週、雪が少し収まり習い事が再開、その送迎の際スーパーに寄っていると、幼児向けの付録付きの雑誌に「クレーンゲームの工作」が載っていたのを、二歳の孫が見つけてしまった。やれやれ、チャイルドカートの目線にうまく合わせて、商品が陳列されているのだなあと感心するばかり。(笑)

二歳の孫「ねえね! これで、『まっ、いいか』と幼児向け雑誌を指し示して、ねえね(7歳の孫)に働きかける。

ねえね「いいもの見つけたね。これ、行きたかったんだよね。でも、雪で我慢したんだよね。一緒に遊びたいね。」と、応えた。二人分のおねだり熱視線が、じいじ&ばあばに一齐にビーム!

じいじ「自分らで作れるんか? 途中で投げ出すの、なしやぞ。じいじとばあばは、老眼でできんぞ。」

ばあば心の言葉「あれま、買うんかいな。子どもたちの時には、『してやりたくても、しない。本と部活以外のものは、買うのをちょっと待たせる』んじやあなかつたっけ? 孫は別格か。まあ、作るの面白そうやけど」

ねえね「大丈夫。数字の順番に作れば、いいじ。もしも、できなったら、じいちゃん、理系やから、頼む。」

<文系>じいじ・ばあば、<理系>パパ・じいちゃん、<芸術系>ママ・ばあちゃん、おばちゃん・おじちゃん。孫たちの区分は、上記らしい。

ばあば心の言葉「いや、どちらかというと、芸術系に頼んだ方が…」

「まっ、いいか」

結局、夕飯も風呂も、そこそこに、約二時間かけて、セロテープや割り箸で、修正・補強されたクレーンゲームが出来上がり、孫二人は、そのままお泊りして、翌日土曜日は、遊び倒した。

満足そうな孫たちを観ていると「甘やかして」と娘夫婦に怒られそうだが「まっ、いいか」と返してみせよう。

「昔懐かしい光景」を思い出した。

子どもの頃、「サンダーバード」というテレ

ビ番組があり、そこで観た光景は、移動式電話、テレビ電話等は、現実社会に実現しているの、驚きだ。とりわけ男子は、そのプラモデルに夢中だった。当時にも、子ども向けの雑誌付録に、紙で作る付録があった。高価な可動式の基地付きのプラモデルを持っている友人もいた。が、実家は、そう簡単におもちゃを買ってもらえなかった。私は弟と、蒲鉾の板や、つまようじ、アイスクリームの棒や、プチプチ(気泡緩衝材)、牛乳瓶の蓋、綿や石ころに絵具を塗って、夏休みに「基地」を作った。そして、その基地は、夏休みの工作コンテストで、表彰された。実家の母に電話をして、「あの基地が賞状、まだある?」と問うてみた。

母「床上浸水の時と、お父さんが亡くなった時に、全部捨てたがいね。あんたあ、覚えとらんのか? あんたも、やっぱり還暦やねえ…(笑)」「まっ、いいか」

馬渡の眼
P146~

団士郎

Zoom で連続 6 回の講座 が 2021 年 1 月から始まった。平日の夜 20 時:30 分から 22 時までの 90 分。季刊「かぞくのじかん」誌の読者を中心に、定員超えの 50 人あまりの方に有料受講して貰っている。

通常、援助職の人達に話すことが多いので、ここは少し趣を変えているつもりだが、大して変わらないと思う人もあるかもしれない。

もう一つの zoom 講演も 2 月 13 日、第 3 回目を迎えた。こちらは 20 年ほど前、京都で開催していたトークライブの 2021 年版だ。何を話すかはギリギリまで思案して決める。だから参加申し込みをして下さる方は、何の話をするのか分からないまま参加費を払うことになる。こちらも今のところ毎回定員の 100 人を超えて締め切った。私流の話芸として楽しんでもらいたい思いがあるので、工夫をしていると楽しい。

Zoom なる発信手段が登場して、新たな可能性が展開されていく感じた。コロナによる変化も悪いことばかりではない。用心しながら、コロナ禍の世界も満喫していきたい。

ホームページでコラムの連載も開始し

ていて、ウイークリーで 20 回を超えた。800 字くらいと決めているが、時々長い。ぜひ、ご覧下さい。各地の WS など、いろんなインフォメーションもあります。

更に、3 月上旬には新刊「わが子が小学校に上がる前に読みたい木陰の物語」が発行された。既刊本とは違った本の作り方になっているので、お楽しみ下さい。



Family history (3)
P52~

鶴谷 圭一

僕の新しい仕事に動画編集が加わりました。保護者の来園が制限される中、動画で子どもたちの様子を伝えるという使命から始まったのです。ビデオカメラや iPhone で撮影した動画をパソコンに取り込んで、場面切り替えやズーム、クローズアップしたい場面をスローで編集したりテキストを入れたり…いま3ヶ月間無料で使える「ファイナルカットプロ」というソフトを使っていますが、3ヶ月後に買うことになるんだろうなあ〜と思いつつ、使い方を YouTube で検索しながら作業しています。YouTube って皆さんがごぞって教えてくれるので助かりますねー!

原町幼稚園 <http://www.haramachi-ki.jp>

メール office@haramachi-ki.jp

インスタ haramachi.k

ツイッター haramachikinder

幼稚園の現場から
P62~

水野スウ

この冬は数年ぶりの大雪で、1 月は雪

かきに明け暮れました。その分、季節の巡りが待ち遠しい。昨年 92 歳で亡くなった、大好きな紅茶仲間さんが大切に世話してきたクリスマスローズのひと鉢、お連れ合いから引き継いでわが家に来ています、鉢の中からうっすらピンクのつぼみが頭を持ち上げて春を知らせてくれています。

写真は、ヒマラヤスギの足元にたくさん落ちていた cedar rose(ヒマラヤスギのバラ)。下の部分は次々タネを飛ばしてはがれおちて、最後に残るのが先っちょのバラ。その横にあるのは、ダイオウマツの松ぼっくりをリスがかじったあと。今回の原稿にも登場する、通称エビフライ。どちらも冬の置き土産ですね。

今号は、珠洲のお宿でしたワークショップのことを。これまでも何度か同じプログラムでしたことのあるワークですが、お宿の場の持つ力と、このお宿家族が紡いできた人と人の関わり方の力で、まさに一瞬一会のワークになりました。私自身、この時間を長く記憶しておきたくて、マガジンに文字記録として残します。

きもちは言葉をさがしている P82~

山口洋典

COVID-19 の 19 は 2019 年のことを指すということ、時折忘れそうになることがあります。コロナ禍と呼ばれるようになって 1 年が経ち、1 年前には想像だにできなかった仕事と暮らしを送ってきました。とりわけ、これだけ列車や飛行機に乗らない年はなかったように思います。特に、この 10 年は少なくとも月 1 回は東北に足を運ぶようにしてきたこともあって、です。

そうした中、東日本大震災から 10 年を迎えます。遠く、関西から思いを寄せていた者でさえ、あの日のこと、あるいはあの日からの日々のことを色濃く思い出すことができるのですから、現地の方々にとってはなおのこと、胸騒ぎするところがあるのではないのでしょうか。細くとも長く、つながりと関わりを大事にしていきたい、という思いからいくつかの活動を展開してきましたが、その一つに、当時は京都を拠点としていた NPO 法人アート NPO リンクによる「アート NPO エイド」というものがあり、その一環で山元町役場(宮城県亶理郡)に

て 2011 年 4 月 23 日に藤井光さんによって撮影・投稿された岩見夏希さん(仙台市立立木通小学校 5 年)の『ない』という詩の写真が、今でも脳裏に焼き付いています。既にアート NPO エイドは活動を終了してしまっただけ、喪われたいのちと残されたいのち、それぞれの尊さを改めて大切にしていく決意として、インターネットアーカイブに保存されていた URL

(<https://web.archive.org/web/2019102101426/http://anpoap.org/?p=716>)にある写真を紹介させてください。



PBLの風と土 P178~

見野 大介

気づけばもう今年も4分の1が過ぎました。今年は大きな変化が生まれる可能性が出てきたので、その変化に対応しつつも仕事のペースは落とさないよう、ひたすら頑張りたいですね。

ハチドリノ器 P4

脇野 千恵

コロナ、コロナと言われて、早いもので 1 年が過ぎました。今年の始まりから、仕事と研究や実践に追われる毎日で、コロナに罹っている場合にはありません。ワクチン接種を優先的に受けられる身ですが、私なりの対策を打って待つことにしようと思っています。

さて昨年は、家族の一人に難病であることがわかり、コロナと二重の困難に闘う 1 年でした。幸い日本でも数少ない治療法によって、命にかかわることはないだろうとお墨付きをもらいましたが、コロナ禍での医療関係の人たちの懸命な治療に、感謝しかありません。まさかと思っていることが、我が家にも起きることがある。家族のことを長く勉強していますが、色々な事例から学んできたことが活かされました。慌てず冷静に受けとめ自分なりに理解す

ることができたことです。長く生きていて色々なことがあるなと思うこの頃です。

こころ日記「ぼちぼち」part II P229~

竹中 尚文

坊さんがお経のあとのんびり坐っている、というイメージを私は大切にしたいと思っている。ヒマそうな顔をして坐るのである。例年のことだが、1 月と 2 月は忙しい。お参りの約束がいっぱいで、お参りのお宅を一步出るとバタバタと走る。例年、2 月頃に息切れをして風邪をひいて寝込むことになる。今年は、コロナもあって気をつけたからかも知れないが、2 月 20 日を過ぎて風邪をひかなかった。と思ったら風邪をひいた。風邪をひいたら、お葬式ができて這々の体で出掛けた。イメージづくりもあったものではない。不覚であった。

路上生活者の個人史 P89~

中村正

大学人としては定年準備期である。4 年後の今頃は研究室の片付けをしている予定だ。さらにその後も生き続けるだろうから、まったく社会から撤退することはない。その後の動きをどうするのかの準備期でもある。

立命館大学には法学部に入学した学生時代からいることになるので長い。1977 年入学だからもう 45 年程になる。大学院生、教員として過ごしてきた。長過ぎだろう。といっても内的には一貫しているものがあると思っているので外形的なものが変わるだけで、突然中身が充実するわけでも逆に穴が空くわけでもないし、学生や院生は目の前にいるし、仕事も山のように存在している。

ただ、この 4 月より「研究専念教員」となる。2 年間は研究や研究指導中心で過ごすことができる。コロナ禍でなければ海外に出かける予定だった。これまで長期の在外研究の機会を利用して、サンフランシスコ、シドニーと滞在してきた。S のつく大都市は憧れの街が多いと海外駐在の方々はいふ。残念ながらコロナ禍で三つ目の S のつく大学都市にはでかけることができなくなった。せめて 2 年間のうちに

海外調査ができるほどにはコロナ禍がおさまって欲しいものだ。

臨床社会学の方法

P26～

中條 興子

ご無沙汰しています。もうすぐコロナ禍になり一年が経とうとしています。今も感染防止のためにマスクを装着することはお互いの命のために大切です。マスク文化のなかでの音声会話は、盲ろう者として生きる当事者として不自由な状況が続いています。

このたび、きっかけがあり、音声会話をする機会が増えています。

その事について前号時に書こうと思ったのですが、整理ができず、お休みをさせていただきます。正直、今もまだ整理ができていないので、整理を待っていたら一生書けない気がしてきました。

今号は、なんとか言語化できるものは言語化をして、書いてみようと思いました。支離滅裂なところも多いと思いますので、読みづらいと思いますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

「盲ろう者」として自分らしく生きる

p225～

寺田 弘志

書類作製も、対人援助の技術としては重要なものだと思います。

必要な書類であれば、できるだけ患者さんの利益になるよう、懇切丁寧に書かせていただいています。

しかしながら最近なんちゃら機構から届いたある患者さんに関する調査書は、A4で8ページ、質問項目が山盛りでした。しかも解答欄が小さすぎるので、書式をワードで作直して入力しました。

新型コロナの感染防止対策の徹底で時間に余裕がない中、回答書を作るのに10日以上費やしました。

文字カウンターで見たら、12000字。400字詰め原稿用紙にすると30枚分です。30枚というと大したことないかなと思いましたが、今回の本文の記事は文字カウンターで4000字。およそその3倍なので、やっぱ私にしたら大したことありません。

接骨院に心理学を入れてみた

P184～

浦田 雅夫

1年のなんと早いことか。コロナで突如の学校閉鎖。あれから、もう1年。遠隔授業や蜜を避けた対面授業、学生も教員も慣れないことによく頑張った1年でした。はやく安心した日常を取り戻したいものです。

社会的養護の新展開

P60～

中村 周平

前回、ようやくタイトルに沿った内容をお届けできたのですが、今回私の不手際で原稿を完成させることができませんでした。誠に申し訳ありません。今回は皆様に喜んでいただける内容をお送りできればと思います。近況報告としては、世間でも頻繁に話題に上る、ワクチンについていろいろと考える日々を送っています。自身の状況から、一日でも早く接種した方がよいと思う反面、将来的な副作用についても不安を感じています。また、打たないという選択肢が許されない社会の雰囲気にも脅威を感じつつ、どこかで折り合いをつけなければならないなと思っております。

ノーサイド

休載

千葉晃央

人は所詮、ドーナツ状の生き物と、どこかで聞いた。真ん中の穴に何かを入れ込み、養分を吸い取って生きている。体の内側も実は外側の皮膚と同じ。つまり体の内側も外側なのだ。父の死去以降、特に体を大切にしてきたつもりだったが、「自分だけは大丈夫！」はあるはずもなかった。

突然の体調不良で体内のあちこちから内視鏡。ポリープを見つけ次第、切除ということになった。食事制限をしてきれいに体内をみてもらう「何とか液」。これか！私が廃プラリサイクル施設でよくコンベア上に流れてきた、「それ」である！こういう出会い方をするのが、リサイクル職場あるある。廃棄されたものをみて、後から知っていくパターン。とうとうそのユーザーに私もなったのだ(たくさんのプラゴミのなかでよく見ていたものは、自分もユーザーになっ

ていくのも当たり前か……)。

自身の体内映像も見ることになったが映画「ミクロの決死圏」で途中から記憶がない。発見！切除！で食事制限、経過観察を経て今である。1年後、経過をみるために来てね！といわれた。コロナ禍での医療現場での様々な配慮にも触れて、感謝しなかった。

こうした書き物をしているときは、口を動かすと、また集中が継続できる時が多かった。ガム依存だったが、胃腸につらくなってきていた。皆さんはどう工夫をしているのだろうか？そもそも、そんなことをしなくても皆さんは集中できるのか…。体を動かすのが好きな自覚はあるので、それに基づく職業選択をしてきたことを考えると自分を信頼できる。これから体の変化は当然で、その変化にどう合わせていこうか。そんなことになってきた数年だった。

あらためて体内も外側の皮膚と基本同じ！皮膚に長くくっつけておくことを前提に養分接種をしたい。皮膚接触をコントロールし、ドーナツ状の生き物としてよりよく生きよう。



家族支援と対人援助 **ちばっち**

chibachi@f2.dion.ne.jp

090-9277-5049

障害者福祉援助論

P22～

障害者福祉援助論

- これから現場に行くあなたに！ -

第2回

違反は健康的なのか？

千葉 晃央

前回は心理、生理、社会の3つの視点を援助職が持つことの大切さについて、書きました。今回は人が行う、エネルギーや表現の発露、その方法について取り上げます。

違反は健康的？

クラスに髪の毛を染めている学生がいる。そんなことが私の学生時代にまわりでありました。当時は、その人はヤンチャ系とされていて、周りからも一目置かれていました。それは、どちらかというと困った存在として位置づけられている印象がありました。先生たちも実際に校則違反であり、「風紀の乱れ」などといって対処に困っていた様子もありました。また、その人に対して学生同士の中でも「少し怖い」というか、「普段どういう感じの人なんだろう」と構えてしまうところがあったように思います。でも、知り合ってみると意外と友達思いだったこともありました。

ところが、こうした対人援助の学びをして、援助職の方々と出会い、あれこれ話すと「髪染めて

る？おお健康的だね！」と話しているではありませんか！はじめは頭に「？（はてな）」が浮かびました。しかし、発達心理学等の思春期、青年期の発達課題を知ると「なるほど」と理解できていったように思います。具体的には、自らの存在意義（アイデンティティ）を求める発達課題に直面することも多い時期であること、親からの巣立ちの時期でもあること、異性を意識する時期であること、外見へのコンプレックスを感じやすい時期であること…などです。それらを念頭におくと、確かに健康的？という根拠が分かってきます。また、こうした（髪を染めるなどの）行動化をしないで時間を重ねていくケースの中に、年齢的に遅すぎる行動化や歪んだ形での行動化…？と思うことがあったりもします。今回はこのあたりを取り上げます。

体に出るか？

「身体化」

行動で出すか？

「行動化」

言葉で表現するか？

「言語化」

人は当たり前ですが「動物」です。動くモノなのです。では、どう動くのか？どんな風に動くのか？がポイントになってきます。人は自分の思いや願いや欲望に基づいて、何かアクションをしよう、またはせざるを得ない状況に必ずなります。簡単な話で言いますと、おなかがすいたら食べなくなる。「欲求」ともいわれます。目の前に食べ物があると手を伸ばしたくなります。でも現実場面では、食べてはいけない状況もあります。その食べ物が他の人のものであったり、まだ授業中であったり…。その時は我慢をします。食べたくてもその欲求を抑圧する。でも、その「気持ち」、「思い」は存在します。我慢だけで収まらないこともあります。時にはその行動をしてしまうこともあります。また、その我慢が巡り巡って体に表れることもある。でもその思いを言葉で表現することで結構満たされることもあるといわれています。

行動化

最も原初的な手段が「行動化」です。おなかがすいたら食べる！行ってみたいから歩き出す！欲求を行動に率直に出すことです。心にあるものや頭に浮かんでいるものを実際に行動にうつす。「ただし社会のルールに反しない限りでは…」という注意書きが付きます。

「髪の毛を染めたい」という気持ちを実現したのはとても素直なことです。自分のそうした願いに伴う行動を自分自身に許している人は、他の人も自由にしていることを許すことができるともいわれています。人は自分が我慢をしていると、我慢をしていない人にやさしくできません。「私がこれだけ我慢しているのに！」「私はこれだけ頑張ってきたのに！」「苦勞もしないでラクしやがって！」と、どんどん意地悪になります。日常から、我慢と感じる時間や行動は多くならないよう気を付け

なければなりません。心理学では「アイムオーケー、ユアオーケー」を目指すという言い方で整理されていたりします。

身体化

「したいのにできない」そんな気持ちがある程度は抑圧して、ないものとして扱うことができるかもしれません。しかし、そのエネルギーは一定量を超えるとどこかに向かうとも考えられています。つまり心理的なストレスに端を発する身体的（精神も含む）な症状です。様々な病気の原因の説明で、「心理的ストレスもひとつのきっかけになることがあります」と書かれているのをみませんか。「～したい」というような思いは表現やその発露がないと自分（の身体）に向かうといわれています。不登校の子が朝起きるとおなかが痛くなるという心因性の症状に代表されるように、エネルギーの抑圧による過負荷状態です。「行きたくない！」けれども「行かないといけない」という葛藤状況は「行きたい」と「行きたくない」の両方の願いがかなわない状況としてあるといえるかもしれません。そうした思いが行き場をなくすと自分の体に跳ね返ってきます。「ストレスの多い職場で体を壊す」なども聴くことがありますね。もしかすると体が壊れることで、そこからの日常の変化を生き物として無意識のうちに狙っているのかもしれません。症状が出たことでその場を離れられるという利得があります（疾病利得）。サーモスタットのような自衛機能かもしれません。逆に、体調がすぐれない時は、過剰なストレス状況が自分にはないか？を見直すことも必要になってきます。でも、そもそも体に出る前にできることがないか？というのが次のところです。

言語化

以上のような状況で、より健康的なのは言葉にすることです。これは動物の中で、人間がとてつもなく発達させた部分です。感じていることを言う、願いを話す、夢を語る…。言語で表現をすることが、肉体的にも健康的ですし、社会的に許容される行動選択という意味でも大切です。我慢するのではなく、その気持ちを話す。「こういう気持ちでいます」ということを伝える。第三者に「私も同じです!」と言ってもらったり、「気持ちわかります」と言ってもらったりすることも大切です。そのために援助職はいるのです。なおかつ、お金をもらって存在するのです。その人には話す人もいないこともあるからです。そんな状況で永久的に過ごすおそれもあるのです。まずは一時的に2者関係を援助者と構築する。二人という関係を安定させて、それを基礎に、より広い関係を構築し、

最後は社会につながっていただくことが援助職の目指す目標です。人間は社会的な動物（リストテレス）ともいわれる所以です。

言語化の場面を増やすにはどうしたらいいのか。まずは単純に話そうと思える場面があることです。時間的に余裕がある様子が援助者にある。その様子が利用者さんに伝わるのが大事です。ですので、不要な業務はできる限り減らす努力が日常的に大事です。余裕とか予備力とでも言いましょうか。常にエンジン全開で走っている状況では話しかけもしにくいです。また突発的な状況に対応もできません。それを防ぐためには、上司や他のスタッフが一定サポートできる状況を常に作っておくことも工夫の一つです。



泣くのも大事!

話す環境、あなたも環境

リラックスした場面の演出も重要です。さらに、渴きや空腹を満たす、飲食を共にすることは心の余裕を生みます。また援助者と利用者の共有体験にもなりますし、その共有体験をベースに支援は行われます。ちょっとしたことから構いません。一緒に駅から自宅に行く道中を共有したり、家庭訪問であったり。こうした共通の経験が援助者の声に耳を傾けるきっかけにもなります。植物など緑の多い環境やリラックスできる音楽、自然音も助けになることもあるでしょう。

また、かかわってからすぐに短期間での成果を求めすぎること危険です。ソーシャルワークはプロセスです。人間をそんなに簡単に変化、むしろ操作できると思うこと自体が危険な考え方です。そして何より大切なのは話したくなるような相手か？というところです。このあたりはまた深めていきましょう。

今回は3つの手段を人がとることを確認しました。特に身体化よりは行動化、言語化が多くある方が望ましいことが伝わればうれしいです。

なかには言語が苦手な方もおられます。その場合は、そのかたの行動の意味を理解できる援助者になることもより求められます。そのためには家族や長くかかわっている支援者等にきくと、「こういう動きのときはこういう気持ち」、「こういう短い発声の時はこういう意味」など分かっている方が必ずいます。その人たちからしっかり聞いておくことで行動の理解の助けになります。

また、言語を補助する写真、絵、コミュニケーションボードなどを用いることも当然役に立ちます。発話がほとんどない方もおられます。その分、いろんな場面で我慢していたり、周りの人に先回りしてかかわられてきたりすることもよく起こります。つまり本来以上に被支援者になってしまっ

ている状況に出会うのです。その時には、ご本人の意向を聞く努力、また代弁をする努力も突き詰めなければなりません。

今回は事例をもとに考えてみたいと思います。

BACK ISSUES

「障害者福祉援助論」

1.福祉の独自性とは

対人援助学マガジン 43号

2020年12月

「援助職の未来 1~2」

対人援助学マガジン 41~42号

2020年6月~2020年9月

「対談企画 教育と福祉の連携を模索する」

対人援助学マガジン 16号

2014年3月

「障害を持つ友達と過ごすとは？巻末座談会」

対人援助学マガジン 6号

2011年9月

「1 工程@1円~知的障害者の労働現場 1~40」

対人援助学マガジン 1号~40号

2010年6月~2020年3月

臨床社会学の方法

(32) 怒りが暴力を振るわせるのか

-感情を生起させる「憎悪・嫌悪」の構図とアンガーマネジメントの乗りこえ-

中村 正

1. 怒りの感情の語られかた

怒りの感情の語られ方について検討してみたい。たとえば判決の報道から二つ。

一つめ。「怒りの感情に任せ暴行-体罰元教諭に有罪判決」

愛知県豊橋市の小学校で体罰を繰り返していたとして、暴力行為等処罰法違反の罪に問われた元教諭(43)に対し、名古屋地裁豊橋支部の明日(ぬくい)利佳裁判官は6月28日、懲役1年、執行猶予3年(求刑懲役1年)の判決を言い渡した。明日裁判官は「怒りの感情に任せて暴行を加えた、身勝手に理不尽な犯行」と指摘した上で、▽事実を認めて反省し、既に教育現場から離れている▽アンガーマネジメントの講座を受講している▽妻が監督する意向を示している――と判決理由を述べた。関係者によると、元教諭は2017年10月、2年生の女児が誤った解答をしたところ「よく見てよ」と言いながら髪の毛や後頭部をつかんで額を黒板に複数回打ち付け、約2週間登校できない精神状態に追い込んだ。さらに同月、男子児童の頭を定規でたたき、「余計な物を机の中にしまわないことに腹が立った」と釈明した。元教諭は12年8月にも4年生の女児をペンでたたいて戒告処分を受けた。15年には男児の肩を押して転倒させ、左手首骨折のけがを負わせたが、管理職には事故と報告。17年4～10月には

9人の児童に対しほうきの柄でたたき、頬をつねるなど14件の体罰を繰り返し、口止めしていた。18年2月、停職6カ月の懲戒処分となり、依願退職。2カ月後、児童に対する暴力行為法違反の罪で在宅起訴された(『教育新聞』2018年6月28日)。

https://www.kyobun.co.jp/news/20180628_05/

(2021年2月28日閲覧)

二つめ。「継父に有罪判決」-田原本虐待奈良地裁-

妻の連れ子の4歳男児を殴って軽傷を負わせたとして、傷害罪に問われた田原本町新町、土木作業員増田文彦被告(26)の判決公判が25日、奈良地裁であり、野路正典裁判官は「安易に児童の顔面を殴打する行為は悪質」と懲役1年、執行猶予5年・保護観察付き(求刑・懲役1年)の有罪判決を言い渡した。判決によると、増田被告は4月18日午後8時半ごろ、自宅で男児を殴打し、ガラステーブルに顔面を打ちつけて全治10日間のけがを負わせた。野路裁判官は「怒りの感情に任せて児童の体に暴力を加えた。しつけの一環とはとうてい言えない」と述べ、「児童の体には、たばこによる熱傷痕も疑われ、暴行の常習性がうかがわれる」と指摘(『奈良新聞』2010.08.26)

時間の隔たりは10年あるがよく似た論理で怒りの感情と暴力の関係を捉えている。

他にネットの「Weblio類語辞書」をみてみよう。「類語辞典・シソーラス・対義語」辞典に「感情に任せてという言葉の使われ方」の説明がある。

「理性を失って感情のおもむくままに行動するさま。感情に流されて一時の感情に流されて激情にかられて感情に任せて感情を抑えきれずに感情的になって、一時の衝動から頭に血がのぼって、激昂して、逆上して、激情に駆られて、カッとなって、熱くなって、癩癩を起こして、ついカッとなって、ブツンして」と記されている。

同じくネットの類語、関連語、連想される言葉についての辞典からも引用しておこう。

「めくるめくような・興奮する・怒りが爆発する・半狂乱・嵐のような・カッとする・たけり狂う・衝動に駆られる・ちゃぶ台返し激情に駆られる・暴力的な・血が逆流する・感情をむき出しにする・感情が渦を巻く・狂ったように・感情に走る・激昂する・怒りが込み上げる・乱心する・狂奔する・怒りにまかせて・逆上する」となっている（Web「日本語シソーラス連想類語辞典」）。

ネット辞典も判決文も同じで、怒りの感情は衝動的で統制不能であり、攻撃的な行動を駆動するエネルギーのようなものとして捉えている。司法の考え方も常識の範囲のなかということだろう。

こうしたことが前提となってアンガーマネジメントというアプローチの必要性が提唱され、流行となっている。次にこの点を考えてみる。

2. アンガーマネジメントが流行している

Webの『月刊人事労務』（日本人事労務研究所）で「怒りのコントロール」が特集されているので紹介しておこう（2016年10月号〈怒りのコントロール〉）。

人間が生きていく中で、“怒り”の感情は避けられません。不安な状況、不快な扱い、不満な環境、納得できない出来事などに遭遇したとき、“怒り”は自然と沸き起こる感情なのです。ただ、“怒り”の感情に乗っ取られた状態のままでは、カッカして冷静な判断ができず、イライラして生産性が低くなり、困った状況を打開することができなくなります。問題解決に至らないばかりか、ストレスによるフィジカル・メンタル不調や、攻撃による人間関係崩壊といった新たな問題も生じさせかねません。逆に、“怒り”の感情に支配されず、そのエネルギーのみをプラスに活用すれば、難局を乗り越えることも可能なはずです。

「アンガーマネジメント」とは、1970年代にアメリカで誕生したとされる「怒りの感情と上手に付き合うための心理的なトレーニング」です。近年では、職場における円滑なコミュニケーションの促進や、パワハラやモラハラの抑制にも有効だとして、日本のビジネスシーンにおいても関心が高まっています。

こうした文脈でアンガーマネジメントは技術（スキル）として可能になるものだとされている。ネットにもビジネス書にも教育や保育の世界でも、こういう捉え方がほとんどだ。

3. 怒りの感情の奥にあること

アドラー心理学をもとにして体系的にアンガーマネジメントを考察しているのは岩

臨床社会学の方法(32) 怒りが暴力を振るわせるのか
-感情を生起させる「憎悪・嫌悪」の構図とアンガーマネジメントの乗りこえ-
(中村正)

井俊憲氏の『感情を整えるアドラーの教え』(だいわ文庫、2018年)である。この連載で主題にしている暴力や虐待の考え方に近い諸点も含まれるので紹介しておこう。

岩井氏は「感情は自分で“使うかどうか”を決められる」(4頁)という。さらに怒りとは二次感情であるという。「腹が立つ、怒りを覚えるなどの感情は二次感情」という。これを一次感情として把握している。「落胆」「恐怖」「不安」「悲しみ」、こういう感情が湧いてきたとき、人は怒りという感情を使って相手に伝える。怒りという感情は、とつてもインパクトがあり、相手をひれ伏す効果があるので、こちらの意見が通りやすい。

さらに、人が怒りという感情を使う場合は、大きく分けて四つだと指摘する(47頁)。

- ① 自分の権利擁護:誰かに自分の権利・立場を奪われそうになったとき
- ② 他者を支配する:相手を自分の思いどおりに動かしたいとき
- ③ 主導権争いで優位に立つ:交渉などで相手よりも優位に立ちたいとき
- ④ 正義感の発揮:正しい(と自分が思っている)ことを教えてやりたいとき

アンガーマネジメントはこうした怒りの感情理論に依拠している。確かにコントロールのスキルとしてはありうるアプローチであるし、感情理論としても理解できる。怒りを抑える技術として、元になっている第一次感情の整理をすべきだということまではわかる。

これを踏まえた上で、脱暴力のプロジェクトからすると考えなければならないことがあると考える。一つは、「感情コントロー

ルのスキル化」にとどまってしまうことの問題性である。二つは、上記の四点に同意したとしてもそこにある権力勾配を無視できない点である。この四つの元になる感情を社会的なパワーとコントロールの権力関係と重ねて考える必要がある。「権利擁護、支配、主導権争い、正義感の発揮」を、たとえばジェンダー秩序と重ねてみることで社会がみえてくる。そうするとそれは単なるスキルでは解決できないマクロな問題に根ざしていることがわかる。ジェンダー問題だけではなく、人種・民族へのヘイト、障害者への差別、セクシャルマイノリティの排除や差別等多様にある。

別言すると、第一次感情に対処すべきということになるが、「図」としてそれらを理解したとしてもその背景がさらに「地」のようにして存在し、そうした感情を生起させる思考の枠と権力勾配があることを見なければならぬ点である。

そこで、その「思考の枠、認知の仕方、権力の勾配」について検討してみよう。ひとつの手がかりとして何かを憎悪させるヘイト(憎悪)の構図を考えてみる。怒りの感情とその背後にある別の心的状態をつくりだす「憎悪のピラミッド」として社会的文化的政治的に組織されたものを図示したものを紹介しておこう。



憎悪のピラミッド(出典:Anti-Defamation League)

憎悪のピラミッド (Pyramid of Hate)。作成は、Anti-Defamation League (訳すると、名誉毀損防止同盟、略称: ADL) とは米国のユダヤ人団体。反ユダヤ主義と対決することを目的にしている。「憎悪のピラミッド」という図で、ナチスのユダヤ人迫害がホロコーストに至った歴史や、ルワンダでの虐殺など、過去の様々な事例を分析して作成されたもの。

ピラミッドの土台の下二つの「偏見による態度と行動」の箇所には先の四つの感情を置いてみると社会的な感情となることが見えてくる。憎悪という社会的文脈は感情となった権力性や心理的・精神的暴力として生起することがわかる。

この図は反ユダヤ主義を批判するという反レイシズムを根拠づけるためのものである。四つの感情を単なるアンガーマネジメントスキルだけでは処理できない。だから根の深い社会問題の理解と解決に向かう必要がある。アンガーマネジメントだけでは到底アプローチできない層にねざす感情でもあるということだ。さらに同じようなことは人種・民族だけではなく、ジェンダー、LGBTQ、階級階層、被差別地域、障害等、いわゆるマイノリティについても考えることができる。いろいろな種類のピラミッドが描けるということだ。そうすると憎悪の

感情生成の文脈を想定しなければならない。四つの感情が中立的に存在しているのではないということだ。

4. 感情の社会学

そこで感情社会学というアプローチを紹介しておこう。

感情社会学には、感情規範、感情規則、感情労働という概念がある。感情は衝動的なものではなく、社会的に構成されたものという意味である。『実践・精神科看護-家族関係・障がい者福祉』(日本精神科看護技術協会(監修)、精神看護出版、2007年5月)に書いた文章(「看護に役立つ知識領域-社会学・心理学などによる「社会臨床」の視点-」)の一部を引用しておきたい。

現実は社会的に構成される一羅生門的現実のなかで-

複数の現実

その相互作用は、関わる人々相互の「状況の定義」に依っている。人々の意味づけと解釈によってささえられ、いろどられているということだ。芥川龍之介の短編、「藪の中」をもとにした黒澤明監督の『羅生門』(1950年)という映画がある。これは「複数の主観的現実解釈」がテーマである。京都の山中で起こった殺人事件の「真相」が複数の関係者と目撃者によって語られる。殺された被害者があの世から巫女の口をとおして真相を語る。「おれは自殺をしたのだ」と。それとはまた異なることを妻が語り、加害者が語り、目撃者が語る。重層的な現実の構成が浮かび上がる。真相は「藪の中」であるが、それぞれの語り(意味づけ)は一貫しており、リアリティがある。こうしたことは私たちの現実生活にもある。裁判がそうである。加害と被害では

臨床社会学の方法(32) 怒りが暴力を振るわせるのか
-感情を生起させる「憎悪・嫌悪」の構図とアンガーマネジメントの乗りこえ-
(中村正)

「真実」の語りが異なる。検察官と弁護人は真っ向から対立し、同じ事件でも意味づけと解釈が異なることがある。そして、心理臨床の相談の場も同じだ。悩む人はその悩み方をこじらせて自分を責め、自尊心を低下させている。同じような病気や障害にあっても人生での意味づけは千差万別であり、カウンセラーはその人にとって落ち着きのよい「真相(=現実)」となるように援助する。さらに、同じ病気や障害を生きることになっても、家族の事情、年齢と経験、ものの考え方や感受性などでその主観的現実は一様ではない。虐待する親も「これは嫉だった」といいはる。自分にとって都合のよい考え方(これを心理療法の一つである認知行動療法では「認知の歪み」という)をしていることに気がつかない。アルコール依存症患者も依存症であることを否認する。もっと広く言えば、ささいな口論から大きな戦争に至るまで、すべて人間のコミュニケーションは「羅生門的現実」だとも言える。

相互作用をとおして生成する自己

あたり前のようにして流れていく日常生活は、こうした主観的現実の錯綜する<場>でもある。それぞれ異なる主観的現実の解釈や意味をもった者同士が関わりあう。それは他者との関係性に他ならない。他者との相互作用をとおして、私は私であることを理解し、私らしく行動し、私であることを実感する。関わりのなかの自己である。たとえば、鏡のまえで化粧をし、服装を整え、髪をきちんとするとき、すでに見られる自分を意識している。それは毎朝のことである。たった一人でも社会的な相互作用をおこなっているということだ。見られる自己、これを「鏡に映る自己」という。他者という鏡に映し出された自分の姿(相手からの評価、意見、態度など)を想像する自己の姿である。他者の存在が不可避免的に私に影響するが、その私もまた誰かにとっての他者なのだから、無限に連鎖する連な

りのなかにいる自己がみえてくる。

ジョージ・ハーバード・ミードの社会的自己論は二つの自己を区別した。「Me」は他者が見る私のこと。客我とも言われている。複数の社会的関係に媒介されて意識される「Me」は他者という「まなざし」のなかにある私である。「Me」をとおして、その社会のもつ標準的な行動や意識、考え方、感受性がそこに反映される。それに反応して表れるのが「I」である。主我ともいわれている(「I」と「Me」の理論については、ジョージ・ハーバート・ミード(河村望訳):デューイ=ミード著作集6、人間の科学社、1995年)。

こうして他者は私に作用し、影響を与える。一般に、家族、仲間、学校、職場、宗教、地域、スポーツクラブなどなんらかの焦点のある集団に所属しながら、人々はそれを社会と観念し、そのなかで成長する。「第一次集団」(民族、家族などの生得性をもつ集団)から「第二次集団」(仲間や組織など選択的集団)へと依拠する場を変えていく。意味の源泉ともなり、生きる力にもなる、そんな集団を「準拠集団」という。各個人は、自らが所属する集団の期待、意識、習慣などの観点を内面化することにより自己を確認し、自我を形成する。その過程を「役割取得」という。行動の仕方、思考の様態、感情の発露の仕方などを社会に適合するように学習し、私たちは「社会化」されていく。それは「個別化」という自立の過程でもある。「社会化」されることによって「個別化」され、私は私らしく「個性」を構築したと感受する。「社会化」と「個性化」は相携えて進行するメダルの裏表である。人間にとっての集団帰属の大切さを重視した心理臨床は、グループアプローチ、コミュニティ心理学、家族療法としてその固有の役割を果たしている。それはこうした社会内存在としての自己のあり方に注目した手法である。

役割距離

もちろん、社会が期待する役割をただ内面化するだけではなく、そうではない自己もどこかに保持される。役割を遂行する過程で、社会から期待される「役割取得」への個人的な対応をおこなうことがある。そのまま社会の期待する役割にのみこまれないように自分を保ち、そうした役割とは距離をとる。本当の自分だと思えることを守るための抵抗、拒絶、無視などである。これを「役割距離」(ゴフマン)という。他者との相互作用において良い印象を与え、悪い印象を与えないように努力することを「印象操作」という。そうした作業をとおして、〈場〉としての日常生活へ自己を呈示する。私はそのなかで絶えず、見られ、創られ、承認され、評価し、操作し、隠す。いずれにしても、自己は社会のなかで、他者との交わりなしには、存在しえない。「羅生門の現実」という様相を呈する社会のなかで、時には厳しい他者のまなざしも気にかけながら、本当の自分の領域や意識をどこかに保存し、人は相互作用という舞台をとおして表出的に構成される。これを「表出的個人主義」という。

社会的につくられる感情—感情の社会的構成—

もちそん、日常的相互作用は、自然に生じると思われている喜怒哀楽の感情を社会的に構成し、組織する〈場〉でもある。愛している人だから察して欲しいと思ひ、憎しみがこみ上げる時がある。人前で失敗し、恥をかくのが怖くていつも緊張してしまう。いかんともしがたい感情があることに気付く。赤ちゃんは快と不快のままに生きているので、その発露は自然体だ。子どもも言いたいことをいい、わがままに気分をだし、駄々をこねる。長じるにつけ、こうした御しにくい感情をコントロールすることを強いられる。しかし、理性は感情を統制できないことがある。その困難を超えて、社会が求める相互作用の場面にふさわしく自分の感情を

コントロールしなければならない。葬式の場面、結婚式の場面、いやなお客に対応する場面では、そうした感情の統制が求められる。こうした感情規則をあつかう分野を「感情社会学」という。

感情労働への着目

アーリー・ホックシールドは客室乗務員を例にして「感情労働」を語っている(アーリー・ラッセル・ホックシールド著、石川准・室伏亜希訳:管理される心—感情が商品になるとき、世界思想社、2000年)。笑顔でのサービスが商品となっているという。喜怒哀楽をそのまま表現するのではなく、その場に適合させて表出しなければならない。印象操作とよく似た「感情操作」である。「感情労働」は、対人援助とヒューマンサービスに携わる人には常態となっている。ホックシールドは「表層演技」と「深層演技」を区別した。単なるふりをする演技は「表層演技」、想像力をもちいて悲しみを内側からも感じるようにするのが「深層演技」である。生と死をめぐるリアリティが生起する看護の場面はこの「感情労働」に満ちている。クライアントはままならない身体に否定的な気持ち、落胆する気持ちをもつ。ケアする者はこうした感情を察し、心配りや配慮をする。ケアする者に独自の疲労が蓄積する。「表層演技」をすればするほどそれは「偽りの自分」に見えてくる。しかし、「深層演技」ばかりしている時間も余裕もないし、そうした深い関わりをしていたのでは容易に燃え尽きる(対人援助職者に特有のバーンアウト現象)。これを根拠にして「ケアする者へのケア」が必要となる。

感情はこうして社会的に編成されている。相互作用の場をとおして操作、演出、表出される。この文章では書き切れていないが、感情の社会性と公共性を考えていくことが必要だとうことになる。各種のヘイト行動、

マイノリティの排除、DVや虐待に引きつけて考えていくと、自分では何ともできない暴走するような怒りの感情があり暴力を振るうという説明に立つことはできない。

親密な関係における暴力を考えるために少し整理しておきたい。①DVと虐待でいえば、怒りの対象が家族に限られていることがポイントだ。ということは衝動的なように見えるがその怒りの感情は相手を選んでいくことになる。だから理性的でさえある。②そしてその相手へ言葉で表現するのではなく、暴力として行動で表現している。仮に相手に何らかの非があるなら、まずは暴力ではなく言葉で指摘するはずだろう。そうではなくてこの段階でも暴力という行動が選択されている。それはその人の問題解決行動なのだろう。

この二つを重ねると、誰に向かって怒りを発し、攻撃的行動として暴力を振るうかどうかは衝動として無差別にあるのではないという意味だ。この過程は冷静だ。親密な関係だと犯罪にならないと認識し、思考し、行動化しているからだ。

5. 感情の公共性と責任

先の怒りの感情の発現の背景にある④の正義の実現のためという点がポイントだと考える。暴力は相手を責めるために選択されていて、暴力というエネルギーのいる行動を駆動させるために怒りの感情が動員される。正義を起点にして暴力を振るうことを正当化する流れがここには存在している。この「正義の実現」という中核にある信念のような思考や認識はアンガーマネジメントでは修正できない。認知再構成が必要となるので、時間のかかる脱学習に向かう対

話的協働がカギとなる。

この中核的信念は長い時間をかけて学習してきた産物であるが、その意識や思考は社会のなかに存するから学習してきたものである。社会のなかに暴力を正当化する意識が強固に存在している。憎悪のピラミッドからすると、この意識は社会問題に根ざす。ジェンダー秩序、レイシズム、健常者中心主義、異性愛中心社会等という「主流社会」の思考と認識に他ならない。そしてここには権力勾配がある。異なりを示すマイノリティ属性を持つ者への偏見が構成されていく。

怒りの感情の背景にある第一次的感情があるにしても、それを超えて誰に向かう暴力的行動として発現していくかを考えていくべきだろう。どのようにして暴力を振るう相手が選択されているかは社会的にきまらず。人の行動を形象する社会の構造としての、幾重にも重なる憎悪のピラミッドが組織されており、暴力を正当化するために怒りの感情が動員され、その行動が発現するという仕組みがそこには組み込まれている。

しかし社会のなかでは、第二次感情としての怒りの感情に焦点をあて、アンガーマネジメントとしてコントロールできるように語られている。裁判、行政、個別的な心理臨床、常識でもこの傾向は変わらない。その感情が表出される規則や規範があり、怒りの感情を生起させる考え方、認識の仕方、行動の表現という一連の組成がそこには存在している。これらの諸点を視野にいった脱暴力プロジェクトとすべきであろう。アンガーマネジメントはあくまでも表面的なスキルとしてのみ位置づけて使用すべきだろう。

怒りの感情が社会的に組織化されたものとして生起することを検討してきたのは、感情の公共性を考え、行為者の責任を位置づけたいからである。憎悪は、個人的な怨恨として存在するのではなく、偏見というまとまりのあるものとして、主流社会の差別主義と結びつく。人間を特定のカテゴリーに分けて考え、格差をつけていく。たとえばレイシズムと結びつきヘイトスピーチやヘイトクライムが起こる。セクシャルマイノリティに対して、素朴な偏見も含めてヘイトが生起する。異性愛やシスジェンダーが正常なものと思われる立場からの無自覚な対応がある。女性への暴力が行使される背景には女性蔑視の意識や態度がある。これをささえる男尊女卑的意識を「ミソジニー(女性嫌悪)」という。憎悪のピラミッドをジェンダーで切り取るとこうした表現になる。対応する「地」となる構図にあるのはホモソーシャルな男性中心主義である。権力勾配とはジェンダー非対称性のことである。ここを根拠にした感情作用や感情規範が構成され、それに即して怒りの感情が生起するので、その源泉をミソジニーとして体系的に把握するべきだろう(ケイト・マン・小川芳範訳『ひれふせ、女たち-ミソジニーの論理』慶應義塾大学出版会、2019年が参考になる)。それを駆動因にして暴力が選択されるというわけだ。

このように考えることができるとすると、怒りにまかせてふるったように見える暴力には責任をもたなければならない。感情規則/感情規範が先行しているからだ。「主流社会の秩序」に近い者はそこから恩恵を得ている。下駄を履いていることになる。こうした「地」の上で生きているので、ある仕

組みのなかから生起する感情は社会的といえる。他者に向かうので、その感情は公共性を帯びる。たとえ親密な関係性にあっても相手は他者である。感情の公共性を親密な関係性においても貫く必要がある。こうしてアンガーマネジメントの議論には社会学的視点が不可欠となる。

6. 憎悪、偏見、蔑視、見下し発話の具体例

ジェンダーの場合は、憎悪のなかに、嘲笑、蔑視、見下し、差別、殺戮、儀礼的暴力、慣習による排除、家事・育児の押しつけ等が多様に構図化されるだろう。そのミソジニーの構図を最近の事例からみてみよう。政治家の発言をとおしてみえてくる構図である。

●「女性はいくらでもウソをつける」

(衆院議員の杉田水脈氏。2020年9月25日、自民党の会議で)

●「女性理事を選ぶというのは、日本は文科省がうるさくいうんですよね」「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかります」(東京五輪・パラリンピック大会組織委員会会長・元首相の森喜朗氏。2021年2月3日、日本オリンピック委員会の臨時評議員会で)

●「スケート界では男みたいな性格でハグなんて当たり前の世界」「セクハラと言われたらかわいそう。セクハラと思ってやっているわけではなく、当たり前の世界である」(衆院議員の竹下亘氏。2021年2月18日、自民党本部での竹下派の会合後、記者団に)

●「埼玉県や春日部市はLGBTに関するいじめ相談が過去5年間でゼロ」「春日部で差別は起きていないのに、そんな時に小学生にレズビアンだとかゲイだとか教える必要あるんですか」(埼玉県春日部

臨床社会学の方法(32) 怒りが暴力を振るわせるのか
-感情を生起させる「憎悪・嫌悪」の構図とアンガーマネジメントの乗りこえ-
(中村正)

市議の井上英治氏。2020年9月15、18日、市議会で)

●「あり得ないことだが、日本人が全部L(レズビアン)、G(ゲイ)になったら次の世代は一人も生まれない」(東京都足立区議の白石正輝氏。2020年9月25日、区議会定例会の一般質問で)

●「銀座のクラブのママみたいだね」「地元でこれ言ったら、みんな喜ぶんだぞ」(女性にセクハラだと抗議され)「なんでもかんでもセクハラって、一体なんなんだよ。じゃあ女とは一言も話せないね」(石島茂雄氏、伊東市議会議員。2020年2月16日、東京都で開催された立憲民主党大会の出展ブースで)

●「やっぱり、女の人が行くとね、それはもちろんなんだけど、色々商品とか見ながら『これはいい』『あれがいい』とか時間かかる。」「言われたものだけ買うということになればね、男性の方が早い、と。僕も含めて、あまりスーパーに出入りしていない方が、言われたものだけ買ってこいと言われたら、とにかくとっとと行って、その商品の場所に行って、それをカゴに入れて、スーパーの中にいる時間は非常に短縮できると思いますんで」(松井一郎氏、大阪市長、前大阪府知事、2020年4月23日の記者会見)

●「埼玉県や春日部市はLGBTに関するいじめ相談が過去5年間でゼロ」「春日部で差別は起きていないのに、そんな時に小学生にレズビアンだとかゲイだとか教える必要あるんですか」「この請願は差別を解消してほしいと言いつつも、現在ある例えば教育委員会のいじめ相談窓口や法務局の人権相談制度を活用もせず、市内に実際には存在しない差別があると言っています」「春日部市には(LGBTに対する差別は)存在しないことが明らかになっています。請願の理由は存在していないのです」(井上英治氏春日部市議会議員、2020年9月15日および同月18日に、春日部市議会において、市民から出された「春日部市におけるパートナーシ

ップの認証制度および性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する請願」に関連し述べたもの)。

これらは「公的発言におけるジェンダー差別を許さない会」が毎年取り組む投票サイトからの候補発言一覧に記載されていた事例の一部である。ここからワーストワン発言を決めるという。言葉は存在の住処であるという観点、ワードがワールドをつくるという視点からすると、こうした発言は単なる言葉というよりも排除と憎悪を生み出す実在的なものに根ざす。

これは次に述べるマイクロアグレッションや無意識のバイアスとしてくることが出来る言説である。非対称性、権力勾配、憎悪と嫌悪、偏見と蔑視等がこうした発言から垣間見えてくる。

7. 無意識のバイアス(アンコンシャスバイアス)

憎悪のピラミッドは、「地」として背景にある憎悪とそのさらに背景となっている権力勾配を可視化させている。具体的な日常の差別や排除の行為が「図」として浮かびることがよくわかる。さらにそれが「地」として暗黙で自然なように作用させる側面を「無意識のバイアス」という。次のように説明される。

「誰もが潜在的に持っているバイアス(偏見)のことです。育つ環境や所属する集団のなかで知らず知らずのうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。バイアスの対象は、男女、人種、貧富などと様々ですが、自覚できないために自制することも難しいのです。無意識のバイアスは色々な判断をする過程において便利なシヨ

ートカットの役割を果たします。特に、下記に事例として挙げたように、採用や昇進人事の場では、無意識のうちに「バイアス」が働き得ることが示されています。それでも、私たちは、「無意識のバイアス」がいつ、どのように現われるかを知ることで、「評価や判断」にあたってその影響を最小限に抑えることが可能です。」(一般社団法人男女共同参画学協会連絡会発行のリーフレットより)

ここでの「無意識のバイアス」はいくつかのカテゴリーがあると紹介されている。一つは「ステレオタイプ・スレット」。例えば、「女子は生まれつき数学の能力に欠ける」といった先入観が脳にきざまれた結果、無意識のうちに女子児童や女子中高生・大学生自身がそう思い込み、また周囲もそう思うことなどが紹介されている。進路や職業選択にマイナスの影響を及ぼすことが多いものです。同様に「女性は細やかな心使いができて働き者である」といった先入観もステレオタイプ・スレットといえるだろうとも。

二つは、「属性にもとづく無意識のバイアス:身内意識とよそ者意識」。これはある属性(ジェンダー、職業、学歴、人種等)に基づいて人々を集団に分け、各集団の代表的な特徴(例えば、科学に強い・弱い、信用できる・できない等)を想定し、そこに属するメンバーは誰もがその特徴をもつと短絡的に判断してしまうことだという。

三つはマイクロアグレッション。たとえば日常の会話や出会いの中で、他人に対して横柄な態度をとること等である。例として、話の最中に度々口をはさむ、目の前にいるのにその人の存在を無視する、本人の前でその人の代弁をする、間違えた名前で

呼ぶ等が指摘されている。

これらはすべて当人には自覚がなく、対象となる人への無意識のバイアスの表れとなる。

無意識の領域からバイアスが立ち上がり、憎悪のピラミッドへと層化され、ミソジニーやヘイトを支え、健常者中心、男性中心、白人中心等の「主流秩序」をつくっていく。ここに根ざして憎悪と嫌悪の感情作用が生起する。こうしたことと怒りの感情は無関係ではない。相手を選んだ暴力という行動上の特性を説明できるのは、暴走する怒りの感情が先行しているのではなく、無意識のバイアスとしてヘイトを作動させる権力勾配や構造がそこに存在しているからだといえる。だとすると、思考の枠、認識の仕方、行動の選択と関わって怒りの感情を把握する必要がある。しかもそれが衝動的なものだと思わせる作用もそこには含まれる。

8. 怒るから暴力を振るうのではないこと

こうしてみるとアンガーマネジメントだけでは暴力は無くせない。社会問題としての暴力に対応する脱暴力の実践と臨床は、怒りを起点にするのではなくこのヘイトの構造への介入という社会的価値の樹立と総合的な政策の構築、そして個々の行為者への責任と脱暴力化支援が求められていることになる。せめて、怒りの感情が暴力をもたらすのではないという視座の転換が必要だろう。裁判所も常識もまだこの枠に取り込まれている。

社会病理学・臨床社会学・社会臨床論
中村正(なかむら ただし)/立命館大学

人を育てる会社の社長が 今考えていること

vol.9

成長支援はパワハラか!?

最近、これをどう自分の中に落とし込み、次の道を作るかが課題だと感じるのは、「誰もが成長したいと思っているわけではない」という声だ。

世の中の大半の会社は「経済合理性」を追求し運営している。これに対し、私が代表をつとめるアソブロック株式会社は「成長合理性」を追求し制度設計・運用をしてきた。「兼業必須」も「年俸宣言」も、「成長合理性」と向き合った結果である。

「経済合理性」に向けて所属メンバーが頑張れるのは、「稼ぎたい」「稼がねばならない」「給料たくさんほしい」「利益をいくら出すことがノルマだ」など、お金稼ぐことの必要性に合意形成ができてきているからだ。その軸がぶれないように、稼ぐことで承認欲求が満たされたり、自己肯定感が高まったりする仕掛けも、会社はたくさん用意している。営業職でよく採用されるインセンティブなどはその最たる例だ。

私はそこに違和感を持ち、つまり「経済的豊かさが人生の豊かさに直結するとは思えない」と感じ、10年ほど前に合理性の追求焦点を「成長」に当てた。

断っておくが、経済合理性を追求する会社も、所属メンバーの成長を願っているし、そのような機会創出に余念はない。だから、いわゆる普通の会社だと成長できない、などということはない。ただ、いわゆる普通の会社が社員の成長を願うのは「経済合理性の追求」が目的である面は否めない。

対してアソブロックの場合は「成長合理性の追求」が先にあり、その結果、経済合理性が生まれたら儲けもの、くらいの感覚で経営をしてきた。この差は大きく、この優先順位の差が、兼業や副業が一般化しない大きな要因にもなっている。

さて、現在私が感じている課題は、「成長合理性」に向けて所属メンバーが頑張れるのは、「成長したい」という点で合意形成ができていることが前提になるが、その意識統一が難しくなっている点にある。ここに立ちはだかる概念が、昨今見かけることが多くなった「well being」ではないかと思う。

「これからの会社は well being 経営が求められる」などといったビジネス誌の記載も多いが、私の理解でこれを日本語にすると「幸福合理性の追求」である。この「幸福」という言葉がやっかいなのは、経済よりも、成長よりも、多義的なことだ。その結果、以下のような意味を含むやり取りを、若手の所属メンバーと交わすことが増えたような気がする。

「団さんは『どうなりたい?』『成長しよう』と口酸っぱく言いますが、人間ってそもそも成長しないといけないんですか？」

「まあ、そうだなあ…。じゃあ、成長しなくてもいいけど、どうありたいとかあるの？」

「幸福でありたいんです。私らしく、幸せな気持ちで毎日を過ごせれば、別にお金もそんなにいらないうし、正直、上昇志向とかもないんです」

「幸福」など、それこそ多様である。「経済合理性の追求」に幸福を感じる人だって、もちろんいる。いや、大半の人は今もそうなのだろうと思う。だからこそ、別軸で「成長」を立てて、社会実験的に制度設計・運用を行い、その結果をメディアや講演を通じてフィードバックしてきた。

大切なのは、合理性を追求先が多様化することで、業種、職種といった仕事軸とは別軸の会社の選択肢が増えることだと思ってきた。ところが、ここに来て、well being が幅を効かせてきた。これが厄介だと思うのは、well being を正面切って声高に叫んでいるのは成功

者が多い、ということである。例えるなら、ビルゲイツのような。

もちろん言っていることが間違っているとは思わない。しかし、所属メンバー全員の well being の担保を会社に求めると、つまりは「働き方のデパートメントストアになれ」と言うに等しい。

現に、日本の多くの会社は、その方向で努力をし始めている。それがどういう結果を招くかはそれほど深く考えていない。直近の課題が、リテンション（優秀な社員の定着）とリクルーティング（優秀な社員の採用）だからだ。

多様化することは大賛成だ。しかし、それをひとつの会社で担保しようとするのか、社会全体で担保しようとするのかは、議論の余地があるように思う。今は、ひとつの会社でそれを担保しないと「売上」が落ちるから、経済合理性追求型の経営者たちが現場に指示をして、体裁を取り繕いに行っている。この一連の動きが、実に短期的視点だと思う。

多様な選択肢は、世の中全体で用意すればいい。個々の会社は、その選択肢に入れるように、自社の特徴を磨くことで持続性が高まる。個人的にはそう思う。そんな世の中の流れをどう理解して、自組織をどう再コーディネートしていくかが、目下の課題だ。

文/だん・あそぶ

「人の成長に資する場づくり」をポリシーに、業態様々な8つの会社の経営に携わる一方で、「社会課題を創造的に解決する」をモットーに様々なプロジェクトを手がける。元は雑誌の編集者。立命館アジア太平洋大学では「街場のキャリア論」と題して、インターンシップを軸（実習）にそれぞれの人生のビジョンを考えるキャリアの授業を展開。独自の経営手法が、働き方改革の流れで注目され全国で講演も行う。

団遊の組織論 ; <https://corp.netprotections.com/thinkabout/1536/>

団遊の採用論 ; <https://job.cinra.net/special/asoblock/>

仕事を辞めたくなくなったときに ; <https://goo.gl/bFQdpC>

カウンセリングのお作法

第二十六回

CONカウンセリングオフィス中島 中島(水鳥)弘美



高齢の方に対する支援 基本姿勢 その二

「高齢の方を支援するときの基本姿勢」を
考える、その二回目です。

おじいさんおばあさんの呼び方

みなさんは、ご自身の祖父にあたる人のこ
とを、どのように呼んでいますか？

おじいさん おじいちゃん じいさん じ
っちゃんなどでしょうか。

最近、小さい子どもさんは、おじいさんの
ことを「じーじ」と呼んでいる人が増えてまし
た。ご自身も「じーじはね」と、お孫さんの
前で話している方も多いようです。

では、祖母をどう呼んでいますか。呼び方
はさまざまですが、どう呼ばれたいかこだわ
りを持っている人もいて、気軽に呼べないか
もしれません。

孫ができることは心からうれしいと思うけ
れど

「私のことを、おばあさんと呼ぶのはやめて
ほしいわ」

という人もいます。

年齢を重ねて、おじいさんおばあさんであ
ることを受け入れ、その呼び方をも了解する
のは時間が必要な場合もあります。

これまでの人生を統合する

高齢とは、エリクソンのライフサイクル論
のなかで「成年後期 老年期」にあたり、
年齢はおよそ六十五歳以上と考えます

その発達段階における心理社会的課題は、
自己統合つまり、これまでの人生をふりかえ
ってまとめることです。

これまで自分が歩んできた人生を受けとめ
ることができなければ、その対極にあるのが
「絶望」という危機であると示しています。

絶望という言葉が強烈ですが、年々、失う
ものが増えていきます。

さまざまな喪失体験

喪失としてあげられるのは、人間関係の喪
失、親しい家族身内の死亡。役割の喪失、
社会的な役割などからの引退。そして、身体
機能の喪失、さまざまな体の機能の低下が考
えられます。

一方、新たな可能性として、自由に生きら
れる時間。趣味や社会貢献。新たな生きが
い、社会・他者とのかわりがあります。

よき老い方(サクセスフル・エイジング)

よき老い方は、老いていくことを認識しつ
つ、受け入れながら、日々の社会生活にうま
く適応して豊かな老後を迎えていることを示
します。



おじいさん おばあさん

心理社会的課題は統合

自分自身の人生を受け入れ、その価値を見出す
死と向き合い、受け入れようとする



さまざまな喪失体験

人間関係の喪失 役割の喪失 身体機能の喪失

新たな可能性

自由に生きられる時間 趣味や社会貢献 新たな生きがい
社会・他者とのかかわり



よき老い方

(サクセスフル・エイジング)とは

年齢とともに、老いていくことを認識しつつ、これを受け入れながら
社会生活にうまく適応して豊かな老後を迎えていること



高齢者と接するときの基本姿勢 その二

「高齢者の感じ方」 身体機能の変化を受け入れる

年齢とともに、失うものの一つは、身体機能の低下です。そのことを徐々に受け入れていくのが老年期です。さまざまな喪失体験の状況に対して、支援する立場の人が、理解を示しつつ、接するときの姿勢について考えてみましょう。

● 認知症の傾向があるCさんは、特別養護老人ホームにショートステイ中です。

ある日、レクリエーション・ルームにやってきたのですが、Cさんのズボンは濡れていて、そのことに気づいていないようです。

職員のアナタは、このような場合どのような対応や言葉かけを行いますか

基本姿勢

Cさんに不快感や体裁の悪さを与えないようにして接します

ズボンの濡れは飲食等によるものなのか、失禁によるのかは不明。(失禁の場合は、意識のうへで大混乱になる可能性も心得ておく)

立ち位置は、まっすぐではなく、斜めの位置関係で話すと話しやすいと考えられます

対応例

職員(員) Cさん、良くいらっしゃいました

Cさん) ……

職員(員) 少しお話ししたいのですが、よろしいでしょうか？

Cさん) はあ。

(了解が取れば、話しやすい場所、あまり多くの人の目に触れない場所に移動する)

職員(員) 移動ありがとうございます

Cさんの洋服がぬれているように見えるのですが。

Cさんとともに確認をする

認知症傾向のある利用者さんに言葉かけをするときは、多くの情報を同時に発することはできるだけ避けて、ひとつずつ伝える。

たとえば、

職員(員) Cさん来て下さい。濡れているので、息子さんからもらったあの緑色のズボンに、お部屋に行って着替えましょう。きつとお似合いですよ。

↓と、たたみかけて話すよりも、

職員(員) Cさんよろしいですか。移動する

ズボンが濡れていますね。ズボン確認お部屋に行きましょう。部屋に移動

着替えましょう。ズボン着替

お似合いですよ。表情確認

一つの話題のみを伝えると、混乱せずに話のやりとりがしやすくなると考えられます。

認知症の傾向があるCさんは、特別養護老人ホームにショートステイ中です。
ある日、レクリエーション・ルームにやってきたのですが、Cさんのズボンが濡れていて、そのことに気づいていないようです。

あなたはどのように対応しますか？



ズボンが濡れています 失禁？



基本姿勢

不快感や体裁の悪さを与えないように



話しやすい場所に移動



- ◎ 「着替えましょう」
ひとつずつ伝える 多くの情報を一度に伝えない
- △ 「濡れているので、移動して、息子さんからのプレゼントのズボンに着替えましょう、きっとお似合いですよ」



高齢者と接するときの基本姿勢 その二

さまざまなる喪失体験 もっとも配慮が必要

もうひとつ考えてみましょう。
身近な人の喪失体験の高齢者に対して、どのように接するかについてです。

次の場面を考えて下さい。

●ケース…高齢者向け介護施設で暮らすDさんを「グループプレクリエーション」の時間に誘おうとしたのですが、仲の良かった同じ施設のYさんが昨日亡くなったためにひどく落ち込んでいて「今日は出席したくない」と言われました。

あなたは勤務二年目の職員ですどのような言葉かけを行いますか？

基本姿勢

身近な人の喪失体験…最も配慮が必要な場面のひとつです

「そうですね、親しくされていたYさんが亡くなられたのですよね」

親しくしていた人が亡くなった場合、その方とのつながりの程度に応じて悲しみの共有をすることが大切です。

このときに、すぐに慰めたり、積極的に励ましたりすることは控えます。

「しかし」「でも」等の反対語はできるだけ使わず、そうですね、当然ですの姿勢が基本です。

↓でもねなどの反対語を使うと説得するような対応になり、押しつけがましく思われます

利用者側からすると、自分の今の状況を受けとめられていないと感じ、さびしい思い、あるいは、いらだちを感じることもあります。

Dさんの話をゆっくりと聴かせていただき、時間に応じて、

「今日のグループプレクリエーションはどうなさいますか」

と、改めてたずねます。

参加、不参加どちらを選んでも、受けとめます。注意深い判断が必要になりますが、体を動かすこともときに必要な場合があることを記憶しておき、タイミングをみて

「少し、お散歩しながら、お話ししましょう」

と一人きりにならないように、誘うのもひとつの方法であるかもしれません。

レクリエーションの内容によっては、参加したくない気持ちがあることも配慮しつつ、静かな時間を過ごすことを望んでいる場合も多くなります。

高齢者向け介護施設で暮らすDさんを「グループレクリエーション」の時間に誘おうとしたのですが、仲の良かった同じ施設のYさんが昨日亡くなったためにひどく落ち込んでいて「今日は出席したくない」と言われました

職員のあなたは、どのような言葉かけを行いますか？



仲の良かったYさんが亡くなりました



基本姿勢

悲しみの共有



今日はどうなさいますか？



CON 子さん 心理カウンセラー

喪失体験をともに分かち合うことは簡単ではありません 慎重に

ビジュアル系
子ども・家族の
理解と支援

十一 寄木細工の臨床
備忘録(1)



家族援助あれこれ

子どもの精神科を始めた頃は、まだそんな看板で仕事ができる環境はなく、外来の片隅で控えめにやってました。

振り返ると、臨床心理学や社会心理学など近接領域からたくさんのことを教わりました。

あれから五十年弱、頭のあちこちにこびりついてクセ化した寄せ集めが、最近になってポロポロと剥がれていきます。そこで、そのクセたちを備忘録としてまとめることにしました。

いつものように、マンガは作者の団士郎氏の許諾を得て、木陰の物語と家族の練習問題から転載しました。

子どもの精神科といっても、お客はほとんど大人（親たち）で、悩んだり困ったりしているのも親のほうが圧倒的に多いです。

そこで大人とか子どもではなく、家族というくくりで診ることにしました。



子どもの精神科 の特徴

- ①ヘルプを求めているのは当の子どもよりは、大人（親たち）であることが多い。
- ②大人のみの来院でも、診療・支援への支障はまったく無い（家族システム）。



家族の求めは、子どもの『問題（としているもの）』に関する自説への賛同、そして解決策です。家族の説は（妥当性は別として）、『問題』の持続に一定の役割を果たしている重要な情報です。

家族の自説が
果たす役割

自説に沿った解
決行動↓効果が
なくとも自説に
固執↓『問題』
の遷延化、怒り
の拡散

やがて説の中身よりも、自分たちの腑に落ちるように仮説をたてる家族の流儀に関心が向かうようになりました。

ここで言う流儀とは、実際にあったエピソードを根拠にしたストーリーの組み立て方です。



臨床のクセ その一

- 自説を組み立てる
「家族の流儀」を
診る
- ① エピソードの選
び方
 - ② エピソードの繋
ぎ方
 - ③ 意味づけの傾向



家族が自説にこだわるのは、子どもの『問題』に限らず、同じ流儀で世間と向き合い、物語を生きてきたからだと思います。

たとえば、家庭・学校・社会における自分（家族）の立ち位置とか他者からの評価など、自分を取り巻く状況の認知にもこの流儀は生きているはずです。

家族の流儀

子どもの『問題』
の理解の仕方

≡

社会における自
分の立ち位置や
評価の捉え方



いや実際はこっちが先で、その流儀で子どもの『問題』を理解したということでしょう。

こうした流儀に変化が起きれば、自説へのこだわりが消えて解決行動は柔軟に変えられるでしょう。さらには、ライフスタイルの変化にもつながるかもしれません。

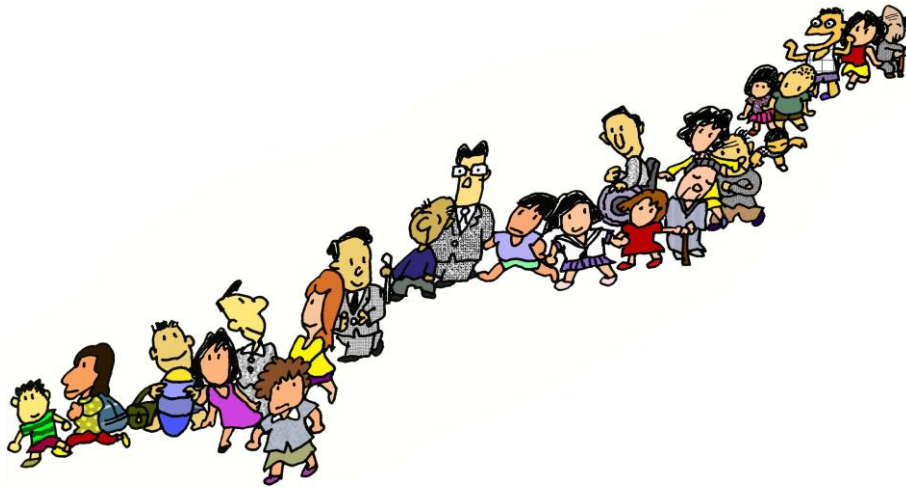
小川の飛び石
を伝って向こう
岸に渡る時、
その難易度は水
の流れより石の
選択にかかって
いる、という話
でした。
引き続き、次
も次号自得にし
ようと思います。

Family

History

(3)

團士郎／団いどむ



2021年、新年早々の1月2日、ファミリーヒストリーのフィールドワークに出かけた。私の祖父、團留吉(旧姓/矢澤)の生家を訪ねたのである。「三重県阿山郡阿山村玉滝・・・」、と私の幼い頃からの記憶にある場所は、現在、伊賀市に合併されている。

連載三回目は留吉が大津に出て奉公し始めてからの事が多く登場する。一度、三重の祖父の実家を訪問してみようと、調査員(いどむ)から誘われていた。しかし例によって、なかなか自分では腰を上げない私が今回動いたのは、妻が亡くなった正月は本当に簡素で、おせちもなく雑煮もなく、静かに原稿を仕上げればかりだったので、いい気分転換だった。

大昔、私が小学校低学年の頃、国鉄・東海道線で草津まで行き、草津線に乗り換えて貴生川まで行って、そこからバスで信楽に行ったのだと思う。その後どうたどったのか分からないが、阿山村玉

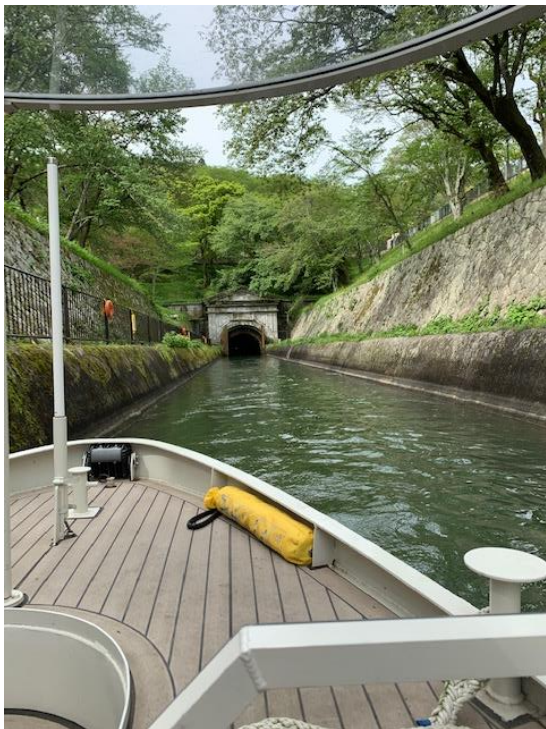
滝の祖父の生家を訪問したような気がする。というのも、信楽の狸の焼き物の膨大な露天陳列が子どもの私にはあまりにも強烈な印象で、そこしか記憶に残っていない。

その後、私の代はまったく交流なく、父(五士郎)が生前、矢澤家と年賀状のやりとりをしていたことを、今日の訪問で思い出すことになった。

このあと、近くにある東海道の宿場町だった「関宿」を訪れた(三重県亀山市関町木崎)。時代劇のセットのように残された、道幅の細い街並みは江戸時代の雰囲気。コロナの正月に訪れている人も僅かだったが、良い旅気分になれた。

「私の祖父(留吉)は、大津の西田さんという方の店(運送屋西利商店)で、丁稚の頃からお世話になっていた」と前号で書いた。

当時の運送屋仕事に若狭から京都に荷を運ぶ仕事があった。陸路は鯖街道が有名だ。水運に利用されていたのが琵琶湖疎水。ご存知の方も多いただろうが、これは明治維新後の京都復活の切り札として、琵琶湖の水を京都へ繋ぐ水路として建設したもので、飲料、水運、水力、灌漑に活かそうと未曾有の大土木工事を行ったもので、鎖国の江戸時代から、明治の近代国家へと歩み出した建造物だ。



私が育った大津・三井寺地区にある長等小学校は、当時本校舎と北校舎に分れていた。二つ

の校地の間を運河(琵琶湖疎水)が流れていて、トンネル入口部分にあたる。

万が一にも落水したりすると直ぐトンネルに入ってしまうので、石垣部分上の土手斜面のカラタチの生け垣内部分には、とても厳しく立ち入りを禁止されていた。

ここから長いトンネルを抜けた水路は、いったん京都・山科で表に出る。そして再びトンネルに入るまでの沿道は桜の名所である。



春、散る花は水路一面を埋め尽くす。桜の花びらの絨毯がトンネルに吸い込まれていく素晴らしくも不思議な景色である。そして水路は京都蹴上の京都浄水場エリアに到着する。



滋賀と京都では、確か四〇メートル余りの標高差がある。ここを超緩勾配(琵琶湖と蹴上船溜りインクライン上部の水位差約4メートル。約8キロの距離を平均2000分の一)で、ゆっくり流れてきた運河の水は、ここでもまだ京都市内・鴨川の流れる標高との間に、35メートル余の高低差を持ったままである。

当時、アメリカの土木技術を学びに出向いた若き技術者・田邊朔郎は、ここに明治の土木遺産として今も残る三つのものを作り上げた。

一つはレンガ作りのアーチ型トンネルを含む長い水路である。難工事に莫大な予算とエネルギーが注ぎ込まれた。



二つ目は今もレンガ作りの建物が蹴上の三叉路に残されているが、水の到着点と市街地の落差を利用した日本初の水力発電所の建設である。

そして三つ目は、そこで得た電力を動力に変えて運行された蹴上インクラインと呼ばれる船専用のケーブル鉄道である。



1891年から1948年まで、五〇年以上実用されていたという優れたものである。高所の船溜まりに到着した船と荷物は、台車に載せられ、写真のように高低差約35メートルの斜面を下の船溜りまでゆっくり短いケーブルカーで降ろされる。



そして京都市内と同じレベルの運河に到着した荷を積んだ船が市内水路をゆくことになる。



一方、大量の流れ着いた水は、同じ高さの場所に作られた蹴上浄水場に送られる。この水位が市内全域への配水力なのだろう。

むろん流れてきた水すべてが浄水場で受け入れられるわけではなく、一部は水力発電に利用され、残余の水は鴨川に流される。このためにゆっくり流れ込む運河ルートが確保されなければならない。

それが名刹南禅寺の境内にある水道橋のようなレンガ作りの南禅寺水路閣である。琵琶湖疎水関連の建築物の中で、観光名所として一番有名かもしれない。子どもの頃、初めて見たときの印象は今も鮮明だ。京都の古い寺の境内にアーチ橋である。

ここからしばらく先にある運河沿いの桜並木が哲学の道と呼ばれている。運河は更に北に流れ、やがて鴨川に合流する。

長々とこの話を書いているのは、私が京滋の風景の中でも、格別に琵琶湖疎水への思いが強いからだ。そこには祖父・留吉の仕事人生が深く関わっている。

船下り

2019年春、我が家は一家で、大津三井寺下から、京都蹴上までの船旅をした。昭和24年(1949)以降、水運路としては使われなくなっていたものが、観光事業として2018年に再開され、一部で人気になっているものだ。

65年前、私が通っていた長等小学校の前が船の出発する水門である。当時、通学時に目にしていたこの場所は、京都市水道局の管理地として閉じられていた。(京都市民の飲料水としては、今に至るまで利用されている)

ここでやっとファミリーヒストリーである。運送屋の丁稚だった祖父・留吉はこの船の船頭をしていた。

大津の運送屋の蔵から米や海産物(若狭から山を越え、琵琶湖北部の海津港から船で大津に運ばれたもの)を京都に運搬していた。

往路は緩やかな流れの下りである。積み荷一杯の船も操船していれば蹴上に着いたのだろう。しかし荷下ろしした後の帰路は大変である。空になった船にロープをかけ、疎水の側道を船頭達が引っ張って大津まで歩いて戻ったのである。

そんな厳しさ、苦しさも含んだ祖父の思い出の労働現場を家族で辿ってみたい、そう思ったのだ。

もっとも、私以外にこんなに熱く語る家族はいない。孫達にはゆっくりすぎ、何も出てこない「カリブの海賊」みたいな船旅だ。でも、経験させておきたかった。

このツアーはJTBが取り扱っていて、便数も少なく、一艘に十二人が定員なので、募集と共に予約は埋まるような話だった。

しかし私としては、約百年後の今、団一家で揃って下りたい希望があった。申込書類に次男(いどむ)は、そんな事情を縷々書き添えて一家11人での乗船を希望した。

すると定員十二名の貸し切り対応でよければ、チャーター便として受付が可能な便もあると知らせてくれた。乗船料一人5000円×十二人分(定

員)に+チャーター料金が発生する、なかなかの散財だったが、希なチャンスだとみんなで乗船した。



結果的にではあるが、これが妻・典子が子、孫と揃って出かけた最後の旅になった。当時、誰もそんなことは考えたこともなかったわけだが、後日の医師の話では、胃がんの早期発見から言えば、2019年のこの時期でも早いとは言えないとのこと。検診などでの早期発見というのは、もう一年前2018年でなければならなかっただろうとの事だった。

(現在、この乗船チケットは京都市のふるさと納税の返礼品になっている。私は使ったことがないので知らないが、地下鉄車内広告ポスターで見かける)

三重の山奥から西利商店に丁稚奉公に出てきた留吉と、若狭小浜から大津に出て、西利商店と同業の運送屋を営んでいた團家とは、血縁的繋がりはない。

最初にも書いたが、「團家は土族の出だ！」と言いたがるのを私がつまらないと思うのは、こんな血筋への無理矢理なこだわりだ。

小浜から父親(規作)に送り出された團雄太郎は大津で結婚して、一人息子の硬嗣を授かった。

ところがこの息子が二十歳で亡くなってしまふ。その翌年には、雄太郎の父・規作も亡くなった。僅か二年で、團の姓を名乗る者が雄太郎ひとりになってしまったのである。

跡取りがいなくなってしまった團家は、同じ小浜藩士の小泉家に嫁いでいた雄太郎の実姉の三女・田鶴(雄太郎の姪)を養女に迎える。

ここに婿養子として迎えたのが西利商店で働いていた真面目な留吉である。祖父は三重県阿山郡から尋常小学校の途中で丁稚奉公に出されてきた百姓の四男である。当時、子沢山の農村では、もういいのにまた子が生まれたというと、「留吉」だの「すて」などと名付けていた。もっとも、この三年後には妹となる五女が生まれているので、名前通りには留まらなかったようだ。

士族意識

祖父母は、百姓の四男と、土族の家系、團家の血筋から養子になった夫婦である。そこに男女二人の子が授かった。当時の家族としては子どもの少ない一家だろう。病気など様々な理由で子どもが亡くなることも希ではなかった時代である。

特に私の父・五士郎(いつしろう)は跡取り長男として父母から溺愛されたようだ。姉(ユカ子)はいずれ嫁に行くのだから、團家の中心は五士郎だった。

五士郎が育った時代、團家は現在の浜大津辺りの琵琶湖岸に米倉庫が並ぶ運送屋だった。運送用に運河が整備された琵琶湖岸と倉庫が遊び場だったと聞く。この当時の地図が歴史資料館に残されているし、当時の写真も資料として保存されている。男子ひとり長男として五士郎は育つ。

養女・婿養子に至るのは團家が跡取り息子を亡くしているからだ。そこに生まれた跡取りの五士郎には格別の思いがあっただろう。

しかしそれは三重の山奥から出てきた留吉の息子ではなく、土族の血をひく團／小泉の跡取り息子でなければならなかった。

田鶴

私はそんな家に、跡取り長男として生まれた五士郎の息子である。思いを込めて士郎と名付けられたかと思うかもしれないが、実際はそうではない。

私が母の実家である藤竹医院(京都市左京区下鴨で伯父が開業していた)で生まれたとき、大阪に勤務していた父は直ぐに会いに来たりしていない。電話で母方祖父(藤竹信之)と話した父は、「名前は任せますから、付けておいてください」と言ったと聞く。

母方祖父も、「五士郎君の息子だから、士郎君でよからう」ということで、私は父に丸かぶりの名前になった。

そんな父を育てた祖母・田鶴は、かなり活発な賢い女性だった。初孫男子の私は、祖母に連れられて、五大力さん、狸谷のお不動さん、木下大サーカス、キグレサーカス・・・と、記憶にあるのはこんなところだが、お祭りや興行にあちこち連れて行って貰った。私には妹が居るのだが、祖母は私だけを連れ歩いたような記憶がある。

祖母は呉服屋から依頼されて縫い上げるような裁縫技術を持っており、ほぼ専業主婦の時代に、自分の稼ぎのあるお婆さんだった。

この祖母が「團の家は士族の出やから・・・」が口癖だった。父・五士郎もそれを浴び続けたのであろう、時々そう口にするのがあった。そんな時はたいい、先祖伝来と称する刀や骨董品を虫干しのように手入れしている時だった。

私はこの祖母、父が口にする「團の家は士族の出だ」という話が、とにかくうっとうしかった。

身分などという意味もない根拠に、己の存在価値を一段上位において語るメンタリティが考えられなかった。

これが私に我が家のファミリー・ヒストリーへの無関心を強化した。そして逆に家の中では、ほぼ発言は封じられていたように物静かで穏やかだ

った留吉が気になっていた。

私が中学時代に祖母が、高校時代に祖父は亡くなった。今になって思うことだが、祖父母の関係はずっと女主人と召使いだった。当時としては高学歴で身分も士族出の祖母と、百姓の四男で丁稚上がりの祖父は、死ぬまでそうだった気がする。

漫画／留吉の丁稚時代

自転車にまつわる、古い話だ。



明治時代、運送屋で丁稚奉公をしていた私の祖父。



ある日、新しい物好きの来客が自転車で店に来ていた。



言いつけられた
用を果たし、
報告した。



客が必要な物を
持参し忘れた
というので、
ひとつ走り
取りに行つてごいと
主人に命じられた。



するとその
迅速なことに、
主人が驚いた。



その時、「自転車
を拝借
してもいい
でしょうか？」
と、おそるおそる尋ねた。



来客は
「便利なのだ」
と強調した。



「おまえ、自転車
なんぞに乗れるのか？」



これがきっかけで、
お店に自転車
が
導入されることになった。



「町外れにできた
自転車練習場
に
通いました」
と応えると、
来客が
「使つて
良いよ！」
と言つてくれた。



これは祖父・留吉から聞いた話の中で一番好きなものだ。なんとなく、まだ文明開化っぽい香りのするエピソードだと思う。

五士郎の応召と強制疎開

昭和十年代、運送業も順調な時代、両親には自慢の息子だったようで、姉・ユカ子も含め、一家で五士郎を持ち上げていた。

父・五士郎は元総理大臣・大平正芳が同窓だというのが自慢だった。学生時代、五士郎は当時の巡査の月給より多い仕送りをして貰って、高松高商(現・香川大学経済学部)で青春を謳歌していたようだ。

しかし日本は又、戦争の渦中に国民を巻き込んでいく。会社勤めをしていた五士郎に召集令状が届いたのは昭和十九年。

私の両親の婚姻届は昭和19年4月27日に受けられているが、父の兵籍簿によると応召は昭和19年4月20日。博多出港は5月8日とある。

昔、役所への届けはルーズなところがあったと聞かすが、召集令状が届いて急いで結婚したのか、新婚生活を浜甲子園で過ごしたとか聞いた気もするので、確かなことは分からない。

そして運送業を営んでいた浜大津地域全体が強制疎開対象となり、五日以内に明け渡すよう指示された。空襲による火災予防のため、浜大津港周辺一帯は取り壊されたのである。

母は京都の藤竹家から嫁に来たとき、戦時中であつたにもかかわらず、結婚支度の一つにピアノを持たせて貰って来たらしい。だがそれはこの強制疎開によって失われてしまう。

昔の人だが「エリーゼのために」、「乙女の祈り」くらいのピアノ曲を弾ける人だった。そこで母は、六十歳も過ぎてから父に、戦争中に処分してしまった嫁入り支度のピアノを買い戻して欲しいといった。晩年はそのワインレッドのピアノを弾くのを楽しみにしていた。

強制疎開後、團一家(留吉、田鶴、久子)は檀家総代を務めていたことのある青龍寺に身を寄せて、敗戦を迎える。そして五士郎の復員を待つ

のだが、安否不明のまま一年が経つ。

結婚直ぐに夫が召集されてしまい、義父母と暮らしていた母は、田鶴から、「生死不明の夫を待っているより、まだ子どももないのだし、実家に帰って、新たに嫁に行ったらどうか」と言われたそうだ。

もしそんなことになっていたら、戦後生まれの私は当然生まれておらず、ファミリーヒストリーは、全く違ったものになっていたことになる。

社会的養護の新展開 13

—親と離れて暮らす子どもたちの養育とその後 1—

浦田 雅夫
京都芸術大学

「雨止んでひと傘を忘る。兎角人間は時の流れに過ぎし日のことを忘れがちなものです。」

いつものようにテレビから桂小金治が語っている。いろんな事情から家族生き別れになった方々の依頼により、番組がその家族を探すというものだ。私はいつも祖母の傍らで、その番組を見ていた。昭和の典型的なお涙ちょうだい番組だったのだろうが、子どもながらに、世のなかにはさまざまな事情の家族がいるものだと知った。それと同時に、涙のご対面をする親子をみて、涙する我が祖母。あなたの人生はどうだったのかと、ふと思ったりもした。いま、思えば、なんという子どもだろうと思う。

母がよく連れて行ってくれた四天王寺さんでは、参道に傷痍軍人がゴザを敷いて何かを訴えているのを目にしたことがある。ホームレスとも違ったが、みな皿や何かの入れものを用意し、お金を募っていた。昭和 50 年代。戦争など遠い昔であったが、ここだけは違った。軍服を着て片手、片足のない人を見るのが痛ましかったのを覚えている。

そんなことも今の自身の生き方に影響しているんだろうと思う。前回までは、戦後を生き抜いた孤児の方々について書かせていただいた。命からがら生き抜いた、まさにサバイバーの方々の語りには圧倒された。自暴自棄になり、社会からも排除されたと強烈に感じていた O さん（元戦争孤児）だが、施設で出会った職員との関係性から、人を見る目、社会を見る目に変化したと語られた。

社会的養護の状況は、災害や戦争、不況などそのときどきの社会の状況を反映し、近年は少子化にもかかわらず児童虐待の増加に伴い、児童虐待を理由とする入所措置が増加している。また、養育のあり方については、里親家庭または家庭的な環境のなかでの養育が求められている。

さて、令和の若者のなかには、それぞれが苦勞を負いながらも、お涙ちょうだいの感動ポルノ路線ではなく、今様に YouTube で軽快に社会的養護について語っている方々がいるので紹介しておきたい。

映像作家、絵本作家の西坂來人さん、モデルのブローハン聡さん、ACHA プロジェクト代表の山本昌子さんだ。メディアが社会的養護など重い話題について取り上げる際は、どう

しても暗いイメージがつきものだ。しかし、この3人のYouTubeは軽快なアップテンポの曲と笑顔から始まる。

一方、それでいてなかみはしっかりと社会的養護を取り巻く状況や退所者のニーズを伝えている。「施設で生活している人ってかわいそうだと思っていましたが、見方が変わりました」と動画を閲覧した学生は話す。

彼らは、YouTubeでの動画発信からソーシャルアクションにまでつなげていることも素晴らしい。「児童虐待は保護されて終わりじゃない。」と訴えている。

施設生活で職員との関係性から生きる価値を再確認した元戦争孤児のOさんの語り。時代が変わって虐待的環境を生き抜いたサバイバー3人の発信。どちらも社会への大きなメッセージであり、ケアのあり方、その後を考える上で重要であると思う。



THREE FLAGS -希望の狼煙-

https://www.youtube.com/channel/UCcfuoC8l6QPvK2cqLCQ0_JQ

児童虐待は
保護されて終わり
じゃない。

心の傷に苦しむ子ども・若者に心のケアを

発起人 ACHAプロジェクト代表 山本昌子

虐待環境から逃れ、社会的養護に保護された子ども達が適切なトラウマやメンタル治療ケアを受けられることを求めます

署名活動

44・除菌あれこれやってみた

原町幼稚園園長 鶴谷主一（静岡県沼津市）

新 型コロナと付き合い始めて約1年、幼稚園の年間行事もコロナ対応で、変更にくぐ変更でイレギュラーな年になりました。

同時に、感染予防をどう実施していくかも、**新たに発生した結構な負担業務**となり、この1年いろいろ試してきました。今後も新しい方法が生み出されていると思いますので、また対応は変わっていくのですが、現状かけられるお金と労働力というコストを考慮しつつ取り組んできた除菌方法実践レポートとなります。

除 菌方法
消毒・殺菌・除菌・・・などの用語は同じようなものがいくつかあって、正確には意味するところが違うようですが、今回平成は除菌ということばを使います。我々にとっては現状で「**いかに低コストでキレイに安全に感染予防ができるか**」ということが肝心なのです。

そ の前に・・・
毎年12月～3月にかけて流行り、卒園式など大切な行事を欠席する子どもたちにヤキモキさせられることが常でしたが、**今年はインフルエンザやノロウイルスの発生はゼロ!!!** すごいものです！やればできるんじゃない！というのが正直な感想。子どもたちも保育者も健康そのもので毎日登園してくれたのであります。

手洗いうがいや体温管理、家庭での健康管理は、日常的に実行するのが前提の上で、通園バスはマスク必須、みんなが集まるときもマスク必須という感染予防が、功を奏したのでしょうか。これは私が30年以上幼稚園で仕事をしていて初めての現象なのです。「**コロナが終わってもこの状態は継続したいね!**」という話が職員間で交わされています。ちなみに、子どもたちのマスクは登園してからは通常外しています（大人は基本着用ですが場面に応じて適宜外します）コロナ禍でも、良い発見も結構あるものです。

で は、コロナ対策で増えた業務のひとつ、「除菌方法」について見てみたいと思います。

※具体的に実際に使っている商品を上げた方が信憑性があると思うので、通販のセールページみたいになってますが、他意はありませんのでご了承下さい。
(^_^)

アルコール

まず、消毒といえばアルコール、というのが定番です。手洗いに加えてアルコールで手指消毒。これは現在も続けていますが、多用すると手荒れするという弱点があります。なので、あまり子どもたちに多用できないという問題がありますので、ほどほどに使っています。

次亜塩素酸水（強酸性水）

もともと園に飲料用の還元水（弱アルカリイオン水）生成器を設置していて、この機械に濃い塩水をセットして電気分解することで殺菌の水と言われる強酸性水を作ることができます。同時にお掃除の水と言われる強アルカリ水を別々のホースから出します。



強酸性水は、生野菜などの食材やキッチン回りの消毒などにも使われる便利な水で、園ではノロウイルスでおなかを壊し、子どもが嘔吐したときの処置にも使っていました。それ以前はピューラックスという次亜塩素酸ナトリウム（名前は似ていますが、こちらは水ではなく塩

素系のハイターと同じような薬品)を使用していて、塩素臭もすごい処置するときに服についたり、床に付いた薬品が漂白してしまうので、素手では扱えない使いづらい物でした。



次亜塩素酸水については、酸性濃度によって殺菌力が変わってくることもあり、十分でない濃度のものが出回ったり、次亜塩素酸ナトリウムのほうと混同して伝わったりして、コロナ対策としては有効性に問題ありと報道されました。しかし10年前からウチでは使っていて、水に塩を入れただけのものが体に害があるとは思えず、そんな報道の中でも使ってきています。現在も手指の消毒のメインはコレです。

余談ですが、弱酸性の水は化粧水に使われています、そして強酸性水は手がスベスベになり手荒れも治るのです。新しい機械に買い替えるときに古い機械を近所のお菓子屋さんに譲ったのですが「アカギレがひどかった若いパティシエ(女の子)の手荒れが水のお陰で治りましたよ!」と報告もありました。

還元水生成機メーカー
<https://enagic.co.jp/product/>

部屋の除菌

保育室やトイレなどの室内、ドアノブや階段の手摺りなど、大人数が触れるところの除菌もいろいろ試してみました。

空間除菌

空間の除菌といえば、最初はシャープのプラズマクラスターや、パナソニックのナノイー除菌などを思い浮かべ、使用していましたが、効果も限定的ということで、あまり期待は持っていません。クレベリンは臭いが気になってしまうので、使っていません。

オゾン発生器

保育室や、おもちゃや棚など広範囲にわたって消毒するのにオゾン発生器を購入して部屋を「燻蒸」することも試みまし



た。オゾンは毒素が強いので、決められた時間発生器を作動させて部屋を出ます。職員の帰宅前にタイマーをセットして、翌朝片付けるという作業になります。作業としては簡単で時間も取らなかったのですが、問題が発生しました。まず、部屋の水槽で飼っていたメダカが全滅しました。次に、CDラジカセ、電子ピアノが壊れてきました。天井に設置してある扇風機のサビが異常に発生してネジが外せなくなりました。これはオゾンの影響だろう、ということでオゾン燻蒸は、早々と中止と相成りました。

ただ、弱いオゾンが発生させる機械は、現在もトイレで使用しています。



トイレで使っている
オースクリア

紫外線ライト

オゾン同様毒性の強いものなので扱いは慎重に行わなければなりません、トイレにオゾンライトを設置して、放課後の短時間照射することにしました。専用のサングラスをかけて作業するのですが、いちいち仰々しいため、除菌マットなどのグッズを取り入れることで使用しなくなりました。

光触媒 (パルクコート)

光触媒は、まだ研究初期の頃、営業に来られた会社の方が、光触媒を施工したタイルの上にマジックで線を描き、それを太陽光に当ててみごとに消して見せたことから、その効果に驚き、除菌というより防汚効果ということで施工してもらったのが始まりです。

その後、除菌効果も謳われてきたので、園バスの車内や保育室には施工してあったのですが、原液(パルクコート)を購入してコンプレッサーでおもちゃや、備品、子どもがさわるところ等に散布しました。フィルター素材にも散布

して、エアコンの吸い込み口に張り付け、簡易空気清浄機みたいな機能を持たせることもやっています。目には見えませんが、換気が不十分でエアコンを使用しているときの空間除菌にある程度効果が期待できます。

光触媒は、いろんな会社が出していますが製品に効果が疑わしいものも多く、基本的に「光触媒工業会」に加盟しているかどうかということも、判断材料になると思います。

光触媒の老舗「(株)ソウマ」

<https://www.palccoat.com/about/>



屋外の遊具にも光触媒を施工してあります

子どもは、ベタベタいるんなところを触ります。大きなサッシの硝子ドアもその一つ、手で触ったところに顔をくっつけ、時には口をつけてペロペロ舐めたりします。なので、塩素や洗剤系の薬品を使うことはできないので、当初は次亜塩素酸水を使っていました。ただ相当量かけないと効果が無いということで、作業量も多くなり負担となっていました。

ウイルシャット

そのうち、フマキラー社がウイルシャットという製品を販売し始めたので、そちらに切り替えていきました。殺菌効果2ヶ月以上と謳っていますが、2ヶ月も放置するのはさすがに気がひけるので2日おきぐらいで除菌作業は行っています。また手指消毒用もあるので、現在はアルコールからこちらに切り替えています。

<https://fumakilla.jp/household/467/>



KINTOL

最終的に、効果と便利さで落ち着いたのがHONGO社が販売しているKINTOLというPHMBという無臭、無脱色、色低刺激（刺激はほとんど無い）の成分でアルコールや次亜塩素酸系の除菌剤より安全で効果も長持ちするというスプレーを、室内の拭き取り除菌に使用しています。

https://hongo3.co.jp/products/domestic/kintol_series.html#modal-results-01



皆さんもいろいろ試されているとは思いますが、私たちも子どもが相手ですから、除菌効果や身体への安全性の治験がしっかり出されている製品を選びつつ試行錯誤を繰り返しているところです。



原町幼稚園 園長 鶴谷圭一 (60)
HP : <http://www.haramachi-ki.ed.jp/>
MAIL : office@haramachi-ki.jp
Twitter : @haramachikinder
Instagram : haramachi.k

▶ご感想・ご意見ご質問等ありましたら
気軽に連絡ください。✉ office@haramachi-ki.jp

「幼稚園の現場から」ラインナップ

- 第1号 エピソード (2010.06)
- 第2号 園児募集の時期 (2010.10)
- 第3号 幼保一体化第 (2010.12)
- 第4号 障害児の入園について (2011.03)
- 第5号 幼稚園の求活 (2011.06)
- 第6号 幼稚園の夏休み (2011.09)
- 第7号 怪我の対応 (2011.12)
- 第8号 どうする保護者会? (2012.03)
- 第9号 おやこんぼ (2012.06)
- 第10号 これは、いじめ? (2012.09)
- 第11号 イブニング保育 (2012.12)
- 第12号 ことばのカリキュラム (2013.03)
- 第13号 日除けの作り方 (2013.06)
- 第14号 避難訓練 (2013.09)
- 第15号 子ども子育て支援新制度を考える
- 第16号 教育実習について (2014.03)
- 第17号 自由参観 (2014.06)
- 第18号 保護者アナログゲーム大会 (2014.09)
- 第19号 こんな誕生会はいかが? (2014.12)
- 第20号 ITと幼児教育 (2015.03)
- 第21号 楽しく運動能力アップ (2015.06)

- 第22号 〔休載〕
- 第23号 大量に焼き芋を焼く (2015.12) 2019
- 第24号 お話あそび会その1 (発表会の意味)
- 第25号 お話あそび会その2 (取り組み実践)
- 第26号 お話あそび会その3 (保護者へ伝える)
- 第27号 おもちゃのかえっこ (2016.12)
- 第28号 月刊園便り「はらっば」 (2017.03)
- 第29号 石ころギャラリー (2017.06)
- 第30号 幼稚園の音楽教育 (その1・発表会) 2017.09
- 第31号 幼稚園の音楽教育 (その2・こどものうた) 2017.12
- 第32号 幼稚園の音楽教育 (その3・コード奏法) 2018.03
- 第33号 〔休載〕 (2018.06)
- 第34号 働き方改革・一つの指針 (2018.09)
- 第35号 働き方改革って難しい (2018.12)
- 第36号 満3歳児保育について (2019.03)
- 第37号 満3歳児保育・その2 (2019.06)
- 第38号 プールができなくなる!? (2019.09)
- 第39号 跳び箱 (2019.12)
- 第40号 幼稚園にある便利な道具〈紙を切る〉 (2020.03)
- 第41号 コロナ休園 (2020.06)
- 第42号 コロナ休園から再開へ (2020.09)
- 第43号 ティーチャーチェンジ (2020.12)
- 第44号 除菌あれこれやってみた (2021.03)



福祉系

対人援助職養成の

現場から^④

西川 友理

2020年度の始まりに

2020年4月。新入生の入学式も出来ず、授業開始の見通しが立たず、それでも何とか勉強できる体制を整えようとしていた時期。オンライン授業を始めるにあたり、まず、テキストを学生の手へ渡さなければなりません。

大手の大学は、提携した書店が各学生の家へ郵送するようになっています。しかし、規模の小さい本学は、例年、授業開始前後に学内に臨時で設置される本

屋で販売されるので、各々それを購入することになっていました。

しかし、コロナ禍で、テキストを買うためだけに登校させるのもおかしいでしょう。かといって、学生それぞれに郵送するには郵送費がかかりすぎる。でも、テキストが学生の手元にないと、オンライン授業に入ることが難しいので、一刻も早く学生に渡したい。さてどうしたものか…。

その時、教学課の事務職員の皆さんが、「私たちが車やバイク、自転車で、全学生のお家にテキストを配ります！手

分けをすれば、数日で何とかなると思います！」

と、名乗り上げてくださいました。なんとありがたい、嬉しい、思いのこもったお申し出でしょうか。一日でも早く、学生の勉強をスタートさせるために、自分たちの足で配って回ろうと申し出てくださったのです。

しかし、もしも教学部の事務職員の皆さんがコロナに罹患していたら、不用意にウィルスをまき散らすこととなります。逆に事務職員の誰かが巡回販売中に感染するおそれもありますし、またそれを各家庭にまき散らす危険もあります。それに、お金のやり取りはどうしたらいいのでしょうか。玄関先で受け渡しをするにしても、釣銭が発生します。立ったままそこでお金のやり取りをすると、金銭トラブルにもつながりそう。

何とかしたいという気持ち、少しでも実質的な役に立つ動きをしたいという気持ちは大変ありがたいものでしたが、少し落ち着いていただき、別の案を一緒に考えることにしました。

結局、本学とお付き合いのある本屋さんが、「こんな時期ですし、郵送費はこちらが持ちましょう」と言ってくださり、ありがたいことに全学生に郵送することができたのでした。

なにしろあの頃は皆、変なスイッチが入ったように「何とかしなきゃ」とウロウロしていたように思います。気持ちの焦りや誰かに対する思い、感情が突っ走りすぎて振り回されてしまいがちでした。何かを、どうにかしたい。でも、何を、どんなふうに？その答えがわからな

いままにそれぞれが右往左往していました。

2020年度の実習

特に保育士・幼稚園教諭養成カリキュラムにある現場実習の実施には頭を悩ませることばかりでした。最近では気を張りつつもそれなりに見通しを立てることが出来るようになってきましたが、昨年（2020年）夏頃は混乱の真っ最中でした。

それは、実習先である児童福祉施設も一緒のようでした。保育所などは感染者が出ないか心配、でも子どもを預からないと保護者の方はお仕事が出来ない、万が一クラスターが発生したらと思うと気が気でない日々、親御さんや保育者は緊張を強いられ、子どもに対しても普段と違う動き方を求める必要があります。

そんな中、養成校から各保育園・幼稚園・児童福祉施設に実習生が行くのです。ただでさえ人の出入りにシビアになるコロナ禍に、得体のしれない実習生と言われる右も左もわからぬ若者が10日間、子どもと生活を共にするのです。保育所をはじめとした児童福祉施設職員、そしてそこに子どもを預けている親御さんの不安たるや、いかばかりのものでしょう。

文部科学省は、新型コロナウイルス感染対策のために実習先での実習実施が難しければ、学内で行う演習で補填できるという通知を出しています。実習の代

わりになるような演習…それはそれでどんな内容にするのか考えなければなりません。実習とはまた違った学びの深め方も工夫次第では出来ると思うのですが、やはり直接子どもや現場職員、現場の環境に触れることに勝るものはありません。

そこで5月の緊急事態宣言あけ、私たちは学生を実習生として現場に送り込むための準備事項や、システムや、配慮していることなどについて、一枚の文書にまとめ、夏の実習依頼先に配布しました。これに加えて「正直、今年現場に出る実習生は、新型コロナウイルス感染症対策のために、見学実習やボランティアにもほとんど参加出来ていないのです。現場経験や事前学習が、例年と比して圧倒的に足りていません。せめて実習前に学生が事前オリエンテーションに伺った際、園内見学をさせていただけないでしょうか。」という文書も同封しました。

その直後、ある施設から連絡が入りました

「緊急事態宣言開け、最初の実習受け入れを、貴学から始めさせていただきませす」

とのこと。

「実習に先立って、まずきちんと文書で姿勢を示してくださった。そういう姿勢を見せてくださったからこそ、一緒に養成をさせて頂きたい」

と仰ってくださったのです。

現在では私の知る限り、京都府下全ての保育者養成校がそれぞれのコロナ対策を文書にして、実習先に配布しています。この園に送付されてきた順番が、たまたま本学が一番だったから、そのよう

な言い方をしてくださっただけだと思うのですが、少なくとも当該施設については、実習受け入れを再開するきっかけになったようです。頑張っって考えてよかったなあ、と胸をなでおろしました。

またある園は、保護者に対して、実習生を受け入れることについて理解を促す文書を配布されました。

「(実習生には)こんな今だからこそ、現場の様子をしっかりと見て学び、自身の責任も肌で感じて来春から現場に入ってもらふことが必要と考えています。」と書かれていたその文書。

「何卒、明日の保育の担い手を育てる保育実習にご理解をいただけるとうかがたく思います」

と結ばれていました。

必要な感染症対策は十分に行う。今日明日の心身の安全をむやみに怖がらず、保育を止めない。その上で、長い目で見た時に児童福祉施設にいる子ども達のよい支え手となる人々を養成する事の重要性を考え、実習受け入れに踏み切られました。一方で、当然子どもたちの親御さんは不安だろうという事も鑑みて、このような働きかけをなさったのでした。また当該施設からは、安全性の確保のため、「実習生はもちろん、実習生の同居家族も検温や行動記録をとり体調管理をしていただきたいということ、そして実習生自身がコロナ禍で実習をするということの意味をしっかりと考えて臨むこと、この2点を徹底していただきたい」と、大学に要請がありました。様々に厳密に考えてくださったことに感謝し、大学から学生の保護者に連絡し、理

解を得て、無事実習を実施することが出来ました。改めて「専門職養成」の意味をかみしめました。

な権利を保障するための行動かを考え、その保障のためにはどう動くべきなのかといったことに非常に自覚的に動いているように思います。

新型コロナウイルス感染症対策を

情とシステム

考える時の「軸」

このように新型コロナウイルス感染症対策に振り回された2020年度がもうすぐ終わろうとしています。最近になってやっとコロナ禍での業務や活動について「考える軸」が見えてきた気がします。

もちろん「命を守る」ということは大前提として、その上で軸になるのは、「誰の、どんな権利・人権を保障するための行動か」ということです、その軸足を外さず、あとは注意深く物事を進めるという方法しかないなあ、と考える様になりました。

このマガジンの連載第41回目（2020年6月発行）、まだ前が見えずに右往左往していた時期の記事の中で、私は「よく話し合いをするようになりました」と書いていました。その話し合いの中身は、つまりこの軸を確認する作業なのだとわかってきました。

困難にぶつかるたびに、以前よりも、その都度いちいち根っこのところまで立ち戻って考える癖がついている気がします。養成校の具体的な行動で言うと、漫然と授業しない、漫然と養成をしない、漫然とオンライン授業にしない、漫然と対面授業にしない。この行動は誰のどん

これに加え、権利・人権を保障するための行動、権利擁護の取り組みは、「情」ではなく「システム」であるという事も強く感じるようになりました。

情は共感性が強く影響し、情に動かされると人は自ら主体的に動こうとするという良さがあります。しかし情はそもそも大変気まぐれなもので、行動に移るためのエネルギーは強いですが、安定的な支援にはつながりません。

一方システムはひとつの仕組み、構造です。一見体温のない、ただの仕事の手順にも感じられますが、偏りなく安定性があります。「人権」は人類社会が進歩する中で論理的に理論として発展してきたものであり、公正さを考え続けることであり、皆が皆でこの社会を生きていく上での約束事、とりきめ、ルールだといえるのではないのでしょうか。

子どもの育ちの権利を守る人を養成するために、現場での実習を行えるシステムを構築します。子どもがきちんと成長する権利を守るため、親御さんたちが子どもを預けて安心して働く権利を保障するために、児童福祉施設では子どもが生活する環境を整えます。養成校は学生たちの学習権を最大限守るため、学生たちと話し合いながら、就学環境を作り

あげます。児童福祉施設でも養成校でもそれぞれの現場で働く人々が、どうすれば健康で過ごす権利を保障できるか、その為のルールをつくります。

養成校の教職員、実習先の職員、実習先の利用者、実習生。あらゆる人の権利が守られた状態でないと、持続可能な実習システムにならない。これは社会福祉士実習指導をする中で覚え、保育士養成校でも実践してきたことです。

情がなくては物事が始まりません。特に対人援助の行動は情からはじまることが多いような印象があります。しかしそれを本当に役立つものにするためには、偏りなく安定性があり、持続可能なシステムにすることが必要なのだというのを、実体験として考えさせられた1年でした。

これは何もコロナ禍だからというわけではなく、社会福祉や対人援助の分野では、どんな制度もそのようにできたのだよなあと改めて気付かされます。

養成教育に係る関係者すべての命はもちろん、人権を守るシステムづくりを改めて考えさせられています。

2020年度の終わりに

相変わらず新型コロナウイルス感染症対策をとりながらの専門職養成の日々です。養成校同士の会議や検討会議、意見交換会などでも、「コロナ禍での……」「コロナ禍における……」と冠する話し合いばかりです。

しかし、そろそろ情報交換も十分になされ、様々な事例への対応策は養成校・福祉施設それぞれで標準化されつつあるように感じています。イレギュラーなことばかりだったこの1年、全く気は抜けませんが、新年度も見据え、次のフェーズに入る心の準備をしようと思います。

ああ、相談業務

～美緒さんの話～

4

かうんせりんぐるうむ かかし

河岸由里子（公認心理師/臨床心理士）

美緒さん家族

美緒さんは一人っ子で、父親、母親との三人暮らしである。父親は42歳の会社員、母親は40歳のパート職員、美緒さんは17歳で普通高校3年生であった。自宅は少し年季の入った一軒家で、中古で買ったのかなと思われる家である。

相談が始まる

そろそろ歳も暮れようかという12月下旬のある日、母親からの相談が入った。未成年の娘が妊娠してしまったが、どうしたらよいかというのである。

最近、SNSで知り合って、遠距離だろうが何だろうが、恋人づくりが盛んである。彼氏の話はあつという間に別の彼氏になっていたりもす

る。そんな状況で、彼氏と初めて会って、そのまま妊娠してしまうケースも増えているが、当時はまだスマホの時代ではなく、ピッチとか携帯が少し普及し始めたころだった。一人っ子の娘のために、携帯を買い与えたところ、出会い系で連絡を取り合った人と会っていて、その結果妊娠してしまったのである。当時はごく普通の目立たない子にもこんなことが起こっていた。

相談が始まった時にはもうすでに妊娠8か月にもなっていた。母親が気づくのが遅れたのは、元々生理不順がある子だったことと、当時のダボっとしたファッションの問題もあったという。お腹が出ていても余りわからない上に、美緒さんはちょっとぽっちゃり系なので猶更目立たなかったようだ。しかも高校は殆ど休まず通っていて、制服を普通に来ていたし、体育も普通にこなしていた様子で、母親は全く気付かなかったという。外泊してくるようなことも余りなく、たまに友達の下に泊まりに行くという程度で、彼氏の話をすることもなく、まさかそんなことになっていたとは思っていなかったと話していた。

今回妊娠がわかったのは、たまたま制服が少しきつそうに見え、太ったのかなと感じ始めた母親が、冗談半分に「そのお腹、赤ちゃんでもいそう。」と言ったところ、美緒さんがポロポロと泣きだして、「実は・・・」と話してくれたのだそうだ。美緒さん自身はどうしてよいかわからず、友達にも母親にも相談出来ず、ずっと困っていて今に至ったということであった。本当に妊娠なのか、相手は誰なのか、どうするつもりかなどを父母と美緒さんで話し合ったが、話がまとまらない。美緒さんは生んで育てると言っているが、とても無理だと思うから、養子に出したいと父母は思っていると話されていた。

経過

最初にすることは、母親の動揺を抑える事。我が子が、まだ高校生と言う状態で妊娠した、しかももうおろせそうもない、と言う状況に慌てふためいている母親を、何とか落ち着かせる。ゆっくり話を聴きながら、動揺が収まるのを待つ。そしてまずは動揺を抱えながらも、受診に付き添い母子手帳ももらいに行ってくれた頑張りを認めた。

相手が特定できる場合は良いが、大抵はいつの間にかいなくなって連絡も取れなくなるパターンが多い。結局女性だけが辛い思いをすることになるのである。相談員としても、そういう男への無責任さへの怒りと、警戒心が薄れた女の子たちの危険性を感じながら、対処していくしかない。母親が動揺している時に、相談員が憤りや不安を持っていては、母親の動揺を大きくするだけである。極めて冷静に対応するのが基本だ。

先ずはこの時期になっていては墮胎も出来ないのも、元気な赤ちゃんを産むことを第一に考えてもらいたいと伝えた。その為に、病院をどこにするか、妊婦健診をしっかりと受けさせて

行くこと、その際母親が付き添えるかなども確認する。勿論保健師に管理してもらうようにしようという話もする。母親も保健師から聞いているかもしれないが、若年妊娠は管理になる。担当保健師と相談員でも連携していくことを伝えて了解を貰う。その上で、美緒さん自身もお話しさせていただくことを了解してもらった。

更に今後のこととして、もし産んで育てるということであれば、未熟な美緒さん一人での子育ては難しいところもあると思うので、保健師の支援も受けながら、父母が支える事になるし、それが可能かという話も確認した。

美緒さん本人も、生まれた子を育てられないので預けたいということであれば、しばらく施設等（*1）で預かって少し大きくなってある程度手がかからなくなり、美緒さんにも育てる準備ができたところで戻すという形と、養子に出して、一切かわりたくないということであれば、特別養子縁組（*2）を希望される方の方所をお願いする形になるだろうが、いずれにしろ児童相談所の福祉司面接を設定し、赤ちゃんについて話をしていくことになるだろうと伝えた。

父母だけで勝手に決められるものではなく、美緒さん自身の意向確認が大事であることを丁寧に説明した。そうしないと、父母と美緒さんの関係性にも影響が出る。ただでさえ、美緒さんに対する父母の思いはとげとげした状態であろうし、美緒さんも父母に対して申し訳ない気持ちになっているであろう中で、美緒さんの気持ちをないがしろにして、父母が子どもを取り上げるようによそにやってしまうと、その後の親子関係に軋轢が生じ、美緒さん自身の今後が危うくなる可能性も高い。家を飛び出して、非行に走ったり、構ってくれる男性の元に走って、再び妊娠したりなども予想される。そうならない為にも、ここは父母が世間体とかを考えずに、生まれてくる子どもと娘のことを考えられるような冷静さを持たせることがとても大

事なのだ。

どのような方向にするか十分に親子で話し合っただけで決めて欲しいと伝えて次回の日程を正月明け落ち着いたころで2週間後に決め、次回は美緒さんにも来ていただくことにしてお帰りいただいた。

2週間後、母親に連れられて美緒さんが来てくれた。美緒さんは小柄でぽっちゃりとした、かわいらしい女の子で、高3と言うが、中学生くらいの幼さを感じられる子だった。口数は多い方ではないが、しっかり目を見て話すお子さんだった。今日は学校の帰りとのことではブレザーとスカートと言う制服を着てきた。お腹のあたりが膨らんでいるので、太っているのか妊娠しているのかは見た目ではわかりづらいものの、ウェストはきつそうに見えた。

相談員から「学校はこのことを知っているの？」と聞くと、「もう学校も終わるので話していない」という。「確かに3年生なので、1月末で登校は終わり、3月1日の卒業式とその前日の練習くらいしか登校しなくてよいし、運が良ければ、卒業式の頃は出産後になるかもしれない。もしかしたら出産が少し遅れて入院中ということも考えられる。出席をどうするか、また進路もどうするか考えているか？」と言う話になった。「もし学校に伝えたら退学になるだろうから」と母親も心配していた。「確かに学校によっては退学処分にすることもあるが、3年もここまで来て退学にするというのものと温情でそのまま卒業させてくれる学校もある。いきなり学校に言う前に、信頼できる先生に話してみるのも一つではないか、養護教諭も良いと思うがどうか」と話してみた。正直な話、1月末まで登校してしまえば、卒業式は体調不良で欠席しても問題ないし、学校が知らないまま子どもを産んだケースも無いわけではない。そこは本人に任せることにした。

「今後についてどうするかよく話し合ったか？」と聞くと、母親から「やっぱり世間体もあるし、いきなり赤ちゃんが家に来たら近所に

わかってしまう。親戚にも何て言えば良いか。私が生んだというにはちょっと・・・。」と言う。結局そう簡単に世間体を脱ぎ捨てられるものでもなく、父母と美緒さんの間でしばらくもめたようだ。一応、話し合った結果では、美緒さんもやはり子どもを育てるのは無理だろうし、この後の進学もあるので、生まれたらすぐ養子に出す方が良く納得したようだ。

本人に確認すると、それでよいというので、それではということで、児童相談所の福祉司との面談を設定した。

1週間後に、福祉司面談が行われ、福祉司からも、もし気持ちが変わったら教えて欲しいということと、生まれてから手続きが進んでいくので、それまでに乳児院の空き状況を調べ、空きがなければ里親を探していく予定であることが告げられた。いきなり特別養子縁組ではなく、先ずは一旦預かるという形になる。

父親はその場にいなかったが、母親も美緒さんもこの話に納得した様だった。あとは美緒さんが無事に子どもを産むことである。病院と保健師とも連携し、予定日に無事に子どもが生まれるよう待っていた。

予定日の二日後に陣痛が来たとの連絡が保健師からあった。そして、その後無事に生まれた。女の子だった。児童相談所にも連絡を入れた。女の子が欲しいという人は多い。幸い乳児院が受け入れられそうとの事。その後特別養子縁組も可能だろうと思っていた。

生まれてすぐ、保健師が病院に訪問し、様子を確認。母子ともに健康との事であった。美緒さんは赤ちゃんに初乳を与えたり、沐浴の練習をしたりと、赤ちゃんのお世話を一生懸命しているという。

そして明日退院と言う日に、母親から連絡が来て、「生まれてみたらとてもかわいくて、美緒もしっかり母親をやっているのでこのまま家で育てるつもり。預ける話は無かったことにしてほしい」と言ってきた。直ぐに児童相談所に連絡し、この相談は終了となった。その後、

学校も美緒さんの出産を知ることになるが、卒業を認め、美緒さんは進学を諦め、赤ちゃんを育てながら働くことにしたそうだ。

まとめ

望まぬ妊娠とは、度々出会う。妊娠初期に墮胎してしまうことが多いが、誰にも相談できず、ただただ月日が経ってしまい、出産するしかない状況に追い込まれるケースもある。特に未成年の場合は、生理不順や妊娠症状について知らないことなどのため、発覚が遅れてしまう。

最近特に、スマホ、SNSの普及から、簡単に出会いがあり、簡単にセックスして、結果妊娠してしまうことも増えた。緊急避妊ピルについても、子どもたちがネットで買って使っているということも耳にする。性感染症も増えている。その様な状況下で生まれることになった小さな命。赤ちゃんには何の責任もないのに、殺されてしまったり、捨てられてしまったりする。相談さえしてもらえれば、赤ちゃんもお母さんも助けることができる。子どもが欲しいという家庭は今も昔も変わらず存在するので、殺したり捨てたりするくらいなら養子に出せばよいのである。それには健康な赤ちゃんを産んでもらわねばならない。

本ケースの様に、最初は養子に出したいと言っていて、途中で気持ちが変わることは結構ある。赤ちゃんを見たときに、母性愛に目覚め、赤ちゃんを手放せなくなる。未熟な母親へのその後の支援は大事だが、それにしても赤ちゃんにとっては可愛いと思ってくれる母親に育てられるのが一番幸せだろう。本ケースの場合は祖父母も初孫が可愛くて、手放せなくなったのである。母親の子育てに寄り添ってくれるなら何よりも、一番良い形になったと思う。こんな風に上手く行くことばかりではない。祖父母の世間体という難題は中々解決しがたく、頑なに

赤ちゃんを拒否することもある。

実父については不明のままであったが、シングルで育てている母親は多い。まだ若い母親でもあるので、いずれ結婚するとなった時に再び母親の連れ子と新しい父親との関係の問題、或いは祖父母と孫の関係という世代を超えた問題が生まれてくる可能性は否めない。その事も想像しておくことも必要だろう。

子どもを妊娠してしまうかも知れないということを想像できないわけがない。欲望のみに走ってその結果に責任を取らないということが問題である。そういう意味で、相談窓口の存在と避妊の重要性をしっかりと子どもたちに、しかも早くに教えて行かねばならないと思った事例である。

注：

(*1) 施設とは児童福祉施設のことで、乳児院、養護施設、里親、ファミリーホームなどがある。実親が養育できないなどの理由で、子どもを一定期間預かってもらう施設である。

(*2) 特別養子縁組とは、実親が子どもを育てられないときに、育ての親が養子縁組をして育てていくもので、家庭裁判所の審判により、戸籍上も育ての親の実子となる。従って長男や長女などと戸籍にも記載される。

普通養子縁組は実親との関係を継続しつつ、育ての親と親子関係を作るという縁組。戸籍上は養子や養女などと記載される。

里親制度は、一次的に預かって、家庭環境で子どもを育てる制度。

4

ドラマセラピーの実践・研究・手法

劇映画「カリーナの林檎」と
研究方法としてのエスノシアター(Ethnotheatre)

尾上 明代

今回は、社会臨床としての役を果たす劇映画の力、そして芸術を使った研究（かつ実践）方法としてドラマセラピストたちも採用するアプローチの一つ、エスノシアターについて解説する。

天啓の映画

去年のクリスマスに、複数の知人から薦められて「カリーナの林檎～チェルノブイリの森（2020 版）」という映画を見た。クリスマスから数日間、特別に YouTube で公開されていたものだ。この映画の監督である今関あきよさんの Facebook やインタビュー番組によると、2003 年（事故後 17 年の時点）に、何も頼るものがなく資金的にも厳しい中でチェルノブイリへ向かい取材し、数々の苦労を乗り越えてベラルーシで撮影したという完全な自主制作映画である。原発事故で被災し、放射能に起因する病気や家族離散で大変な悲劇に見舞われたベラルーシの住民の様子が、主人公の少女カリーナを中心に描かれている。「ドキュメンタリーではなく、敢えて劇映画として映画にした」そうだ。今関さんは、「まだ何も終わっちゃいない原発事故を、無かったことにしたくない！」という気持ちから、2020 年版の作成と無料配信公開に踏み切った」という。2003 年時点では日本国内で原発事故が起こる可能性があるという警鐘は大多数の人の耳には聞こえていなかった。この映画は当初、日本よりも本国のベラルーシへ向けられた映画だったそうだ。今となっては、このような意義深い映画をよく 2003 年に撮ったものだと驚きと心からの敬意で一杯になる。今関さんは、「最初は正直興味本位、怖いもの見たさだった気がする。ラジオで清志郎の反原発ソングが放送禁止というか自主規制されてるという話をしているのを聞き、単純に何でだろう？と疑問を持ち始めたのがきっかけだ。」と発言しており、あたかも「たまたま」の

ように聞こえるのであるが、このきっかけは、まさに天啓に違いない。ご本人にとっても、映画に関わった方々にとっても、現地の方々にとっても、そして日本人たちにとっても。

完成した 2004 年当時と、2011 年の東日本大震災後とでは、地球におけるこの映画の意義は全く変わってしまった。今関さんは、撮影した時点では、反原発や脱原発を訴えるためではなく、基本的にはバラバラになってしまった家族の物語を撮ったと言うが、311 を境に「他人事が、自分ごとになった。幾つかの場面で、そのシーンの意味合いが変化した。」と述べる。2011 年 4 月以降、何度も福島へ向かい原発を撮影、2020 年にも、この映画の 2020 版のために再撮影を敢行した。

カリーナの林檎

ここからは、どうしても映画のネタバレが含まれるが、内容全体は敢えて書かないので、ご覧になっていない方にとっては、少しわかりづらいところがあることをお許しいただきたい。まだの方には是非ご覧いただくことを強く薦める。

主人公カリーナの祖母、母、そして本人も病気に罹っている。母とカリーナは入院しているが、祖母だけは高濃度に汚染された地域にある自宅を離れずに住み続けていた。監督の話によれば、「汚染されていると知りながら、その場所を離れようとしない人」はサマシヨロと呼ばれていて、これは事故以降にロシアで生まれたことばだという。もとの意味は、自由きままな人。「つまり、勝手に選択して住んでいる人、という意味になるのだが、自分の家に住んでいる人なので、このことばはおかしい。」と監督は訴える。社会がこのような具体的な呼び名まで創り出し、いかに被災者に寄り添っていないかがわかるエピソードだ。映画の舞台になっている場所は、本当に美しい自然に囲まれた土地で、事故前後でその風景は一つも変わっていない。住みなれた土地と家に居続けたい人が、このようなことばで見捨てられていくのではないか。

カリーナはバーブシュカ（おばあちゃん）とこの地が大好きで、母親に「なんでバーブシュカのところに住んじゃいけないの？」と聞く。母親は「それは悪い魔法使いのお城のせい。チェルノブイリに悪い魔法使いのお城があってベラルーシに魔法使いが毒をばらまいているのよ。その毒は見えないし、匂いもないの。それで皆が病気に・・・」と答える。彼女は、映画の最後に、自身の病気も顧みず、たった一人で（正確には、ぬいぐるみと 2 人で）バーブシュカを救うために、冬のチェルノブイリの森の中を突き進んで行ったのである。子どもの世界の怖さと大きさが二重写しになっていて、見る側への衝撃が大きいシーンだ。そしてカリーナのひたむきなバーブシュカへの想いが一つの大きなメッセージともなっている。みんなが見捨てる世界こそが一番大事なところなんだと。そして、たった

一人で立ち向かうことと、あの世へ旅立つこととが重なっていて、被爆が原因の病気で苦しみ死んでいく子どもたちの闘病に大きな意味を与えていると思う。「ベラルーシ国立小児血液学センター」で、カーリーナと一緒に入院している子どもたちとして映画に登場したのは、役者ではなく実際に入院していた子どもたちだ。そのうちの 1 人は原因不明で顔や目が異様に膨れ上がっていた。一目見ただけで、誰もがそのあまりにも痛ましい姿に胸が塞がれたことだろう。その子どもは、撮影の一週間後に亡くなったそうだ。このような現実があるからこそ、魔法使いに負けるな、やっつけろと、カーリーナが誰の助けも借りずに森に赴き、子ども一人ひとりの孤独な戦いと、彼らの生きようとする強さを表現したことに、格別な意義がある。

ところで、森へ行くまえに、カーリーナがバーブシュカの家を窓を外からそっとのぞくシーンがある。バーブシュカが家の中からふと気配を感じて外を見るところは、ロシアやウクライナの民話で精霊などが窓からのぞく、という話が土台になっているのではないかと思った。つまりそのときカーリーナはすでに霊化していた、身体はそこにはなかった、とも解釈できる。そうすると、カーリーナの森への戦いは、カーリーナの心の中のことだったかもしれない。実はカーリーナは病室にいて彼女の思いが描かれている、とも言えて、現実的に病室で病氣と闘う子どもたちの思いと完全に重なる。「カリンカ」という非常に有名なロシアの歌がある。「カーーーーー（と長く伸ばしたあと）リンカ、カリンカ、カリンカマヤ（私のカーリーナちゃん）」と、どんどんスピードアップして歌われるこの曲を、聴いたことがある方は多いと思う。ロシア民謡が好きだった私の家族が、私の小さいころ、この曲のレコードをよくかけていて、「カリンカ、カリンカ」と踊っていたのを思い出す。調べてみると、カーリーナという名前はガマズミという意味で、カリンカは「カーリーナちゃん」という愛称のようなものである。歌詞の中に、「カーリーナの咲いている庭の片隅に私を埋葬してくれ」という部分があり、この歌と名前からも、映画のカーリーナが亡くなることを予感させる。強く美味しい果実（ガマズミ）を生らせるカリンカ（カーリーナちゃん）と共鳴し、スラブ系によくある子どもの名前の一つであったのだ。私は、あまりにも美しいベラルーシの風景とチェルノブイリ原発のコントラスト、そしてナスチャ・セリョギナ演じるカーリーナの愛らしさと強さに文字通り、胸が締め付けられた。

私がこの映画に惹きつけられた一番の理由は、これが「ドキュメンタリーではなく、敢えて劇映画として」制作されたということである。もちろん、原発事故、また他のどのような社会的な問題がテーマになった映画でも、実在の人たちへのインタビューなどから今まで見えなかった「現実」を引き出すような大変優秀なドキュメンタリーがたくさんあることは確かだ。（たとえば、最近では立命館大学人間科学研究科で実施している東日本家族応援プロジェクト 10 年目のオンライン・シンポジウムで、福原悠介監督の「飯館村に帰る」という非常に素晴らしいドキュメンタリー映画を拝見した。）その上で、今回はノンフィクションである現実を、劇というフィクションの形で訴えることの力について考えて

みたいと思って「カーリーナの林檎」を紹介した。この映画は、間違いなく社会臨床としての役目を果たしている。あるいは社会を変える契機として、または我々一人一人が、行動を起こす・実際の行動を変えるイグニッション（点火装置）として見ることができる。

戦いは始めた、あなたはどうする？とカーリーナがメッセージを出している。「ソシオドラマ」を創り実践したモレノや、「被抑圧者の演劇」を創り実践したボアールと同じである。いや、カーリーナの死を賭しての訴えはそれ以上である。フィクションであるゆえに、しっかりとメッセージを心身が受け止め、反芻するように内部からさまざまな思いが湧き上がってくる。

映画公開の様子

今関さんは、2004年に完成したとき、公開するかお倉入りにした方が良いかを随分迷ったという。現に、完成直後にリトアニアとベラルーシで公開が決まり、フィルムの荷造りを済ませ、あとは飛行機に載せるだけのところで、阻止されたこともあったそう。しかし監督は、「ある意味命がけのスタッフがたくさんいたので、その人たちを思うと消し去るのは忍びない」と考えた。その後、2007年ごろになってウクライナの小さなスペースで、またイタリアの教会で上映された。日本では2010年ごろに公開する予定で準備をしていたら311が起き、「また別な意味で公開できない」と思ったという。「311後、カメラマンと福島に行った当時は、ガイガーカウンターを持っている人はいなかった。自分たちはもっていたので、少しは身を守れる手段が一つある、危険度が多少わかると思った。さすがに焦った。チェルノブイリと違って、自分の国で起きているということもあるがショッキングだった。福島から帰ってから、かなり落ち込んだ。」と述懐している。

日本で最初に上映されたのは大阪の高槻で、2011年9月のことだった。風雨の中大勢のお客さんが押し寄せ、立ち見まで出て、この日を境に「カーリーナの林檎」は、大きな波紋となって、様々な場所での公開が実現していったそう。2か月後にロードショーとして東京で1回上映されてから、全国各地で日の目を見ることになった。今関さんは、その後の上映の様子を以下のように語る。

印象的なのは放射線への恐怖から沖縄や北海道などへ、自主避難した方々からの自主上映をさせて欲しいという要望がとても多かったことだ。なかなか自主避難者への理解が浸透していなかったこともあり、自分たちの想いを代弁する「何か」を求めていたのだと思う。北は釧路、そして南は沖縄まで様々な方々とお会いし、その大半は母子避難の方が多く、お父さんは避難せず仕事の為に元の場所に残ったままだった。日本でもカリ

一ナと似たような境遇の家庭が少なくないと感じた。日本での公開が落ち着く頃から、アメリカ、ドイツ、ロシアと上映が始まり、各国を映画に寄り添いながら渡り歩いた。

福島県でも見たいという方々に向けて、郡山のライブハウスで上映された。福島での危険を煽る映画ととらえて怒った人もいたそうだ。当然ながらさまざまな反応や意見があったことと思う。「今関さんは、楽屋に戻って号泣していた」とそのとき一緒にライブで映画の主題歌を歌った歌手の方がインタビュー番組で言っていたが、号泣の理由はご本人からも詳しくは語られなかった。

エスノシアター(Ethnotheatre)

エスノシアターのルーツは、人類学者のエスノグラフィー研究である。1980年代に人類学者 Victor Turner の performing ethnography (演じるエスノグラフィー) に大きな影響を受けた。Turner 自身は学生たちと研究対象部族の儀式や催しについてのエスノグラフィーを演じることで実体験をし理解する、という実践をしていたようだ。その後、1990年代に Jim Mienzakowski らが演劇脚本としての研究報告をエスノドラマとし、2000年代に入ってから、Johnny Saldana らが演技・上演するエスノシアターという分野を確立した。Mienzakowski、Saldana、そして Denzin らは、フォーカスグループや個人のインタビューから真に生きられた経験を描き出すには、劇は決定的な手段になるとしている。

エスノドラマとエスノシアターは両方とも研究報告を劇の形で実施する方法と言えるが、研究者によりそれぞれの定義が少し異なる。本稿では定義の検討が目的ではないため、Saldana の簡潔な定義を採用し、エスノドラマはインタビューその他のデータをドラマ化した脚本、エスノシアターはそれを観客へ向けて上演する演劇という認識で進めていく。さまざまな実践と取り組みがなされているが、リサーチ方法として非常に価値のあるものであると考える。上記のように、エスノシアターのルーツは人類学であるが、演劇を使っていることから、芸術のプロセスを研究の中に組み込み省察するアート・ベースド・リサーチ (Arts-based research) でもある。Saldana が強調するのは、エスノシアターには社会的なテーマが入っていることと、芸術的であることの両方が必要だという点である。特に、演劇のバックグラウンドがない研究者に向けて、演技や劇の制作がしっかりと芸術的なレベルにあることが大切で、台本化、演技法、舞台技術などの研鑽が望ましいと述べている。もちろん個々の事情や条件の中でベストを尽くせば良いと思う。

そして「カーリーナの林檎」はドキュメンタリーでなく現実をもとに創った「劇映画」という点において、エスノシアターであると言うことが可能である。映画の最後にカーリーナのナレーションが入る。

私は死んだの・・・でも悲しまないで。

「昔むかしカーリーナという女の子がいました」で始まるおとぎ話のような物語なの。

そして画面のテロップは、「物語だけど現実です。それはたくさんの取材をもとに制作されているからです」と続く。映画の中に、実際の病児が映し出されている演出もあいまって、紛れもない現実を、フィクションという強力な武器を使って社会に突き付けているのである。Saldana は、エスノドラマ・エスノシアターは教育や社会変革などさまざまな目的に使うことができるとしているが、私は、中でも社会が無知な、忘れられつつある、あるいは重要視していない人々の声を社会に届ける、という目的を果たすために有用であると考え。この映画を見ればそれはすぐにわかる。もちろん今関監督は研究をするという意識で制作したわけではないと思うが、この映画が観客たちに影響を及ぼし、鑑賞後にその言動が変わったとすれば、社会臨床の実践となり、また広い意味でのアクションリサーチになるとも言える。

「決して泣かないで下さい。泣いても何の解決にもならないのだから。」これは、映画の画面に映し出されたベラルーシ国立小児血液学センター医師のことばである。映画の最後を見て泣いた観客は多いと思うが、このことばにハッと現実に戻される。そして、自分のできる範囲で具体的にできる何かを考える。それは、多くの人にとって、今の日本で何ができるかということである。映画の最後には「悪い魔法使いのいるお城」が映し出され、「チェルノブイリ原発 4 号炉は、いまでも大量の放射線を発し続けている。」というテロップが入る。2020 年版は、それに続いて福島原発の映像が入った。さらに、2020 年 12 月の映画公開のメッセージの中で関さんは、「こうしている今も、福島第一原発から、強烈な放射線が発し続けていることを意識して欲しい。」と記した。

カーリーナ役のナスチャ・セリヨギナ

本稿の最後に、あまりに愛らしいカーリーナを圧巻の演技で表現したナスチャ・セリヨギナのエピソードを紹介したい。彼女は実はそれまでまったく演技経験ゼロの 8 才の普通の少女だったことを知り大変驚いたからだ。監督によれば、なかなかカーリーナ役が見つからずキャスティングは難航したということだ。撮影地ベラルーシでは見つからず、モスクワ

でオーディションをしてやっと見つけたのがナスチャだった。

毎日とても元気に撮影に臨み、「素人」であったのに、セリフはすべて覚えていて、現場では台本を一度も手にしたことがなかったそうだ。ときどき、監督が助けようとしたときも、それを遮り「だいじょうぶ、ちょっと待って、分かってるから…！」という頼もしさだった。そして、感動的なラストシーンに関しての監督の裏話がとても良い。脚本の中で唯一、変更した場面だそうだ。

シナリオでは横たわったまま動かないカーリーナのロングショットを長く見せて、そのままエンドロールだ。そして、私は雪の上に横たわるナスチャ(カーリーナ)に「あのね、やっぱり、カーリーナはまた頑張って起き上がって、悪い魔法使いのいるお城に歩き出すことにしたいと思うんだけど、どうかな」と、話してみた。彼女は明快だった。「うん、その方がいいと思う。」こうしてこの映画のラストは今の形となった。

現在は二児の母親になり、モスクワで元気になっているという。今振り返ると「カーリーナ」の体験はどんなものだったか、その後の彼女の人生にどのような影響を与えたのか、できることなら聞いてみたいと思った。

参考文献&資料

- Saldana, J. (2011) *Ethnotheatre: Research from page to stage*. New York: Routledge.
- Snow, S & D'Amico, M (2015). The application of ethnodrama with female adolescents under youth protection within a creative arts therapies context. *Drama Therapy Review*. 1:2. pp.201-218.
- Doi: 10.1386/dtr.1.2.201_1
- Snow, S et al. (2017). Ethnodramatherapy applied in a project focusing on relationships in the lives of adults with developmental disabilities, especially romance, intimacy and sexuality. *Drama Therapy Review*. 3:2. pp.241-260
- Doi: 10.1386/dtr.3.2.241_1

[今関あきよし Akiyoshi Imazeki | 公式サイト \(a-imazeki.com\)](http://www.a-imazeki.com)

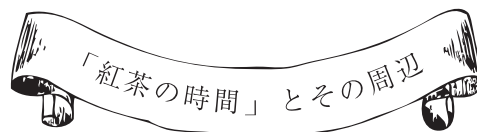
<https://www.facebook.com/akiyoshi.imazeki>

[\(447\) 映画「カーリーナの林檎 チェルノブイリの森」 Web 予告・YouTube](#)

[\(447\) 「カーリーナの林檎 チェルノブイリの森」現地取材ドキュメント・YouTube](#)

[\(447\) Oil in Life Vol.42 : 今関あきよし / Rose in many Colors 映画「カーリーナの林檎」 - YouTube](#)

きもちは、 言葉を さがしている



第43話

水野 スウ

奥能登の宿で

奥能登珠洲にある湯宿さか本。毎年1月2月は冬眠につき、宿はお休み^{あるじ}。主の新一郎さんとは30年来のおつきあいになるけど、今回は、娘さんの菜の花さんからのご注文で、旧正月にあたる2月、「ほめ言葉のシャワーのお話とワークショップ」の出前に行ってきました。

1月に降った大雪がまだ深々と残る庭。いつもは宿のお客さんが食事をする広い板の間に薪ストーブが燃えて、年齢層さまざまな18人が輪になって座ります。菜の花さんの友だちや、県内外からやってきたこの宿が大好きな人たち、私も知っている金沢の友人たち、そして菜の花さんのご両親、加えて私の夫。ほとんどの人が、ほめ言葉のシャワー？ ワークショップ？ 今日いったいここで何するの？という顔ぶれです。コロナ下の今、生で顔をあわせて、奥能登の宿でみなさんと共有した一瞬一会の時間は、こんなふうに展開していきました。



名前の自然さがし

はじめに私が、自己紹介も兼ねて、38年目になる週一オープンの「紅茶の時間」の話を少々。それから「私もみなさんのこと少し知りたいので、お名前をフルネームで書いてくださいな」と折り紙を配ります。自分の名前を書いたらそれをじっくり眺めて、どんな自然がそこにあるか見つけるワーク、「名前の自然さがし」の下準備です。

例えば私の場合。水野スウ、って名前は自然だらけ。水があって野原があって、スウ〜っと風が吹いている。名前をカタカナで書いてみて、鳥の「ウ」を見つけても、実の「ミ」を、見つけてもいいんです。さて、あなたの名前にはどんな自然がありますか？

たちまち手があがります。斉藤だから、花が「咲いとう」。うまいっ！ あ、いいねえ〜、と反応する場。僕の苗字は五十嵐、アイヌの言葉でインカラシー、それって「海辺の丘」という意味で、嵐のような風が吹く場所、なんだって。へえ〜！ とあちこちからあがる声に続いて、私のは、自分のは、とみなさんの見つける自然がひろがっていきます。

新一郎の新は、「木が立っている」だ。私の名前には「里」があります。「泉」があるわ。春の雪の日に生まれたから「薫」と書いて「ゆき」と読むの。秋のはじめに生まれたから「あきこ」。

名前の中にある「美」は、ほんとは「太った羊」って意味で、豊かで美しいってことなんですって。ともこ、なので「友」がいます。由美子、の由には「自由」があります。僕の名前は、金・在る・進む、だから金色の我が道を行く、ってことだ。

「朱色」があります。「稲穂」があります。坂本だから「坂」があります。谷口だから「谷」です。「松」も「田んぼ」もあります、と松田さん。中西だから、「西」の夕日。「林」があるわ、あだ名はオリーブ、と林さん。「竜」がいます——と、みなさんがどんどん想像力の翼をひろげて、名前のものがたりを豊かに語っていきます。

この日のみなさんの反応のやわらかさに、正直、驚きました。何度もしてきたワークだけど、最初か

らここまでほどけることって珍しい。新一郎さんが「なにしろここは、ほうぼくだからねえ」とつぶやきます。「え？」と私が聞き返すと、「ここは宿だけど、放牧なの」。なるほど、私もお客で来た時、あれこれむやみに構わずほっとしてもらえて、自然体でいられることがとても心地よかった。それをよく知っている人たちが、ましてや宿の冬眠中に集まって来ていたから、ここまで空気がほぐれていたのか、と納得しました。

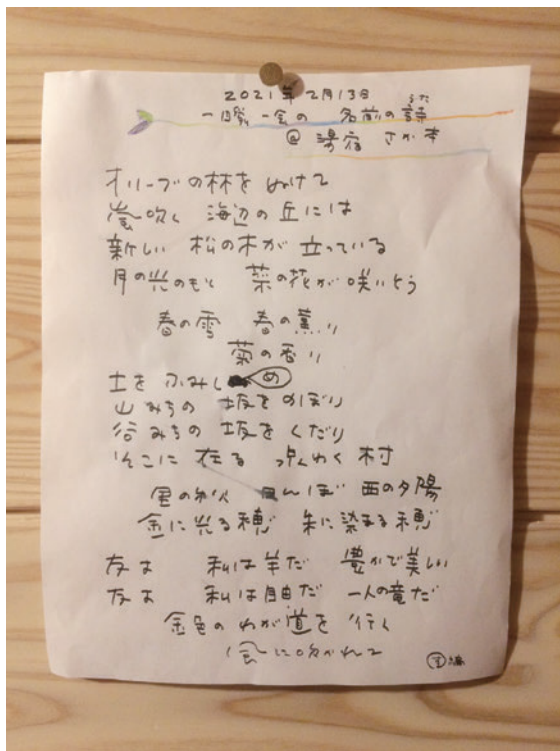
名前の詩^{うた}

その場でメモしていたみなさんの名前の中のたぐさんの自然。それをもとに、あとからこんな「名前の詩^{うた}」を書いてみました。参加した18人全員の名前がどこかに入っています。

一瞬一会の名前の詩

「オリーブの林をぬけて
嵐吹く海辺の丘には
新しい 松の木が立っている
月の光のもと 菜の花が咲いとう
春の雪 春の薫り
菊の薫り 土をふみしめ
山みちの坂をのぼり 谷みちの坂をくだり
そこに在る 泉わく村
里の秋 田んぼ 西の夕陽
金に光る穂 朱に染まる穂
友よ 私は羊だ 豊かで美しい
友よ 私は自由だ 一人の竜だ
金色のわが道を行く」

できたての詩を真っ先に読んだのは、花が咲いとう、と言った斉藤さん。「あれ〜、スウさんがどこにもいなくてこれじゃ寂しいよう」。言われて自分の名前を忘れていたことに気づき、最後の行の次に「風に吹かれて」と一言、私の名前の中の「風」をつけ加えて、主催者の菜の花さんに詩をプレゼントしました。



ちいさなうれしい見つけ

紅茶の時間でいろんな人に逢ってきて、今の社会、どうしてこうも、目に見える結果だけで人が評価されるんだろう、と何度も思いました。人って、数値化できる、目に見えるdoだけでできているんじゃない、居る、在る、のbeが土台にあってのその人、なのにな、と。

そんな個々の一人ひとりを大切にしたい、と紅茶でしていることの 하나가、その人のきもちをまっすぐに、話をさえぎらず横取りせず、アドバイスもせず、「耳へんに十四の心」で聴くこと。そういう耳で話を聴いている時間は、その人の存在を大切にすることだと思ふからです。この日のワークでもほんの少しだけ、「聴く」練習をしました。

まず、ごく最近、自分の感じた、ささいな、とるにたらないような、ちっちゃなうれしいを思い出してみる。最近で思い浮かばなければもっと前のうれしい、もあり。

たとえば最近の私のそれは、雪の庭にみかんを半分輪切りにして置いておくと、ヒヨドリがやってきて、みかんジュースをいかにもおいしそうにごくん

と飲んでるのを眺めていた時、なんだかうれしかったなあ、とか。先日出前に行った保育園で松ぼっくりのエビフライをもらったのがうれしくて、会う人ごとに見せびらかしている、とか。

楽しい、うれしいを思いだしてみても、というのは、毎日の現実が楽しいことばかりでできているわけじゃ決してないからです。やなこと、しんどいこと、腹立つこと、悔しい、悲しい、もろもろあって、でもその中に、ちっちゃなうれしい、もきつとあるんじゃないか。その気になれば見つけられるんじゃないか。それを探してみるのも、「しあわせまわし」というこのワークの内なんです。

しあわせまわし

ちいさなうれしい、を思い浮かべたら、日ごろ話したことの無い人と二人ひと組のペアをつかって、ほんの短い時間、自分の感じたちいさなうれしいを、相手に話します。合図の鈴になったら交代して、今度はいま話していた人が聴く番。あえて、とるにたらないようなうれしいことを言葉にしてください、と頼むのは、今日の相手がどんなささいなよろこびも、鼻で笑わず、横どりせず、まっすぐに聴いてく



れるから安心して話してみる、というミニ体験をペアになった双方に味わってもらうためです。

ちいさなうれしいを受け止めてもらえたら、次にその人に会えた時、もっと深いことや悲しみだって、分けあえるかもしれない。しあわせまわしは、そんなきっかけにもなりうるワークと思っています。それと同時に、ふだんの自分がどんなふうにも人を聴いているか、または聴いていないか、そのことに自分で気づくワークでもあります。

タイムキーパーの私は、この時間、みなさんの表情をちらちらと観察します。一人が話す時間はたった1分半なのに、あちこちから笑顔や笑い声がひたひた寄せてきます。やってみて、めっちゃ楽しかったあ！という人。うれしいこと話してたらからだか熱くなってくるのがわかった、熱量あがった、という人。感想のつづきはまた全体ふりかえりの時間に持ち越します。

身の丈

doだけで「わたし」が評価されるのは悲しい。どんな人も、いちいち言葉にせずとも、身の丈の自分を認めてもらいたい、と願って生きているのだから。身の丈以上を常に求められて、無理に背伸びして生きなきゃならないことも、あなたはここが足りない、ここが普通と違う、といつも上から見くださ



れて身の丈以下の扱いを受けて生きることも、どちらもつらいことだと思います。

私が15歳の時、銀座の画材店、月光荘のおじちゃんから「スウや、おまえさんはおもしろいなああ～～！」と、丸ごとのbeの私を身の丈で認めてもらえた時のうれしさ。おじちゃんからもらったこの言葉は、あれから半世紀以上たっていたってなお、私を励まし続けてくれている、だからものの言葉です。

紅茶に来る人たちの、あ、この人のここがいいな、おもしろいな、ここすてきなとこだ、と感じたら私はできるだけその場でその人に言葉で伝えるようにしているけれど、それは月光荘おじちゃんが私にしてくれたのと同じことを、いま出逢っている人たちに返しているということなのかもしれません。

私が私である、という存在

15年ほど前から、「ほめ言葉のシャワー」と呼ぶワークショップをするようになりました。

当時は、あなたが言われてうれしかったほめ言葉は何ですか、または、こんなふうに言われたらうれしいなあ、と思う言葉は何ですか、と問いかけていました。でもここ10年ほどは、いわゆるほめ言葉に限定されない、純粹に、言われてうれしかった言葉や言われたらうれしい言葉を思い浮かべて、それを折り紙に書いてくださいな、と言うようにしています。

なぜかという、ワークを重ねるうちに、「ほめ言葉」という単語にわざとらしさやあざとさを感じとって、抵抗感や拒否感を持ってしまう人の少なくないことがだんだんとわかってきたからです。言葉を書くワークの前に、この単語からお世辞やおだてといったニュアンスをどれだけ取り除いておけるか、いつも心する大事なポイントです。

そのためもあってワークに入る前、かならず娘の話もします。

ワークショップに参加した人たち

が書いてくれた言葉を集めて、『ほめ言葉のシャワー』という小さな本をつくったのは13年前の2008年です。編集とデザインを担当したのは、当時、一人暮らししながらひきこもりをしていた娘でした。

お金を稼いでいない、社会の何も役に立っていない、そういう自分を責めていた娘が、なんのはずみか、私から頼まれて本づくりの手伝いを引き受けてしまった。そうなった以上、社会に出られないでいる自分を何とか受け入れてからでなければ、この本づくりにとりかかれない、と娘は思ったそうです。もしそこをごまかして、見かけだけうれしいほめ言葉が並んでいる本をつくったとしたら、ほかならぬ自分がすぐその欺瞞に気づくだろう、と。

自分が最初の読者になった時、寂しいきもちにならない本をつくるにはどうしたらいいんだろう—そう考えめぐねて行き着いた着地点を、本の最後のコラムに、娘はこのように書きました。ここで書いている「あなた」は、娘が自分で自分に言い聞かせて書いている言葉だ、とすぐわかりました。

「誰かと比べられたり、何かができることを強いられる日々に、絶えずやらなきゃいけないことに追われる日々の中に、今あなたが生きているのだとしても。あなたがあなたである、というその存在は、決してほかの誰ともとりかえることはできません。まぎれもないその事実、あなたは気づいてくれているでしょうか」

ワークの数日後に知ったこと。娘が書いたこの文章、今回の出前ワークを注文してくれた菜の花さんが、自身の心がしんどくなった時のために、いくつか貯えている言葉の一つだったそうです。

秋田のお話

この手のワークが苦手、っていう人がいることよく知っているし、この日もそんな人がいそうだったので、10年近く前、秋田でお会いした、こういうことがもっと苦手そうな方たちの話をしました。

女性ばかり70～90代の、100人の方々に向かって、ここにいる方で、ちょっとくらいできたことを褒め

られたからって、浮かれたり調子にのったりするのはみっともないよ、って言われてきた方、今もそう思っている方、いらっしゃいますか？ と聞いたのです。会場のあちこちでいくつもうなずく頭がありました。

そうですね、そこにいらしたのは全員、あの戦争をくぐり抜けてきた方たち。その間いっぱい大変なことも苦しみも別れもあったらうけど、それでも今日まで生きてきたから、今、ここにおられる。そんな自分を自分なりに、ああ、がんばってきたなあ、と認めたり、赦したり、受け入れたりするのって、自分を甘やかすこととは違うんじゃないだろうか。

誰かが自分にかけてくれたうれしい言葉を思い出し、書いてみることは、その言葉を自分で受け入れることでもあると思います。受け入れたらその分、自分に対して人に対して、やさしくなるかもしれないし、自分が歯を食いしばって生きてきたことを、相手にまで求めないですむことかもしれないし。

秋田のみなさんが書いてくれた言葉を、読み手をつのって読みあったら、出てくる出てくる、こっちまでうれしくなる言葉。「おめがおれの嫁でえがった」「今日も来てけだがあ、おら幸せだなあ」。「おばあちゃんはエンジェルちゃん」と孫から。「お前の世話になる」と夫から。

私が、これ最高！と思った言葉は「田さ、行くど」。田んぼに行くよ、という声かけをうれしいと感じた人がいる。これって、自分の存在を気にかけてくれる人がいる、自分を見てくれる人がいる、と思える言葉。照れくさいほめ言葉より、こんな何気ない言葉こそ、人はかけてもらいたがっているんじゃないか、そう思える言葉でした。

ほめ言葉のシャワーのリレー

珠洲の宿でこの日のワークに参加した方たちが書いた言葉。それをシャッフルして配り直し、読みあっていくほめ言葉のシャワーのリレー。ほんとに何気ないうれしい言葉が次から次に出てきました。

「いっしょに旅行に行こう」「ママの娘に生まれて

しあわせだよ」「あなたは自慢の娘や（と母から。今までほめられたことがほとんどなかったの、うれしかった）」「（笑顔のあなたに）会えただけで心がほっとするんだ」「離れて暮らす子どもから突然ラインが。どうにもならない気持ちがいっぱい書いてある。うれしいのではないが、そういう時に思い出してもらえるのがあるありがたい」「生まれてよかった、とあらためて自覚した時」「ママのごはんが食べたい（娘が小4くらいの時、地域の子ども会のキャンプでお泊まりして帰ってきた時の第一声）」「あー、おいしかった、最高だね、盆と正月がいっぺんに来たみたいだ（なんてことないごはんに対して、夫がよく言ってくれる）」「○○ちゃんはそのままでいいんじゃない」「スタッフでしょ、行くよ！（そのグループの中で疎外感を感じてた時、イベントの打ち上げに行くのをちゅうちょする私に）」「今までよく生きてきた」「おもしろい視点だね」「ぎゅー」などなど。

ほんの短い言葉でも、その背景にはそれぞれのいろんな物語があるのでしょうか。それを想像しながら、ここにいる誰かが書いたその人にとってうれしかった言葉を、18通りの声で読み、その声を聴く時間は、とてもあったかい。

ふりかえりタイムで

——自分が書いた言葉を誰かの声で聴く体験。その人のうれしい、もその声の中に入ってるんだね、「そんなあなたが好きです」と私が書いたのを、「そんなあなたが大好きです」って読んでくれた。自分の書いたニュアンスとは違ったけど、逆にそのことがとても新鮮でうれしかった。その時は、いやなことや自分のだめなこといっぱいあって、その後、「そんなあなたが好きです」って言われたんだ。あえて説明つけなかったからどう読んでもよくて、ある意味、普遍的な言葉になって、いろんな人がそこに思いを重ねていくこともできるんだって思った。——秋田のおばあさんの話、わかるなあ。いつも叱咤激励、コンチキショウ！ って思いながら、スポ根で生きてきたし、相手にもそう言ってきてた。ほめ言葉のシャワーは苦手だったけど、後から、あ、自分ももらってたな、って思い出した。お前ならで

きる、って言われた言葉を励みにしてずっとやってきたんだ。考えればほかの人からももらってたなあ、でも自分からはあげてないな（笑）。

——新ちゃんはこの好きじゃないと言ったけど、人をほめるの、上手よ。私もほめられるのは得意じゃないけど、今日折り紙に書いた3つの言葉はどれも、身の丈で言われた言葉だった。言われた時に、いやいや、って打ち消さなかった言葉だった。beでほめられるって、そういうことなんだね。

——照れくさくてこそばゆくて、ワークも苦手でも今日は、そのままの自分を認める言葉をたくさん聞けた。ほめられてもそれを自分でうけとめない、自分へのほめ言葉にはならないんだね。

——ひとのいいところ見つけてはたくさん言葉にしているけど、自分に向けてのいい言葉って言ってないなあ。うれしかった言葉もすぐには思い出せない。だから時々このワークしてそれを思い出す時間が必要かも。

循環する言葉

しあわせまわしの後のふりかえりで、うれしいこと話したら、からだがあったかくなってきて、熱量あがったのわかった、と言ったのは、からだの専門家である鍼灸師のオリーブさん。彼女は人生の途中で突然、目が見えにくくなって視覚障害者になった人です。全体のふりかえりの時間に、こう話してくれました。

「それまでできていたことが、たくさんたくさんできなくなって、本当にものすごくつらい時期があった……。それでも、赤ちゃんが一つずつ新しいことを覚えていくみたいに、自分も赤ちゃん時代から今まで育ってきて、できることが少しずつふえてきた。そうやってきたら、今はほんとに何をしても、とってもとてもしあわせでうれしくてたまらないんです。葉のちゃんが私の仕事を認めてくれたのもうれしかったです」

語っている途中、思わず涙で言葉につまっ

ったオリーブさん。実は、2人ひと組のしあわせまわしの時、彼女はこれと同じ話を、ペアになった菜の花さんに語っていたのですって。

「ああ、そうだったの。全員でのふりかえりのとき涙したのはきっと、ワークで一度言葉にしたことをもう一度みんなの前で言葉にしてみて、その思いがさらに深くなったからなのかもしれないね」と私が言うと、菜の花さんが「一度、言葉にしたことを……」と復唱していました。

きもちを言葉にすること、それをまっすぐに聴く人がいること、その言葉をふたたび口にした時、先の想いが増幅されて自分に戻ってくる、その循環をととてもリアルに見せてもらった気がしました。

ちなみに、オリーブさんの鍼灸の施術を最近受けている菜の花さん、しあわせまわしの時、オリーブさんにこう言ったんですって。「自分以外で、自分のからだのことをこんなに気にかける人がいてくれて、うれしい」と。

菜の花さんはほめ言葉のシャワーの話を書く前、それってたぶん、自尊心と自己肯定感のことなんだろうな、と予想していたそうです。はい、きっとそうも言えると思います。だけど私はあえて、その単語は一度も使わなかった。ワークに参加した人が、あとから、これって自尊心のことだ、自己肯定感のことだよ、と思ってもらえたら、その気づき方の順序がうれしいなあ、と思っているからです。

ふりかえり番外編

家に戻ってしばらくしてから、ふと、急に知りたくなって、ほめ言葉のシャワーのワークの時、夫がなんて書いたのか、訊いてみました。「だまってそばに居てくれてありがとう、って書いたよ」え！あの時、私が言った、あれ？

たしかに10数年前、彼にそう言った覚えがあります。そのころ私は心が苦しくて、人に会いたくなくて、あまり外にも出られない、鬱のような状態でした。その間、彼は私がしてほしくないことをただの一度もしませんでした。励ましの言葉も、ああしたらこうしたら何も言わず、黙ってそばにいて、私を支えてくれていました。数ヶ月たって私が少しずつ本来の自分を取り戻していった時、口にした感謝の言葉をそのまま、彼は覚えていてくれたんですね。そして、それは彼にとってもうれしい言葉だったんだ。

珠洲のワークショップのおかげで、10年ひと昔の時を超えて、私から発した言葉が、思いがけないブーメランになって私のもとに還ってきました。それは、湯宿さか本場のもつ空気と、そこに集う人たちとのコラボで生まれた一瞬一会の時間からの、ふりかえり番外編、とびきりの贈りものの言葉です。



路上生活者の個人史

第2回

竹中尚文

今回、聞き取りに応じてくれたのは松田氏(仮名)である。私が大阪でホームレス支援の仲間になって、7年になる。食料などの支援に並ぶ人たちの中に松田さんがいた。40歳前後のホームレスは少ない。私たちの支援のお馴染みになっているホームレスは、たいていが70歳代である。60歳までの人は仕事と住むところを見つけて自立できる。ボランティアの助力を借りたりして仕事と住居を得て、ホームレスから脱している。 「ホームレスはそんな暮らしがしたい人たちだ」という人があるが、一夜でもいいから冬の寒空の下で寝てみてほしい。誰が好きこのんで冬の寒空で寝るものか、と私は思う。こうした状況の中で、松田さんはどんな思いなのだろうと思っていた。

松田 悠氏(仮名) 1975年生まれ。

生まれは、京都です。ずっと同じ所で育ったわけではありません。京都、兵庫、大阪と転々としました。戸籍はありません。離婚後300日以内の出生は、元の夫を父親とする、というような法律があるじゃないですか。だから、お袋は私を産んだとき、離婚直後だったので出生届を出さなかったのです。出生届を出すと、血がつながっていない人が父親になるじゃないですか。出生届を出さなかったので私の戸籍はないのです。住民票だけは作ってくれました。

小学校は兵庫県で行きました。中学、高校は大阪です。おもに、事実上の父親の親戚宅でした。父親は無責任な人で、私をつくって消えたそうです。その人の親戚の家で育ててもらったのです。その家族の転勤であちこち転居しました。大学は中退です。というか、除籍です。2年生までは、頑張ってアルバイトして、お金を稼いで行きました。アルバイトばかりで、大学の授業にはほとんど出ていませんでした。もちろんお金も足りませんでした。なんかその大学の授業料を払いたくなかったので

す。授業料を払わなかったら、大学から除籍といわれました。もちろん学費を出してくれる人はいませんでした。母親は、事情があつて私とは離れた関係でした。

この前の給付金の10万円ですか？
いや、もらいませんでした。戸籍がないからもらえません。ホームレス支援者の人から、戸籍をつくる手助けをしてくれると言ってもらったのですが、そんな気持ちになれなかったのです。確かに、10万円は私にとって大きいお金です。とっても大きいお金ですから、私もほしいですよ。しかし、自分に関して知りたくない事が分かるのが嫌なのです。そんなこと知るなら、10万円は諦めようと思いました。ものごころつく前のことで聞いた話ですが、私の母親は私を連れて東尋坊に行ったそうです。私を海に投げ込んで、あとから自分も飛び込もうとしたらしいです。私を育てられないので、そうしようと思ったらしいです。しかし、連れて帰ってくれました。そして、私は事実上の父親の親戚で養ってもらって、この家庭から小学校と中学校に通わせてもらいました。子どもの頃は、友だ

ちになると人の家庭の事情とかを聞いてくるじゃないですか。それを尋ねられるのがいやで、友だちを作らないようにしていました。自分に近づくなという空気を周囲に出していたと思います。

中学校を卒業して、高校生の一時期は母親と姉と暮らしていました。姉が二人いるのですが、上の姉はずいぶんと歳が離れているので接点もありませんでした。だから、どこでどうしているのかも知りません。それに姉二人と私の三人は、父親がみんな違うのです。下の姉は、一緒に暮らした時期もありましたが、性格も違いますからうまく暮らせませんでした。

二十歳の時に、大学を辞めて、というより除籍になって、働き始めました。働くといっても、派遣や日雇いの仕事をしていました。どこかに就職という考えはありませんでした。現実的には、それまでの大学に行かないでバイト生活というのと変わりませんでした。派遣や日雇いの仕事は気楽ですから。気楽というのは、私が自分のことを言わなくてもいいということです。雇う方も、私が怪我なん

かしても知らないふりができますからいいのかもしれませんが。実際に大きな怪我はしませんでした。そんなに頑張っただけで仕事をしませんから、怪我もしなかったのです。頑張らない仕事は、どれも長続きしません。寮があると嬉しいですが、仕事を辞めると寮も出ないといけません。だから、住む所も転々としていました。時には、付き合った女の子の所に転がり込んだりしていました。でも、やっぱり長続きはしません。住むところがあれば、私が働かないのです。働けといわれて、出て行くことになりました。

派遣や日雇いの仕事で熟練を求められませんし、仕事のスキルが上がるわけでもありません。頑張っても同じなのです。仕事が減れば来なくていいということで、スキルは求められていないのです。仕事を頑張るより、目立たないようにしている方がいいのです。こんなことをいうのは、私の言い訳かも知れません。実際に頑張っている人もいるのも知っています。でも、頑張っている人がそれなりの結果を得ているわけでもありません。もちろんおいしい結果を求

めるより、人間としてのやりがいかもしれません。私はいい加減な人間ですから、そんなに頑張らないのです。

東日本の震災の頃から、路上生活をするようになりました。35歳ぐらいだったと思います。路上生活といっても、繁華街だと24時間営業のお店もありましたのでそれなりに居場所がありました。洗濯するところもありますし、清潔な服装をしていれば、あまり追い出されることもないです。私は酒もたばこも吸いませんし、ギャンブルもしませんからほとんどお金が要らないのです。何か欲しいものもある訳でもないで、ほんとうにお金が要らないのです。女の子に対しても、いいなと思っても見ているだけです。自分から積極的にはいかないです。望まなければ要らないです。人間は頑張っただけで生きないとダメなんだろうけど、頑張っても仕方がないだろうと思うようになったのです。そんなことで、今、こうしているのです。

35歳って、そういえばそうですね、確かに母親が死んだ頃です。



男は 痛い



國友万裕

第38回

『花束みたいな
恋をした』

1. 大殺界をどう生きようか！？

六星占術によると、木星人プラスの俺はこれから3年間大殺界である。そんなの真剣に信じなくても、気の持ち方だと言われそうだが、俺の人生ではこれが結構当たってきている。

これまでこの連載で書いてきた通り、俺のジェンダーへの囚われの原点は小学校の時の男根的な女の先生だが、この先生が担任だった小学校の4年から6年までの3年間はまさに大殺界の3年間に当たっている。

その12年後、21歳から23歳にかけて、大学を卒業する頃、ゼミの先生と不和が起きた。元々大学に馴染めないのを一生懸命思い直して4年間頑張ったのに、憎しみの残るような卒業の仕方となった。その後もそのトラウマは俺の人生にずっと影を落としてきている。

その12年後、33歳から35歳にかけては、就職のことで悩んで二進も三進もいかなかった。大学の専任になるのは難しい、しかし、非常勤のままだと辛い、でも転職もしたくない、これまで長年勉強してきたのに、それが無になってしまう。新しい生き方を探そうと、男性運動に関わることになるのだが、どこか俺が期待していたものとは違っていた。あの当時も混乱の最中だった。しかもこの時期、父が死に、上の弟が死んだ。母も相当苦労していた時期だった。

そしてそれから12年。45歳から47歳にかけては、今度は単著を出す時の産みの苦しみだった。まず、京都のある出版社へと申し出た。そこは知り合いの先生たちが本を出されているところなので、推薦もしてくれた。しかし、「私たちのところはもうあのシリーズをやめようと思っているので」と一つ返事で断られてしまった。別の京都の出版社に掛け合うと、原稿を読んで、会議にかけるのに1ヶ月ほどかかると言われた。それで、その出版社の返事を1ヶ月待ったのだが、答えはアウト。

「内容的には面白いのですが、私たちのところは

教科書が中心なので」と言われた。

何よりも困ったのは、この出版社と限らず、自費出版の場合であっても、出版を会議で決定するには1ヶ月くらいかかることだった。それに、他の出版社と二股をかけることができない。したがって、1ヶ月待って、アウトだったら、またその時点で他の出版社に当たらざるを得ず、アウトが続く場合はいつになるかわからない。苦しかった。これじゃあ、いつまでも決まらない。

思い出しても、つらい経験ばかりだ。あれとまた同じ運勢がやってくる。怖い。

もちろん、その全てが俺の人生にとっては苦しいけれど大きな転機となった出来事ではあった。ジェンダーへの囚われがなかったら、今の俺はない。あの時、大学の先生との不和がなかったら新たな出会いは起きていない。あの時、就職のことで悩んで、男性運動に参加しなかったら、中村正さんや伊藤公雄さんとの出会いもない。そして、本も京都の出版社で断られたからこそ、ある東京の出版社に頼んで、これが大成功だったのだ。素晴らしい出会いだった。♪涙が乾いた後には夢への扉があるの♪と昔、斉藤由貴が歌っていたけども、先の展望が見えない苦しみを味わった後には必ず、何かが開けてくる。

だから、これから3年後には新たな転機が訪れて、俺の人生もう一皮むけるのかもしれない。だけど3年間は暗中模索、五里霧中を生きていかななくてはならない。それが憂鬱なのだ。

2. アラ還になって思うこと

この原稿がアップされる頃には俺は57歳になっているはずだ。

この頃、芸能人やスポーツ選手など著名人の訃報がネットに出ると、必ず年齢を確かめてしまう。80代、90代ならまだいいが、70代となった場合は若いなあーとってしまう。昔の俺だったら60代であっても相当な年寄りを想像していた。しかし、自分がアラ還になってくると70代で死ぬとな

ったらあと20年もないという気持ちになってくる。20年前の俺は、男性グループと上手くいかなかった、傷心気分だった。あの頃のことは今振り返れば昨日のことのようだ。あと20年なんて瞬きのように過ぎて行くだろう。渡瀬恒彦まで生きるとしたらあと14年、渡哲也まで生きるとしたらあと21年、高倉健まで生きるとしたら26年、森繁久彌まで生きるとしたら39年。俺はどこまで生きていくことになるのだろうか。

この頃死後の世界を考えるドキュメンタリーを見たり、本を読んだりしている。俺は何事も心配性なので、早くから死ぬときの準備をしなくてはとってしまうのである。

シュタイナーの理論によれば、人間の意識は、死後は形を変えた意識となって存在し続け、輪廻再生するのだそうだ。俺も誰かの生まれ変わりののだろうか。そうなれば、魂は不滅なのだが、これはこれで怖い。意識がずっと存在するのならいいが、輪廻再生となると、他の人間になるわけだから、自分が無になってしまう。それが怖いのだった。もう一つの自分が霊界に生きていて、そこで今の俺の姿を見ていると思いたい。そうすれば、輪廻再生してもそれが生き続けるわけだから、自意識が無になることはないのだ。

俺はこの宇宙の中で考えれば、本当に粒にも満たないような存在だ。また何億光年にわたる人間の歴史から考えても個々の人生なんて本当に一つの原子にも満たない。大きな視点から考えた場合は、俺の人生なんて、本当にとるに足らないものだろう。

むしろ、この世は、あの世へ行くまでの準備段階という考えもできる。俺たちは宇宙の粒子ほどのことも経験できずに一生を終えていく。あの世に行ってから宇宙のミステリーがわかっていくのではないか。そう考えると死ぬことも怖くなくなるだろう。しかし、怖い。

人間ってというのは思っていたほどには成長しないものだ。俺は若い頃、歳をとっている人は人格ができていて、もっと人生を諦観しているのかと

思っていたものだった。しかし、実際には決してそんなことはない。これまでの俺のトラブルを振り返ってみても、諦観していない年長者たちを過剰評価していたことが、トラブルの元になっている。

小学校の先生も、大学の時のゼミの教授も、社会運動で出会った人たちも、全て最初から大した人じゃないのだと割り切ってつきあっていれば、その後失望を味わうことはなかったのだ。世の中は善意になんて満ちていない。歳をとっても、人格者になんてなれない人の方が多いのだ。

それに人生の限られた時間では人間は狭い世界しか知らずに終わってしまう。俺はまだ10代の頃のトラウマを癒せず苦しんでいる。俺の10代、20代、30代、40代、50代、今振り返れば、全て一本のラインで結ばれている。それはジェンダーに対する囚われだった。人間の人生にはそうそうたくさん出来事が起きるわけではなく、大きなテーマにまつわる出来事を繰り返し反芻しながら過ぎて行くものなのではないか。この頃そう思うのだ。

もちろん、その中で、小さなテーマや小さなラインはいくつも形成されていく。

春休みになって、生活のリズムが午後3時になっている。3時になると毎日東京のコロナ感染者数の速報が出るのだ。その数字を見て、少しずつ肩を撫で下ろす日々が続いている。数字は確実に減って入る。日本だけじゃなく、全世界的にも減っている。今度こそ、収束へと向かうのかもしれない。それを心待ちにしているのだ。

春休みになると時間が過ぎない。いつだって何かを考えている。でも歳をとって仕事ができなくなったら、こういう毎日がずっと続いていくだろう。年取ると今よりもっと何もすることがなくなる。57歳になろうとする今でさえ、死ぬことの恐怖に怯えているのに、実際に80代になったら俺は平常心で生きることができるのだろうか。それともそれまでには死を達観できるようになるのか。

「死ぬ時のことを考えるよりも生きている間を

十分に生きればいいのよ」ともうじき83歳の母は言う。「死んだら自然に帰るんだよ」とお世話になってきた70代の男の先生はおっしゃっている。心療内科の先生も70代になって、まだバリバリに仕事をなさっている。いつ死ぬかわからない年齢になって、そのことを毎日気にやむのではなく、ある日、突然ぼったり死ぬのが本望と思っている人が多いようだ。人間なんて、みんな一度は死ぬのだから、それを悲観的に考えても意味がないと思っているのだろう。

しかし、俺はそう考えることはできない性分なのだった。

先日、ミニドックを受診した。これは毎年夏休みに受診しているのだが、去年はコロナのせいで行かれず、年度末が近づいてきた2月の受診である。

正直なところ気が重かった。何かとんでもない病気が見つかったとしたら・・・。この頃また悲観的になっていて、悪い方に考える癖が戻っている。

実家の近くの薬屋のおばさんは膵臓癌で亡くなった。

前に『君の膵臓を食べたい』という映画があったけど、膵臓癌の場合はまず治らない。今は癌でも治るケースが増えているが、膵臓癌の場合は見つかった時にはもう手遅れになっているケースが多いと聞いている。そのおばさんも病院でいきなりホスピスを勧められたのだそう。もう死ぬのは決定的だから短い余生を心安らかに生きることを医者も勧めるのだ。

俺は今のところ食欲もあるし、痩せてもいない、元々体が弱いわけでもないし、膵臓癌ということはないだろう。

しかし、体は徐々に弱っているのである。

この頃困っているのは尿である。神経質なので、前から頻尿ではあったのだが、この頃は尿意があるのにトイレに行ってもおしっこが出ない、出が悪いという状態になってしまっている。

ミニドックの検診の先生にそのことを話すと、

「年齢的にそういうのが出てきそうな時期ですよ」と言われた。ネットで調べてみると、70代になると男性の7割くらいがそういう問題を抱えるのだそうだ。俺の義理の叔父は前立腺癌だったのだが、癌と診断された後も相当長く生きていた。だから命に関わるものではないにしても、やはり辛い。

近所の薬局で尿の出をよくする漢方薬を買った。俺は便秘の漢方薬も飲んでる。薬代が結構かかってしまう。

最近になって、体の調子を整えるために鍼灸にも再び通い始めた。今回のところはFBの友達がすごく効き目があると書いていて、近所ということもあっていくことになった。

俺の身体を見た先生からは、「これだと普通に生活しているのも辛いでしょう」と言われた。

鍼灸といってもいろいろな流派があるのだろう。この鍼灸院では、1回鍼を刺されて、そのあと20分くらいほっておかれる、それからまた別の部分に鍼を刺してまた20分。それだけのことだ。

それだけのことなのに心なしか体の状態がいい。毎週来てもらっているマッサージも1回は抜かしても大丈夫だった。

1週間後に再びその鍼灸院に行くと2回目も同じ施術だった。そして3回目も同じ施術。徐々に猫背も良くなってきているように思えた。

「また、1週間に1回くらいでいいですか」と聞くと、「だいぶ良くなってきたから2週間に1回で構わないと思いますよ」と先生から言われた。

この言葉を聞いて、この先生、腹黒い人ではないのだなあとと思ったものだった。できる限り頻繁に来させるために状態を長引かせるところもあるのだが、この先生はそう言う人ではないようだ。

おしっこが近い、背中が痛いのはこの鍼灸と漢方薬でマシになるかもしれないと希望は出てきた。俺は映画を観に行くと必ず、途中で一度はトイレに立ってしまう。そのため出やすいように、いつも端っこの席をキープする。

頻尿の原因の一つは普段の俺は水を飲み過ぎて

いるからである。水はいっぱい飲んだほうが体にいいと聞いているからなのだが、当然、水を飲むとトイレにも行きたくなる。昔は映画なんか見るときは水なんて飲まなかったものだ。昔はペットボトルもなかったし、そもそもお金を払って水を持ち歩くような時代ではなかった。

俺は火照り症なので、冬でも冷たいものを飲んでしまい、これもトイレが近くなる一因となっている。コーヒーをアイスからホットに変え、水をお茶に変えれば、頻尿もマシになるだろう。これからはそうしよう。

持病の正常眼圧緑内障は、発見してから15年だが、その間加齢のせいで多少は悪くなってはいるものの、相当悪くなっているわけではない。まだまだ大丈夫だ。

鼠径ヘルニアが痛いのが問題だが、これも多少、気をつけていけばマシになるだろう。食生活と生活のリズムを改善しなくてはならないのだ。

ボクシングジムでは縄跳びを100回跳べるようになった。57歳の割には元気だ。あと30年くらいは生きていられるかもしれないのだ。

そう考えれば、まだまだ人生に前向きにならなくては！ 後ろ向きの人生で30年も生きるのは辛い。クリント・イーストウッドや山田洋次みたいに90ぐらいになってまだ現役の人もいるから、俺の人生だって、まだまだ捨てたものではないかもしれないのだ。

3. 生活を狭める。

今年に入って生活するための現金がないことに気づくようになった。貯金はあるにはあるのだが、おろしたくない。老後の蓄えだからだ。

お金がない。これは不思議なことだった。この1年はコロナでどこも行かれなかったため、実家にも帰っていないし、東京にも行っていない。友人と会う機会が減ったので、外食代もそんな使った覚えはない。パソコンも買っていない。なぜ、なのか。

とりあえず、これからはお金を節約して、生活を狭めなくてはならない。先日、映画館で80くらいのおばあさんが掃除の仕事をしているのを見て、痛々しくなったものだ。高齢の人が、お小遣いのためのバイトをしているのであればまだいいけど、生活のために仕事しなくてはならないのだとしたら、大変なことだ。本当に人生は切ない。死ぬ間際まで現実に立ち向かい、人間は仕事することになるのだろうか。

俺は80くらいになったら、体を労って余生を暮らしたい。しかし、収入がなくなるわけだから、そうそうお金も使えない。節約した中でやっていくしかないのだ。これからはその準備もしていかなきゃいけないのだった。

まずはコンビニに行く回数を減らして、スーパーに移行しよう。スーパーで買い物すると千円でこれだけ買えるものなのかと感嘆してしまうことがある。コンビニに慣らされているからレジに並ぶのが面倒だけど、それくらいはできる心のゆとりを持たなくてはならない。

映画も映画館で見る回数は減らし、レンタルも減らして、NetflixやAmazonプライムで見る本数を増やさなくてはならない。配信だといつでも見ることができるため、あまり真剣に見ない。映画館やレンタルでお金を払って見た方が真剣に見ることは事実なのだが、それくらいは妥協しなくてはならない。

買い物の時のポイントもできる限り、つけてもらうことにしよう。俺はお店などでカードにポイントをつけてもらうのは面倒臭いと思う性格なので、ポイントを集めようとしなない。しかし、そういう小さい節約が後では大きいという話も聞く。

それに、できる限り頻繁に預金残高をチェックしなくては！「乗るだけダイエット」という言葉がある。ヘルスメーターに乗るだけでも、常に体重を意識しているからダイエットに効果があるという意味である。お金に関しても、「見るだけ節約」と言えるだろう。常にお金のことを意識して毎日残高を見ていれば、少しずつ失費のコントロ

ールが効いていくに違いないのだ。

4. 女性嫌いを治すには・・・

そして俺のこれからの人生のテーマは、女性への偏見を溶かすことである。

俺はこれまで何人ものカウンセラーについてきたが、中でもとりわけ大きく俺にとって有益だったのは25年前に出会ったゲシュタルト心理学のカウンセラーの先生だった。この先生は、アメリカ仕込みで、ただ単に話を聞くのではなく、問題にグッと向かい合わせるカウンセリングだった。

その先生に俺の悩みを話すと「アバウティズム (Aboutism) やめてんか！」とおっしゃっていたものだった。すなわち、俺の思い込みは、俺の思い込みであって、それを一般化することを止めようとなさっていたのだ。例えば、不登校について、社会について、これまでの経歴について、俺は全て悲観的に考えていたのだが、それはあくまでも俺のそれに「ついて」の考え方であって、実像は違っているのだということをはっきりとわかって、俺をサポートしようとしてくれたのだった。

俺は、この先生を尊敬しているし、感謝もしている、この先生のおかげで自分にある程度は自信がついた。しかし、この女性に対する偏見の部分だけは、この先生の理論でも無理だった。

俺が一人や二人の女性からトラウマを負わされたというのであれば、女性すべてについての問題ではなく、その女性の問題であるということになるだろう。しかし、俺は、小学校や中学校の頃だけではなく、何段階にも渡って、女性に痛い目に遭わされている。とりわけ因果なのは大学入学の時英文科を選んでしまったことだった。

大学に入る頃の俺は本当に前向きになっていた。物事をポジティブに考え、全力に生きようと意気込んでいた。それまでの苦しい不登校時代を一掃しようと思っていた。しかし、よりによって、俺のクラスは女の子が7割。俺は女性から嫌われる男であることは自覚していたので不安だったが、

それも前向きに捉えようと思っていたのだった。

しかし、現実はその甘くなかったのだ。入学して半年くらい経って、秋くらいになると女の子たちの悪口陰口が始まった。

この話をすると、俺が悪縁を引き寄せているという人もいる。俺がネガティブな目で女性を見ているからネガティブなものを引きつけるのだと言う人いる。しかし、この当時の俺は意気込んでいたし、女性に対しても偏見なく、目一杯親切に振る舞っていた。なのに、それが起きたのである。

他の学部だったら当時は女性は少なかったからここまで女性嫌いが長引くことはなかったのかも知れない。しかし、人生に「たら・れば」はない。英文科に行っていなかったら、今の仕事はないわけだし、これはもう宿命としか言いようがないだろう。

事故に遭いやすい人、病気になりやすい人、お金の恵まれない人、男運の悪い人、さまざまな宿命を人は背負っている。俺の場合は女性から嫌われる、気持ち悪がられる、傷つけられる、そういう宿命を背負って生まれてきたらしい。

俺の中では女性はおっかない存在として概念化されている。幸せを奪う存在として位置づけられている。そういう女性ばかりではないのだろうが、出会う女性はそういう女性である可能性もあるのだ。

俺は一生、性的不能者のように生きていくしかないのか。

いや、ここで **Unlearn** を学ぶことを考えてもいいだろう。もう一度物心つく頃の子供に戻って、全てを学習しなおす。これまでの人生経験で学んでいたことを **Unlearn** (捨て去る) ことが、今の俺には大事なのだ。

まずはジェンダーをしばらくは忘れるべきだろう。俺はこれまで長い間、ジェンダー研究に没入して生きてきているので、女性の些細な一言が許せない。些細な態度に過敏に反応してしまう。筋金入りのフェミニストだったらまだしも、大抵の人はジェンダーを深く勉強しているわけではない

ので、当然彼女たちのジェンダーに関する意識は整合性が取れていない。ジェンダーを毎日考えて生きている俺は、男だったらこんなことは言わない、こんなことはしない、女だから許されることだ、だからあなたは女の特権にふんぞり返っている、だから女性は許せないという考えへと陥っていく。

理詰めで女性を見るのをやめないことには女性嫌いは治らないのだ。

それがわかっている、「言うは易し、成すは難し」である。

しばらくはジェンダーの眼鏡を外して生きなくては！と思っていた矢先に『ファーストラブ』という映画に出会ってしまった。

(ここからはネタバレがあるので、映画をまだ見ていない人は注意してもらいたい。)

俺は、この映画の冒頭の 15 分くらいを見た時点で、性的虐待の話であることはピンときた。父を殺してしまった女の子の話なのだが、彼女が幼少期に父からひどい虐待を受けて、その結果心が壊れてしまっていることが徐々にわかっていく。その後遺症で、彼女は男の視線を感じるたびに昔のトラウマを思い出してしまい、そのことが彼女を常軌を逸脱した行動に導いていくのである。

映画を観ながら、「あなたの気持ちはわかる。でも、俺だってそうなんだよ」と言いたくなった。俺だって、子供の頃のトラウマのせいで女の視線が怖い。しかし、男の場合はその苦しみを認めてもらえない。

この映画と同列の映画はたくさんあって、むしろこの頃は幼児期の性的虐待の話は量産されている。その一方で男がトラウマを負わされるという話はあるだろうか。男の場合だと『闇の子供たち』のように加害者も男というケースが圧倒的に多く、女性の加害が描かれない。描かれたにしてもそれが話の中心にはならないので、なかなか目の目を見ることがないのだ。いつになったら、わかっもらえる時代になるのやら。もうわかっもらえないと割り切るべきなのだろうか。

橋本聖子のセクハラ問題がマスコミを賑わしているのはある面好ましいことだ。女性でもそういうことをする人がいるのだと言うことを世間がわかってくれば、男の方も摘発しやすくなる。

女性を貶めようと思っているのではない。男でも女に傷つけられる被害者はいることを認知してもらいたいのだ。

5. 『花束みたいな恋をした』(土井裕泰監督)

あまり食指の動かない映画だった。

先にも書いたとおり、俺はほとんど恋愛というものをしたことがない。女性が好きではないので、とっくに恋愛は諦めていきってきた。アメリカでMGTOWという男性グループがあるという。恋愛や結婚は男にとって不利益だから、そういうものを避ける男たちのグループである。まだ詳しいことは知らないのだが、こういうグループができたことは俺と似た考えの男性が世の中にいるのだ。俺はほっとした。

この映画で、菅田将暉と有村架純が恋人になるまでのプロセスは極めて今風である。まず、菅田の方がお金を払うわけではない。彼の方が彼女に料理を作ってあげたりする。彼は焼きおにぎりを3つ作るのだが、2つ彼女が食べて、彼はひとつしか食べない。昔だったら逆だろう。昔風の男女関係には囚われていない。

しかも、この二人、彼のアパートで一晩二人きりでいながら、即セックスをするわけではない。これも今らしい。昔だったら一人暮らしの男のところに行って、しかもそこでうたた寝なんてしたらレイプされるところだが、菅田が演じる男子はそういうことを最初からしたいとは思っていない。有村の方も不安を持っていない。今の男は草食系。もはや男は狼ではないのだ。

その後も一貫して、ジェンダーは強調されない。どちらがリードするわけでもなく、二人の恋愛は進んでいく。

ただ、途中、彼がそれまでのイラストレーター

の暮らしを諦めて、営業職のサラリーマンになるところから二人のすれ違いが始まっていく。彼の方は仕事人間へと陥っていくのだ。

これは生物学的な問題なのだろうか。男は1つのことしかできない。それまでは5時から後はイラストレーターを続けると思っていても、いつしか男社会の一因へと組み込まれていくのだ。

あれこれあった後、結局、二人が別れるところで映画は終わる。憎しみ合う別れではなく、お互いのことを考えて、前向きに別れる。今は一過性の恋であってもそれが自分の人生にとってプラスの経験なのであれば、それでいいと割り切る若い子が多いのだろう。今は駆け落ちとか心中とかする時代ではない。愛は盲目というのはもう古い。理性的で友愛に満ちた恋愛。これはなかなかいい傾向だ。

また世の中キャラ分けが進んでいることもわかる。映画のディテールとして、スペシフィックな作家や映画の名前が出てきて、万人が知るものは無くなっている。

着実に世の中はいい方向に進んでいるようだ。俺もまだまだ生きていく価値はあるのだろう。

俺の人生は10代がどん底で、その後尻上がりの人生。今はボクシングジムでシャドーボクシングをするアクティブな初老のおじさんである。ボクシングジムのトレーナーの子が、一緒に誕生日を祝ってくれることになっている。

今は幸せ。これから女性嫌いだけはどうかしなくてはならない。それが今後の目標である。

役場の対人援助論

(3 6)

岡崎 正明

(広島市)

それでも 私たちは 助けあうこと やめない

仕事をしていると ときどき

澱のような ドロドロとしたものが たまる

やってもやっても 改善しない事態

話しても話しても 分かってくれない相手

同じようなことをくりかえし 現実に目を背け 楽な方に流れる人々

救うはずの制度や機関は 融通がきかず

互いの無理解を あげつらい

人手が足りない現場は

自己防衛と グチが充満し

理想的なスローガンは

政治家の口から 空虚に飛んで

上からは

先送りと忖度の 風が吹く

そしてなにより

そんな風に思う 己の独りよがり

うんざりする

あれは 私。

楽な方に流れるのも 自己防衛ばかりなもの

みんな 私のことだ

「ひとりも取り残さない社会」なんて無理

「わがごと丸ごと」 そんなのできるはずがない

ろくでもない現実に ろくでもない自分

ドロドロとしたものが

私の中から

とめどなく

あふれてくる

でも

それでも。

そんなときこそ

思うのだ

「それでも 私たちは 助けあうことを やめない」

この言葉だけは 理想的なくせに

ずっと営まれてきた まぎれもない 事実

私たちが まだ狩りと採集で くらしていた頃

気候変動で 食料は減り 人類は滅亡の危機にみまわれた

その時 私たちの祖先は 生み出したのだ

より強い者だけが 生き残るのではなく

弱き仲間を救うことで ともに生き残るという 戦略を

それから どんなに時が流れても

私たちは 助けあうことを やめないでいる

見ず知らずの相手に 募金をし

無償で 海岸のゴミを拾い

老人は 隣家に とれた野菜を分け

若者は 奨学金で 進学して

消防団は 被災地で 汗を流す

ユニバーサルデザイン

炊き出し

介護保険

ユニセフ

新旧東西 規模もやり方も 言語も宗教も肌の色もちがうけれど

私たちは 助けあうことを やめた歴史を持たない

だからときどき 出てくる

自分の国が 1番だとほえる 大統領や

生産性のない者は 殺した方がみんなのためだ とかいう若者に

言ってあげたくなるのだ

わるいけど

それでも 私たちは 助けあうことを やめないよ

それが 私たちの 本性だよって

「それでも 私たちは 助けあうことを やめない」

心の中で そうつぶやくと

あのドロドロが 溶けていくのが わかる

戦争も 差別も

格差も いじめも 虐待も

たぶん そうそうなくなるだろうし

犯罪者も ネットで誹謗中傷する人も 自殺者も

いなくはない

それでも

それでも。

バカのひとつおぼえみたいに

どうしようもないくらいに

自然にくりかえす 私たちの 営み

「それでも 私たちは 助けあうこと やめない」

「それでも 私たちは 助けあうこと やめない」

臨床のきれはし

浅田 英輔

Sheet12

Small Talk

2020年度も終わりがみえてきたが、Covid-19にやられちゃった年度であった。大都市に比べるとずっとマシなのであるが、青森県でもいくつかのクラスターが発生し、保健所や医療機関は大変な苦勞をしている。

私は普段「つどいの場」に関する仕事をしているが、「あつまれー」とも「あつまるな！」とも言えない、やりにくい年度であった。

人が暮らしていくには、食べることや運動することが大事だが、それに加えて人とかわることも非常に大事であることはあちこちで言われている。現代人が健康を保つためには、社会的関係を持つことが不可欠である。

大きな制限、小さな制限

Covid-19により、われわれは多くの制限を余儀なくされている。真っ先に制限されたのが余暇である。「家で本を読んでいるのが何よりも好き」という人よりも、「友達と一緒に旅行したりライブいったり飲んで騒ぐのが好き」という人への影響は大きいだろう。そういった活動的な余暇は強く制限され、できたとしても「悪いことをしている感じ」がつかれたりして楽しめないだろう。

旅行や、人が集まるイベントなどの余暇が制限される一方で、飲み会、会食などの日常的な余暇も制限が加わっている。さらには、リモートワークが推奨され、カウンセリングもリモートが試みられているなど、仕事で人と接する機会も減ってきている。

私は、仕事がりモートワークになることには大賛成であり、家でできるなら職場に来る必

要などないと思っている。しかし、「通勤時間があるということ」が多くの意味を持つことも知っているし、オンオフの切り替えに「場所」が重要であることも知っている。

「職場のデスクに座ることで（やむを得ず）やる気を出す」のに、心地よい家の自分の椅子に座って、ネコなんかいたりしたら、仕事のやる気なんか出るわけがないのだ（これは一例であり、家のほうがはかどるという人もいる）。人によるという面はあるものの、オンオフの切り替えがうまくいかず、外出の機会はさらに減るといったよくない面があることも踏まえておくべきである。

リモートワークの問題点の大きいものに、日々のやりとりが減るということがある。ちょっとしたことを隣の席の先輩に聞くということができにくい。「チャットもあるし、ビデオ通話もできるでしょ」という意見もあるかもしれないが、対人援助職の人で、日常的にチャットをしている人はどれだけいるだろうか。仕事のやりとりをチャットでするということに慣れているのは、普段から使っている人に限られる。また、ビデオ通話にしても、常時つながっぱなしにしているという人は多くないだろう。要するにテレビ電話なのだが、「ちょっとしたことを聞くために電話する」ということも、できる人は限られるのではないか。設備はあるし、いくつかクリックすればいいだけなので手間は多くないだろうが、日常のやりとりは「せんばあい、ここってこれでいんすか？」「おう、いいよいいよ」みたいなものも多いだろう。「それっくらいのことで電話するの？」と思うのであ

る。おそらく、多くの人はいらない。大事なことはきちんと確認するにしても、細かな確認をする機会は減っているはずである。

それにも増して、Covid-19に奪われているものといえば、雑談ではないだろうか。リモートワークでは、仕事上の確認以上に雑談はしづらだろう。「zoom会議の前の時間に、雑談タイムを作っている」という会社もあるようで、それはそれでとてもよい取り組みだと思うのだが、雑談とは「はい雑談してください」としてするものではないし、決まった時間になされるものでもない。「へー、そうなんだ〜」と適当に聞き流していることもあるし、話し手も「しゃべりたいだけ」のことも多い。zoomで研修会を開催する・参加する機会は増えている。研修自体はそれほど支障なくできるのだが、研修会前後の「ひさしぶりー」「最近どうよ？」みたいな雑談や、「ちょっとお願いが」などというこそこそ話ができないのは残念だ、といった感想がある。普段は会わないが、研修会で年一回は顔合わせる人がいるのではないだろうか。

この「てきとーに話して、うんうん言ってもらおう」というのは思っている以上に重要なのではないかと感じている。

新しい雑談

最近あまり話題にならなくなったが、何度か「zoom飲み」をやったことがある。東京、大阪、長崎、鹿児島の人とやったが、遠くてなかなか会えない人たちとやるのは楽しい。まさにwithコロナな飲み会であった。しかし、その後はやっていない。聞かなくなっただけでみんなやっているのかもしれないが、ビデオ通話というのは、思っている以上に環境を整えるハードルが高いのではないだろうか。機材もそうだが、背景になるところを片付けて、家族がいる人は断りを入れて、子どもが入ってこないようにして（入ってきてもいいけれど）、家族に聞かれてマズい話題は避けてと、むしろ居酒屋に行ったほうがラク

なくらいである。なんとなく億劫な感じはある。

もうちょっと気軽に雑談できたらなーと思っていたところに登場したのがClubhouseというアプリである。

Clubhouseとは

2021年1月から日本でサービスが開始された、音声SNSアプリ。2021年2月時点では、iOSのみ対応。（iPhoneの人しかできない）現在は招待制で、電話番号を知る人から招待されないと参加できない。

音声のみのSNSとされ、「ルーム」に入ると、そこでしゃべっていることを聞くことができる。基本実名登録となっているが、そうでもない人も多い。

「部屋がたくさんあり、飛び入り参加できるラジオ」というイメージ。

説明に書いたように、「飛び入り参加できるラジオ」というイメージである。「福祉を語ろう」とか「ADHD当事者の部屋」とか「小学校教員のグチ部屋」とか「友達作ろう」とか「30分ヒマになったので雑談しよう」とか「公認心理師受験のアドバイス！学生さん歓迎」などなどいろいろある。一人でしゃべっている人もいるし、こないだは「ヒトカラ」（一人カラオケ）という部屋に100人くらい聴衆がいたりした。なんでもいいのだ。ちょこっと入って、あんまりおもしろくないなーと思ったら出てくればいい。

「福祉を語ろう」とか「心理学のこれから」とか書いている部屋はやや「意識が高い」というか、まじめなことを語り合っていたので入りにくいなーと思っていたら、Twitterで仲良くなった人と「居酒屋みたいにダラダラしゃべろうぜ」という話になり、ネットつながりの3人で部屋を作って話してみた。途中で他県の兎相の人や、出版社の人な

どが参加してきたり、聞いている人も10人くらいいたりした。これが意外によいのだ。音声のみなので、別のことをしながらガラガラ話せる。聞いていて、混ぜりたい話題だったら手を挙げて混ぜる。実名だけど、聞いている人は限られるし、原則録音できない（iPhoneの向こう側で録音する方法はいくらでもあるが）ので、ある程度自由に話せる。意外とよい雑談ツールだなと感じた。

自分が面白いと思える部屋を見つけるのがなかなか大変だが、家事しながら流すこともあるし、実際「作業中」という部屋を作っている人もいて、何かしながら時々話す、という使い方もできる。「今日も晩御飯作ります」として、晩御飯を作る間におしゃべりしている人もいる。

話題を決めてまじめに語りあうもよし、ちょっとした空き時間によく知らない人と雑談するもよし、といったものであるようだ。クローズドな部屋も作ることができるが、だったらLINE通話でいい気がする。まさに、withコロナの雑談ツールといったところか。iPhoneを固定しておく必要はないし、聞くだけならイヤホンをつければよいため、zoomよりセッティングの敷居が低い。もう少し使ってみたいと思う。

このClubhouseのダウンロード数が急激に伸びているなど、「人と話すこと」を求めている人は多いのではないだろうか。

何を大事にするのか

Covid-19により、いろいろなものを制限している状況である。2月末にワクチン接種が始まったが、この状況はまだ続くだろう。制限はいやだが、いやがっていても制限はなくなるらない。

役所にいると、「コロナだからやめておくこと」がたくさんある。やむを得ず実施しないものもあるが、「どっちにしろいらぬものもたくさんあるのではないか。

この際だから、いるもの、いらぬものを見分ける機会になってしまうのがよいのではないかと思う。今の時代に必要なのは、アップデートだ。「昔はこうやってた」ということが全く意味のないものとは思わないけれど、温故知新、いらぬものはすっぱり捨てていきたい。残しておきたい大事な要素を、どうやって残していくのか。今まで軽視されてきたもので、実は大事だったものをどう大事にしていくのか。Covid-19はいい機会なのかもしれない。



誰かが、みてるものである。

発達検査と対人援助学

③ 発達検査・発達相談の正しさとは

大谷 多加志

本稿がアップされる頃、予定通りであれば「新版 K 式発達検査」の最新版(2020 版)が無事公刊されているはずですが、改訂版発行の計画が立てられてから 7 年超の作業に区切りがついたわけで、安堵の気持ちもあるのですが、思いの他やり切った感は小さく、少しだけモヤッとした感覚もあります。

理由は多分いくつかあります。ひとつは、「やり残しがある」ことです。改訂版の作成においては、7 年前に計画を立て、5・6 年前からデータ収集を始め...と長期間の作業を行ってきました。その中で、作業をしながら気が付いたことや、時間的な問題もあり継続的な検討課題に残したこともいくつかあります。しかし、気づきがある度にデータ収集をやり直していたのでは、過去の古いやり方で収集したデータを捨てなくてはいけなくなり、データ収集に追加的な時間や予算が必要になります。それは現実的ではないので、その時々気づきは「今後の課題」として蓄積されていったわけです。このような積み残しは、次の改善につなげていくことにはなりますが、おそらく次も同じように作業を進めながら気がつくこともあるはずで、結局のところ試行錯誤と改善の営みを続けていくしかないということなのかなと思っています。そして、たぶんそれで良い

のだろうとも思います。

作り替えられていく検査とそれを学ぶ検査者

「新版 K 式発達検査」は 2001 年以来(正確には 2002 年 3 月以来)の約 20 年振りの改訂であったわけですが、世界的にみると知能検査や発達検査の改訂のスパンは以前よりも狭まっています。スパンが短いものでは 10 数年くらい。つまり、より短期間で、より頻回の改訂が行われるようになってきています。

これは、現代社会の変化の速さを反映しているとも言われています。少し前の価値観や技術が、5 年と待たずに変化したり、陳腐化してしまったりします。短期間でツールがブラッシュアップされていくことは、良いことのようにも思えますが、その都度、新しいツールの使い方を学習し、使い慣れていくまでの苦労を重ねる検査者を見ると、そもそも「何のための」ツールであったのかという点への意識が薄れているように思える時もあります。

検査の実施と行動観察

これは検査初心者であった頃からの実感としてありますが、検査に不慣れなうちは検査を実施するために割く心理的コストが

大きくなり、子どもの行動観察を行う余地が乏しくなりがちです。そうすると、検査を取り終えても、検査課題の成否や数値的な結果くらいしか言えることがなく、助言や支援方針を立てる段階で困ってしまう...というの陥りやすいパターンのひとつであるようにも思います。

K 式発達検査は改訂を重ねても、検査内容の多くはそのまま引き継がれ、改訂に伴う検査者の負荷は最小に留められています。これまでの実践から得た「臨床の知」を生かすことや、目の前の子どもの観察を重視するという姿勢が表れていると言えるかもしれません。

発達支援、特別支援は本当に豊かになったのか？

「的確なアセスメントのもと、有効な支援アプローチを選択し、子どもの支援に活かしていこう」。2000年代、このような呼びかけのもと、アセスメントや支援方法に関するたくさんの研修が行われ、関連する書籍も数多く出版されました。

しかし、この結果、発達支援や特別支援教育の現場は豊かになったのでしょうか？変化がなかったということはないでしょう。しかし、豊かになったかどうかという点については、現場の一端に関わった者として、すぐに「はい」とは言えない感覚があります。ケース会議や研修で出てくる支援者の悩みは、今も昔も変わらず「このケースはどうしたらよいのか...？」で、その中身が以前と大きく変化しているようには思えないからです。

足りないものは？

児童発達支援事業所などでは、個別支援計画に基づく発達支援が求められ、その中で子どもの発達についても「フォーマルなアセスメントツール」での評価が奨励されてきた経過があります。フォーマルなアセスメントツールとは、発達検査などに代表される規格化されたアセスメント法のことで、支援者の主観的な評価ではなく、より総合的で客観性の高い評価が重視されてきたと言えると思います。

一方、実際の支援の現場では「多くの子どもに有効なアプローチ」ではなく、「この子どもに今必要なアプローチ」を繰り返し行っていくことが求められます。つまり、多くの人に有効なアプローチであったとしても、目の前の子どもに有効でなければ意味がないのです。

そのために必要なことは「トライ & エラー」ですが、よりよい形を模索するのであれば「仮説と検証」と言う方が望ましいのかもしれないかもしれません。適用の可能性が高そうな支援仮説に基づいて支援を実施し、子どもの反応や結果を検証して、修正していく...というような流れです。そして、この流れの中には必ず「エラー」があります。「ちょっと違うかも」「ピタッとこない」というエラーに気づき、改善を繰り返すことこそが重要で、そういう意味では今の発達評価は「正しさ」を追求するあまり、「間違い」に気づいたり、認めたりすることが遅れやすくなっている面があるかもしれません。

私たちは説明を求めすぎている？

“正しい方法が、うまくいく方法とは限らない”。最近耳にして心に残っている言葉で

す。「正しいかどうかとうまくいくかどうかは別」というのは、当たり前と言えば当たり前のことですが、私たちはつい「正しいかどうか」に気を取られがちです。

うまくいくかどうかはやってみないとわからないですが、「正しいかどうか」は説得力や根拠などによる裏付けが必要になります。つまり、『こうするのがよいと言われている』という先行例や研究結果、時には『〇〇先生が□□と言っていた...』のように特定の人が根拠にされる場合もあります。

ただ、これらの説明はすべて根拠を自分や子どもの外側に求めています。つまり外的な基準や知識、権威などです。しかしながら、本当に必要なのは、検査者や子ども自身の反応から仮説を導き出すことではないかと思えます。それは、検査者自身の気づきや感じたことに目を向けることであったり、子どもの内的世界を想像することであったり、つまりは自分や子どもの内に理由を求めていくことであるとも言えるかもしれません。

仮説にできること

検査結果から見立てた子どもの発達像は、そういう意味ではいくらかは主観的なものであり、客観性が担保できないという意味で、仮説にとどまるかもしれません。また、実際のところ、仮説が明らかに間違っていた場合は何となく後からわかりそうですが、「合っていたかどうか」は最後までわからないように思います。子どもの成長がその後順調であったとして、それが発達相談の見立てと助言による結果なのか、単に子ども自身の成長の力なのかは判別できないからです。

反対に言えば、ひょっとすると仮説は正しくなくても、結果的にうまくいけばそれでよいのかもしれません。検査結果の説明を受けて、支援者と家族が「なるほど！」と（間違っていたとしても）考えを共有して連携しながら子どもと関わろうとすることは、子どもにとっても良い影響をもたらす可能性が十分にあると思います。

『うまくいってればよい』

1月から、編集長の団先生が講師を務める家族理解入門のオンライン研修会（「団士郎さんと家族を学ぼう」全6回）に参加していて、大いに学び、刺激を受けている。

その中で「家族の構造」についても学ぶのだが、『構造的に、家族はこうあるべき、なんていうことはない』、言い換えれば、『他者から見てどれほど不合理で違和感があるように感じられたとしても、その家族がそれでうまくいっているなら、何でもよい』と述べておられたことが印象に残りました。ただ、それでうまくいっていないから相談につながるわけで、その時は意地にならずに何か変化を起こしてみませんか、というのが一つのアプローチとなる、ということです。

この話を聞いていて、これまでにうまく整理がついていなかったいくつかのことがずっと腑に落ちたように感じました。

ひとつが、先述した「仮説」のこと。私たちは自説が「正しいか否か」にこだわり、説明を求めることに夢中になりすぎていなかったか。理論に裏付けられた「適切な」説明をした後、ケースの状況が好転しなかった時に、それを保護者や関係者の努力のせいにしていなかっただろうか。説は正しくな

かったとしても、「その子どもや家族のことを懸命に考えた」ことが、例えば「熱意」や「誠意」が、伝わった結果として、事態が好転したのであれば、その相談は有用だったと言えるのではないか。

ふたつめは、保護者への助言のこと。発達相談に来た保護者に対して専門家が行う助言から、保護者は『子どもの意欲や関心に敏感に、発達促進的な関わりを行いつつ、一方で親の期待で負担や無理をかけることが厳に慎まないといけない』と求められているように感じられることが、時にあります。つまり、障害や発達の遅れを知り、子どもと関わる意欲を失った保護者には『こんな風にかかわってあげて!』と助言し、発達の遅れを取り戻そうと習い事やトレーニング、療育などをぎっしり組み込む保護者には『子どもの負担を考えてあげて!』と助言されたりします。これは、確かに「正しい」助言なのだと思います。

一方で、世の中の育児はさまざまです。『子どもは良く食べて遊んで寝るのが仕事!』と、素朴な育児をモットーにする家庭もあれば、『添加物の入った食材は使わない』、『グローバルな世界を見越して家でも英語を使おう!』など、それぞれにこだわりをもった育児を進める家庭もあります。そして、子育て支援の専門家と呼ばれる人も、それらの家庭でとくに困ったことが生じていなければ（うまくいっていれば）、取り立てて『子どもの負担も考えて!』と、おせっかいは言わないわけです。

人のやることが全部「正しい」なんていうことはないのだと考えれば、弱さや困りごとを抱えた人の考えや行動の中に「正しくない」部分を見つけることはそう難しくは

ないでしょう。ただ、それを指摘することが、何かの役に立つとは限りません。発達相談に来られる家族は、ただでさえ大変な子育ての中で、少数派としての悩みや困りごとを抱えた家族であるとも言えます。その家族のやり方で、今より少しだけ“うまくいく”方向に進んでいけるように応援したいと願うのであれば、支援者にできることは、日々の努力を労いながら、まずは小さな変化を促し、支えることに尽きるのかもしれない。

講演会 & ライブ な日々 ㊿

古川 秀明

帰ってきたトークライブ VOL・3

新型コロナウイルスの影響で、去年の2月29日の講演会&ライブを最後に、現在まで全ての企画が中止され、活動自粛というか、活動の息の根を止められている。

くさくさとつまらない日を過ごしているところへ、団先生の「帰ってきたトークライブ」の知らせが届く。

これを見逃すわけにはいかない。

帰ってくる前のトークライブは全ての回を録画させて頂いた。

小ぶりの段ボール箱いっぱい詰め込まれた録画テープは、今でも我が家に保管されており、私の宝物でもある。

そのトークライブがzoomという形で帰ってきた。

団先生の講演会は会場に足を運び、生の声を聞かせてもらい、会場全体でワッと盛り上がるのが一番良いに決まっている。

しかし、「弘法は筆を選ばず」の例えがある。

きっと団先生も筆を選ばないに違いない。

今回は VOL・3。

VOL・2の感想は団先生のツイッターに書かせてもらった。

今回の VOL・3 はここで書かせて頂くことにする。

前半と後半で違う話だが、項目ごとではなく、私が心に沁みた団先生のお言葉を中心にいろいろとつぶやこうと思う。

多少ネタバレになるかも知れませんが、そのあたりは団先生、長年のよしみでどうぞお許しを（笑）

と言ってもここに書かせてもらったのは、講演のほんの触りの部分だけ。

みなさん、是非 VOL・4 に参加しましょう。

<団先生語録1>

「(世の中に起こる) あまりいろいろなことに振り回されたり、浮かれる必要はない。(世の中に起こる) ほとんどのことは人の世界で起こり得る。(様々な問題を) 2~3年置いておいても、私は困らなかった」

<私のつぶやき>

確かにそうだよなあ。新型コロナウイルスにしても、人類初体験ではない。

今までの人類史のなかで、ペストもコレラも天然痘もあった。

問題を2~3年置いて、別に困らないというのは大切な感覚だ。

私なんぞは、ちょっとしたことで右往左往してしまうけど、あとで冷静に考えたら、自分のおっちょこちよい加減に笑ってしまう。

オイルショックの時はトイレットペーパーを買うのに並び、2000年問題の時はペットボトルのお水を買いだめし、コロナでマスクが品薄になった時は、マスクの代わりにパンツでもかぶろうかと真剣に思い悩んだりもした。

しかし、女性用のパンティをかぶって電車に乗ったら確実に変質者だし、自分のパンツをかぶる勇気はないし、パンストをかぶったら銀行強盗に間違われる。

この言葉で、おっちょこちよいな自分に落ち着きを取り戻させてもらえた。

<団先生語録 2>

「(流行や要望に)流されず、私がおもしろいと思うことを話すことにしている。流行は社会や時代の使い捨てにされる。有名になることを一番の価値にしたら本当の自分の価値が消える。ブームが消えて、あの人は今になってはいけない」

<私のつぐやき>

自分がおもしろいと思うことを話すことが、結局は聞き手も楽しめることになる。

経験的に私もそう思う。

しかし、とても小心者の私は、今回はこのテーマの話題を要望されているのだから、それに沿った話をしないと、次の仕事がもらえないかも・・・という臆病風に吹かれて、ついつい風見鶏のように、風に吹かれるままの方向で話をしてしまう。

結果的につまらない話になると、結局次の仕事がもらえないから、いったい何をしているのやら分からなくなる。

流行り物はすたり物というが、その通りかも知れない。

昨日は不登校、今日はいじめ、明日は児童虐待・・・。

マスコミで騒がれる事柄を追従するかのようになり、その時々の特ピックスに迎合したテーマを要求される。

また、有名になることを目的にすると、これも確かにろくなことはない。

チューインガムみたいに、味のあるうちはチャホヤされるが、時が流れ、味が無くなると容赦なくゴミ箱に捨てられる。

細く長く続いているものに力があると、団先生がしょっちゅう仰っていたが、団先生のお仕事は全てそうなのだ。(決して細いとは思わないが・・・)

<団先生語録 3>

「誰かに好かれたがるのは危ない。誰かが自分にチャホヤしてくれないから、自分に価値がないと思うのは危ない。よくできる子だけが(親に)褒められるのと同じ」

「お前は何もできなくてもそのお前全部が好きなんだ・・・子供はそんな想像が

できないから、それを思わせてやるのが親の仕事」

「～ができるからお前は素晴らしいではない。自分の能力が高いから、自分は素晴らしいと思うのも良くない。そのままの自分を好きになることが大切」

<私のつぶやき>

う～ん、確かにみんなにチャホヤされたら、気分は良い。

けど、覚せい剤みたいにもっと欲しくなるし、それがないと苦しくなる離脱反応も起きる。

子どもは自分よりよくできるきょうだいや、同級生などと比べられるとひどく傷つく。

自分が子供の頃、そんな悲しい思いをしたことを忘れて、自分もまた同じ過ちをしてしまう。

あるがままの自分、あるがままの子供を愛することができたら、どんなに素晴らしいだろう。

そんな単純なことを、複雑に考えて、こんがらがってしまう自分がある。

<団先生語録 4>

「好きで始めた事をなかなかやめないことこそ、才能だ」

<私のつぶやき>

これだけは、私は今も実践中だ。

ギター抱えて歌い始めて、もう46年。

売れもせず、褒められもせず、懲りもせず、めげもせず、タダタラント続けている。

なるほど、これは執着ではなくて、才能だったのだ。

なんだか救われた（笑）

<団先生語録 5>

「何事にもゴールしない。今も鋭意努力中！」

<私のつぶやき>

この言葉さえあれば、人生に挫折はないな。

しかもひたすら上昇志向。

いつも心に銘じておきたい言葉だ。

ゴールなど設定しなければ、いくらでも「時間」と「ところ」に余裕ができる。

<団先生語録 6>

「誰もが自分の晩年をしらない。今日を晩年と思って、自分のやれることをやる。若い人でもいつ死ぬか分からない（もし18歳で死んだ人がいたとしたら、その人の晩年は17～18歳ということになる）」

「その人がいくつで死んでも、（その人が死ぬ前の）あの時がその人の晩年。（そう思うと）今、自分に何ができるか、もし明日人生が終わったとしても悔いのない今日を送る。（晩年学）」

<私のつぶやき>

確かに人間、いつ臨終の時を迎えるかわからない。

だけど、何となく自分は、平均寿命くらいは生きるのではないか……。あるいは、今はまだ死なないだろう……。なんて高をくくっている。

そうなると、一日一日をダラダラと無意味に食いつぶしてしまう。

それも自分の人生と割り切ってしまうえばそれまでだが、充実感からは遠ざかるだろう。

晩年を考えるとすることは、自分の命を考えるとということかもしれない。

命というものは、いつも晩年を考えることを要求しており、常にそのメッセージを送り続けているのかも知れない。

そのことを考える視点が、今の日本、特に若者たちには不可欠のように思える。

先進国の中でトップレベルの自殺率を示すこの国で、効果がなかなか現れない
小手先だけの自殺対策を考えるより、命の在り方を根底から見つめ直す晩年学
の考え方は、示唆的だ。

<最後に・わたしのつぶやき>

2月25日、政府は自民党国防部会・安全保障調査会の合同会議で、外国の船舶
が沖縄県・尖閣諸島への上陸を強行すれば、凶悪犯罪と認定して相手の抵抗を抑
える「危害射撃」が可能になる場合があると説明した。不法上陸は中国海警局な
どを念頭に置いた。

遠い遠い雷であればよいのだが・・・。

教訓 I

作詞：上野 瞭
作曲：加川 良

命はひとつ 人生は1回
だから 命を捨てないようにネ
あわてると つい フラフラと
御国のためなのと 言われるとネ

青くなって 尻込みなさい
逃げなさい 隠れなさい

御国は俺達 死んだとて
ずっと後まで残りますよネ
失礼しましたで終わるだけ
命のスペアはありませんよ

青くなって 尻込みなさい
逃げなさい 隠れなさい
命を捨てて男になれと
言われた時には 震えましょうよネ
そうよ 私じゃ 女で結構
女のくさったので かまいませんよ

青くなって 尻込みなさい
逃げなさい 隠れなさい

死んで神様と 言われるよりも
生きててバカだと 言われましょうよネ
きれいごと 並べられた時も
この命を捨てないようにネ

青くなって 尻込みなさい
逃げなさい 隠れなさい

シンガーソングカウンセラー

ふるかわひであき

家族と家族幻想 5

坂口 伊都



「嘘はついてはいけません」と小さい頃、誰もが言われたことでしょう。

日々の生活の中で、嘘がない日はあるか考えてみた。コミュニケーションを円滑に回そうとすれば、多少の嘘が混じる。謙虚と言い換えてもいいかもしれない。相手を傷つけないための嘘もいっぱいある。

皆さま、お元気でしょうか。会話を楽しみながら食事をする日が待ち遠しいです。政治主導の仕方に信頼がおけない出来事が重なると不信感ばかり募ります。80代の母親と会うのも気が引けますが、オンライン通信機器が使えない母親との連絡手段は、電話か会うぐらいしかありません。会わないのも会うのも気を遣います。高齢の母の前ではできるだけマスクを外さないようにと思っている矢先に隣で夫がマスク外していたり、コロナ禍でのGo to キャンペーンなど、危機感をどこまで保持したらいいかわからないことがたくさん起こり、世の中全体が突っ込みどころ満載だと感じます。

一人暮らしをしている21歳の息子もコロナ禍の影響を受け、社会という荒波の中で、何とか自分の生活を成り立たせようともがいています。その様子は危なっかしく、じっと見ているとハラハラして仕方がありません。親は息子を遠目で見守っていますが、本人は見守られていることに全く気付きません。ふとした時に思い出してもらえるように連絡を入れ、手助けをしてもらえるというサインを送り続けています。息子は、「帰るわ」と

終わりが見えないてこない新型コロナ禍の日常も1年になり、気持ちが落ち着かないままですが

言いながら、帰らないことが続き、我が家では「兄ちゃんの帰る帰る詐欺」と呼ばれています。その息子が、ほんの1時間程度ですが帰ってきました。髪を染めた息子を見るのが初めてだったので、見慣れないなあという感じでしたが、前向いて生きようとしていることは伝わってきました。親として、不安はありますがそれを信じようと思います。

娘は、息子とタイプが全く違い、何かあると相談してきたり、上手におねだりもしてきます。いろいろな話をしてくるのですが、私の聞こうとするタイミングと合わないと、「ねえ、聞いている？」とよく怒ります。しっかり聞くことができたなどという時は、あまり気にならないのか覚えていないようで、聞いていないことばかり話題にされ、何か不条理だと感じます。同じ両親に育てられた子ども達でも成長の道は随分と違うものです。常識を横に置き、その子の状況に応じていくことが、繋がっていく秘訣のようです。離れて暮らしていても家族です。日常の世話をしているわけではありませんが、見守り続ける存在として居続けていることを子ども達も、わかってくれているのではないかと思います。心配をしたらキリがありませんが、何とか周りの人の手を借りながら生きてることを頼もしく感じます。どの子も自立を見据えながら関わっていくことが、今の私に課せられた親役割のようです。何が正解かわかりませんが、子どもとの距離感、支える形は一つではないと教えられています。

子どもが小さい頃、家族は親密な存在で、思春期に入って行くと、家族から距離を置こうとします。親にも言わないこと、嘘をつくことがあります。嘘をつくと言われると、悪いイメージを抱く人は多いでしょう。子どもにも嘘をついてはいけませんとよく言いますが、日常生活の中で本音をぶつけあっていたら関係がすさんで仕方がなくなります。私たちは本音と建前を使い分け、相手のことを思って口にしなかったり、言葉を選び、そして小さな嘘が混ざっていきます。

外に出る時、私たちはよそ行きの顔になります。腹が立っても笑顔でやり過ごすこともあるし、泣きたい気分の時でも何も起きていないかのように平然としています。他者から自分がどう見られるかは多少なりとも気になり、良く評価されたいと願ひ、嫌なことを言われてもグッと我慢した経験は誰にでもあるでしょう。

一方家では、そのよそ行きの顔を止め他者を気にするモードも緩みます。気が緩んだ自分でいられる場所に一緒に暮らす家族は、本音で付き合える相手として認識してしまう。だから家族には嘘をついたらいけないと思う。ある人は、家族に正直でないといけなないと思ひ、家族の質問に正直に答えると叱られ、罵られ、「やっぱり私はダメなのだ」と傷ついていていました。家族に正直に言うといつも罵倒され、何でわかってもらえないのかと傷ついて、家族に誠実であろうする程、悪循環が起きていました。



私たちは無意識的に、家族だからこそ距離が近く、関係を保つために本音でぶつかり合わないようにはしていないのでしょうか。子どもが一所懸命作った工作がさほど上手くなくても、上手にできたねと言ったり、親に何か用事を頼まれて、やりたくなかったら聞こえない振りをしてみたり、何かトラブルがあっても心配をかけたくないからと言わなかったりします。

家族に真実を言わないと嘘をつくことになると罪悪感を抱いているという方に、何故そう思うのかを尋ねていきました。真実を告げた時と言わなかった時の家族の反応はどうなるか、その時、家族は何を不安に感じていると思うか、不安になった時にその家族はどうなるか等をその人と一緒に考えていきました。その結果、家族に言っても大丈夫なことと、あえて言わないでおくことがあってもいいのではないかとなりました。家族に何をしていたかと質問され、自分の行動を正直に報告しない以外の選択肢があることに驚きを隠せない様子でした。

思春期になれば、親に隠し事の一つや二つして当たり前です。家族同士だったら、相手のことを何でも知っているわけではなく、日常を穏やかに過ごすために当たり障りのない話題を無意識に選ぶスタイルが馴染んでいるかもしれません。改まって話をするタイミングを見つけることに苦労したという話も聞きます。「家族だから」と始まる話の中には、家族の誰一人幸せにならない内容が含まれています。まるで落とし穴のようです。



家族だから仲が良くて当たり前。

「家族なのだから、わかってくれるはず。」

「言わなくても伝わるのが家族。」

そんな風に思いながら、仲良くしているために、結局肝心なことを話さないようにしているのが家族なのかも知れない。

仕事の中で、いろいろな家族に出会って話をしていると、家族が特別な存在だということと家族だから自分を理解してくれたり、わかりあうことはイコールではない現実が見えます。どこかで家族なのだからわかりあえるはずという願望は捨てられず、わかってもらえないことに傷ついています。家族は万能ではないと感じます。

家族面接では、家族に焦点を当てた話を聞いていきます。「どなたからでも結構ですので、ご家族のことを紹介してください」と尋ね、ジェノグラムを書きながら、「お子さんの名前はどのように決めたのですか？」や「それはいつ頃のことでか？」「その事柄は、〇さんには伝えているのですか？」「伝えていけば、それはどのように伝えました？」伝えていなければ「それは何故ですか？」等、家族がどう機能しているのかを考えながら質問をしていきます。そんな初回を終え、2回目にお会いする時、「こんな風に家族の話をしたことがなかったので良かった」と感想を言われる方が多

いです。あまり話しに参加していなかった印象だった方にも言われ、驚くこともあります。

家族で話をするとなぐ喧嘩になって話し合いにならないが、家族面接のように第三者が入ること、冷静に話ができるようになり、他の家族がこんなことを考え、言葉にするのかと意外に感じることも多いようです。普段は家族で会話をしても、肝心なことは言わなかったり、一緒に住んでいても顔を合わすことも稀で、会話は日に一言二言あるかどうかくらいだと話す家族もいます。日常を共にする家族は、関係が近い分、しんどい内容になると波風が立ち、穏便な生活が続けられなくなるから避けたくなり、家族で話す内容は日常生活に差し障りのないものに偏りやすくなるようです。

その中で、家族の会話の影響を大きく受けるのは子どもです。ある家族は、子どもが過去の許せない出来事を話すと、親が「それは、〇〇だった」と訴えを曲げ、あたかも大したことがなかったように笑いながら答えると、子どもが「殺意しか出てこない。この人を本気でぶん殴っていいですか」と訴えてきたことがありました。私は、「物騒な言いまわしですね」と言うと、いつもこんな感じのコミュニケーションで、他の家族でも似たようなものだと思うと返ってきました。親の方には「深刻な場面でもよく笑っている印象を受けますが、いつも笑っていることが多いのですか？」と尋ねると、ご本人がハッとされたようで、考え込みながら自分に自信がないから笑うのかも知れませんでしたと答えられました。

この家族と面会を重ねた終盤、子どもに「親の期待を一人で背負ってきたのですね」と伝えると、「自分で背負ったのではなく、気づいたら肩の上に乗っていて、どうしようもできなかった」と言い、その言葉を両親が噛みしめるように聞いていました。聞いてもらうということは、受け止めてもらうということです。この家族がお互いの話を聞き、それを受けとめ、そして相手のことを思いやりながら話をするようになり、その頃には、子

どもの口から物騒な言葉は出てこなくなっていました。家族が強くなるというのは、こういう事なのだろうと感じました。家族からは、第三者として私があると落ち着いて話し合いができるから、面接を続いたと言われましたが、私はその時、同席する以上の役割をしていなかったの、何か聞いてもらいたいと思うことができたなら、連絡をくださいと伝えました。家族の皆さんも納得して面会を終えました。

自分のこと、家族のこと。

それらを誰と語り合っているだろうか。

自分のことも家族のことも案外と見えにくい。近過ぎるものは、誰かの手を借りて客観的に見つめてみると、意外な一面が見えてくるようです。

私達は、自分のことや家族のことをどれくらい話題にしているのでしょうか。私も娘と里親をしていることについて真正面から話をしてこなかったことに講演の打ち合わせをして、初めて気づきました。自分の頭の中では、何度も悩み考えていましたが、それを誰かと話すことはさほどしていませんでした。自分の内に秘めた想いを言葉にする自信も、相手に誤解がないように伝えられる自

信もなかったからだと思います。

夫婦だから何でも話し合えるわけでもないように思います。夫婦で家族が上手くいかない部分の話しをしようとしても、喧嘩になるか、喧嘩になるぐらいなら何も言わない方がマシと黙ると、空気が重くなっていきます。私からの質問にはろくに答えない夫ですが、改まった場所で、同じことを別の立場の人に尋ねられて話す夫の姿を見たことがあります。夫は自分との距離が近い人ほど、あまり気持ちを言わなくなるように見えます。夫婦で会話をするのも難しいものです。

自分を色に例えると何色ですか？と尋ねてみると、考えたこともなかったと言われ、他の家族を色に例える方がすぐに言えることが多いです。自分や家族のことを考えてみようとしても、自分一人では袋小路にはまっていくようで上手くいかず、自分にまつわることは、わかっていそうで実はわかりにくく、言葉にすることが難しいようです。

もちろん家族には言えない話もあるし、家族だから言える話もあります。育ってきた環境から見える風景を当たり前だと信じて成長をしていきます。一人ひとりに個性があるように、家族もそれぞれの特徴があり、自分が感じている当たり前が他者にとっても当たり前かどうかは正直、わかりません。でも、これが当たり前なのだとな納得して生きていくことはできます。納得していたはずが、時を重ねる中で、諦めが変わっていたということはないでしょうか。私たちは、自分のことを一番信じて欲しいと願うのは、家族なのでしょう。その家族の生活を守ろうとして、傷つく結果になっている人は意外と多いのではないかと感じます。だから、対人援助職が求められるのでしょう。

家族のことや自分の気持ちを上手く伝えることは難しいため、第三者が入って話をすることに意味が生まれます。第三者に話すことで、新たな視点に触れます。その時は、受け入れられない気持ちになるかもしれませんが、何か自身の中で引っかかっていれば、いろいろと考える時間が生まれ

ます。そこから新たな道筋が見えてきます。袋小路からは脱却し、新たな道筋を行けば、今までとは違う風景が見えてきます。その中でも、いろいろな事は起きるでしょうが、新たな道筋を探すことは経験していますから、どう乗り越えようかを考えていけるようになるのではないのでしょうか。



周辺からの記憶 30

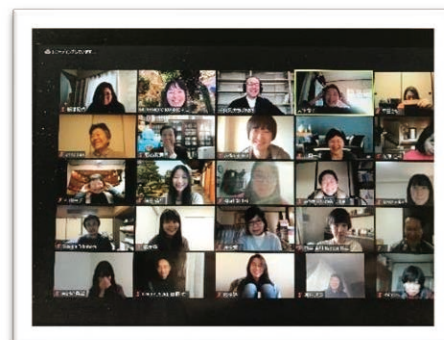
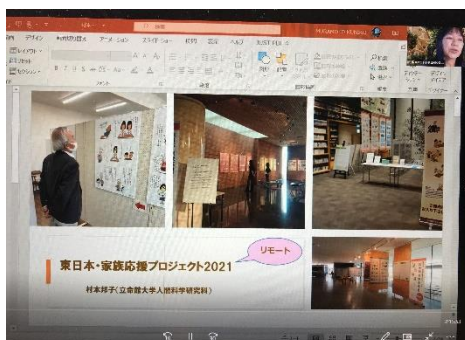
2019 年度 むつ・多賀城

村本邦子（立命館大学）

2021年2月20日、ZOOMではあるが、「東日本家族応援プロジェクト2020 シンポジウム・リモートから復興の証人となった1年～聴く・学ぶ・繋がる」を開催した。今年は院生たちとシンポ企画委員会を立ち上げ、内容や方針など議論しながら形作っていった。午前の活動報告では、現地の方々を招いてのコメントや、修了生たちの報告を組み込み、「漫画展の働き」をテーマにした鼎談を含め、充実したものとなった。午後には、映画「飯館村に帰る」の上映と、監督である福原悠介さんの講演の後、映画の中にインタビュアーとして登場する島津信子さんにも加わってもらい、修了生、現役院生とで、座談会「こころの復興と聴く力」、その後、ブレイクアウトルームに分かれてのシェアリングや全体討論など、こちらもかなり盛りだくさんのものとなった。とても良いシンポジウムだったと思う。

東北各地から、これまで協力頂いてきた方々が声を発してくれ、また初期の頃からの修了生たちの声もあり、大きな時間と空間を背景にした今という場が開かれ、そこにさまざまな思いが重ね合わされ、共有された。被災と復興の証人となる十年プロジェクトは、初めの頃、なかなか皆に理解してもらえなかったが、こんな形で見えてくると誰にとってもわかりやすいものとなり、その成果としてもたらされた繋がりネットワークの力によってみなエンパワーされ、発案者として幸福な気持ちになった。

今後の継続が課題だが、福原さんはじめ、若い世代が頼もしく頑張ってくれている。次世代にもっと委ねていけたらと思う。



むつのプロジェクト

プロジェクト

9年目となる「東日本・家族応援プロジェクト in むつ」は、8月9日(金)～9月1日(日)団士郎家族漫画展をむつ市立図書館、8月30日(金)支援者支援セミナーをむつ市役所、お父さん応援セミナーをむつ市中央公民館、8月31日(土)漫画トークをむつ市立図書館にて開催した。今年もまた、むつ市長が顔をのぞかせてくれた。

支援者支援セミナーは、昨年、「人数が多すぎて見えにくかった、聞こえにくかった」との声があったため、人数を60名に限定したものの、当日の飛び入り参加者が結構あった。いつものように地元の事例を出してもらい、グループに分かれて検討した。

繰り返される転居、障害を抱えてシングルでの子育て、支援の拒否、DVなどさまざまな今日的課題が含まれており、私たちも多くを学んだ。アンケートでは、「今回のセミナーで、多角的な見方、考え方を再認識しました。地方のよさがわずらわしさにつながる。子どもの安全・安心を第一に考えると、周囲の大人の心を傷つける。常に両面を意識していかないといけないと実感しました。そのためにも様々な機関がつながり、役割分担をしていくことこそが家族みんなの幸せを拓いていくと思いました。ありがとうございました。」「事例を通してどうしても問題点を中心に考えてしまう事があります。できることや強みを見

つけ、今後の支援に繋げていければと思います。」などの声が届いた。

翌日は、いつものように、漫画展をやっているむつ市立図書館での漫画トークがあった。





来さまい館

夜の部のお父さん応援セミナーは男性オンリーのため、女性たちは夜のフィールドワークに出かけ、来さまい館を案内してもらった。「来さまい」とは、下北の方言で「お越してください」という意味とのこと、1階は、インフォメーションとイベント用のスペースや会議室、2階には、下北地域を紹介する展示室「AGASSE 来さまい」がある。「文化・観光ゾーン」「エネルギーゾーン：むつエネルギープラザ」「ジオパークゾーン」「オーシャンゾーン」から成り、下北の観光や物産などの情報発信もしている。



「文化・観光ゾーン」では、ねぶた祭りの山車や衣装などの展示などがあつたが、とりわけ面白かったのは、恐山のイタコの展示だった。イタコとは、死者の霊を呼びおろし、現世にいる人との仲立ちをする女性で、少女の頃から師匠のもとで厳しい修行を積み商売することを許されるのだそう。

独り立ちする時に、オラタカの数珠、弓、オダイジ（お守り）、袈裟、鑑札、錫杖、鉦、太鼓などの道具一式を師匠から譲り受ける。死者の霊を呼び出して語らせる口寄せのときに使う。口寄せは、神寄せ、ホトケ呼び、口説（死者の語り）、ホトケ送り、神送りの順で行われる。死後百ヶ日、または四十九日を過ぎたホトケを降ろ

すことができ、それ以前に降ろすと死者が迷うそうだ。イタコの人形は、恐山で袈裟をつけ霊を降ろしている姿に音声がついていた。



「エネルギーゾーン」には、「国のエネルギー政策に貢献する下北地域」という説明パネルがあった。安全性を前提に、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、環境への適合を図るため最大限の取り組みをしているが、下北地域には、むつ市の使用済み燃料中間貯蔵施設、六ヶ所村の再処理施設等、東通村及び大間町の原子力発電施設など、今日の原子力・核燃料サイクル政策を支える多くの施設が立地し、多大な貢献をしている。資源エネルギー庁では、こうした下北地域において、地域住民にエネルギー政策に関する情報提供やコミュニケーションの充実を図るため、ここに広報拠点として「むつエネルギープラザ」を開設したと書かれていた。

内容は、原子力は身近なものであり、安全性が高いこと、福島における原発事故を踏まえて様々な安全への取り組みをされていることが強調され、基本的に原発 PR セン

ターと同じ内容になっていた。

初め、無料で土曜の夜遅くまでやっており（休みなく、毎日朝9時から夜9時までオープンしているようである）、インフォメーションにはにこやかな女性がいたのに驚いたが、設置版の説明からなんだかそれも納得した。



「ジオパークゾーン」「オーシャンゾーン」には、下北の地形や海洋環境などとともに、「原子力船むつ」から「海洋地球船みらい」となった説明や模型なども展示されていたのも興味深かった。

1969年、世界で4番目の民間用原子力船として、「原子力船むつ」が進水した。しかし、試験運転中に放射線漏れを起こしたことから、母港であった大湊港への帰港反対運動が起きたり、当初の想定よりも点検費用などの運用コストが嵩むことが判明したこともあって、1992年1月に原子炉を停止し、解役工事が始まった。1997年、原子炉室を撤去した船体が海洋科学技術センター（現・海洋研究開発機構）に引き渡され、「みらい」として生まれ変わった。

2011年3月末には、福島第一原子力発電所事故による海洋汚染を調べるため福島県沖に派遣され、海水を採取したらしい。



空を飛ぶ大きな鳥の背に子どもたちが乗った「まさかりの大地」、海をはねながら進むイルカの背に子どもたちが乗った「海と生きる」という小学生による版画が展示されており、とても心惹かれた。



フィールドワーク

終了後、院生たちは、恐山に向い、東通村、六ヶ所村原燃 PR センターへ行った。私たち教員は、遠野の方に向かうことにした。遠野博物館では、「遠野物語と神々」の特別展をやっており、これはなかなか面白かった。





河童淵では、親子がきゅうりをえさに河童釣りを楽しんでいた。

それから宮城の方を目指し、鳴子温泉に泊まり、仙台に向かった。本当は博物館に行こうと思っていたが、休館だったので、飛行機の時間まで、まだ行ったことのない七ヶ浜に車を走らせてみた。ここも被災のひどかったところだ。

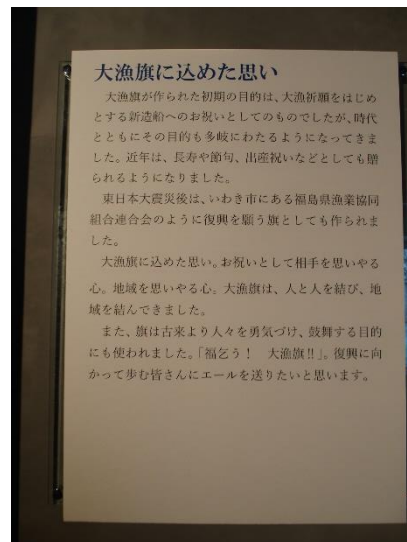
現在は、少しずつ新しい建物が立てられつつあり、海岸近くには「シチノリゾート」と書かれた洒落た建物があつた。そのなかのシチノカフェで昼食をとったが、丸ごと蟹の入ったシーフードパスタと、丸ごとピーチのパンケーキがとてもおいしかった。

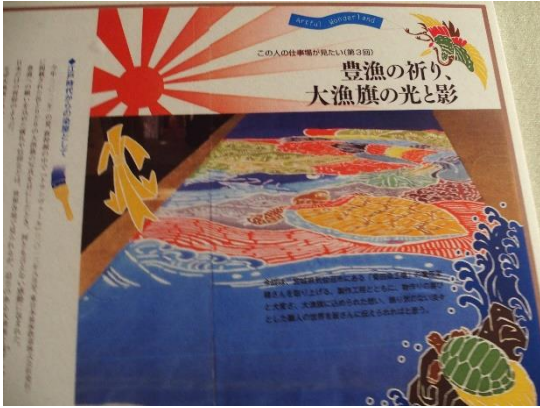
車を走らせていると、途中、「国際村」の看板が見えたので、どんなところだろうと

思い、寄ってみた。太平洋を一望できる自然の地形を生かし、恵まれた自然環境と外国人避暑地が開かれた国際交流の歴史を背景として、文化創造の拠点となる施設とのこと。コンクリートでできたモダンな建築物だが、震災以前からあったもののようだ。客席から海が見えるホールや水に浮かぶ野外劇場シアターがある。

ちょうど東日本大震災と関連づけた大漁旗展をやっており、面白かった。現在のように鮮やかな色で染めるようになったのは、戦後、漁業が盛んになり、化学染料が出回ってからで、それまでは紺一色の旗だった。豊漁を祈る大漁旗のモチーフには、昔から縁起物が用いられ、鯛、宝船、鶴亀、まぐろ、七福神、江部素などが描かれていたという。

大漁旗は、もともと、大漁を祈念するものだが、東日本大震災後は復興を願うものとしても使われるようになった。たしかに、沿岸部のあちこちで大漁旗を眼にしてきた。





多賀城のプロジェクト

東北大学災害科学国際研究所(IRIDeS)

2019年10月4日(金)、東北大学の災害科学国際研究所 IRIDeS を訪ね、上山真知子先生やスタッフのみなさんに案内してもらった。IRIDeS は東日本大震災1年後にでき、文理融合を掲げている。『大津波 The TSUNAMI 3.11 未来への記憶』という25分の映画を観た。これはNHKと協同で制作したものであり、80分版もあり、神戸の人と未来防災センターでも見ることができるそうだ。

それから、古文書レスキュー活動についての話を聞いた。津波などの災害によって古文書や古い資料が流され失われていく中で、それらを見つけ修復していく活動だ。古文書から地震の記載を拾い出し、どう減災を生かしていくのかも研究している。

もともと奥村弘神戸大教授が資料保存をしていて、阪神淡路の時に文化庁と資料ネットを立ち上げた。文化の復興には15~20年はかかる。災害によってすべてがなくなると、自分や自分のまわり全体との関りが急激に意識化される。アイデンティティが途切れてしまうということが揺さぶりをかけ、縁(よすが)を求めるのである。"Build back better"の参照枠が求められ、人は、自分と自分のまわりを考え直し、過去と未来の分断を埋めようとする。

今回の活動を通して、平常時から地域と共に活動することが大事だとわかったという。今は古文書の会も複数でき、「蘇る石巻の歴史」などの講座もあるそうだ。古文書レスキューをしていると、「モノよりも先に人

だろう」という批判を受けてきたが、先代から引き継がれてきた古文書を守ることがその土地に生きてきた人々の記憶を救う。街がすっかり変わったので、とくにこういうものが必要になる。

福島でも長期避難で歴史や文化が消えてしまうのではないかという危機感があり、2012年初めてレスキューに入ることが可能となった。物を助けることは人を助けること。福島ではとくにそうである。

その後、実際の作業現場を見せてもらった。さまざまなサイズの筆や新聞紙、古文書にカビのが繁殖を防ぐための -30°C の冷凍庫や乾燥機などたくさんのものが置かれてあり、貴重な古文書が所狭しと保管されていた。被災した古文書を一枚ずつ修復していくのは、最先端の技術を導入しながらも、地道で気の遠くなるような作業であることがよくわかった。

大学と地域のボランティアが協力する形で、復興の一端を担っている。古文書の持ち主にとっても、自分たちの先祖が地域に貢献していた一面を知る機会となり、地域の力を再認識できる活動である。ボランティアには高齢者の方々が多数参加しており、肉体労働はできなくても、こういった活動から自分たちの貢献意識が芽生える。





支援者交流会

夜は支援者交流会が予定されていたので、多賀城まで移動し、多賀城市立図書館へ向かった。毎年会う懐かしいお顔、初めてのお顔もあった。

おおぞら保育園からは、いつもお世話になっている黒川先生のほか、2012年のセミナーに参加して下さっていた震災時お腹の大きかった先生が来て下さっていた。今はその子も8歳となり、その後、4歳の子もいる。両方とも男の子だそうだ。あれから流れた年月を思い、何だか感無量である。初めてトレーラーハウスの保育園を訪ねた時のことなど懐かしく語り合う。

他方、「もう被災地ではない」とおっしゃった方の話は胸に刺さった。「自分はもう忘れない。震災遺構も残してほしい。次々と災害は起こる。被災地だとまだ思っているのは、身内を亡くしてまだ立ち直れない人と経済的に立ち行かない人。自分の親は昭和8年の津波ですべて失ったが、あの時は誰も何もしてくれなかったと言っている。今は何をしてくれなどと言う人たちがいる。支援者が来て、これで頑張ってくださいとお金を渡す人たちがいて、海辺でそれをじっと待っている人もいた。」

その語りの中には、幾重にも重なる複雑な思いが重層して感じられ、考えさせられるものとなった。



プロジェクト

10月5日（土）の午前は、鶴野先生のコーディネートのもと、多賀城民話の会、おおぞら保育園のみなさんとのコラボによって、「うたとおはなしと伝承遊びを楽しもう遊びのワークショップ」が開催された。今年はお父さん連れも目立ち、たくさん親子、家族が早くから待っていてくれた。たまたま通りがかった子どもたちも入れ替わり立ち替わり、計40名ほどが参加してくれた。

多賀城民話の会のみなさんは、子どもの年齢に合わせた民話や手遊びを工夫して準備してくれていた。幼い子どもでもわかるような笑い話や動物が出てくる話、「かっぱかっぱかっぱ」の手遊びなど、子どもも大人も魅きつけられていた。おおぞら保育園からは、先生たちがマジックなど楽しい出し物、その後、園の保護者による絵本の読み聞かせが行われた。子どもたちとの関りが暖かく、ほのぼのとした気持ちになる。

それから、鶴野先生によるびゅんびゅんゴマとお手玉などの伝承遊び。子どもたちはもちろんのこと、お父さんやお母さんたちもかなり真剣にチャレンジしていた。おおぞら保育園からは手作りのコースターと折り紙、民話の会からしおりのお土産が配られた。「地元の民話から手遊び、読み聞かせ等々。バリエーションがあって楽しかったです。子ども（3歳）も楽しんでいました。」

（30代女性）、「お手玉がおもしろかった。わらべうたもぜんぶ楽しかった。」（10代女性）、「民話や手遊びなどは若い家族では伝わらないので、こういう会を通じて子どもたちに広まってほしいです。」（70代女性）などの声が届いた。





漫画トークは、今年も1階のオープンスペースで行われた。毎年楽しみに遠方から来て下さる人から、通りがかりに足を止めて聞いている人まで参加の仕方はいろいろで、34名が集まった。

参加して下さった方と少し言葉を交わしたが、震災でご家族とペットを亡くし、鬱

のようになっていたが、友達や家族と話しながら、頑張らなくてもいいんだと言い聞かせつつ日々過ごしておられるとのこと。街はすっかり新しくなり、震災の影は見えにくくなってきていても、そっと影を抱えつつ生きている人々がいることに思いを馳せることができたらとあらためて思う。

「いつも団先生のトーク楽しみにしています。キュンとなる話、なるほどなるほどの話、明日からやってみようと思える話、とても心の栄養になる話ばかりです。」(50代女性)、「今年も来てくださり、先生のお話が聞けることうれしく思いました。“継続”ということの“重さ”“信頼”、心にとても留まりました。“見ているよ”のメッセージは大切なこと、心にしみました。」(50代女性)、「無理解と個人情報の課題の矛盾、痛感しています。震災から9年。応援を続けていただいていることに感謝申し上げます。」(60代女性)などの声を頂いた。

終了後の反省会では、十年を過ぎた後の見直しを含め、関係者で議論し、根幹にある思いまで含めていろいろと語り合うことができた。今日の遊びイベントでは、今後につなげていけるよう、歴史郷土史の担当の女性をつけてくれたのだという。図書館で震災をとりあげるかどうかの判断が必要で、ずっと避けてきたが、先日初めて企業の話を取りあげたそう。ワークショップでは、これまで横の拡がりだったが、縦の重要性を感じたのがいちばん印象的だったそうで、どのように世代や時間をつないでいけるのか、若い層はどうアピールされるのかなど院生たちを交えて話した。蓄積してきた年月の重みを実感する。



新地町のフィールドワーク

10月6日(日)朝、多賀城駅から仙台駅を經由して新地駅へ。東北大学の川島秀一先生とその「親方」である漁師の小野さんが出迎えてくれた。お二人の車に分乗して、まず大戸浜の集会所へ行き、午前中は川島先生のお話を伺った。

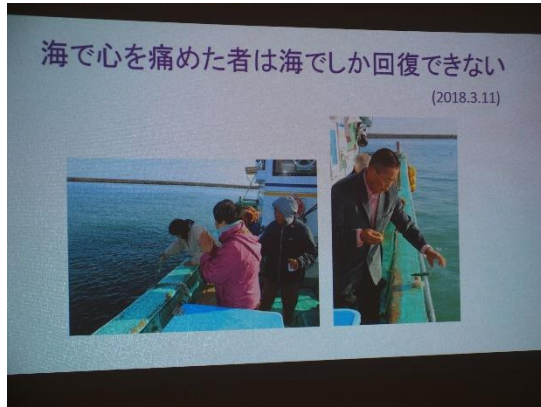
川島先生は、長く漁労文化を研究してきた民俗学者だが、震災後、新地に通うなかで、この地の文化が消えてしまうのではないかと、「100年後、200年後の子孫に何があったか正確に伝えたい。そのために川島先生に記録として残してほしい」という小野さんの強い思いを受けて、漁師の見習いを始め、午前1時に船に乗り込んで漁師の仕事と記録を続けている。

海に生きる漁師たちが作り上げてきた文化や信仰、津波を含む海難との向き合い方など興味深い話だった。三陸沖では、津波も大漁も、大きな回帰的な時間のなかで到来する。人々は海からもたらされる幸も不幸も繰り返しやってくるという捉えかたをしていた。しかし、震災後、漁師という海の文化に丘の理論が当てはめられているのではないかということだった。

「海で心を痛めた者は、海でしか回復できない」という言葉が印象に残る。今回の震災で、川島先生は母を亡くし、小野さんは沖出しをした漁師の弟さんを亡くされており、海で慰霊をされたようだ。

お昼は、鹿狼山腹の「鹿狼の湯」で、かき揚げ蕎麦を食べ、おはぎを買った。午後から再び集会所で小野さん(67才)と若手の漁師荒さん(47才)のお話を伺った。





新地町では、試験操業のため、現在でも震災前の半分ほどしか漁業を行なうことができない。震災以前は週6回、漁に出ていたが、震災直後は瓦礫の撤去や放射能のサンプル調査に出かけるくらいしかできなかった。4年日以降は試験操業が始まり、週1回だけ漁に出かけに行くことができるようになった。しかし、以前のように、自分の判断で自由に漁を行うことはできない。現在は週3-4回漁に出かけているが、本格的な操業に移行することができない。空いた時間、みなで漁業の勉強をしている。



また福島で獲れた魚は他の地域の魚より値が安い。福島だからという理由で他県より二倍の厳しい基準を設けているが、99%問題はないのに、地元民までも「あまり福島のは食べたくないし、ましてや子どもには食べさせたくない」と言って、宮城産の魚を購入する。こんな状況では復興はありえない。いつまで続くのか見通しが立たず、次の世代が漁業で食べていけるのかなど不安であるということだった。たしかに、魚が周遊する海に県境はないはずだ。



現在は若者を育成したいと思っているそうで、大学生も是非漁業に参加してほしいとのことだった。

小野さんの弟さんは、沖出しで少し遅れ、無線の声では、途中、機械が動かなくなっただけで、犠牲になってしまった。小野さんをはじめ、皆言い伝えられてきたように、沖出しをして船が助かったが、小野さんは、弟さんのことがあってから、「沖出しはするな」と言っている。でも、荒さんは、「それでもやっぱり自分はすると思う」と言った。船は一艘1億5000万円もするという。災害時、正しい選択、間違った選択はないのだろう。その時々でそれぞれが引き受けていかなければならない厳しさを思った。

それから、釣師浜港へ案内してもらった。県道バイパスは住宅地に津波がこないように高く整備され、漁師さんたちの家があったバイパスを挟む平地は災害危険区域に指定された。市がその土地を買い取り、防災緑地化の整備をしていくようだ。現在は、震災以前から例祭が行われていたという安波津野神社がポツンとあるだけだった。

来年から小学生になるという荒さんの娘さんも午前中から一緒についてきていたが、お父さんの船がとても誇らしいようで、手を引いて船内を案内してくれた。そして、「ヒミツね」と言って操縦室の下の神棚の部屋を見せてくれた。子ども一人入れるか位の船室に白木の神棚とおそらく航海の守り神のお札(海上安全、大漁祈願)等が沢山祀ってあった。苦難に満ちていても、海とともに生きようとする人々の姿勢にこれからも是非学んでいきたいと思った。



つづく



対人支援点描 (25)

「面接の終結についての雑感」

小林 茂 (臨床心理士/牧師)

はじめに.

心理士として非常勤で勤めているクリニックで、長らく面接していた方の面接がようやく終結した。本来ならば、1年前の今頃に終結しているはずの面接であった。長引いた面接の経過をざっくりとだが振り返って、雑感を述べてみたい。

(※事例的なものや語られた言葉などは、元がわからないように変更しています)

1. トラウマ治療？

勤めている先のクリニックは、認知症高齢者を除いた成人を対象とした精神神経科の病院である。そこでは、私が EMDR や TFT など学んでいることもあり、トラウマ治療が必要とされる患者が紹介されてくる。

ある時、テレビで EMDR が紹介されたこともあり、外来患者らが急に診察時に「私も、あなたもトラウマが原因かもしれない。」「トラウマがあって、EMDR を受けたいのです。」と訴えるようになった。元々の診断名が統合失調症、発達障害、うつなどの気分障害など、いろいろな方がトラウマに原因を当てはめ EMDR を受けたいと希望を述べてきた。

確かにトラウマというと、誰もが多か

れ少なかれトラウマとなるような出来事を経験している。言ってしまうとトラウマが生じないような人生経験をせずに大人になることの方が稀有ではないかと思われる。それだけに、PTSD (や ASD) と EMDR が大々的に紹介されると、誰もがどこか自分の生きづらさの原因が、そこに結びついているかのように感じるに違いない。「私、トラウマが原因かもしれない」現象は、パーソナリティ障害、アダルトチルドレン、不適切な養育からの愛着障害と同じく、自分の生きづらさとの結びつきの中かで、どこか便利な原因探しとなりやすいのかもしれない。

また、以前の職場の浦河べてるの家で勤めていた時にも感じたことであるが、メディアがまるでそこが理想郷のような紹介をした翌日には、全国の障害当事者からの電話が鳴り、その対応に追われるような現象があった。病気や障害を抱える当人からすれば、回復への行き詰まりから何とか脱したいと思うのは致し方ないことかもしれない。現状のつらさがつらいほど、EMDR や浦河べてるの家が偶像となって輝いて見えるのだろう。

しかし、EMDR を実施し、浦河べてるの家というブランドを伴った事業所に勤めて

いた身からすれば、あっと驚くような魔法はないことを思う。地味で地道な取り組みこそが実を結ぶことを思わされる。

そんなことから、患者と支援者との間で齟齬が生じ、期待に副えないこともしばしばあった。

2. 誤った原因帰属

今回、終結した患者さんも「トラウマが原因かもしれない」という理由から、医師からの“指示を受け”面接を引き受けることになった。ここで“指示を受け”と“”で囲ったのには、二つの理由がある。ひとつは、トラウマを扱う面接に慎重でありたいから医師の指示がないと困るということである。もうひとつは、指示されてしまうと後に引けない難しさが伴いということにある。

実際にお会いしてみると、先の理由からトラウマがないとは言わないが、現状の苦勞の原因は別のところにあることが多い。これまで関わった患者さんのなかには、「トラウマ治療が必要＝私、重症なの」「カウンセリングを受けている＝私、特別な存在」をアピールする方もいた。医師に極度のトラウマを訴えて面接に至った末、面接では「彼女とデートに行って、良かった」「趣味でしているボートが・・・」「この前は、コンサートで・・・」というような、私からすれば大変なリア充な話題を毎回語られる方もいたりもした。結果、私は「トラウマって何だろうか??？」と困惑することになったりする。

また、EMDR の標準的なプロトコルに当てはめるのが難しい現実もしばしばあった。たとえば、広い北海道を片道 2～3 時間かけて札幌まで通院する方、ひと月かふた月に 1 度だけ通院する方、1 回の面接に 90 分の時間が取れない方など普通に指示を受けて面接していた。患者の

EMDR の希望と現実に心理士が行えることとの間の齟齬が、ここでも生じることがあった。それでもできないならできないなりに、手立てを考えながら取り組んできた。

こうしたこともありつつ、総じて PTSD や ASD を危惧されるような重度のトラウマに悩まされる患者と出会うことが少ない現実を思わされた。

では、何が問題となるのかということ、昔の診断基準でいうような神経症的なとらわれから抜け出せないつらさや、原因をトラウマとすることで、本来の問題でないものを問題としてしまう誤った原因帰属が問題であると感じる例が多くあった。

今回、終結した面接も、そういった誤った原因帰属から抜け出すことで終わることができた。2 年半の間、紆余曲折ありつつも、ひとつの取り組みが終わったことに安堵した。

まとめ

人は何かあると理由や原因を求める。そのこと自体は、ごく自然な人の思いであることを思わされる。しかし、病を含めた人の営みは理由や原因がわかることばかりではない。それでも理由や原因を見つけることで科学が進歩してきたし、医学も発展してきた。しかし、原因ではないところに原因を求めることを始めると答えがないこと自体も問題であるが、答えがないものを探し続ける営みにも苦しむことになる。誤った原因帰属は、原因からくる問題よりも、ない答えを探し求める苦しさという苦行のような営みに苦しむことになる。そのような状態から如何に抜け出すのか、そこには認知やとらわれの問題がある。そこからの解放のきっかけは何か。気づきの瞬間が望まれる。

精神科医の思うこと②⑩

「手首の傷」

松村 奈奈子

まだまだコロナコロナ。きっちりマスクを着けて、何となく不自由な診察が続いています。早くちゃんとお顔をみて診察したいなあ。

で、2月なのにとっても暖かいある日、暑いので袖をまくって散歩に出かけました。ふと入ったコンビニで、店員のお姉さんの袖口から手首にカサブタの傷がたくさん見えちゃいました。「おー、いろいろあったんだね」と思いながら、ちらりと「コンビニスマイル」のお顔を見て支払いを終えました。このところ仕事でも「手首の傷」に関して相談される事が何故だか続いたので、今回のテーマは「手首の傷」

よく嘱託勤務をしている機関の職員から「子どものリストカットを見たら、どうしたらいいんですか？」なんて質問をよく受けます。「自分のお子さんならどうしますか？」と問い返しても「うーん」と黙ってしまう、職員の方々もいます。いやいや知らんぷりはいかんと思います。「どうしたんや？」「なんかあったんか？」と定番の反応からで十分と思います。

なぜなら、最初は「ほっといてくれ！」と怒り出す子どももいますが、落ち着いてから「大人にどんな反応して欲しかった？」と聞くと「ちゃんと気づいて、心配して欲しかった」という子どもが圧倒的に多いからです。手首はとっても目立ちますからね。

そして私は「この傷は、なんていう言葉の代わりやと思う？」と聞く事にしています。高校生くらいになると「“しんどい”って感じかなあ」と言える子どもも多いです。うまく言葉に出来ない子どもには「“しんどい”という言葉の代わりかなあ？」と声をかけると、多くの子ども達は黙って頷きます。

手首の傷のサイン、なかなか複雑な深い背景があるケースから、1回の診察で止まってしまうものまで様々なレベルがあります。

「しんどかった事」をじっくり聞いた後、少々元気のある子ども達には「将来どんなバイトをしてみたい？」と聞いてみます。「コンビニとか」「マック！」と返答があるとすかさず「コンビニやマックの制服は半そでやで。手首に傷あるとキビシイで」と言います。そこで「あっ、そうかあ」と返せる子ども達は、1回の診察で止まってしまう事も多いです。多くの仕事は「半そで」で過ごす制服があつたりします。その時、上司や周囲からの視線を乗り越えるのは、なかなかパワーのいる事です。将来働く自分がイメージできる力を持つてゐることは大切です。

そんな手首の傷、忘れられない患者さんがいます。

20年程前の、夏の暑い日の話です。30代の男性が「ちょっと眠れなくて」と受診されました。建築現場で現場監督をしているという彼は、施工主と職員のトラブルでストレスがある様で「もう少しで現場が終わるし、あとちょっとの我慢なんです」と話します。とてもやさしい口調で話す男性は、さわやかな印象でした。ちょっぴりお薬を出して診察も終わろうとした時、ふと男性の日焼けした手首の黄色いリストバンドが目に残りました。「ずっとリストバンドをしてるんですか？テニスでも？」と何も考えずに聞いたのですが「実は・・・」と彼はリストバンドをずらして手首に残る深い傷を見せてくれました。「あっ、ごめんなさい」と私は思わず言ってしまいました。

「いえいえいいんです。昔、いろいろあって」と笑いながら男性は話を始めます。「今は家族もできて、子どももいるんです」「この間、子どもと一緒に風呂に入っていた時“この傷、どうしたん？”と聞かれて困ってしまいましたわ。それが一番困った時でした」「素直に”昔、しんどい事があったんや“と話しました」と続けます。私はただ黙って聞いていました。「夏の現場で長袖もおかしいしね。リストバンドしてるんは、職場では”汗っかきやからや“というてごまかしてますわ」と最後は笑顔で話は終わりました。

話し終わった後の、すっきりした男性の表情がわすれられません。なんだか自然に「話してくださってありがとう」と言葉がでました。

男性のリストカットは少なく、深い傷跡がずっと残るケースも珍しいです。本当に死を考えた行動だったのかもしれませんが。だからこそ、いろいろ乗り越えて家族を持つまでの経過は、大変だったと思います。一方で、そんな「手首の傷」と共に生きてきた男性が、1番困ったのは「子供に手首の傷の事を聞かれた時」という話が、印象に残りました。

その後、思春期の手首の傷で子ども達が診察室に来ると、時々この男性と子どもの「お風呂での会話」のお話をします。「手首の傷」の事を問われて1番困るのは、友達や職場の上司などではなく、自分の子どもに説明する時なんだと思います。「将来家族を持って、子どもを育ててみたい」と思えるレベルの子ども達は、この話をじっと聞いて

顔いた後、大きく変化する事もあります。

自分を傷つける時は、将来をイメージする力を持ってない時です。一緒に将来をイメージできるようになれば、手首に傷が残る事は何ひとついい事がないのに気づきます。だから、一緒に未来をイメージして、「手首を傷つける」のではなく別の手段で楽になれるように、話し合っていくのが精神科医の仕事だなあと考えています。

馬渡の眼 4

当事者運動の力

馬渡 徳子

職種は異なれど、お互いに「同志」だと認識していたY医師を、今年お看送りした。

今回、①本誌への掲載、②文脈中に、Y医師と表現することについて、ご家族の方に口頭にて承認を頂いた。

(承認日 2021年2月2日)

<エピソード1>

夜明けとともに起床する習慣のY医師は、毎朝6時半には出勤し、各病棟の申し送り時間帯前には、全ての担当患者さんの回診を終えていた。そして、各病棟看護師長に気付きを伝え、指示を出し、外来診察室にも一番に席についていた。

Y医師に「当直明けでもないのに、何故早朝に回診をするのか」と、訊ねたことがある。すると、「昨日と同じ病室で、翌朝を迎える患者さんの気持ちを慮ってみて。ヒントは、カルテの夜勤帯の看護師記録にあるよ。」と、宿題をもらった。横で、病棟看護師長が、うんうんと頷いていた。

当時、私は、気付きや、医療用語や略語、印象深いスタッフや患者さん・家族の言葉を書き留めていた「ノート」に、新たに夜勤帯の患者さんの言葉を、書き留めてみることにした。すると、日勤帯の患者さんの

姿や言動からは想定できないような身体言語知に出逢えた。

一カ月ぐらい経った頃、病棟看護師長が声をかけてくれた。「Y先生の宿題、真面目にやってたんだ。で、どんなことに気付いた？」と訊かれた。私は、「家に帰りたい」「早くお迎え来んかな」「なんで、助けてくれたん?」「寂しい」「不安」「苦しい」「カーテンや看護師さんの靴の音が気になる」「お願い行かないで」「臭いが辛い」「眠れない」・・・といったネガティブな表出ばかりが目について胸が苦しくなった。一方で、「無言で負傷していない片手で合掌」「ありがとう」「また夜勤なのね、子どもさん偉いね」「いつも布団をきちんと直してくれていて嬉しい」「夜中の訪問、気が付かなかった。久しぶりによく寝れた」「もう、随分家に帰っていない。新しい年だけは、家で迎えたいな」「喫茶店のカナリア、どうしてるかな」「男性看護師さんが、お風呂場で暖簾をくぐる手は、役者さんみたいで色っぽい」・・・といった記録を読んで、患者さんの病状だけでなく、療養環境や様々な人々との関係性について気付きを頂きました。と当時応えたと記憶している。

病棟看護師長の言葉「新人看護師もね、夜勤帯の患者さんの観察を、五感を働かせて、しっかり把握するように育ててるのよ。『患者の患は、心に串が刺さる』と書くよ

ね。『看護の看という字は、その状態を手と目でしっかりケアして護る』のが、看護。だから、Y 先生は、昨日と同じ朝が来たことの両義性(悲しみと喜び)に寄り添いたいと考えて、早朝に回診されるのだと思うよ。」病棟看護師長さんは、今年十三回忌を迎えた。おそらく、先に逝かれた沢山の患者さんや家族、先輩医師やスタッフとともに、Y 医師の水先案内人を務めておられると思う。

<エピソード 2>

Y 医師は、とにかく手元や机にもものを残すことが大嫌いだ。指示書、紹介状、診断書等の書類作成が、要点を的確に捉えて無駄な記述がなく、速いので、患者さんに直ぐに手渡せて、助かった。

当院は、主として維持期のリハビリテーション病院であり、リウマチ・膠原病や難病、脳血管疾患の方が多く、とりわけ新規・定期的に医師意見書・診断書を記載する機会が非常に多かった。Y 医師が医局長の際、「依頼書類の遅延」への医師毎の対処のバラツキと苦情への対応が、リスクマネジメント委員会で議題になった。すると、Y 医師より、すかさず、各部署の職場責任者に対し、①医師が記載すべき書類にはどのようなものがあるか、②その期限は、通常いつなのか、その期限が遵守できないと、患者さんにどのような不利益が生ずるのか、③依頼から患者への手渡しルート等の変更による遅延を防ぐ可能性の検討、④系列他病院・クリニックの仕組みの researched、⑤参考になると良い文書例が掲載された書籍や、自病院の過去文書例の researched、⑥全医師は、一週間のうち、書類作成に取り組める時間を開示する。

以上の合議を経た会議の最後に、Y 医師より「MSW は、自組織に患者の福利向上につながる仕組みを創るのも、ソーシャルワ

ークの機能の一つやからね。心して。」と言われ、「これは後輩 MSW とともに取り組むべき課題」だなど姿勢を正した。

それぞれの職場責任者が、重点の置き方は異なるも、①から⑤の課題に真剣に取り組んだ。この取り組みにて、他部署の年・月・週・日単位での業務特性の共通理解と、相互の繁忙時を意識してのコミュニケーションツール(電話・メール・対面・文書)を適時選択するようになった。「ISO の認証機関」であったことも、奏効したと思う。とりわけ、全面的に電子カルテ化した時期と重なり、より促進した。

MSW よりは、②の社会保障制度活用のための各種診断書・意見書には、申請日・受理日により、支給決定開始日に患者の福利に大きく差が出る具体的な事実を明示。そのため、自治体毎の定期各審査会に、確実にのせてもらうために必要な、逆算式文書完成期限を明示した。⑤MSW・社会保険労務士・弁護士・保険医協会のネットワークを活用し、推薦文献を購入し、外来診察室に配置。自病院の参考にするるとよい過去文書例は、連結不可能匿名化して、病歴記録管理士とともに作成した。

<エピソード 3>

差額ベット代金を取らない全国方針を持つ公益社団法人の病院にて、個室は 2 部屋あったが、基本的に四人部屋だった。個室運用には、患者さんの個人因子による療養上の必要性から、決定していた。従って、能力的にベットから移動不可能な患者さんの診察や面接の際には、同室の他三人の患者さんに、検査・リハビリ、レクリエーション参加を配慮し、「患者さん自身の自己決定場面に、個別化の場のマネジメント」を、指し示す医師でもあった。

場のマネジメントの要素には、環境因子

のみならず、「当事者抜きに当事者の事を決めない」という揺るがない倫理性が貫かれていたと思う。

<エピソード4>

Y 医師より、本気で戒められたことが、二回ある。

一回目は、結婚を機に、現在地に移住した MSW として駆け出しの頃。病院の規模が全く異なるが、前職場にあった社会福祉専門職手当はなく、医療事務兼務である。県内同期の MSW には、自分のような兼任者も見当たらず、賃金もかなり差があったので、正直かなり葛藤していた。そんな時に、「若手医師・看護師対象の夜の勉強会に参加しないか。医学部・看護学部・薬学部の奨学生も参加するので、石川県ではまだまだ周知されていない MSW のことを理解してもらうチャンスにもなるよ。」と誘われた。内容は、基礎医学で、患者さんの主訴や家族からの情報と検査値から、想定される疾病と予後予測、心理・社会的な状況をアセスメントすることだった。しばらくして、Y 医師から「どう？ だいぶ、こっちに慣れた？ 大阪とは病院の規模も地域特性も違うので、戸惑ったよね。でも、君は、この病院の初代 MSW。専任でないことは不満かもしれないが、**医療事務を兼任するからこそ学べる事、ルーチンの仕事から得られる患者さんの情報を、MSW としての支援に活かして欲しい。**例えば、レセプト事務。どんな病気の患者さんには、どんな検査や薬が治療行為としてなされるのか。そして、医療保険から職業もわかるし、自己負担はどのくらいなのか？ とかね。」

ハッとした。私は、自分を恥じた。自分の置かれた環境を嘆いていても、何も変わらない。逆に、異なる環境を活かして、自分の専門性を活かし、患者さんや地域住民

の福利向上につながることを見つけ、なければ創ればいいんだ!と、やっと気付いた。

それからは、被用者保険の内、協会けんぽ(当時は政府管掌保険)の被保険者番号の一番は、会長・社長さんだったので、職員検診の広報とともに、中途障がいの患者さんの再就職支援をお願いしたり、福祉作業所(現在の就労支援 B 型)への下請け作業を頂けないかと交渉したり、不動産業の方には、行政の方とともに困難ケースの相談をした。病院は、地域の中小企業の出張職員検診もしており、問診担当として同席すると、外国の方の雇用を多くされておられる会社に遭遇することがあった。公益社団法人にて、外国語が堪能の医師が複数いることから、国際交流機関の窓口、自治体の県内への移住担当通訳職員からの紹介も多かった。聴覚言語機能障がいのある方の雇用に積極的で、手話のできる職員が複数おられる会社、手話のできる方のいる郵便局や銀行、JA、理・美容院。視覚障がいのある方と多く雇用契約をしておられるビジネスホテルのリストも作った。車椅子でも移動しやすい公共施設や理・美容院、訪問美容の可能な店、面倒見の良い不動産屋さん、面倒見の良いお店・・・そして、医療福祉関係機関の情報(例えば、何曜日の何時に入院・入所受け入れ会議とか。職場会とか。この時間帯は連絡を避けるべきとか)リストを作成していった。

こうして、レセプトを読み取る力を付け、公費負担医療や福祉制度につなげることもできたし、地域の社会関係資本マップも創っていた。

二回目は、2008年の事。Y先生は、既にセンター病院に転勤していて、私が5年間担当させて頂いていた患者さんが、救急搬送された時の事である。

「君には、がっかりした。患者さんの生活歴を大切に聞き取り、支援に活かしているな、後輩もよく育てているな、頑張っているな、

るなど感心していたし、誇りに思っていた。なのに、今日の患者さんと、5年のお付き合いがありながら、生活史を聴きとる信頼関係を築いて来れなかったのか!

Y 医師より、①問診の際に、『実は、ずっと誰にも内緒にしてきましたが、〈公害病〉の公費負担医療の受給者証を持っている(毎年更新されていた)』と自分から明かされた事、②その病気が関連しての急変だった事、③医師、看護師、CM(MSW)よりの紹介状にも、全くそのことが書かれていなかった。

「しかしながら、会話をすればその方の特徴的な方言や、生活史・職歴を聴いていれば、推測できたはず。今一度、自分の仕事ぶりに、おごりがいいのか、真摯に一人一人の患者さんと向き合っているか、振り返ってみるべき。」と。

頭をガツンと打たれたような気がした。

それから、改めて一人一人の患者さんの生活史を拝聴し、その後の支援計画に活かすことを改めて意識するようになった。丁度、金沢大学の非常勤講師が始まった時期でもあり、授業の一コマに手帳の後ろにある「西暦和暦干支年表に、日本史年表を添えて、特徴的な出来事と社会保障制度の歴史を並列記載」し、一人一人の患者さんが、どのような時期を、どこでどのように歩んで来られたのかに、思いを馳せることができるものを作成するようにした。中には、その後も主体的に年表を更新し、手元に置いてソーシャルワーク実践に活かして下さっている後輩ワーカーもいるので、嬉しい。

また、2007年3月に能登半島大地震、7月に金沢市内の大水害が発生。公益社団法人である当病院は、その年の2月にクリニック併設の公益社団法人立の住宅型有料老人ホームに転換していたことを活かし、大規模災害に遭遇された方々を、自治体よりの要請により、とりわけ地縁血縁の脆弱な患者さんの受け入れ先となった。そのため

に、次第に、権利擁護事業の利用者の割合が必然的に増加し、権利擁護センター職員から、「ここに支部を創ろうかな」との冗談が出るほどになる。こうして、「療養生活の上で、自らの意思表示が困難となった時、そして最期をどのようにお看送りするか」が、施設課題となっていった。

その後、①公益社団法人として推進していた「臨床倫理の4分割法」を活用しての意思表示が困難な患者さんの今後の療養生活の方向性を患者さんの権利擁護事業担当者も交えた合議で決定していく「倫理委員会」、②当時の管理職・職責の提案で話し合いを重ね、「一人一人のオーダーメイドのひだまり葬」を、行政関係者、権利擁護事業担当者、ボランティアさんも交えての実施を積み重ねていった。

そのひだまり葬の様子を観て、「私の時も、こんながにして欲しい。覚えとってや。」と、要望される患者さんが増えていった。

次ページは、そのひだまり葬のために、私が作成した替え歌だ。段々と積み重なって、何人かのエピソードをまとめたものになっている。当時のひだまり葬の際には、その方に限定したエピソードを歌わせて頂き、ご家族の選択にて他の葬儀法を選ばれた折には、印刷してお渡ししてきた。

Y 医師よりの「最期まで、患者さん一人一人の生活史・時代背景を大切に」というバトンは、これからも、後輩や学生さんに引き継いで参りますと、Y 医師に誓いたいと思う。

合掌。

ヨイトマケの唄

ひだまり(公益社団法人立の住宅型有料老人ホーム)バージョン

馬渡徳子 作

父ちゃんのためなら エンヤコリヤ
母ちゃんのためなら エンヤコリヤ
子どものためなら エンヤコリヤ
仲間のためなら エンヤコリヤ

現在(いま)も聴こえる ひだまりの唄
たくましく生きる 魂の讃歌
戦中戦後を 生きぬいた
たゆまぬ努力の 物語

戦火を逃れ 疎開の地(むら)で
納屋に隠れて 着の身着のまま
いつかわが子に
腹いっぱい 飯を食わずと 星に誓う

自慢の髪を 散切りにして
乳飲み子抱え 胸にさらしを
男のなりで 逃げてきた
帰国の船は あふれかえり
むせ返るよな船底の中
諦めまいと 天に祈る

目隠しされて 戦車の荷台
ソ連の地で 振り落とされる
暗闇の中 さ迷い歩き
力尽きて 倒れこむ
夢か幻か 母の声
「線路を南に行け」と 声が聞こえる
我に返り 一目散に
難を逃れて 帰国の船に
踏みしめた大地、そこは『舞鶴』
お迎えの握り飯に漬物、みそ汁、着替えと、その温かさに母を想う
異国の人々と共に、心より、合掌
「もう二度と 戦争はしてはならない」と心に誓う

入居者のためなら エンヤコリヤ
仲間のためなら エンヤコリヤ

現在(いま)も聴こえる ひだまりの唄
寄り添う仲間の 真実(まこと)の物語

夜中にさまよい 父ちゃん探す
明け方近くに 子どもを探す
「父ちゃん 母ちゃん どこ行った？」
「うちの大事なもの どこ行った？」

癌の痛みで 朦朧となり
「堪忍して」と身をよじる
「よう頑張ったよな。もう迎えに来てもらっても、ええよね」

「大丈夫。私らここにいるよ」と手を握る
「大丈夫。きっと見つかるよ」と肩を抱く
「大丈夫。もうすぐ楽になるよ」と背中をさする

いよいよ最期(わかれ)の時が近づき
力が尽きて 眠る場所
先逝く人は、皆 スタッフルームの窓の横
白いソファベットに抱(いだ)かれて
行きかう人が 声をかけ
労いの涙で 顔を撫でる
「大丈夫。私も、もうすぐそちらに行くよ」と励まして
好みの音楽が 静かに流れ
季節の花が 静かに香る
「ありがとうございました」
「私に順番がきたら、水先案内人を頼みましたよ」

人生の終焉を 伴に過ごした先輩方に
心を込めての 看送りの儀式
ここはひだまり もう一つのふるさと

貧困

1970～80年代、右肩上がりの経済成長を経て90年代はじめにバブルがはじけ、追い討ちをかけるように起きた1995年1月17日・阪神淡路大震災。

夜明け前の時刻で経験したことのない揺れ、大阪市内で就寝していた自分の足元にあった2段重ねの本棚の上部が足の上に落ちてきた。もし本棚の下に頭部をおいて寝ていたら…

その頃から市内の公園にブルーシートテントが目立つようにな



カレー
ほおぼる人

(東京山谷で支援者の炊き出しカレーをかきこむおじさん)

る。近くの公園を散歩すると遊歩道から奥まった植込みに10メートルおきに青いテントが並び、空いてるベンチや縁石に座り歩く人と目をあわさずひたすら古新聞を覗きこむ無精ヒゲの



(支援グループの無料炊き出しを待ちこがれるおじさん達)

オジさん。

人間は仕事を介して社会とつながり、他者に助けられて多かれ少なかれ忙しくして生きている。

運命のイタズラでそんな社会的つながりの糸が切れ、引きこもる住居からも追い出された時、自分の力だけでは戻れない厳しい貧困生活に落ちてしまう。明日の自分に待ち受ける運命であるわけないと断言できるのか…?



(カレーや豚汁が定番メニューだが、あたたかいのがぞ馳走)

ブルーシートテントやおじさん達を見るたびに、ザワザワした落ち着かない気持ちにさらされた。

余談だが、小学生時代、青バナを垂らした子をよく見た。「汚いなあ」子供ごころにそう感じたが、貧しかった昭和30年代、栄養状態も悪く衛生面でもいい加減だったせいで蓄膿症にかかる子が多く青い鼻汁は膿(うみ)のせいだそうだ。

元に戻して、大阪でホームレスを目にしていたころ、縁があって東京に仕事場を借り月の何日か東京仮住まいが始まっていた。

東京に行くと気持ちが変わり「何でも見てやろう」というふっきれた気持ちになった。

タイミングよく、隅田川近くでホームレスの社会復帰を支援するボランティアグループの情報を目にし、思い切って連絡を試してみた。「どうぞ歓迎します！」とのことで師走の日曜日、(敬老室)という名のホームレスに無料で憩いの時間と場所を提供している施設を訪れた。(つづく)

東成区の昭和



(15) 給食



東成区の昭和



(16) 給食





東成区の昭和



(18) 給食



東成区の昭和



(19) 給食





東成区の昭和



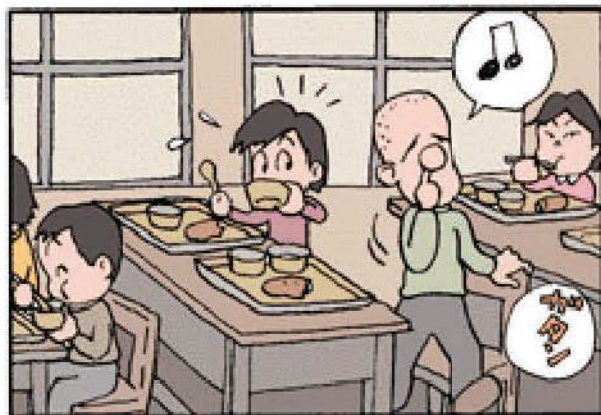
(22) 給食



東成区の昭和



(23) 給食

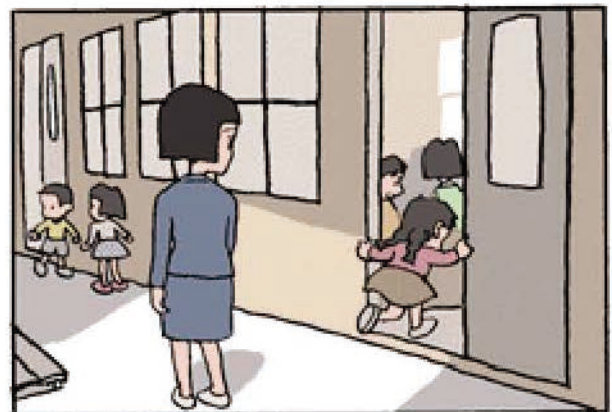


(24) 給食



(25) 給食





心理コーディネーターになるために Vol.2

山下桂永子



☆2度目のオファー

8年ほど前、大学院の修士を終えて5年ほど経っていたころ。私は日替わりで教育(小中学校や幼稚園、フリースクール)、福祉(保健所)、医療(心理発達外来のあるクリニック)、産業(EAP)などの職場で心理職として働いていた。一日に異なる職場を渡り歩くような生活で、毎日の移動距離は半端なく、1週間で東京大阪間ぐらいの距離は軽く運転していたんじゃないかと思う。ちなみにその頃から現役の愛車(軽自動車)は昨年走行距離が20万キロを越えた。

というそんな頃の年明け。臨床心理士になる前から教育相談や適応指導教室で働いている某市教育委員会の教育センターでセンター長から呼び出された。来年度の勤務のことかなあとぼんやり思いながら応接室に入ると、センター長から「山下さん、来年度週4で働いてくれないかしら。」と言われた。

☆1度目のオファー

何言ってんだ?と思った。その前年も同じ事を言われて断っているからである。アルバイト情報誌を見るたび転職を妄想してしまうぐらい給料が安すぎるからである。いくら週4で保険料とか半分払ってくれて、使えない有給があるとは言え、昇給も賞与もない。時給換算して大目に見積もってもスクールカウンセラーの3分の1以下だし、その他の心理職、対人援助職の給料からみてもあまりにもお安い。おまけにここの教育相談は2年前に非行や虐待など生徒指導事案対応が中心の部署と合併移転しており、それまでの教育相談で担ってきた業務以上に様々な対応をしなければならず、世の中の「連携、協働」ブームもあって、業務内容も多岐に渡るようになってきていた。

昨年に「求められる仕事も増えてきているのに、ここの相談員の給料は専門職を雇うには失礼なぐらい安すぎます。心理士の資格や生活を維持するにはここの勤務は週1~2で限界です。スクールカウンセラー1日でここの数日分を稼いでいるからなんとかここにも来れているんです。」などとむちゃくちゃ文句を言ってお断りしたのを忘れているのだろうか?

☆知ってるようで知らない心理職の給料相場

「山下さんしかないと思うのよ」とセンター長が言った。そりゃ給料が安すぎて心理士が続かないからでしょうよ。「給料は周辺の他市と同じぐらいにするから」他市？そういえば他市の心理士ってどれぐらいの給料なの？ここ以外の仕事の給料を見る限り、今の給料が安いのは間違いないけれど、他市の給料がいくらかとかあまり考えたことなかったなあ。

「予算が通りそうなのはこれぐらい」と上司が出してきた一枚の用紙を見て驚いた。「心理指導員」という名前が入ったその紙には、昨年提示された、非常勤職員の1.5倍ぐらいの手取りがありそうな金額が記入されている。

「これなら他市に比べても低いということはないと思う。私は山下さんでとしか考えていないから」と上司は言ってくれた。それはとてもうれしい言葉だったけれど、散々給料の安さに文句を言っていた割には、素直には喜べなかった。スクールカウンセラーの時給に比べればまだまだかなわない金額であったこともあるが、同じ職場には教育相談で、心理士ではないものの、長きに渡る活躍をしている相談員の先輩方がいる。その方々を差し置いて私だけ給料が上がるということは許されないことのように感じたからでもある。

あとでわかったことだが上司が出してきたその給料が書かれた紙は、同じ市の福祉関係の他課で働く心理職の条件通知書のようなものだった。



☆今思う当時の上司の思惑

先にも記したように、当時の職場は数年前に教育委員会の様々な部署が合併移転したことにより、教育センターとして開設されたばかり。生徒指導や教育相談、特別支援教育、教職員研修の他、様々な部門が同じ事務所内で総勢30人ほどの職員によって運営されていて、指導主事という教育委員会で行政の仕事を担当する教員とともに、私も教育相談の部門で働いていた。

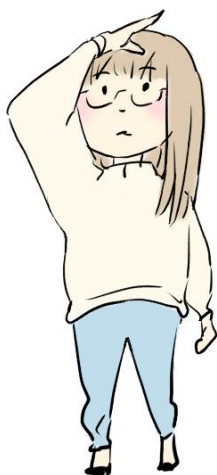


この時期は、教育相談の相談件数が増えてきていた時期でもあったのだが、教育相談担当の指導主事がおらず、教育相談における全体ケースの把握、会議の運営、相談者への連絡、学校との連携の業務は、センター長や教育相談担当というわけではない指導主事が手分けをして担っていた。とは言え、センター長も他の指導主事も数年経てば異動があり、担当が変わる立場であるので、教育相談に長く携わっている相談員にいろいろと聞かれることも多く、徐々に私が手伝えること

も多くなっていた。

相談員の業務として求められている仕事ではないのになぜ私が手伝っていたのかと言えば、たまたま私がそういう仕事が苦手ではなかったからである。社会人（大学卒業後に民間で事務職をしていた）としての経験や、スクールカウンセラーの経験、福祉、医療、産業の知識も多少あったこと、そして何より事務方の仕事（電話を取ることや書類整理など）が嫌いではなく、むしろ好きだったからである。

二度目のオファーでセンター長は、ただこれまでと同じ教育相談員としての業務で週4働いてほしいと言っているわけではなかった。増加している教育相談の業務の取りまとめをする人材が必要と思ったが、指導主事は増やせないし、私には去年断られている。そこで教育相談員としての予算ではなく、教育相談を取りまとめる役職として何とか予算を引っ張って来れないかと1年をかけていろいろと算段してくれたのだと思う。



☆心理コーディネーターになるために

スクールカウンセラーに比べればまだまだ給料が安い問題と、自分だけ給料上がるかもしれない問題以外で、オファーを受けるか受けないかでいえば、やってみたい気持ちはあった。昔から目の前にぶら下げられた人参は食べてみてからおいしいか腐っているのか判断するタイプである（たいていはおいしくいただく）。恥や失敗は大嫌いだけれど、やれない理由をあげるより、すごくやりたいことならやってみてから工夫を探す方が面白いやないかと思うタイプである。

そんな経緯がきっかけで、現在週4日、「心理指導員」として働いている。スクールカウンセラーより給料が全然安い問題、自分だけ給料上がる問題、10か所近くある職場を減らす問題、その他様々な問題をクリアしていく必要があったのだが、そのことについては、8年経っても試行錯誤している。今後行ったり来たりしながらまた記していこうと思う。





ゆるゆるコラム

最近かたい感じの長編マガジンばかりだったので、たまにはゆる～いコラム集にしてみようと思います。



ハマるとなぜ抜け出せないのか～猫と学習理論～

「猫、昔めっちゃ好きだったけど、最近は興味ないなー」という話を聞いたことがあります。「昔は犬派だったんだけど、猫を飼い始めてからハマってしまって抜け出せないんですねー」という話は山ほど耳にします。なぜ、人は猫に「ハマる」のか。そして、そのハマりからは決して抜け出せないのでしょうか——。

学生の頃に、心理学の授業の中で、スキナー博士の学習理論を学びました。スキナー博士は、行動の「学習と消去」について研究をしました。その結果、ある行動をとった時には必ず報酬が与えられるという「連続強化スケジュール」よりも、ある行動をとった時に報酬が与えられる時もあるし、与えられない時もあるという「間欠強化スケジュール」で行動を学習した時の方が、学習した行動の「消去」が難しいこと分かりました。ここで、教授が学生に問いかけます。「間欠強化スケジュールによって学習し、消去が難しい＝依存性が高いとされる具体例は何でしょう？——」いつ報酬が出るかわからない、どれくらいの報酬がでるかもわからない……「パチンコ!」「ギャンブル!」という声が教室から上がる中、私は一人で「猫だー！ー！ー!!!」と心の中で叫んでいました。一緒に暮らしていても、いつ甘えてくれるのか分からない。いつ面白い行動をとってくれるのか分からない、そんな猫の自由気ままな行動は、私たち人間に最も消去が難しい方法

で喜び（報酬）を与え、強く依存させているのではないのでしょうか。猫にギャンブルと類似したレベルの依存性があると考えれば怖いですが、色々納得してしまいますね（笑）。

もはや人間に餌をもってこさせることが現代の猫の狩りでは。

「猫は自然界のものだから手を出してはいけない」という批判が一定あります。それはノラ猫に減ってほしくない立場の人から不妊手術に対して向けられることもあります。大半は、ノラ猫に餌をあげている人を嫌っている人から給餌活動に対して向けられることが多い言葉です。

どこからが人間界でどこからが自然界なのか。猫がネズミのみで1日に必要な栄養を取るためには1匹の猫が1日に6~8匹ほど食べないといけないそうです。そんなに日本の住宅街にネズミがいるのでしょうか。いませんよね、住宅街に住んでいるノラ猫は90%以上キャットフードで生きています。

農作物をネズミから守るために猫が重宝されていた時代は、狩猟能力が高い個体が好まれていました。その頃の猫の狩りは、「ネズミを捕り食べることで、その褒美に肉や魚を人からももらうこと」だったのではないかと思います。

そして時は流れ、ネズミ番としての需要がなくなってきた現代は、可愛がられる顔つき、フォルム、多くの人々の好みに合わせた多様な模様を身にまとうように変わることによって、変わらず人に好まれています。その結果、ノラ猫であってもそのほとんどの猫が人からももらう餌に依存して生きている現状があります。そうすると、「人に好まれ、エサをもってこさせること」こそが、現代の猫の狩りだと考えられるのではないのでしょうか。この方法になっても、やはり猫の狩猟能力は高く、猫を可愛いがれば火あぶりで死刑になるくらいの罰則があった魔女狩りの歴史を超えてきたヨーロッパでさえ、猫を可愛がる人と猫が絶えることはなかったのです。そう考えると今の日本において、「猫に餌をやるな」という張り紙だけで、猫を可愛い、可哀そうだと思われ、給仕してくれる人がいなくなるわけがないのです。それは、もはや人の意志ではなく、猫の戦略でもあるからです（言い過ぎ？笑）。

このように書くと猫が人を利用する魔性の動物のように聞こえてしまうかもしれませんが、以前ある教授から、「動物の進化とは受け身である」と教えてもらったことがあります。猫が能動的に人に好まれるように進化してきたのではなく、人にとって好ましい個体を選ばれてきた結果、猫は今のように進化させられてきたわけです。

長い歴史の中で猫と人はお互いに自立しながらも、お互いを必要とし、利用し利用されてきた関係性を持っています。したがって、人と猫は人間界と自然界とを切り離して考えることはできないほど混ざり合った世界で生きているのではないのでしょうか。と、そんなことを考えた今日この頃でした。

信楽焼を求めて

以前、ノラ猫さんの TNR のお手伝いをする仕事でお邪魔した現場で、とっても印象に残る出来事がありました。こちらの写真をご覧ください。



隣にとっても飲みやすそうなバケツのお水があるのに、めちゃくちゃ飲みにくそうな大きな器からゴクゴクお水を飲む猫さん。不思議すぎて写真を撮っていると、依頼主さんが「大きな器は信楽焼なんです。信楽焼に入るとお水が美味しくなるみたいで、みんなこっちから飲むんですよ。」と教えてくれました。水の味が変わる信楽焼もすごいし、味の違いがわかる猫さんたちもすごいです。

お水を沢山飲んでもらうことは猫の健康を保つ上で大切なことです。このお話を聞いて、どや顔の猫さんを見てからどうしても自分の家の猫たちの水皿に信楽焼が欲しくなりました。お休みの日に、滋賀県信楽まで信楽焼を買いに行ってきました！



2件のお店を回る中で、店員さんが先ほどの写真を見て教えてくれたのですが、写真の猫さんが飲んでいる信楽焼は、信楽焼の中でも「焼締め」と言っていて、釉薬というガラスなどの塗料を上からかけることをせず、高温で焼成した陶器だそうです。めちゃくちゃ小さい穴が沢山空いていて、ビールが美味しくなったり、水が腐敗しにくくなるといったことがあるそうです。



家の猫の飲み水ポイントは3カ所あるので、気に入ったお皿を奮発して3つ購入しました。確かによく飲んでくれるようになった気がします。気持ちの問題かもしれませんが（笑）。信楽まで行く高速代もそこそこかかるし、器もそれ相応の金額がします。それでも、買ってきた信楽焼のお皿で猫がゴクゴクお水を飲んでいる姿を見て、なんともいえない満足感と幸福感に包まれている私も、例にもれず猫にハマっている人間の一人なんだなあと実感しました。笑

おわり



小池英梨子

NPO 法人 FLC 安心とつながりのコミュニティづくりネットワーク

「人もねこも一緒に支援プロジェクト」 プロジェクト代表

仕事：猫専門のお手伝い屋さん「ねこから目線。」として開業。

先人の知恵から

31

かうんせりんぐるうむ かかし

河岸 由里子

コロナ禍の中、疲れがたまってきて頭が回らない。それでも何とか先に進めておこう。今回は次の8つ。

- ・ しゅうとめ 姑の十七見た者がない
- ・ 十人十色
- ・ 十分はこぼれる
- ・ じゅうよ こう 柔能く剛を制す
- ・ しゅうつらん ほま 出藍の警れ
- ・ 朱に交われれば赤くなる
- ・ 正直は一生の宝
- ・ 正直者が馬鹿を見る

<姑の十七見た者がない>

姑の自慢話はあてにならないことのととえ。姑は自分の若い時のことを引き合いに

出して、自慢したり嫁に小言を言ったりするが、そのころを見た者はいないのだから、真偽のほどはわからないということ。

嫁姑問題は、最近少なくなった。というのも、姑との同居が減ったからもあるだろう。しかし、二世帯住宅などの方法で、半同居と言う話はある。その場合大抵が長男の嫁と言うことになる。姑にとって息子は殊の外可愛い。となると姑にとって嫁は、可愛い息子を取られたと感じる相手になってしまうこともある。それが嫁姑の確執に繋がる場合がある。いわゆる嫁いびりの中には、酷いものもあるが、やり方の違い、料理の味付け等家事全般に対する、姑の枠組みと嫁の枠組みのずれからくる指摘が中心だったりする。そういう時に嫁が口答え

でもすれば、喧嘩になる。最近はそういうことを見越して姑が大人しく、嫁のやりたいうようにさせることも増えているが、いまだにお嫁さんの立場からの相談で、「姑が・・・」ということはある。そういう時にこの諺を使って、「姑が色々言っても聞き流していこう。」と言う話をする。日々の生活の中で色々言われるのはとてもつらいし大変であることは想像に難くない。しかし、普通に考えれば先に姑が逝くのである。何を言われても、気にしないで行ければ、姑も諦めてくれることも多いし、子どもたちが大きくなってくるので、嫁の立場も変わってくる。姑との関わり方のヒントの一つとして使えるのではないだろうか？

<十人十色>

人の考え方や好みなどは、みんなそれぞれに違っているということ。「十人寄れば十色」ともいう。

スマホ情報に左右される母親や子どもたちが増える中だからこそ、この諺が光ると思う。人それぞれなのだから、誰かがスマホで流している情報が一般論かどうか分からないし、正しい情報かどうか分からない。捉え方も感じ方も様々であろう。そういう情報に振り回されるのではなく、自分なりの考え方をしっかり持つことが大切である。その上で他の意見を聞くようにすると、ただ悪戯に振り回されないだろう。色々な考え方があるということを知っていることは自分にとっての資源にもなり得るのだが、振り回されるようでは問題である。

また、「誰それがこう言っていた、ああい

っていた、自分は大丈夫だろうか？これで良いのだろうか？」と相談される方にもこの諺で対応することが多い。先ず自分はどう考えるのかからはじめ、しっかりした自分を確認してもらわないと先に進めない話である。人それぞれ、何がその人にあるのかも異なるのだから。

英語では・・・

So many men, so many minds. (人の心はそれぞれ違う)

<十分はこぼれる>

何事もほどほどにして、あまり欲張らない方がよいという教え。容器の淵まで入れた水は、あとはこぼれるばかりだという意から。

100%を求める人が増えているように感じる昨今である。100点満点と言うことにずっと慣らされてきたせいもあるのだろうし、歌などにも「100%元気」など歌詞になっているが、100%と言うのは仕事や子育てではあり得ない。捉え方にもよるし、上を目指せばきりが無い。子育て中の母親にも完璧を目指す方が増え、それが叶わない事でイライラしたり、自責の念に駆られたりしている。

十分はこぼれるというこの諺は、視覚に訴えるので伝わりやすい。マス酒ならともかく、水でも何でもコップ一杯まで入れてしまったら口元にもっていく間にこぼれるし、口を近づけて飲むのは行儀が悪いし、格好も悪い。少し少なめに入ればコップを口に運ぶのも簡単だろうし、こぼれれば

あとの始末も必要だが、そういう心配もない。

子育て中の母親たちに対し、自分自身を追い詰めるだけの100%とか完璧とか十分というものから、少し自分を解放し、程々を目指してもらいたい、そんなことからこの諺を使っている。

＜柔能く剛を制す＞

弱い者がかえって強い者に勝つことのとえ。柔軟性のある者が、そのしなやかさによって、かえって剛強なものを押さえつけることが出来るということ。「弱よく強を制す」ともいう。

出典 三略

この諺は有名なので知っている人が多いだろう。レジリエンスである。しなやかさ、柔軟性はどのような場合でも自分を助ける術になる。体一つをとっても柔らかい方が怪我をしない。反対に強い、堅いといわれている人の場合、それ故に自分を緩やかに変えることもしにくく、拘った結果に上手く行かなくなることがある。強い人が必ずしも本当に強い、怖いわけではなく、柔軟に変化できる人の方が本当は強くて怖いかもしれない。

子どもたちに話す時には、シャイアンとのび太君の話を入れたりしながら、この諺を説明する。強ければよいというものでもない。柔らかさ、しなやかさの大切さを今の子ども達だけではなく、若い親世代にも持って欲しい。

＜出藍の誉れ＞

教えを受けていた弟子が、師よりも勝るようになることのとえ。

出典 荀子

子どもたちにこの諺を使うことがある。部活動や勉強で、いつかコーチや先生を超える大人になって欲しいと思って。また保護者にも、子どもに対して、どんな子になるかは分からないということも含めて伝えている。

英語では・・・

The scholar may be better than the master. (弟子が師匠に勝ることがある。)

＜朱に交われれば赤くなる＞

人は交際する仲間や環境によって、良くも悪くもなるというたとえ。良い友人を選ぶことが大切であるという教え。

良い友達の基準は何かと言われると、それは中々難しいかもしれないが、時には悪い仲間と悪戯してみる経験も、決してすべてが否定されるべきものではない。ただ、まだ自分自身がしっかりしていない時に、飲酒や喫煙などの非行に入り込んでしまうと大変だと、以前はそんなことで使われていた諺ではある。しかし最近ではむしろ、夜中にゲームに熱中する仲間との関係から、昼夜逆転になり、学校に行けなくなることや、LINEやSNSでいじめを行っているグループに加わることへの警告として使うことが増えた。

夜中のゲームでしか友人を作れないとい

う状況についても考えねばならないが、夜遅くまではやらないというグループもある。仲間同士で自分たちの生活をしっかりコントロールできるような仲間とのゲームは、敢えて禁止する必要はないだろう。

LINE や SNS でいじめを行っているグループに入っていると、自分は何も書き込んでいなくても、そうしたいじめを止めようとしなかったことになるので、仲間とみられる。LINE や SNS での「いいね」にも気をつけねばならない。古い諺も、今の時代に通じる。

英語では・・・

Who keeps company with the wolf will learn to howl. (オオカミと交わりをするものは吠えるようになる)

<正直は一生の宝>

正直であるということは一生を通じて大切に守るべき宝であり、又一生誇りとすることのできる財産であるということ。

嘘をつけば、その嘘がばれないようにまた嘘を重ねることになる。嘘に嘘を重ねているうちにどのような嘘をついたかも怪しくなる。最初から正直に話していれば、繕う必要もない。

子どもたちであれば、友達や先生や家族に嘘をつかないようにと教えられている。子どもは他愛のない嘘をつくし、それが大抵バレバシの嘘であるので、しっかり叱られて反省することになる。時には全く騙されて気づかないことも無いわけではない。ずっと時間が経ってから真実が暴露され、

大人がびっくりすることもある。我が子も小学生の頃、ジャンパーを破いて帰ってきたので、どうしたのか聞いたら、「ひっかけた」と言っていた。その時は怪我也無かったので、そうかということで終わったが、最近になって実は犬にかまれたといわれ、びっくりした経験がある。なぜ黙っていたのか、嘘をついたのか、きっと叱られると思ったのだろう。今頃暴露され、共に笑って終わった。もう大人になっているし、大したことでもないから笑ってすまされる。

例えば、家族の中で誰かが秘密を持つと、何かしら歪みが生じる。しかも、家族と言うのは敏感にそういうことに気づくものである。嘘は禁物である。

子どもたちに正直であれと言う前に、大人が正直であることを見本として見せて行くことが大事だろう。世の中嘘が一杯なので、子どもたちに正直であれと説得するのが難しくなっているし、「馬鹿正直」などと正直すぎるのもという言われ方もある。正直であることはとても大事なことなのに、正直すぎるとかえって困ることも起こる。小さい子が太っている人を見て「あの人太ってる」と言うと、母親が慌てて「しー」と言う場面を見ることも度々ある。小さい子は見たまま、思ったまを口にする。とても正直で遠慮がない。歳を重ねるうちに配慮として真実を言わないことを覚え、叱られないように嘘をついてごまかすことを覚えるようになる。そして、大人になると、更に思ったまま言うことはなくなる。

正直であれという諺などは、ワシントンの桜の話などと共に、小さいころに散々聞かされるが、こうした配慮の前に、先ずは子どもたちに正直であることを勧めるべき

だろう。そんな意味で保護者や子どもたちにこの諺を伝えている。

英語では・・・

Honesty is the best policy. (正直は最善の策)

〈正直者が馬鹿を見る〉

ずる賢い人は上手く立ち回って得をすることが多いのに対して、正直な人は規則や法律などを良く守るためにかえって不自由な目に遭ったり、損をしたりすることが多い。世の中には矛盾が多いものだということ。

前述の諺とは反対の意味合いになるかもしれない。正直であれと言う前述の諺は、大事である。一方この諺が意味する、世の中の矛盾については、子どもが成長してきたときに気づいてくることであろう。子どもたちは、大人の狡さや汚さに気づき、大人が嘘をつくことに憤る。そうした子どもたちの気持ちに合わせるようにこの諺を出すことがある。世の中の理不尽さに気づくと子どもたちは大人や社会への不信感にあふれる。正直が一番であることは伝えつつも、時にはそうした子どもたちの疑問、不信に寄り添うことも必要である。世界でも同様のことがあるというのも、子どもたちには納得

材料になり得る。ただ、正義感が人一倍強い子の場合には中々納得できないだろう。正直者が馬鹿を見る社会であっても、やはり正直に生きることを勧める。

英語では・・・

Honesty is ill for thriving. (正直は繁栄にとっては不都合である。)

出典説明

三略・・・全三巻

中国古代の兵法書。周の太公望^{たいこうぼう}の著とも、また、前漢の張良^{ちやうりやう}が土橋の上で黄石公^{こうせきこう}から授けられたとも伝えられるが、後世の偽作と言われる。上略・中略・下略の三巻から成り、老荘思想^{らうそうしやう}を基調とした治国平天下の大道から政略・戦略の道を論じている。同じ兵法書の『六韜^{りくたう}』と併称され『六韜三略』ともいう。

荀子・・・全二十巻三十二編

中国、戦国時代の思想書。趙^{ちやう}の思想家荀况^{きやう}（荀子は尊称）の著。孟子の性善説に対して性悪説を唱え、人間の性は本来悪であるから、礼によってこれを改め、善に導いて、社会秩序を維持すべきだと主張した。

うたとかたりの対人援助学

第17回 筒井悦子の「語りながら考えたこと」

鶴野 祐介



昨年（2020）9月、「現代の語り手」筒井悦子さんが享年85歳で亡くなられた。岡山市を拠点に、40年以上にわたって昔話を中心とするお話を語る「ストーリーテリング」の活動をしてこられた方である。

筒井さんは2019年3月、「昔話をはじめ様々な物語や詩を語りながら考えてきたことを、まわりの人たちに聞いていただきたいと、折に触れ書き留め、小冊子にしていたもの」をまとめて一冊の本として出版された。それが今回ご紹介する『昔話とその周辺 語りながら考えたこと』（みやび出版）である。癌を患い、ご自身の死期を予感されていたであろう筒井さんが病を押して纏められた本書には、私たちへの「ラスト・メッセージ」が綴られている。

筒井悦子さんのプロフィール

本書奥付の「著者紹介」他を元に、筒井さんのプ

ロフィールを紹介する。1935年山形県生まれ。岡山大学文学部英文科卒。1974年より岡山にて「草の実文庫」を主宰、1975年ストーリーテリングの研修を受け、1976年数人の仲間と岡山ストーリーテリング研究会を作る。文庫、図書館、幼稚園、学校、地域の公民館などでお話を語り、ストーリーテリング研修会の講師も務める。

著書に『千びきおおかみ—日本のこわい話』（こぐま社）、共著に『子どもに語る日本の昔話（全3巻）』（こぐま社）、『日本昔話ハンドブック』、『世界昔話ハンドブック』（いずれも三省堂）など。「アジア民間説話学会」、「岡山昔話研究会」会員。「岡山ストーリーテリング研究会」代表。

筆者は上述の「岡山昔話研究会」を通じて1990年代半ばに初めてお目にかかって以来、ずっと懇意にさせていただいてきた。筒井さんの理知的かつ誠実なお人柄、凜とした清々しさを湛え、朗らかで躍動感のある「昔語り」に魅了されてきたが、特に、故稲田浩二先生のご邸宅で毎年4月に開催されたお花見会で、筒井さんが語ってくださった「花咲か爺」や「なら梨とり」、「桃太郎」などの昔語りは、満開の枝垂桜の光景や、岡山特産の「祭り寿司」の味とともに、今も鮮やかに思い出される。

「伝承の語り手」と「現代の語り手」

ところで、本稿の冒頭に記した「現代の語り手」という言葉に、聞き慣れない印象を持たれた方がいらっしやるかもしれない。筒井さんは別の本の中で

次のように説明しておられる。「伝承の語り手が、子どものころ親やまわりの大人から語り伝えられた口承の話を聞き覚えて次の世代に語ったのと違い、現代の語り手は親から語られた話だけでなく、むしろ自分で語りたい昔話や物語などを印刷された書物の中から選び、覚えていのちを吹きこみ、それを肉声で語る」（筒井悦子「ストーリーテリング」、稲田浩二編『日本昔話ハンドブック』三省堂 2001 年、p.215）。

筒井さんご自身は、子どもの頃にお母様からいくつかの昔話を語ってもらったが、覚えているのは「馬方と山姥」や「ももたろう」の中の断片的な言葉だけだという（『昔話の周辺』p.67、以下同様）。お子さんの誕生がきっかけで絵本や物語を読んでやるようになり、やがて「ストーリーテリング」に関心を持ち、研修を受けて活動を行うようになった。そんな筒井さんは典型的な「現代の語り手」である。

これまで昔話の研究者の多くは、100 話を超えるレパートリーを持つ「伝承の語り手（語り部）」に注目し、取材を重ねて採話記録集や研究成果を発表する一方、「現代の語り手」については等閑視してきた。けれども、今日では「伝承の語り手」はほんの一握りしか存在せず、「現代の語り手」が大多数を占めている。そうした中で、「現代の語り手」自身がその活動を振り返り、今日における「語ること」の意味について問いかけた本書は、とても意義深い証言録であり、後に続く人びとへの「かけがえのない贈物」になるに違いない。

「語る」ということ

筒井さんにとって「語る」ということは何よりもまず、自分の心を解放してくれるものであった。「語ること、声を出すことは私の心を解放してくれる。……解放されるというのは、心が空っぽになるとかいやなことを吐き出したということではなくて、むしろ心に満ちてくるものがありながら、遙かかなたに開かれているような透明な気持ちである。一種の

魔法にかかったようなといってもよい。これが言葉の魔力というものであろうか。しばらく語らないでいると、何かしら落ち着かない気分になることがある」（p.157）。

それでは、特に「昔話を語る」ということは、筒井さんにとってどのようなものだったのだろうか。

「昔話を語る」ということ

「笠地蔵」についてのコメントの中で、筒井さんは次のように記す。「昔話を語るということは、自分がそのおはなしの心を生きていくことではないだろうか。私はおばあさんの『かさを持ってきたって こん夜の たしには ならないもの。おじそうさまにあげてよかったな。そならば つけものででも としをとるべ』ということばを口にするとき、いつもひとりだに涙が出そうになるのだが、せめてその一瞬でもおばあさんの心をもった気持ちになるのである。…私は現代の人間として、残念ながら親から聞いて覚えてしまって語れる話は無い。自分が好きなおはなしを選んで繰り返し繰り返し語り、自分でも自分の声の中にあるものを聞き取り楽しみながら、子どもたちに語っているだけである。それでもこの話にある老夫婦の生き方を自分が生きているような気持ちになり、そうなりたいと思うのは不思議である。語ることを通じて奇跡はほんとうのこととなる」（p.45）。

昔話の登場者たち、それは人間のみならず動物や植物、精霊なども含むわけだが、彼らと一心同体となること、その心をもらい、そのいのちを生きている気持ちになること、それが筒井さんにとっての「昔話を語る」ということなのだ。

「聴く」ということ

筒井さんは、自身が語っている時に一番気を配っているのは「聞くこと」だと記す。それは一体どういう意味だろうか？「聞いている子どもの目や顔や体全体の表情から私に送られてくる無言のサインを私が聞き取ることができたとき、子どもの心は解放

され喜びに満ちているように思います。子どものその喜びは、語り手が語ることによってのみ感じられるものです。『語ること』は私にとっての『ききみみずきん』だったのではないかと気がつきました」(p.55)。

ここでは「語り手」と「聞き手」の立場が逆転し、「語り手」が「聞き手」となり、「聞き手」が「語り手」となる。「聞くこと」は、自分の外にある音や声をただ「聞く」ことではない。「自分の内から外に向かって、ときには自分自身の内なる心に向かって意識的に耳を傾けて『聞く』ことこそ大切なことではないかと思っています」(p.59)。この時、「きく」を表す漢字は「聞く」よりも、「耳を傾け、心を傾けてきく」ことを意味する「聴く」の方が相応しい。

「表現すること」は「聴くこと」

先日(2021年2月20日)、仙台市を拠点に活動しておられる映像作家・福原悠介さんの講演をリモートでお聞きする機会があった。福原さんは数年来、みやぎ民話の会の「民話」探訪の映像記録化プロジェクトに参加してこられ、2019年には福島県飯舘村の避難先から帰還された村民の方々にみやぎ民話の会代表の島津信子さんがインタビューした記録映画「飯舘村に帰る」を制作された。

講演の中で福原さんは、自分にとって「聴く」という行為は、語られた声を録音するというだけでなく、その語りが行われている〈場〉の「空気感」を収録し、語り手の表情やしぐさ、〈場〉のたたくまいを映像として収録することでもあり、さらには収録された音声や映像を編集し作品化して、これをさまざまな手段を用いて配信することまで、つまり自分の表現活動全体を、広い意味での「聴くこと」だと考えていると話された。

筒井さんがおっしゃる、「聞いている子どもの目や顔や体全体の表情から私に送られてくる無言のサイン」を聞き取りながら語ろうとする姿勢もまた、福原さんと同様の認識を指しているように思われる。

つまり、「語る」という表現活動は、これを届けようとする相手(すなわち聞き手)の気持ち、語りの〈場〉の「空気感」、さらには語り手自身の想い(「内なる心」)等を「聴き」、これを踏まえて臨機応変に行われるべきである。いわば、「ライブとしての語り」を下支えするのが「聴く」という行為であり、「語る」ことは「聴く」ことそのものでもある。筒井さんはそう考えておられたのではなかろうか。

「昔話を聞く」ということ

次に、聞き手にとっての、昔話を聞くことの意味について、筒井さんは次のように記す。「昔話を聞くことは知らない森の中に分け入っているようなものだ。『むかしむかしあるところに、ひとりのわかものがいました。』から始まって、その若者の運命がどうなるかは語り手の言葉を待つしかない。闇の世界を照らしてくれるのは、語り手の言葉だけである。……聞いているときそこに何人が一緒にいようとも、聞き手一人一人の心は孤独であるから、怖いことも悲しいこともすべて自分の心で耐えしのび、時には喜びにふるえるわけである。つまり、昔話を聞く体験のつまかさねは、一寸先のわからないあらゆる人生の局面で先を予測したり、主人公がやったと同じように、恐れ悲しみ喜びながら行く末を見届けることを当たり前とする心の態度を身に付けることにもなるのではないだろうか」(pp.166-167)。

筒井さんのこの指摘は、大震災に豪雨災害そしてコロナ禍と、相次ぐ災厄に直面する今日の私たちにとって切実な響きを持って実感される。直面する困難な状況を耐えしのび、それでも生き抜いていこうとする力としての「レジリエンス(復元力)」を、「昔話を聞くこと」は養ってくれるのだ。

言葉の中の音を聞くこと

一方で、昔話を聞くことは「意味」を追い求めるだけのものではないと筒井さんは釘を刺す。特に幼い子どもにとって、音を聞く楽しさはとても大切な

要素だ。「聞く言葉は音声である。意味が分からなくても面白い。…幼い子どもが、意味は分からなくともリズムや表情のある言葉の海のなかに身を委ねて心をたゆたわせているのは、どんなに心地よいことであろうか」(p.163)。

「…聞きやすい話、言葉にリズムがあり唱え言葉や繰り返しが楽しく、歌があるような話で、中身より聞くことそのことが楽しい経験を味合わせてあげることも必要だろう。『こすすめのぼうけん』や『せかいでいちばんきれいなこえ』などは、鳴き声がたびたび出てくることで、幼い子どもはまず聞き耳をたてる。こういう様子を見ていると、お話を聞くということはまさに、『言葉の中の音を聞くこと』だとつくづく思われる」(p.253)。

何よりもまず、語られるお話の音の世界を心地よく感じ、楽しむこと、それが昔話を聞くことの原点だと言うのだ。

子どもの体内時計の時間軸

お話の音の世界を楽しんでいる時、子どもは自分の体内時計の時間軸で動いていると筒井さんは指摘する。「…子どもと付き合っていて感じることは、子ども自身が一人一人体内時計を持っていてその時間軸で動いているとき、子どもは最もリラックスでき、心が開くのではないかということである。それが、機械や親の時間軸で動かされると、きっとストレスを感じるのだと思う。……テレビの問題点のひとつは、子どもに自分の時間軸を見失わせているということではないかと思う。つまり、小さいときから、自分が好きなように楽しんだり、笑ったり悲しむのではなく、『テレビの作り出す時間軸』で心を動かすことを強いられていて、いつの間にかそれに慣らされ当たり前になっているということである。……二度と再び訪れることのない子ども時代に、子どもの時間軸で行動し考える時間を作ってあげることは、現実を生きていく上でとても大切だ。……お話を楽しむことは、子どもに無意識のうちに自分の時間軸を

とりもどし、自分らしく生きる知恵を与えてくれるように思う」(pp.219-221)。

「共に生きる」という感覚

語り手と聞き手がお話の世界を共に楽しみ、時間と空間を共有する時、「共に生きる」という感覚(「共生感」)が生まれる。そしてその感覚は、語り手と聞き手との間だけでなく、そのお話を語り継いできた「過去の無数の人々のいのち」との間のものである。「『語ること』はすでにこの世にいない人々とも、目の前にいる人ともまた周りにいる様々なものたちとも『共に生きる』ことである」(p.147)。

筒井さんはこのような「共生感」を、お話を語ることで実感するようになったという。「…お話を語るようになってみると、蛙も兎も鳥もたにしも、あぶや蚊、時には樹木さえもが自分と同じレベルで生き、しゃべっているではないか。……人間と動物・植物といった上下関係ではなく、全く同胞として生きているのである。そして、それぞれがみな自分の物語を持っている。つまりただそこに『ある』のではなく、何らかの意味を持って『存在』しているのである。……昔話を語ってみると、この世には何と不思議なことや楽しいことが満ち満ちているのかと思えて嬉しくなってくる」(p.140)。

筒井さんのご冥福を心からお祈りしたい。



(筒井悦子さん、2014年4月筆者撮影)

ああ、 結婚！

—婚活日記—

第17回

黒田長宏

<2020年11月22日>

43号の原稿を提出した。いつまでコロナ騒動が続くのか。婚活への影響は。

<2021年1月3日>

大晦日の前日の数値だったろうか、東京では新型コロナウイルス感染者の新規者数が千人を突破して最高となり、関東の知事たちが政府に緊急要請をするような事態となってしまう。一方で箱根駅伝は行われ、創価大学と駒澤

大学の、逃げ切ることができるかどうかの歴史的にも面白いレース展開になってしまったが、創価の最終ランナーは逆転されてしまい辛い思いをいただろうが、駅伝形式なのだから仕方のないことだろう。あれ、婚活の話が出ないままこんなに書いてしまったが、数日前、それは去年のことであるが、同い年の女性が某マッチングアプリで久々にいいねをくれたのにも関わらず、私が53歳でありながら実子を諦められず、どう対応していいかブロックしてしまった。子供の件がなければ有難いことこの上ないのだが、その点で悔いを残す段階ではまだないという残しの段階に思いたいわけで。依然として女性の多い職場なのに告白もできず、しかし職場での告白とはなんらかの危険性もあるのではないかなど思ったりする。もう他者の要る交際というのは難しいので、自分の力のできる割合の多いであろう、ユーチューブでの映画やドラマをみた後での感想を付けての結婚したい人が結婚できる社会へのお願いのチャンネル登録者が15人になった。それも人の関わりの数字である。感謝である。しかし、中には私のユーチューブ活動に広告など出すのはもったいないなんて漠然とした嫌味のようなコメントを出したやつがいて、私は狭量なのでブロックした。度量が広い人なら敵を味方にできたであろうに。

<1月24日>

某マッチングアプリで48歳の人からいいね！をいただいたが、子供が諦められない私は残念ながら、その人をブロ

ックした。そうすれば相手はすぐに私のことは忘れてしまえるからだ。ひきずるとだんだん失礼になる。ブロックが冷たいようでも最善だと思う。しかし感謝だし自信になる。年の差が好みの人もあるはずだ。私の YouTube の登録者数現在26名。

<2月13日>

令和生まれの人達は何を言ってるのかわからないだろうが、私は「早いのが取柄、岡本信人君」なので、今日提出してしまいます。YouTube 登録者数が最大29名まで行ったが、私の我が発揮されたからか、結婚したい人は結婚できる社会へというテーマに対して、「結婚すればいいだけの話じゃん」って書いてきた男をブロックしたので、(心理系の先生方はこんな私を分析してください)その人なのかどうか、現在 YouTube 登録者数28名。だけど、たしか8名が7名になったところでショックを受けていたことを思えば、28名という人数は有難い。私の人生でもうこれしか生き延びる道はないと思う。(登場の頃から思えば、なんだかかなり文章量が短くなってしまった。それだけ再婚のチャンスのエピソードがまるでない。本当に難しい。どうなってるんだ。)どうして()付けしたのかもわからない。もう何もかもわからない。それでもめげない。おちょやん。森会長かわいそう。

〔PBLの風と土 第16回〕

身体性を重視して異文化対応に身構えを

山口 洋典 (立命館大学共通教育推進機構教授)

【前回までのおさらい】

筆者は2017年度にデンマークのオールボー大学（AAU）で学外研究の機会を得ました。AAUでは1974年の開学当初から全学でPBL（Problem-Based Learning）を導入していることで知られています。

連載1回目から4回目までは現地報告、第5回から8回目まではアイルランドで刊行されたPBLの書籍をもとにオールボー大学以外の問題解決学習の知見（5回目：AAUの実践の特徴、6回目：学習プロセス、7回目：問題設定、8回目：指導法）を紐解きました。9回目からはサービス・ラーニングとの比較を重ねてきています。

1. 災禍の只中で学びの場をつくった1年

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行から1年あまりが過ぎ、「ニューノーマル」また「新しい日常」あるいは「新しい生活様式」というスローガンも目新しくなくなってきた。振り返れば、中華人民共和国の武漢市で肺炎の集団発生を世界保健機構（WHO）が発表したのが2020年1月9日、日本国内で「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」が定められたのが2月1日、WHOによって2019年に発見された新たなウイルス「SARSコロナウイルス2（SARS-CoV-2）」を原因とする気道感染症に対してCOVID（COrona-Virus Disease）-19

と命名されたのが2月11日である。その間、大学ではまずは留学生の対応あるいは留学プログラムの方針変更に始まり、卒業式・入学式の中止、そして春休み明けの授業形態の見直しを経て、政府の緊急事態宣言を受けて特別休講という流れとなった。その休校期間中に立命館大学では、まずは自粛の要請という論理矛盾に向き合わざるを得なくなった学生らに向けてオンラインコミュニティ（Beyond COVID-19）を立ち上げ、一方で教育・研究・課外活動等の大学運営全般にわたる事業継続計画（Business Continuity Plan）を策定して状況に応じた活動制限のもとで安全で安心できる環境創出に努める準備が整えられた。（表1）

表1：「立命館大学におけるCOVID-19への対応」（筆者作成、2020年7月14日「京都府生協連緊急企画」で紹介）

日	事象	部署	付記	授業	BCP
1/31	新型コロナウイルス関連肺炎に関する注意喚起	保健センター	外務省の危険レベルの引き上げに伴い	春休暇	
2/4	中国から帰国・入国する場合の注意事項について	保健センター	2週間の健康観察（37.5℃以上など）	春休暇	
2/7	新型コロナウイルス関連肺炎に関する注意喚起	保健センター	帰国者・接触者相談センターの設置に伴い	春休暇	
2/13	中国に在留中および渡航予定の学生への注意喚起	総務課	交通規制、航空便の運休等の状況を踏まえ	春休暇	
2/26	卒業式(8,080人/うち留学生472人)及び入学式(約8千人)中止	常任理事会	APUは2/20に、RUは2/25に感染症対策委	春休暇	
3/2	新型コロナウイルス感染症対策のための法人危機対策本部設置	理事長決定	3/5開設の特設ページに情報一元化し更新	春休暇	
3/2	式典・行事・イベント等に関する対応方針	危機対策本部	2月末～4月初旬、不要不急ものは自粛	春休暇	
3/10	Skype for Businessの利用開始	情報基盤課	職員は3/4～、学生は参加のみ	春休暇	
3/11	新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応ガイドライン	総務課	学生等、教職員、その他の3ケースを想定	春休暇	
3/16	2020年度春学期開講にともなう授業形態の見直し	教学委員会	3/11学長決定、5/2まで感染拡大防止期間	春休暇	
3/30	2020年度春学期を迎えるにあたっての学長メッセージ	総長・学長	社会や世界になしうる貢献を考える機会として	春休暇	
3/30	新入生オリエンテーションの実施にあたってのお願い	教学委員会	1日目の日程・時間は変更しない+3密対策	春休暇	
4/6	政府による「緊急事態宣言」が発令された場合の対応	常任理事会	入構禁止措置、諸活動自粛、原則在宅勤務等	Web	
4/6	春学期における一斉休講の判断および授業再開後の授業形態	教学委員会	春はWeb授業(CTを広く活用・非対面全般)	Web	
4/13	式典・行事・イベント等に関する対応方針（改訂）	危機対策本部	第4報・7月末まで延長（直前は5/2まで）	休講	
4/16	オンラインコミュニティ Beyond COVID-19立ち上げ	SDGs推進本部	社会起業家支援プラットフォームの取り組み	休講	
4/20	5月7日の授業再開に向けた先生方へのお願い	教学委員会	シラバス修正、20MB以上ファイルの扱い等	休講	
4/21	5月以降のWEBを活用した授業再開	教学部	5/19-22登録修正、4/22第2報、4/28第3報	休講	
4/27	新型コロナウイルス禍に対する学びの緊急支援	常任理事会	約4.8万人に3万円、3万円x3に3,800人応募	休講	
4/27	5月7日以降の対応	危機対策本部	活動制限をBCPにもとづいて決定（5/7～）	休講	Lv4
4/30	Web授業のための特別サイト開設	教学部	www.ritsumei.ac.jp/startup/online2020/	Web	Lv4
5/7	5月7日以降の授業再開に向けたFAQ公開	教学部	academic.support.ritsumei.ac.jp	Web	Lv4
5/25	春学期における対面授業の限定的実施と夏期集中科目の取り扱い	教学委員会	キャンパス入構調整ワーキングで総人数調整	Web	Lv4
6/1	新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン	感染症対策委員会	「新しい生活様式」実践例を踏まえ事業継続	Web	Lv3

あれから1年、世界各国でワクチン接種が始まりつつあるものの、感染症そのものの収まりには見通しが立っていない。そうした中、東京オリンピック・パラリンピックと同じく、1年の延期となったデンマーク・オールボー大学での2つのPBLの国際会議（PBL WEEKとしてユネスコチャーププログラムによる国際シンポジウムIRSPBL2020と国際学会であるPBL2020を連続開催）は、2月23日付で「完全デジタル（BE FULLY DIGITAL）」で開催と発表者に対して正式に連絡され、本連載の契機となったオールボー大学への訪問は当面先の楽しみとなった¹。とはいえ、本連載の第15回でも紹介したとおり、開催テーマに「変貌の最中にあるPBL：ハイブリッド学習モデルを経験して（Transforming PBL: Through Hybrid Learning Models）」の副題として「感染爆発（後）の視点とその彼方にある好機での挑戦とその解決策（Timely Challenges and Answers in a (Post-)Pandemic Perspective and Beyond）」と付されたことは、対面の開催にこだわらないことの意義を予め示していたと捉えられる。あわせて、前回（連載第15回）の冒頭でも示したとおり、1年の延期決定後、IRSPBLではウェビナーシリーズが展開されており、筆者もまた10月、11月、2月開催分に参加し、オンラインでの実践報告の共有とオンラインを通じた対話の可能性に触れてきているところである。

去る2月20日、初めてのオンライン開催となった公益財団法人大学コンソーシアム京都の第26回FDフォーラムにおいて、シンポジウム「大学の教育・研究・社会貢献に新しいモデルは生まれうるか？：AI時代の大学教育に求められる新しいリテラシー」の企画担当をさせていただいた²。勤の良い方はすぐに気づかれるとおり、主題には2005年1月の文部科学省中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」で確認された大学の役割として教育・研究・社会貢献の3つを並べた。COVID-19という医学的・政策的な用語よりも、その歴史的・社会的・文化的な影響の大きさも相まって、災禍の1つとしてコロナ禍と呼ばれる今、改めて高等教育機関として果たすべき使命は何かを明らかにしようという企図を込めたという具合である。加

えて、続く副題には、コロナ禍以前から高等教育機関にもまた求められている対応としてAI・ロボットの時代という大きな物語に改めてどう向き合うのか、という問いを重ねた。

本連載はPBLをテーマにしたものであることは前提としつつ、今回は、前回の結語で予告したとおり、改めてプロジェクト型での問題解決学習のこれまでとこれからのあり方について検討を重ねる。そのために、上述のFDフォーラムのシンポジウムの内容を紹介する。それにより、この1年の現場での奮闘とこれからの大学教育に求められる事柄を整理することとしたい。そして、三密確保の中での濃密なコミュニケーションを重ねる上での知恵を見出していくことにしよう。

2. Facebook上で史上最大のFDの展開

第26回の大学コンソーシアム京都FDフォーラムのシンポジウムでは、まずFacebookの「新型コロナ休講で、大学教員は何をすべきかについて知恵と情報を共有するグループ」の創設管理人である関西学院大学法学部の岡本仁宏先生に「Facebookグループ大学教員の相互協力交流の広場から」と題して話題提供をいただいた。岡本先生は西洋政治思想史・政治哲学と非営利組織論の両面から市民社会論を専門とされていることもあり、2万人を越えるこのFacebookでの公開グループの動態に対して幅広い関心を常々寄せており、例えば「これからの時代は、『知の拠点』だった大学から『知の結節点』としての大学に変わる」（2020年5月15日、毎日新聞）という発言が報じられている³。話題提供では、まず2020年3月30日の創設当初の動向について紹介がなされた。まず知り合い20～30人に声かけをしたところ、翌日31日1,000人を超え、4月6日に10,000人、4月15日に15,000人、そして7月25日に20,000人を超えたという。グループは、大学教員を中心としつつも、職員や学生も含めて大学教育に関心を持つ方々に開かれている。

岡本先生は3月31日に参加者が1,000人を超えたところで、Facebookグループの機能として投稿に対して「トピック」を付すことができることを知り、緊急対応の中で参加者が自らの

投稿を整理して提示、共有できるよう工夫することとした。翌4月1日には参加者が2,000人を超える。この時期にモデレーターボランティアを募集し体制整備に進んだ。モデレーターたちは、時々刻々と変わる状況の中、運営方針の検討、メンバー申請の承認、問題投稿の対処、投稿トピックの拡充、重要な投稿を見やすくするなどの運営作業を担った。グループ参加者は、それぞれの所属組織や常勤・非常勤、専門等の差異、遠隔機器やアプリへの習熟度の差異を越えて、お互いの疑問や状況を共有し、互いに答え応えられる広場（「知の結節点」）を持つことになった。2021年2月1日現在で岡本先生を含む4名の管理人と、14名のモデレーターが運営を支えているが、グループとしては8月に継続の可否を問う問題提起投稿と9月にZoomでの交流会が開かれたことで1つの転機を迎えており、それは以下に示すとおり、グループの名称と説明文が微妙に改変されたことに表れている。

「新型コロナ休講で、大学教員は何をすべきかについて知恵と情報を共有するグループ」

新型コロナウイルス感染症で、大学の休講・休校が続いています。この状況への対処について、ボヤキや情報、取り組み、ノウハウ、大学ごとの違いなどを共有するためのグループです。大学教員中心ですが、職員や学生の方、さらには大学教育に関心を持つあらゆる方々を歓迎いたします。（2020年3月30日）

「新型コロナのインパクトを受け、大学教員は何をすべきか、何をしたいかについて知恵と情報を共有するグループ」

新型コロナウイルス感染症は、大学の授業やその他業務に大きな困難をもたらしました。さらにこの事態が大学に引き起こす中長期的な影響も見過ごせません。その対応のために、所属や専門を越えて、ボヤキや情報、取り組み、ノウハウ、経験などの知を共有するためのグループです。大学教員中心ですが、職員や学生の方、さらには大学教育に関心を持つあらゆる方々を歓迎いたします。（2020年9月22日）

3月当初と9月以降のグループ名称と説明文を比較してみると、管理人の方々が参加者に期待する思いを読み解くことができる。グループ名称を比較してみれば、3月当初は休講への緊急対応が主眼であったのに対してCOVID-19の影響を受けた中長期的な展望を見出していく必要があることを「インパクト」の語に、その際の基本的な姿勢として原理原則だけではなく積極的・創発的なアイデアや提案等が必要とされることを「すべき」だけでなく「したい」も並記されたことに、それぞれ見て取ることができる。このことは、説明文にも「この事態が大学に引き起こす中長期的な影響」と端的に反映されている。こうした目的のもとに2万人を越える人々が参加していることに加え、ユーザー数が10,000人を超えた2020年4月以来、閲覧・コメント等を行っているアクティブユーザー数もまた10,000人前後の水準が維持されており、シンポジウム当日に岡本先生に続いて話題提供を行い、かつ、モデレーターから管理人となった1人の金沢大学の杉森公一先生が「史上最大のFDの機会」と評したことも紹介された。

改めて創設以来の動きを振り返って、岡本先生は大学教員は教育に真摯な姿勢を持っていること、大学の規模や立地が影響して多様性がもたらされていること、これらに率直な驚きを抱くと共に参加者の投稿や反応から学びを得た、という。そして、伝統的に大学は図書館等により通時的に知を蓄積してきたものの、今回はSNS上で共時的に知を交流することができ、相互の学びの場として運営できたのは、それぞれが直面とした現場での新しい問題・課題を持ち寄り「すぎる場」となりつつ、それぞれの奮闘に「いいね！」ボタンで励まされたからだろう、と示した。ただし、SNSという場ゆえの構造的な課題も明らかとなり、具体的には共時的な知の交流の体系的アーカイブ化はいかにして可能か、さらには特定目的を持った広場としてメディアリテラシーよりも発信者教育がいるのではないかと、とりわけコミュニケーション空間でのヘイトスピーチを回避して分断を促進しない広場はどう作れるか、などである。これらはCOVID-19がもたらしたインパクトとして大学のみにもたらされたものではなく今後の社会像

を左右するものであろう。他方、新学期が始まると、教員・学生一人ひとりに配慮ある授業形態の情勢に合わせた選択や、新入生・2年生の社会的孤立を防ぐ支援、経済的苦境の把握と支援など、現場での課題は多いとも指摘した。

3. 異文化に耐えうる「アジリティ」

岡本先生に続いての話題提供は、先に触れたとおり、金沢大学の杉森公一先生であった。ご所属は国際基幹教育院の高等教育開発・支援部門であるものの、専門は物理化学・理科教育・計算量子化学で、2007年以降、学位取得後の勤務先で授業評価アンケートの分析を担当したことを契機にFDに携わるようになり、2013年からは金沢大学のFDセンター・大学教育開発部門にて各種の取り組みに従事されている。そして日本ではコロナ禍を迎え始めた2020年1月、100年以上にわたるコーオプ教育の取組で知られるノースイースタン大学のジョセフ・E・アウン学長による『ROBOT-PROOF』を共訳された。原著は2017年8月にMITプレスから出版されたものであり、そのタイトルの意味が以下の部分で明快に示されているので、ここに紹介しよう。

私たちはデジタル時代に生きており、学生たちはAIを搭載したロボット、ソフトウェア、そして機械が、現在は人間が行っている仕事をどんどん担うようになる未来に直面している。同じことを日々繰り返すだけの仕事は少なくなっていくため、教育はそれに対応すべきである。卒業生が職場で「耐ロボット性」〔耐水性（ウォーター・プルーフ）を真似た造語〕をもつことを保証するためには、高等教育はカリキュラムを再び調整しなくてはならない。（Aoun, 2017=2020, 訳p.10）

したがって、COVID-19の拡大に際して、初発症例が確認された時点アフターコロナと呼ぶのであれば、それ以前（ビフォーコロナ）において、既に大学に対してはAI化・ロボット化した社会・経済を闊歩できる「ロボット・プルーフ（Robot-Proof）」な卒業生をいかに輩出できるかを問う議論がなされていたことがわか

る。杉森先生はこの書物の訳出にあたる背景となった事柄として、2018年9月から2019年3月まで米国・ボストンにあるタフツ大学の教育学習改善センター（CELT: Center for the Enhancement of Learning and Teaching）に客員研究員として滞在した経験を挙げた⁴。その際、学生との絆づけを意味するエンゲージメントが重視されていること、人種多様性の中でダイバーシティとインクルージョンを掲げないFDセンターはないこと、さらに「学問分野別教育研究」などと訳出されるDBER（Discipline-Based Education Research）が行われていることなど、大学のミッションの多様化・焦点化に関する大変なダイナミズムに触れたという。そのため、化学の専門性を持ちながら、大学組織に新しい文化をつくっていくマージナルパーソンになることを決意した、と語った。

杉森先生は2020年、COVID-19はテクノロジーと授業づくりが密接になった上、ほぼ全員が学習管理システム（Learning Management System）やZoomなどのオンライン会議システムを使うことを与儀なくされたことから、世界的に史上空前のFDの機会となった、と位置づけた。また、教員と学生との関係においては対面の価値が希少なものとなると共に、一斉に教員も学生も孤立したことで、授業、学生生活、課外活動、教育・研究に関わる全ての課題が顕在化（actualized）し、可視化（visualized）された、とも述べた。

その上で杉森先生には、原著が2017年に刊行された『ROBOT-PROOF』での議論は、コロナ禍で我々が直面した課題を予見するものであった、と、同書に収められたエピソードを紹介いただいた。例えば、IBMによる人工知能の「ワトソン」、オックスフォード大学による「消える職業」（Frey & Osborne, 2013）⁵などである。これに対し、杉森先生は19世紀初頭の英国の織物工業地帯で起きた機械破壊運動「ラダイト運動」（Luddite movement）を引き合いに出しながら、FDフォーラムの参加者に「恐れずに、ワクワクしたら」と投げかけた。むしろ、日本も一部で追いかけていた米国の大学でのカリキュラムでは、近代化の中で産業社会のニーズに対応すべく、数学・語学・科学といっ

た工場・官僚組織・金融で有用な「ハードスキル」に特化され、それに対するリベラルアーツをはじめとする「ソフトスキル」のようなメタ認知スキルを重視しない傾向があったことに注意を向けた⁶。

そして杉森先生は『ROBOT PROOF』の第3章「未来の学びのモデル」で示された「ヒューマニクス (Humanics) 」と呼ばれる「人間固有の心的・知的な特性を育むような、新しい学習モデル」を紹介した (Aoun, 2017=2020, p.68) 。ごく簡単にまとめるなら、この「ヒューマニクス」とは、これまでの文字や数字といった記号の読み書きによって他者とのあいだでの情報の保存や伝達を行ってきたリテラシーに加えて、技術リテラシー、データリテラシー、ヒューマンリテラシーの3つの新しいリテラシーによって、他者だけでなく機械ともネットワークを構築することが可能になる、という概念である。そして、この新しいリテラシーを基盤としたカリキュラムにおいて、批判的思考・システム思考・アントレプレナーシップ・異文化アジリティの4つの能力 (書籍『ROBOT-PROOF』では「認知能力」や「メタスキル」) を高める必要がある、と続けた。このうち、4つめの「異文化アジリティ」は馴染みのない概念であると捉え、以下、日本語訳書の該当部分を引用しておくことにしよう。

経験は (中略) 異文化アジリティ (異なる文化に機敏に対応する力) の本質的な要素でもある。筆者の同僚のポーラ・カリギウリによると、異文化アジリティとは「専門家が異文化に置かれた状況でうまく仕事をこなすための超重要スキル (メガ・コンピテンシー)」だという。過去には、異文化アジリティは、主にジェット旅客機に乗るビジネスマンや外交官だけのものと思われてきたかもしれないが、グローバル化によってこのスキルは皆にとって不可欠なものになった。 (Aoun, 2017=2020, 訳p.87)

4. 異文化対応への「レディネス」

以上、今回は2021年2月20日開催の大学コンソーシアム京都第26回FDフォーラムのシンポジウムの話提供の内容を紹介し、改めてコ

ロナ禍を経た大学に求められる学びの環境整備のあり方を検討しようと試みてきた。その結論を極めて単純に示すなら、前節で示した4つのスキルのうち、異文化アジリティの向上を図る、ということになるだろう。なぜなら、クリティカル・シンキングというカタカナ語として定着してきている批判的思考、「木を見て森を見ず」とならないようなシステム思考、新たな仕事を発明するアントレプレナーシップは、それぞれSDGsやVUCAといったキーワードによって世界が語られる以前から、既に重要視されてきたと捉えられるためである。その一方で、異文化アジリティへの関心・習得・向上意欲の喚起は容易なものではないことが想像できる。

今回のシンポジウムはZoomのウェビナーで行い、前半1時間で2名からの話題提供の後に筆者も含めた鼎談を、その後1時間は参加者 (申込は469名、最大時には我々を除けば397名) からのQ&Aを紐解くことにしたのだが、振り返れば最も時間を割いたのは「本当に元に戻らないのか？」という短い問いかけだったと思われる。もちろん、この「戻らないのか」は、この約1年のあいだ余儀なくデジタル対応が迫られた中で経験したことを、まるで無かったことのように葬り去ってしまわないか、という一人ひとりの意思確認として受け止められる。別の言い方をすれば、緊急対応の中で「学生のために」と言いながらも実際は教員の (ある種の) 合理性だけが追究された部分はないか、という批判的思考・システム思考への発露でもある。特に教員の内省が求められるところと思われるが、仮に教員の異文化アジリティが低ければ、コロナ禍は全て消し去りたい過去であり、コロナ禍以前の栄光を取り戻したいというノスタルジーに浸りきるようになってしまうだろう。

岡本先生はQ&Aでの対応の中で「身体性」という言葉を多用された。もちろん、シンポジウム中だけでなく、事例紹介をいただいたFacebookグループ内でも対面授業の、転じて学習環境の本質を問う上で、身体性の存在に着目されている⁷。そこで筆者は先ほどの異文化アジリティと関連づけて、心理学でよく言われる「レディネス (readiness) 」の語を紹介し、想定外に対する身構えが大事にされることが、学生

の学びと成長を促す手がかりとなってきた、と示した。これはアクティブ・ラーニングの議論においてさえも、その学習環境が教室という空間における教師—生徒の2者関係を中心に論じられてきた（例えば、溝上，2018）ものとは一線を画す観点であり、PBLやサービス・ラーニングなど、教室と現場とを頻りに往復しながら、多様な関係者とのダイナミックな関係構築と必然とする取り組みでは常々なされてきた取り組みでもある。

本連載で見てきたように、サービス・ラーニングでは多くのコンフリクトに直面し、その都度、学習者にはその体験の言語化が促される。中でも第14回と第15回で取り上げた震災救援・災害復興・減災教育の活動では、当事者にはなれない、当事者の心情は計り知れないもどかしさに対峙せねばならない。そこで次回以降、より深い学びの場づくりの設計概念を検討していく。それこそが、コロナ禍での経験を忘れ去らないための具体的な実践である。

(gucci@fc.ritsumei.ac.jp)

【引用文献】

- Arum, R. & Roksa, J. (2011). *Academically Adrift: Limited Learning on College Campuses*. The University of Chicago Press.
- Aoun, J. E. (2017). *Robot-Proof: Higher Education in the Age of Artificial Intelligence*. MIT Press. (杉森公一・西山宣昭・中野正俊・河内真美・井上咲希・渡辺達雄共訳。(2020). *ROBOT-PROOF：AI時代の大学教育*. 森北出版).
- Frey, C. B., & Osborne, M. A. (2013). *The Future of Employment: How Susceptible are Jobs to Computerisation?*. Oxford Martin School Working Paper.
- カール・ベネディクト・フレイ、マイケル A. オズボーン。(2015). 日本におけるコンピューター化と仕事の未来. 野村総合研究所 荻谷剛彦。(2011). 世界の思潮：漂流する大学教育. サントリー文化財団「アステイオン」 75, 133-144.
- 溝上慎一。(2018). アクティブラーニング型授業の基本形と生徒の身体性. 東信堂
- 岡本仁宏。(1998). 知的ネットワークの結節点としての大学とポスト生涯学習. 関西学院大学総合教育研究室 総研ジャーナル 73, 22-36.

【注】

- 1 Facebookでは2月22日に速報として通知されていた。ちなみに東京オリンピック・パラリンピックに関しては、2月28日の時点では、2020年9月28日に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発表した内容に基づいて、2021年3月25日に福島県楢葉町から聖火リレーが行われ、その準備が進められている。スタート地点の楢葉町は、本連載の第15回で特に取り上げたフィールドである。
- 2 FDはFaculty Developmentの略語で、教授能力の開発を意味する。教授という職種の人の能力を開発する、という意味に止まらず、広く大学関係者の研修会として捉えるのが自然な解釈だろう。実際、その定義は議論の対象となっており、例えば文部科学省の中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」答申（2005年1月）では「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。」とある。
- 3 記事は大阪地方版での中川悠さんによる連載「あしたに、ちゃれんじ」の1つだが、インターネット版にてログイン不要で全文が掲載された。記事のタイトルは「『コロナの先』へ、教員結び SNSに情報ページ」である。なお、ここで示された「知の結節点」としての大学という観点は、岡本先生がかつて関西学院大学の総合教育研究室の役職に就いたことが影響していると、シンポジウムの事前打ち合わせにてご自身より紹介いただいた。なお、そのコンセプトは岡本（1998）でまとめられている。
- 4 詳しくは日本語訳書に収められた杉森先生の解説を参照されたい。なお、その文章は刊行元の森北出版のnoteにて、刊行に先立ち公開された2019年12月26日のnote「2020年代の大学は何を教えるのか?：『ROBOT-PROOF』（ジョセフ・E・アウン著、1月刊行）訳者解説」で読むことができる。
- 5 その後、日本では2015年10月22日に野村総合研究所によるオックスフォード大学の両名との共同研究「日本におけるコンピューター化と仕事の未来」というレポートが公開されている。
- 6 ここで、アメリカの24校の4年制大学の学生2,322人を対象に行った調査の詳細な分析を通じて大学での学習がいかに軽量化しているかを明らかにした研究（Arum & Roksa, 2011）が紹介された。なお同書は邦訳されていないものの、荻谷（2011）による解説で読むことができる。
- 7 例えば「丁寧な分析に基づく教材の作成と頭を使った手順や方針の確認などが遠隔でされると、対面だけの時よりも、より緻密で組織的な授業と教育効果を考えられるのかもしれませんが」（2021年2月11日22:28）といったコメントなどがある。また、開設当初の2020年3月31日に、「大学の動向」と「オンラインでの授業方法」の2トピックを設置した後、「実習、ワークショップ、対人援助等身体性に関わる授業」「何をすべきか」を追加していることから、遠隔講義・eラーニング・ハイブリッド授業・ハイフレックス授業など、新たな授業形態は対面授業の代替になりうるのか、といった関心が寄せられていることがわかる。



**接骨院に
心理学を入れてみた**

〔15〕 寺田接骨院 寺田弘志

痛みはどのように発生するかという仮説

J R 茨木駅近くの接骨院が、私の仕事場です。
当院では、心理学で学んだブラックボックスという考え方、
仮説と検証といった科学的手続きを、日々の施術に活用し
ています。
前の43号では、私が立てている仮説の中で、ベースとなる
仮説を紹介しました。

今回は、組織が伸びすぎたときの痛みや縮みすぎたときの
痛みはどのようにして発生しているのかという仮説を書
いていきたいと思います。

さて、痛みはどのように発生するのでしょうか？

さまざまな刺激を受けて痛覚神経が興奮し、それが脳に伝
わり、脳が反応することによって痛みは発生すると言われ
ています。

しかし、そういうメカニズム以外にも痛みが発生すること
はあります。

例えば、幻肢痛や、夢を見て痛みを感じるなど、体が刺激を受けていないのに脳で痛みを感じることがあります。

脳や内臓など、痛覚神経がないと言われる部分に痛みを感じることもあります。

脳や消化器は、切っても焼いても痛みを感じないそうですが、脳内出血や胃痙攣、腸閉塞などでは激痛が生じます。関節の中の軟骨や、筋肉の中の筋繊維には痛覚神経が分布していないのに、軟骨がすり減ったり、筋肉が切れたりすると強く痛むことがあります。

物理的な刺激（運動、外力、熱、電気など）、化学的な刺激（発痛物質、栄養不足など）、生物的な刺激（ウイルス、病原菌など）、心理的な刺激（心理的ストレスなど）などで痛みは発生しますが、原因がいくらさがしてもわからない痛みもあります。

痛みに関しては、いろんな疑問がわいてきます。

緊張するとお腹が痛くなったり、悲しいことがあると胸が痛くなったりしますが、どうして脳が痛くならないのでしょうか。

足が痛いとき、反応しているのは脳なのに、脳が痛くないのはなぜでしょうか？

神経ブロックをすると普通は痛みが消えますが、神経ブロックをしても痛みが消えないことがあるのはなぜでしょうか？

かゆいところをかく、こった筋肉をたたく、ヒリヒリするような辛い物を食べる、炭酸飲料を飲む、マゾヒズムなど、時には、痛みが快感になるのはどうしてでしょうか？

痛みは不思議な現象です。

さて、話を元に戻します。接骨院に来られる患者さんの痛みの多くは、体の組織が伸びすぎたり、縮みすぎたりして発生していると前の記事で書きました。

もちろん、炎症、発熱、冷えすぎ、血流障害、神経障害、感染などで痛みが出ていることもあります。

でも、圧倒的に多いのが、組織の伸びすぎや縮みすぎで発生する痛みです。

どうしてそう断言できるのかというと、組織を縮めたり伸ばしたりして元に戻すと、多くの痛みが消えたり弱まったりするからなのです。

人の体には、組織の形態を維持しようとする働きがあります。ホメオスタシスの一つとっていいでしょう。

半面、人は動物なので、ある程度、組織の形態を変えて、動かなければなりません。

しかし、許容範囲を超えて動くと、組織が破壊されてしまいます。

それを防ぐために、全身に痛覚神経が張り巡らされ、体が許容範囲を超えた動きをしないように、あるいは外部から働く力によって組織が破壊されないように監視しているのです。

また、万一破壊されてしまったときは、安静を保ったり、治療を受けたりする反応を促す役目を果たします。

痛覚神経は、どうやって体の動きを監視しているのでしょうか。

(痛覚神経は、体の動き以外の刺激にも反応しますが、他の刺激に対する反応はここでは省かせていただきます)

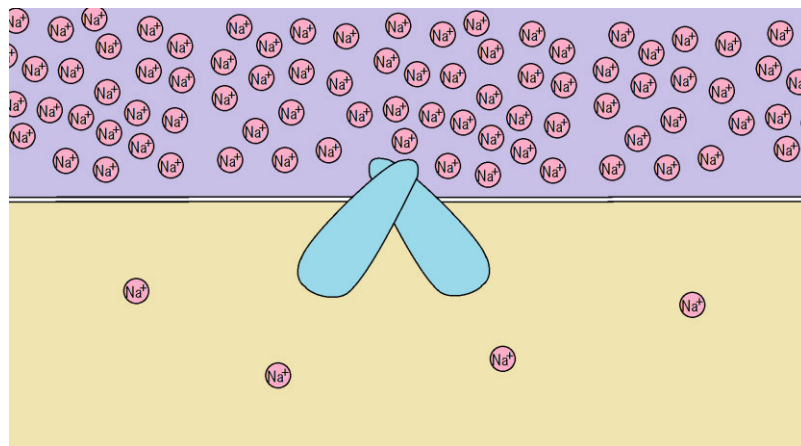
人体の各所には、痛覚神経が分布しています。

痛覚神経は、樹状突起と呼ばれるたくさんの突起を伸ばして、対象となる組織に付着します。

痛覚神経の細胞膜には、機械刺激受容チャネルがあります。組織破壊を引き起こす可能性のある力が、組織と痛覚神経に加わり、痛覚神経の細胞膜が引っ張られたり、細胞骨格が変形させられたりすると、機械刺激受容チャネルが開きます。

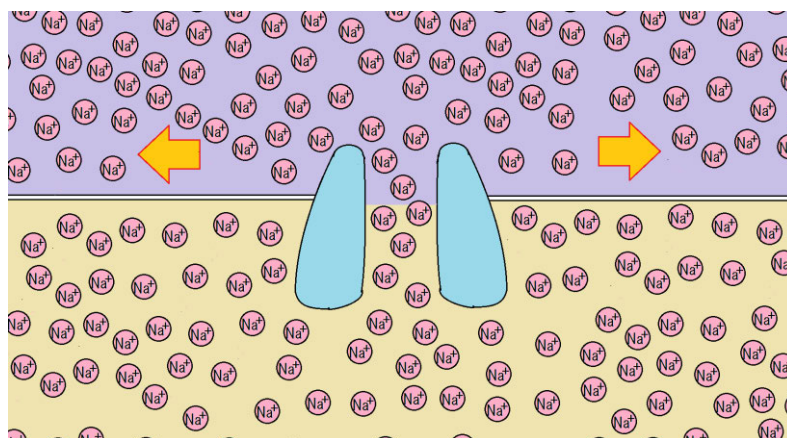
細胞骨格というのは、細胞の中にある繊維状の構造で、細胞の形を維持する働きをしています。

開いたチャネルから細胞の中に一定以上の+イオンが流れ込むことで活動電位が発生し、痛覚神経が興奮します。

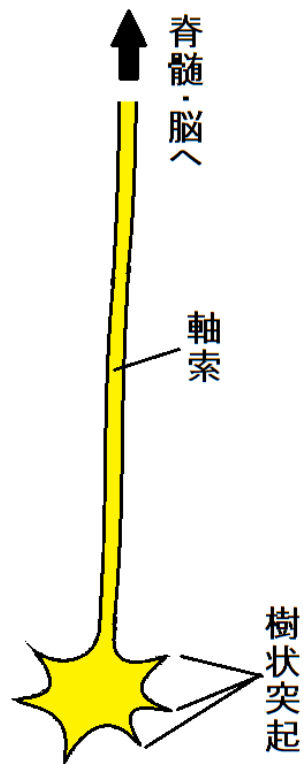


機械刺激受容チャネル（水色）（想像図）

痛覚神経の細胞外（藤色側）にはナトリウムイオンが多く、細胞内（肌色側）は少ないので、細胞内は -70 mV となる。ナトリウムポンプの働きでナトリウムイオンが細胞外に排出されるため。



痛覚神経の細胞膜にある機械刺激受容チャネルに、細胞膜が引っ張られる力が加わると、チャネルが開き、+イオンが神経細胞内に流れ込むことで - が + に変化し（脱分極）、この変化が一定以上に起きると活動電位が発生して、痛覚神経が興奮する。



痛覚神経からは、樹状突起とは別に、軸索と呼ばれる1本の長い突起が伸びて、脊髄に接します。

痛覚神経の興奮は軸索を伝って脊髄に届けられます。さらにその興奮は脊髄から脳へと伝わり、痛みが感じられます。

痛みを感じると、組織破壊を回避する生体防御反応を起こし、それによって組織の形態が守られます。

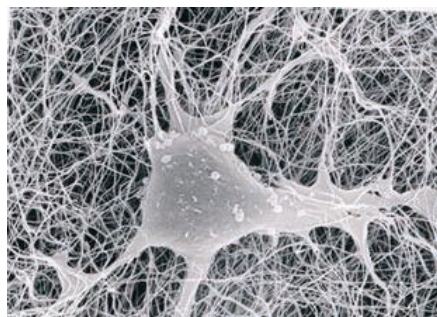
運悪く組織が破壊され、痛みが消えないとき、人は薬や治療

を求めるといった「痛み行動」を起こします。

痛覚神経は、体や器官の内部よりも、表面のほうに、すなわち皮膚や筋膜、骨膜、関節包などに多く分布していると言われます。

これらの組織を構成しているのはコラーゲン繊維です。動物の体が柔軟なのは、コラーゲン繊維が弾力に富んでいるおかげです。

痛覚神経は、樹状突起を伸ばしてコラーゲン繊維などに付着します。



拝志コンディショニンググループさんの治療と身体の情報サイトに「筋膜の感覚神経」というタイトルで上のような電子顕微鏡写真が載っていました。

これが痛覚神経なのかまではわかりませんが、痛覚神経もこのようにコラーゲン繊維に付着するのでしょうか。
この写真から、筋肉が伸びすぎると筋膜のコラーゲン繊維が伸びすぎ、痛覚神経も一緒に伸ばされるだろうということが容易に想像できます。

では、筋肉が縮みすぎるとどうなるのでしょうか？

筋膜リリースをされている先生の中には、筋膜にしわがよって、あるいは筋膜が癒着して、それが痛みを発生させるとお考えの先生もいらっしゃるようです。

痛みをとるには、筋膜のしわ伸ばしとか、癒着はがしが必要だとおっしゃいます。

私には、筋膜にしわがよるとは思えませんし、しわがよることで痛覚神経が興奮するとも思えません。

そう簡単に筋膜が癒着するとも思えませんし、癒着したから痛みが出るとも思えません。

癒着した筋膜をはがすのは相当困難かと思いますが、そんなことはしなくてもたいていの筋膜の痛みはとることができます。

私の場合、次のような仮説を立てています。

筋肉（筋繊維）が縮みすぎると、縮みすぎた部分で筋肉が太くなり、その周囲をおおっている筋膜が伸びすぎ、痛覚神経も伸びすぎて痛みが出る。

はじめは縮んだ筋肉が硬くなることで血管や痛覚神経が締め付けられ、血流も悪くなって酸素や栄養が不足し、痛覚神経が刺激されるのではないかと考えていました。

確かに、そのようなことが原因となる場合もあります。でも、それが最も主要な原因ではなかったのです。

それが分かったのは、筋肉の縮みすぎて痛みを発している場所を、包帯やサポーター、テープなどで圧迫すると痛みが消えるという現象を見出したからです。

サポーターで圧迫すると、血管や痛覚神経はさらに締め付けられ、血流もいっそう悪くなり、酸素や栄養はもっと不足するはずなのに、痛みが消えるのです。

痛みの主な原因が、血流が悪いせいではないと分かったのです。

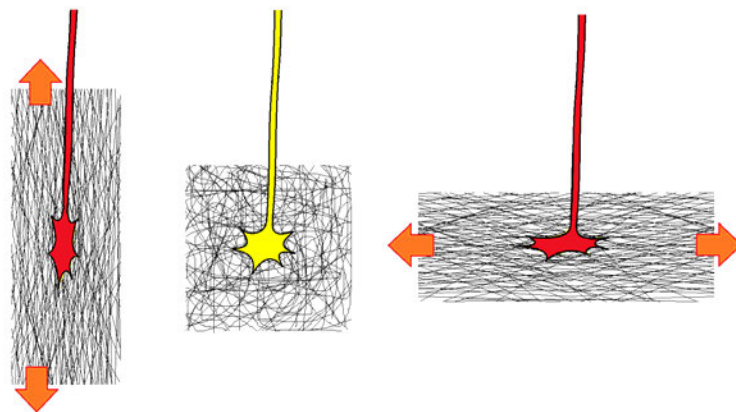
サポーターで圧迫することで、縮みすぎた筋繊維を伸ばし、伸びすぎた筋膜を縮めることができたから、痛みが減ったのです。

反対に、筋繊維も筋膜も伸びすぎている場合は、サポーターなどで圧迫すると、痛みが消えないばかりか、悪化します。

痛みが改善するのは、筋肉が縮みすぎている場合だけですから、ご注意ください。

伸びすぎた筋肉も、縮みすぎた筋肉も、どちらも主に筋膜が伸びすぎて痛みを発しているのです。

ただし、筋膜の伸びる方向が90度違います。



筋膜は不織布のように繊維がランダムに走っている（真ん中の図）。黄色は興奮する前に痛覚神経。筋膜が引っ張られるとコラーゲン繊維が伸びて走行がそろってくる。筋膜が縦に伸びすぎても（左図）、横に伸びすぎても（右図）、痛覚神経が興奮する（赤）。

この仮説の裏付けとなるものとして、次のような事実があります。

1 筋肉の痛覚神経は、筋肉の中の筋繊維には分布せず、表面の筋膜に大部分が分布しています。（一部、筋肉内に入る細動脈にも分布しているようですが、毛細血管までは分布しません）。

縮みすぎた筋肉の痛みは筋膜由来のものだと考える理由になります。

2 患者さんには、筋肉（筋繊維）が伸びすぎた痛みと縮みすぎた痛みを区別することが困難です。

区別しにくいのは、違う刺激で、同じ痛覚神経に反応が起きるからだだとすると、うまく説明できます。

3 筋肉の硬くなったところを、押すと痛い、つまむと痛くないということがあります。反対に、つまむと痛い、押すと痛くないということもあります。

これは、筋肉の硬くなったところが痛いのではなく、筋膜の伸びすぎた箇所を押さえると痛いということの証しです。

次回は、筋膜の伸びすぎた痛みについて、さらに仮説を展開していきたいと思います。

ではまた。

現代社会を『関係性』という観点から考える

⑮ つながりが支えるところ

更生保護官署職員（認定社会福祉士・認定精神保健福祉士）

三浦 恵子

コロナ禍による 2 度目の緊急事態宣言の中で本連載を執筆しています。

コロナ感染拡大防止対策として「ソーシャルディスタンス」が重視されていますが、私自身は「物理的・身体的な距離はとりつつも、気持ちについては意識的に近づけていく」（ソーシャルディスタンスではなくフィジカルディスタンスという言葉がより適切であろうという識者の意見もあります）ということをより意識していかなければ、感染された方や濃厚接触となった方、医療従事者等エッセンシャルワーカーと呼ばれる方々への偏見を始めとする社会の分断がより進行するのではないかと危惧しているところです。

今回は「つながりが支えるところ」と題して、私見を述べさせていただきます。事例については特定されないよう、筆者が経験した複数のものを組み合わせています。また、冒頭に掲載する高齢者に関する事例については、当該高齢者の家族の方に本論文に記載する了解を得ています。

1 社会的孤立が心身状態の悪化を招いた高齢者（単身生活者）の事例

これは更生保護官署職員として関わった事例ではありませんが、私自身が様々なかたち

で関わっているものです。

ある女性の高齢者の方（以後「彼女」と記載します。）は、御自身の思いを通すためには「無理を通してでも道理を引っ込める」（彼女の子ども世代談）という生き方を貫いて来られました。こうした生き方は当然周囲との軋轢を生むことになりましたが、相手が「それは違うんじゃないの」と意見をしても独自の持論をまくし立てて相手をやり込めてしまい、「もう話が通じない」と距離を置くと、「私が勝った」と認識してそのことを周囲に吹聴することが重なり、他者と親密な関係を築くことが難しいまま高齢期を迎えた方でした。結婚し 4 名の実子をもうけましたが、子育ての過程では今でいうところの虐待行為に類することも少なくなかったようであり、子ども世代の中には今もこの記憶に苦しんでいる方も存在します。しかし彼女はこうした自らの行為について「子どもは自分のモノだから何をしてもいい」「あの時代なら当たり前でしょ」という独自の考えを曲げることはありませんでした。子ども世代が成長し自身の家庭を持つに至った後も家族間境界を無造作に踏み越える行為が続いたため、子ども世代との葛藤はその配偶者も巻き込んでより深刻化し、4 人の実子（男 3 人、女 1 人）のうち 3 人までもが彼女

とは絶縁状態となっています。

ただ、実子のうち1人だけは、「長男ではないが子どもである以上は民法上の扶養義務がある」「親を見捨てるのは人としての道から外れることであり、自分はそうしたことはできない」という倫理観のもとに、自分の配偶者である妻とともに高齢になった彼女やその夫（子ども世代にとっては父）の支援の場に踏みとどまっている状態が長く続きました。しかし唯一関わりのある子ども世代に対しても、「だって子どもだから親は何をしても何を言っても当たり前」「姑がカラスを白と言えば白と従うのが嫁の道」と過剰な要求を繰り返すばかりでした。他の3人の子と絶縁状態の無念さが、唯一支援の場に踏みとどまっている子ども世代への過剰なしがみつきや欲求につながっているようでもありました。

彼女の日常生活や精神的な状況には様々に課題がありましたが、日常生活動作は特に問題がなかったため、介護保険制度においては要介護・要支援の認定はなされず、自治体が行う介護保険総合事業の事業対象者としてごく短い時間の生活支援とミニデイへの通所のみでした。当然それだけでは日常生活を維持することができず、支援に踏みとどまっている子ども世代が費用を負担してインターネットで注文した品物を調達するほか、フルタイムで勤務している子ども世代では手に負えない家（これもこの子ども世代が母の要望に応じて建てたもの）のメンテナンスは、然るべき業者を依頼して対応するなどしていました。子ども世代としては精一杯の対応でしたが、吟味を重ねた商品や配慮して選んだ業者のサービスにも決して満足するということはなく、直ぐに不満を言い立てて別の商品を次々要求したり、対応した業者に厳しい物言いをすることが重なりました。そのうち、「業者を入れて金で解決するなんて」と言い出し、人伝えに

聞いた地域のボランティア団体が行っている有償ボランティアサービスを「1時間ワンコインで使い放題の便利屋」と誤認し、頻繁に利用するようになりました。しかし、業者以上に辛辣な対応をし、二言目には「だからボランティアは信用できない」という罵倒を繰り返し、ボランティア団体も彼女の家へ派遣するスタッフを選定できない状態でした。

介護保険総合事業により自宅に入るホームヘルパーの役割は、「一緒に家事をすること」によって自立促進・介護予防を目指すものでしたが、彼女はこの趣旨を不当だと主張し、所定時間では到底こなせないような作業量をヘルパーに要求し、ヘルパーや事業者が疲弊している状況でした。特にコロナ禍の時期には、支援に入る事業者や自分が受診する医療関係者に対し、あたかもコロナの感染源のような差別的発言をする一方で、支給された特別給付金やGotoキャンペーンについては「今がチャンス!」「私が経済を回さなくちゃ!」と意気込み、感染対策や周囲への配慮もないまま、観光地に繰り出す状態が続きました。

元気に飛び回れる状態ですから、当然自立状態と判断され、介護保険総合事業によるサービスを終了することについて、子ども世代を含め事業者の間では検討もなされましたが、彼女は「安価で便利なお手伝い」「安いカルチャースクール」と認識しているサービスを既得権益として決して手放そうともしませんでした。地域のアクティビティへの移行を検討されるべき時期がコロナ禍でそうした活動が自粛状態となっていたこともあり、支援は手詰まりの様相を呈していました。

こうした彼女に、「2階に誰かいる」という訴え（いわゆる「幻の同居人」と呼ばれる症状）、これまで以上の暴言・暴力行為が見られるようになったのは、コロナ感染拡大による最初の非常事態宣言が発令された頃でした。不遇

感や不満が身体的な症状として出る方でもあり、睡眠薬等を服用していましたが、規定量を超える服薬やアルコールとの併用により危険な状態も見受けられたため、子ども世代が従前から連携していた彼女のかかりつけ医に相談を行い、本格的な精神科につなげる旨地域の関係諸機関との連携をより密にしていた折、地域において警察が介入するレベルの事態を彼女が起こしたため、最終的には精神科への医療保護入院に至りました。

彼女が精神科病院に入院後、ケアに関わり続けた子ども世代が直面したのは、子ども世代に見つからないように貯めこまれたまま腐敗していた多量の食品を含む廃棄物の処理と近隣の感情の融和でした。彼女は常々自分が近隣に大きな影響力を持っていること、交友関係の広さを語っていましたが、入院後不在となった彼女の家に入る手紙や留守番電話は、医学的根拠に乏しい健康グッズの勧誘程度で、安否を尋ねる方もいませんでした。入院前に警察の介入という事態もありかなり騒がせてしまったことにより、不在の事情を近隣に子ども世代が説明した際には、「彼女のことは何十年も我慢してきた」という苦情を聞くにいたりました。子ども世代は彼女が近隣に迷惑をかけることを比較的早い段階から危惧しており、定期的に挨拶に回り、平素のお礼とお詫びを伝えるとともに「何かあれば仔細なことでも御連絡ください」と伝えてはいました。しかし、彼女が近隣に実際に居住している状態では「逆恨みが怖いから何もいえなかった」ということでした。入院している状態でさえ、「今述べたことも絶対本人の耳に入れないでほしい」と念押しをされたといえます。

子ども世代は、自分の親に当たる彼女の支援に携わることについては、報われない思いが重なっていました。特にコロナ禍で自分たちも大変な状況にある中で、自分のことばか

り要求する彼女の姿を見るにつけ「砂を噛むような思い」であったといえます。しかし、彼女の言葉とは相反し実際に尋ねてくる人もなく、近隣との関係も非常に厳しいものだったという現実を知り、彼女は実際には非常に深い孤独の中にあつたことを改めて実感したといえます。

2 社会的処方 (social prescribing)

彼女とその子ども世代に関わっていた私がこうした話を聴いてまず思い浮かんだのが、「社会的処方 (social prescribing)」という概念です。これについては令和2年1月22日のR1.1.22の毎日新聞朝刊「くらしの明日 私

の社会保障論」に「社会的処方とは～生きる希望が湧く」と題して千葉大学予防医学センター近藤克則教授の文章が掲載されていました。この文章の概要は下記のとおりです。

「社会的処方」という言葉を聞いたことがあるだろうか。登場の背景には、1日たばこを15本吸うことに相当するほど、孤独は健康に悪いなど、社会参加の大切さを示す知見の蓄積がある。それを根拠に孤独担当大臣が登場した英国を中心に社会的処方という言葉は広がった。健康が損なわれた原因が孤独であった患者さんの場合、孤独のままなら薬を処方しても効果は乏しい。一時の入院で回復しても孤独な環境に戻せば気持ちは沈んでしまう。孤立している患者さんに必要なのは、社会参加できる機会や社会関係だ。だから薬に代えて社会参加や社会関係を処方する。それが社会的処方だ(→以後、乗客すべてが障害者と家族とボランティアという貸し切り列車を活用して旅行を実現した男性とその家族の事例、家族の言葉「生きる希望が湧いてきました」が紹介される)。生きる希望が湧く、そんな社会的処方があるのだ。

「社会的処方」については、令和元年版高齢

社会白書（内閣府）中の「トピックス 4：イギリスの「社会的処方」～GP（一般医，家庭医）による社会参加と地域づくりの促進～」にも下記のように掲載されています。

イギリス等ヨーロッパ各国では住民が地域の GP（一般医，家庭医）に登録し，そこから検査への紹介，専門医への紹介，薬の処方等を得ることが医療の基本的流れとなっている。日本と同様に海外でも地域で高齢者を支える取組が活発になっており，高齢者から相談を受けた GP が薬の処方等医療的な処置を行うだけではなく高齢者が生活を取り戻していくための手助けとして地域でのボランティア活動や運動サークルの紹介等地域活動への参加を勧める社会的処方の取組が活発になっている。グレーター・マンチェスター（10の自治体の集合体である広域自治体。人口約 280 万人）の取組の 4 つの柱は①自分にとって重要なことに耳を傾ける（本人の目標，動機，関心，資源等，強みに基づいて支援をまとめること＝パーソンセンタード・ケアと支援計画）②資源ベースのアプローチ③社会的処方④自分の支援を自分でデザイン，である。高齢者の孤立や孤独は大きな問題である。社会的なつながりを持たないことによって，身体的な健康にも影響を及ぼしているので『薬を超えた解決策（社会的処方）』として GP も医療以外の地域支援との橋渡しをする。イギリスでは，高齢化の進行に伴いコミュニティケアが重要となってきた。最近では医療と社会的ケアとの境界が徐々にはっきりしなくなり方向としては統合ケアに向かっている。大きな都市では GP が社会的処方として対象者をコミュニティ・グループに紹介することがよくある。多くの地域では GP 事務所の中に地域活動を紹介する新しい職種の人がいる。また，社会的処方によって対象者を受け入れる側の団体でも活動の意義を理解し，様々な障壁（自信がないこ

とや，移動の問題等）を 1 つずつ解決していく。オランダの自治体では問題を抱えている人のために活動するソーシャルヴァイクチーム（社会近隣チーム）をつくり，チームが社会的活動や医療につなげる動きをする（処方による福祉）。

社会的処方の評価と現状については，エビデンスの蓄積がさらに必要であり，また全国規模のネットワークづくりも重要な課題となっているとされている。

このことを考えると，冒頭に述べた彼女の事例でも，介護保険関係者や家族が介護保険事業者による生活支援から地域のアクティビティに移行させていこうという考え方をされていたことも，「社会的処方」の一つであったのだと思われます。

しかし彼女は，地域で展開されているこうしたアクティビティに参加することについては断固拒否的でした。こうしたアクティビティがボランティアや地域住民が運営していることを伝えられても，「ボランティアなんて偽善者」とののしり，「集めるなら送迎までしっかりやりなさいよ」という彼女の持論を展開するだけでした。彼女の生活ぶりから，勝手知ったる自宅内で自分が思うように指示をしてヘルパーによる生活支援を受けたり，クロウズドの場で専門家の支援を受けることは良くても，「地域社会」において地域住民によって担われる諸活動に参加することに対して，まず不安があったのだと考えられます。地域で子育てをしている以上，子ども会や PTA などの活動への参加が求められることが多くありますが，彼女は自分がかつ子育て世代であった頃，こうした役割については絶対に引き受けず，役割を引き受けるぐらいなら我が子を子ども会から抜けさせるといった強談判も厭いませんでした。総じて地域社会で様々なボラ

ンティアをしている方々への見方自体が非常に辛辣であり、「肩書欲しさでやっている」等の批判をしてはばからない方でした。「地域や他人のために自分の時間と労力を費やすことに価値を見い出せない」だけではなく、そうした活動に従事する方々の気持ちに思いが至ることはなく、支援の場に留まっている子ども世代が仕事の傍らボランティア活動に参加していることについても、「その分のエネルギーも金も全部私にちょうだい」と避難することが常だったようです。

結果的に、彼女が支援を必要とする立場になった時、介護保険など制度としてのサービスが導入されましたが、地域社会の自主的な相互扶助からは漏れてしまう形になりました。当初は困ったことはないかと声掛けをしてくださる方もおられたようですが、「恩着せがましく声をかけるぐらいなら、黙ってやれ。それほど礼が言われたいのか」と逆にねじ込まれるなどして、「あの人はプライドが高くて難しい」と周囲が関われない状態になってしまっていました。

長々と事例を記載しましたが、介護保険総合事業では「支えられる側が一方向的に支えられるだけではなく、支え手として地域社会に参加していく」ということを目指しているものと私は考えていますが、「地域社会に参加していく」ためには、「地域社会に対する信頼感」「地域のために役立ちたいという気持ち」がまず必要であり、彼女のように、「地域社会に参加することや役割を引き受けることへの拒否感」が強い方、あるいはその意義を理解することが難しい方のような場合は、下線部のようなモデルを当然のように適用していくことは難しいのではないかと私は考えています。地域住民によって自主的に担われるアクティビティへの移行がうまくいかなかったのもそ

れゆえだと考えます。

子ども世代の方から詳しく話を聴く機会がありました。彼女は成育過程において意のままにならないことも多く、社会や他者に対する基本的な信頼感を育むことができないまま成人された経緯もあった模様です。これは私の推測ですが、地域社会は自分を支えてくれるものというよりは、自分を脅かすものだという感覚があったのかもしれませんが。防御する気持ちが先手を打って相手を攻撃し封じ込めるという対人関係パターンとなっていたのかもしれませんが。

社会的処方という考え方は非常に素晴らしいものであることだとは言を待ちません。ただ、それを実践していくためには、「社会は信用するに値する」「困った時は支援を求めてもよい」ということを、知識ではなく感覚として全ての方が持ち得るような社会を作っていく必要があるのだと考えています。

3 私が「社会的処方」という言葉から思い起こした刑事政策関係の事例

高齢、障害というハンディを有し帰るべき場所がない受刑者等については、受刑中から様々な福祉サービスにつなげ、帰る場所を確保していくような施策が平成 21 年度から実施されています。この施策について私は様々な保護観察所で関わってきましたが、その中でも特に印象に残っているケースがあります。

彼は最初の調整によって刑事施設出所後丁寧な支援を行う団体につなげることができ、施設からアパートへの自立を果たし、各種支援につながって 5 年以上再犯なく穏やかに過ごしていました。精神障害に長年苦しんできた経緯もありましたが、支援団体が中心となって医療や日中活動の場につなぎ、しっかりとした服薬管理がなされていたため、症状はずっと落ち着いていました。何よりも支援団

体の創立者との日々のコミュニケーションが彼の支えになっていました。しかしある時、この支援者が急に亡くなってしまい、彼は大きなショックを受け、独りアパートに閉じこもる生活になってしまいました。毎日会話のない生活の中で孤独に耐えられず、「誰かと話したい」「仲間のいる刑務所に戻りたい」と思い、再犯に至りました。刑務所志願による再犯であり、「誰にも迷惑をかけないよう、傷つけないよう」な犯罪形態を選んだと話していました。

このケースは、これまで支援につながったことがなかった彼が支援団体の創立者と出会い、その方を通して社会とのつながりを感じ、それが生きがいとなっていたということとともに、この創立者とのつながりだけに依存する形となっていたために、創立者の急死という出来事が生じた時に、他の人に頼ることができなかったのです。

この事例を通じて考えさせられたことは、どんなに優れた支援者であったとしても、いえ、その方が「他をもって代えがたい」ほどの人望や能力に恵まれた方であるほど、その方との関係性のみで日常生活を支えるのではなく、その方との交流で培われた社会や他者への信頼感を基盤として、更に他者とのつながりを築いていくことの重要性です。

私が地域福祉の現場に出会った 20 代の頃、いわゆる「小地域福祉活動」の実践について、「地域は一枚の布」という言葉を表現した言葉に出会いました（『小地域福祉活動』沢田清方編著 ミネルヴァ書房 1991）。様々な機関や人が、それぞれ役割は異なっても、同じ目標に対する共感や活動に関する熱意を縦横の糸のようにして、あたかも織物を織りあげていくようにする営みがこうした言葉で端的に表現されていました。また、地域に張り巡らされるネットワークはできるだけ細かく、そ

してその糸は決してドライなものではなくむしろ多少ウエットなものとし、支援を必要としている人を柔らかく受け止めるとともに、ネットワークの網目から零れ落ちる人がないように、ということを経験や実際に自分が参加した小地域福祉活動等から通じて学びました。

地域課題も個々の人々の困りごと、今はかなり複雑な要素を含んでいるものが少なくありません。だからこそ、突出した能力を持つスーパーマン 1 人に解決をゆだねるのではなく、専門職、ボランティア、地域住民といったできるだけ多くの方がそこに参加していくのが望ましいですし、そのためには、解決を望む方もその解決のためにひと肌脱ごうとする方たち双方が、地域に対する信頼感を持って生活できることが大前提だと考えています

『余地』

～相談業務を楽しむ方法 13～

<一枚のハガキ>

杉江 太郎

～強いられる自立～

少し前の話になるが、関東の児童養護施設で、施設長が元入所児童に殺されるという事件が報道された。その施設長は、様々な形で社会的養護の子どもの自立を支援されてきた方だと聞く。その著書も拝読させていただいた。

社会的養護の自立のタイミングは、原則18歳である。入所延長をしたとしても20歳、その後、国が新設した事業を利用したとしても22歳という制限が設けられている。

社会的養護を利用するということは、家庭に何らかの事情があり、家庭では安心して生活できないと判断されている可能性が高い。そのため、退園後に家庭に戻るという選択肢はないこともあり、家族を頼らずに自立が強いられるという現実がある。

家族を頼れないということが、経済的な課題に直面化させてしまう。社会的養護からの大学進学率は、一般のそれと比べて極端に低い。学力の問題もあるかもしれないが、一番の理由は『お金』であろう。家族から経済的な援助を受けられ

ない、保証人が見つからないなど様々な要件がそうさせているのである。奨学金を利用して進学することも想定できるが、あくまでも借金である。その利用は計画的でなければいけない。

進学をしなかったとしても、社会的養護から自立したあとには様々な場面で困難を生む。冒頭に書いた、殺人を犯した入所児童も様々な困難を抱えており、元いた施設に相談をしていたとも聞いた。だからといって殺人が許されるわけではない。

社会的養護からの自立は、孤独・孤立との戦いである。今まで集団生活をしてきた児童が、年齢が到達し、児童ではなくなったという理由だけで自立を強いられ、一人暮らしをしなければならない。ある施設出身の方は、一人暮らしを始めたときに、家に帰ると静かで不安であると訴えた。施設には絶え間なく子どもや大人の誰かがいる。そのため、物音が聞こえなくなることはない。その環境に慣れてきたその方は、一人暮らしという静かな環境が不安を駆り立て、孤独を感じたのである。

今回は、『繋がる力』に焦点を当てていきたい。報道の件について、犯罪という形ではなく、適切な方法で繋がっておけたら良かったのにと心から思う。その施設で働いておられる方も無念でならないだろう。亡くなられた施設長のご冥福をお祈りします。

～対人援助職の魅力～

18歳を超え、施設を退所してしまうと、その児童と児童相談所の法的な関わりは終わってしまう。アフターケアという言葉はあるものの、実際の業務に組み込まれることはなく、個人として関わるということがほとんどである。

施設側はというと、アフターケアという形で、新しい生活が軌道に乗っているのか、困っていることはないのかなど後追いをすることはあると思うが、これも他の業務と並行して行われるものであり、相手に拒否されることがあると連絡が途絶えてしまうことも容易に想像がつく。

制度として整っておらず、予算も人もない状態である。そうなると、個人と個人の関係に委ねられることになるが、人事異動などがあると連絡が取れなくなる可能性出てくるし、プライベートの時間を割くことに対して、個人情報などの観点からも、批判が生まれる要因になりかねない。

公務員という立場上、業務上知り得た情報を・・・という言葉が頭をよぎる。

また、目の前の仕事で手がいっぱい……。当事者にこのことが伝わってしまうと余計に発信ができなくなるということになってしまう。施設で長く生活していた当事者こそが、その環境で働く職員の忙しさを誰よりも知っているのである。

とある研修で、講師の方が、子どもが施設から出るときに、自身の連絡先を子どもに伝え、困ったときは、いつでも電話をしてくるようにと伝えているという話を聞いた。実際に子どもから「困った」と相談があり、業務として離れたあとも「繋がっている」のである。

対人援助職は、人と人をつなげる仕事である。また人と人が繋がっていくことに魅力がある。年齢や制度だけを理由にして、今まで培ってきたものを、私は切ることはできなかった。その「繋がり」を維持しようと決断したときに、そのことがこの仕事を続けることの原動力として作用し始めた。今では、この繋がりを大切にしている。

～孤独にさせないためのお節介～

社会的養護からの自立は、『孤立・孤独』との戦いだと書いた。これは、あくまでも当事者ではない私が、外から見た想像である。実際に、そのように感じているかどうかはわからない。

実際に孤立している人間は、『孤立している』とは訴えにくい。しかし、いつでも、何かを発信できるだけの関係や糸口

は残しておきたい。そんなことを考えながら、自立のサポートをする中で、私が取り入れたのが「ハガキ」である。私は、担当している子どもに対して、年賀状や暑中見舞いを書くようにしている。

年賀状は日本の風習の 1 つである。1 年に 1 度、お世話になった方に、新年のご挨拶を兼ねて、ハガキを送る……。それが年賀状である。きっかけは、以前、出会った子どもが、年賀状にある「お年玉抽選」を知らないということに驚いたことである。確かに、携帯電話の普及により、年賀状を書くという習慣は廃れてきているのかも知れない。しかし、年賀状を書かないにしても、多くの人が知っているであろうことについては、大人になる前に、キチンと知っておいて欲しいと思った。「お年玉」抽選で、当たるわけがないのに、当たったかな？と新聞を見るという体験を知ってほしいと思った。

後、時期を同じくして、担当している子どもが郵便局で働くことになった。郵便局では、一時期問題になり、今は、どうかかわからないが、社員に対して、年賀状の「ノルマ」があるのである。少しでも協力をしようと思い、年賀状を買い始めたこともきっかけの一つである。

そんなことをきっかけに始めた年賀状であるが、自分自身にも大きな変化を起こすことになった。

以前のマガジンで、この世界は、「不連続の連続」であるとした。実際に、ルーティーンの業務があることはあるが、ほとんどが、突発的な事象による業務である。そうすると、自身の連続性を保つことが困難になってしまう。また、普段の業務に終わってしまい、発信のない子どもや、問題の起こさない子どもが取り残されてしまうことになる。問題を起こす子どもというのは、ある意味、発信する力を持っているとも言える。問題を起こし、大人が関わることで、孤独になることは回避されやすい。一方で、問題を起こさない子どもは、大人の介入が減ることにも繋がり、孤独になってしまう可能性を秘めている。

年賀状という、1 年に 1 度、連絡を取る術を確保することで、自分自身に起きている「多忙」を言い訳にせず、担当をしている子どもに思いをはせるきっかけになった。そうして、無事年賀状が届くことで、子どもがまずは変わらない場所で生きていることを教えてくれる。一枚のハガキかもしれないが、そのことで一方的に繋がっている。これは、自己満足であることも承知している。なんというお節介な援助者なのだろうか。しかし、私にとっては、継続してきたことの結果であり、成果であり、何物にも代えられない。そしてそのことは、対人援助を続ける原動力になっている。

～連続性を確保～

～主体的に関わる～

施設で生活をしている間は、職員も積極的に関わることが出来る。しかし、自立という名の元で退園をしてしまうと、その関係性は大きく変わってしまう。アフターケアという概念はあることにはある。そのことを体系化して実施可能な施設はどの程度あるのだろうか。仮にあったとしても、関係のある職員が退職をしてしまうと途端に破綻してしまう。

実際に数多くの施設を退園する多くの児童を見てきたが、やはり予後が良いと感じるのは、在園中に培われた大人との関係がそのまま維持されていることである。親を頼ることは出来なかったかもしれないが、施設職員を頼りながら、生活を維持している。そこには、主体的に関わる職員の姿が存在する。私が知っているだけでも、施設を退所した元児童と、その施設を退職した元職員が個人的に繋がっているという例が複数ある。お互いの責任と希望の範疇で、主体的に繋がることが可能であり、様々な制約からは解放されている。一度繋がったものは、簡単には放棄できないものであろう。

そのことと比べると、私自身の関わりは、お節介であることや自己満足である。しかし、何かの役に立つときが来るかもしれないと思い・・・というよりかは、自分がやりたくてしていることなので、このお節介はこれからも続けていこう。

統合失調症を患う母と生きる子ども（番外編③）

夫が専業主夫になりました。

松岡 園子

※今号はいつものテーマとは違う内容ですが、今、いちばん書きたいことにお付き合いください。

昨年の年末、急に夫から会社を退職するつもりだという話をききました。
しばらく働くつもりはないとのこと。

20年以上務めた会社を辞めるということは、よっぽどのことがあったのでしよう。今度は私が家計を支える番ね、と役割交代をすることになりました。

家のことを気にせず仕事だけができるということに、正直ワクワクしました。
「さて、何をしよう……？」

正社員のお仕事も考えましたが、続けているオンラインでの塾のお仕事も、趣味のダンスも続けたいとなると、時間に自由のきくお仕事の方が良さそうです。

せっかくするなら、やってみたかったお仕事をしようと思い、結局、私が選んだのは、軽トラックで荷物を運ぶ運送のお仕事です。会社とは業務委託契約で仕事を請け負う働き方です。

運転が大好きですし、体を動かすこと、接客も大好き。私にはピッタリのお仕事です。トラックの中からオンラインでの塾もできますし、運転の合間にダンスレッスンにも行くこともできます。365日働きたいと思えば、それもまた可能です。

自由で、なんて幸せ♡

荷物を届けるということは、荷主さんの思いも一緒に届けることだと思いません。時間に追われることも多いですが、「心を込めて届ける」ことをいつも忘れないように、お仕事をしています。

お店へ商品の納品、宅配、どちらも荷物の大小にかかわらず、それぞれ思いのこもった大切な荷物です。

荷物を運ぶために、色々な地方へ行くことができ（全国どこへでも……！です）、「緊急で届けてほしい」というお客様には、届けることで喜んでいただけるのが嬉しいです。

宅配は一人一人のお客様と接しながらお届けできるので、それもまた楽しんでいきます。

家の方はというと、ここ2カ月前後、夫に任せっぱなしです。私はほとんど家にいることがありません。

料理も掃除も子どもたちの用事も、慣れないながらも頑張ってくれているようです。

「こんな形の家があっても面白いんじゃないかな」、と夫が思ってくれば良いなと思います。働くことに少し疲れた様子の夫ですから、ゆっくり過ごすことができれば、また違った生活スタイルにも慣れてくると思います。

子どもたちも洗濯物を取り込んだり、お風呂掃除をしたりと、家の用事をすすんでしてくれているようです（直接には見る時間はありませんが、気配でわかります）。

私はとにかく今日もトラックで走ります……！

大小、数に関わらず、運ぶ荷物のご用命がありましたら、ぜひご相談ください
ね。大切に運ばせていただきます♡

小さいものは書類 1 枚から、「今日の午後着で」という緊急のご要望にも対応
しています。

↓ メールをいただきましたら、内容を確認して返信させていただきます。

matsuoka-sonoko@outlook.com

今号は近況報告になってしまいましたことをお許してください。

第 12 回 「生体肝移植ドナーをめぐる物語」

—— 術後合併症のため失職、あらたな職を求めて ——

一宮茂子

はじめに

本稿では、臓器を提供する人をドナー、臓器をもらう人をレシピエントと表記しています。対人援助マガジン第 34 号 337-341 頁の「分析モデル」の図とその解説で紹介しましたように生体肝移植治療は、「ファクター」「アクター」「タイム」が、同時進行で複雑に絡み合って相互作用を及ぼします [一宮 2018.9]。分析モデルは本稿の最終頁に再掲していますので参照してください。

今回の事例は、移植前に誰がドナーになるのかをめぐって患者、家族、親族間葛藤があり家族ダイナミクスが生じました。ドナーは術後合併症のため長期間の入院となり、結果的に解雇されました。このように家族が、身体的、心理的、社会的に危機的な状況にあっても、ドナーは常にポジティブに考えて対応し、家族が元の生活を取り戻した物語です。

1 事例紹介

妻であるユキさん（仮名：40 歳代）は、夫（40 歳代）と未成年の子ども 2 人の 4 人家族です。夫婦は共働きでした。夫は B 型肝炎の肝臓病のため地元病院で定期的に検査や治療を受けながら 20 年間、外来通院や入院治療を繰り返してきました。その間に食道静脈瘤が破裂して吐血したこともありました。さらに腹水もたまっていました。夫の余命は 1 年半でした。夫はあるときの検査で、肝臓がんが手術できないほどに大きくなっていたことが分かりました。その後セカンドオピニオンで得た情報は、残された治療法として肝移植を勧められたのです。この状況で移植が可能な理由は、肝硬変がそれほど進んでおらず、肝臓のがん細胞だけが大きいという状況だったためです。

2 生体肝移植治療の特徴

生体肝移植治療の特徴は、対人援助マガジンで何度も転記してきましたが、重要な内容ですので本稿でも提示します。対人援助マガジン第 33 号 352 頁で紹介しましたように、生体肝移植治療には 8 つの特徴があります。それは、(1)代替療法がない、(2)移植をしなければ患者は死亡する、(3)生体ドナーが必須、(4)生きた人間の身体の一部が医療資源となる [安藤 2002]、(5)他者には依頼しにくい、(6)ドナーの負担や犠牲は金銭や時間で分配できない、(7)ドナーは誰かひとりが全面的に担うしかない、(8)時間的制約がある、ということです [一

宮 2016]。

このような生体ドナーを必須とする生体移植は、患者を助けるために、生きている人に本来は必要でない肝臓の一部を摘出するというドナー手術によって犠牲と負担を強いることから残酷な治療だとも言えます。かといって何もしなければ患者が亡くなるのは事実です。家族によっては、移植治療があることを知りながら何もしないで弱っていく患者をただ見まもるだけ、という場合もあると思われます。しかしユキさんは、生体肝移植で夫を救える可能性を知り得たからには、何もしないで見まもるだけという選択肢は後悔すると受けとめたのです。

3 ドナーはどのように決まっていたのか？

夫は若いころから B 型肝炎のキャリアであり、病状が進んで慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんになっていった事例です。そのため地元病院で定期的な検査や治療を受けていたことはすでに紹介しました。当時の夫は半年に 1 回の CT 検査（コンピュータ断層撮影）を受けていたのです。あるときユキさんは、CT よりも結果が早く分かるエコー検査を希望しましたが、主治医には取り合ってもらえず、従来通りの検査となりました。その結果、肝臓の「がんが大きくてどうしようもない」状態になっていたことがわかったのです。当時のユキさんは主治医と大喧嘩したそうです。その時の心情を窺うと「正直いって（主治医に）ムカッとしました。だから言ったじゃないですか！と」。ユキさんのこの心情はよく分かります。このような状態になれば誰でも同じような思いをするのではないのでしょうか。しかし、ユキさんはネガティブな感情を引きずらず、夫の命を助けることを第一に考えてセカンドオピニオンとして他病院へ相談に行くというポジティブな対応をしたのです。

3-1 余命告知

さらにユキさん夫妻は「肝臓病の友の会」に入っていたことから、医療関係者や肝臓病患者や家族などの人たちから色々な情報をえる機会がありました。情報収集の結果、「どこの病院に問い合わせてもこの状態での治療法は…ない」と言われたのです。一方、ある医師から「どうしようもない状況だけれども移植をしている病院がある」という情報も得たのです。その当時の夫の余命は 1 年となっていました。ユキさんは夫に余命告知が必要と考えていましたが、当時の主治医は「患者はまだ若い」ため告知には反対でした。そのため夫には 1 年くらい病名を内密にしていたのです。

3-2 新たな治療として移植に賭ける

しかし、移植となると脳死移植は順番も時期も不明なため、生体移植を選択せざるをえず、生体ドナーが必須となります。その治療を受けるならば、やはり余命告知は不可欠です。最終的に主治医はユキさんに同意して夫に余命告知をしました。ユキさんの語りからえた当時の夫の心情は、周囲の様子からすでに病名を察していて「99%は疑っていたけど、あとの 1%に賭けていた…1 年くらい（何も）言われない時期が辛かった…（最終的に）言

ってもらって良かった」と夫なりに苦悩しながら受けとめていたことがわかりました。

ユキさん自身も何の手立てもなく余命告知に賛成したわけではなく、生体肝移植という「前向きな治療法が見つかったから…移植に賭けよう」とポジティブに受けとめて夫も自分も互いに励ましていることがうかがえました。

3-3 ドナーの倫理的条件

ドナーの倫理的条件はこれまでに何度も記述してきましたが、重要であることから本稿でも取り上げておきます。Y 病院は 1990 年から生体肝移植が始まりました。当初は親から胆道閉鎖症の子へ血族 1 親等間の移植がほとんどでした。その後、成功事例数の増加とともにドナーの範囲は拡大していきました。成人事例が増加すると成人の子から親への血族 1 親等間、きょうだい間の血族 2 親等間、さらに父親、母親、子ども、きょうだい、おじ、おば、甥、姪の血族 3 親等間および配偶者間へと拡大しましたが、ここには姻族（配偶者方の親族）は含まれていません。

さらにドナー年齢は 20 歳以上 60 歳未満を原則としていました。しかし、当時は移植施設によってドナーの年齢の範囲や親等の規定範囲は異なっていたのです。

日本移植学会倫理指針は 1994 年より施行されていましたが [日本移植学会 web]、その後必要に応じて改正されています。以下は生体臓器移植のドナーについて、その内容を一部抜粋したものです。

ドナー対象者は「親族に限定する」とし^(注1)、「親族とは 6 親等内の血族、配偶者と 3 親等内の姻族である。親族に該当しない場合においては（他人でもドナーになれるという意味）、当該医療機関の倫理委員会において、症例ごとに個別に承認を受けるものとする。その際に留意すべき点としては、有償提供の回避策、任意性の担保などである。さらに、事前に日本移植学会倫理委員会に意見を求めなければならない」となっています。そして、提供は本人の自発的意思であり、報酬を目的としないこと。提供意思が他者からの強制ではないことを精神科医などの第三者が確認すること。また確認したことを診療録に記録し公的証明書の写しを添付することになりました。

当時の Y 病院のドナーの倫理的条件からみたユキさんの夫のドナー候補者は、原則として血族 3 親等以内あるいは配偶者でした。したがって夫のドナー候補者は、血族 1 親等の未成年の子どもを除く夫の母親、血族 2 親等の夫のきょうだいである姉と弟と配偶者であるユキさんの 4 名となります。

3-4 ドナーの医学的条件

医学的条件とは、ドナーとしての適応可否にかんする医学的視点から見た条件です。それは、健康状態、年齢、血液型、体格、感染症の有無、組織適合性などです。血液型はレシピエントと一致しているか、適合とよばれる問題の少ない組み合わせが望ましいとされ

(注1) 親族とは民法第 725 条に準じている。

ています^(注2)。もちろん血液型が全く異なる不適合移植も可能です。当時の Y 病院は特別な処置や薬剤を使用して血液型不適合移植も行っていました^(注3)。この場合、移植後の超急性の拒絶反応が起こる可能性があります。その拒絶反応を抑えるために大量の免疫抑制剤を使用することから感染症を合併しやすいといわれています [江川・上本 2007]。

ドナーの肝臓は、画像診断 (CT 検査) によりその大きさが予め把握できるとされており、成人間移植の場合は、患者と同じくらいの体格の人が提供すると、移植肝臓の大きさとしては適しているとされています [田中監修, 2004: 9]。

このような医学的条件をこの事例に反映すると次のようになります。(1) ドナー年齢は、母親は高齢のためドナー不適合ですが、ユキさんも夫のきょうだいも年齢的には問題ありません。(2) ドナー候補者は体格差による肝臓の大きさにも問題はなりません。(3) 血液型は一致している方が術後経過は順調なのですが、全く血液型があわない場合でも移植は可能です。ただし特別な処置や薬剤の投与が必要になります。この事例では、ユキさんの血液型は O 型、夫は A 型で異なります。しかし、O 型から A 型への移植は適合移植といって問題が少ない組み合わせのため移植は可能です。

3-5 ジェンダー規範

ドナーには倫理的条件や医学的条件以外にも規範があります。それは対人援助マガジン第 37 号 235 頁で紹介しましたジェンダー規範と 3.4 節の家族規範です [一宮 2019.6]。

ジェンダー規範とは、江原由美子 [2001] の「ジェンダー秩序」の論考を参考にして定義しました。「ジェンダー秩序」には、「状況」や「社会的場面」のいかんを問わず、「性別カテゴリー」と一定の「行動」「活動」を結びつけるパターンがあります。その秩序の成立は「性別分業」と「異性愛」からなります。「性別分業」とは「男は活動の主体」、「女は他者の活動を手助けする存在」という位置づけです。「異性愛」とは「男は性的欲望の主体」、「女は性的欲望の対象」として両性間の非対照的な力が重要な構造特性をもつと述べています。この説明を参考に、ジェンダー規範とは、女性は他者のサポート役、男性は活動主体であり、女性を性的対象とするような権力があることを指しています。具体的には 3.5 節のユキさんの語りに見られます。それは「弟さんは自営業で、父親が亡くなって早く後を継いでいる…だから弟さんにドナーになってもらうのは悪い」「お婆ちゃんがダメだったら私しかいない」などです。

3-6 家族規範

家族規範とは、家族としての責任を意味しており、家庭内の地位、就労の有無、収入の有無、ライフステージ、続柄などがかわっています。さらに家族規範には優先順位があ

^(注2) 具体的にはドナーの血液型が O 型→レシピエントの血液型が A/B/AB 型、A/B/O 型→AB 型の移植です。

^(注3) 血液型不適合移植とは、輸血できない血液型の組み合わせの移植です。具体的にはドナーからレシピエントへの血液型が A/B/AB 型→O 型、A 型→B 型、B 型→A 型、AB 型→A/B/O 型の移植です。近年の血液型不適合移植は、その後の進歩により経験をつんだ施設での成人症例の成功率が 80%にたっているため禁忌にはならないとされています [江川・上本 2007]。

り、出生の順位、親等関係上の近さ、傍系より直系家族が優先するという順位があります。

肝臓の一部を提供するドナー手術は大手術であるうえに、ドナーには何のメリットもありません。万が一の事態で亡くなる可能性もゼロではありません。だからこそ、家族以外の誰かには依頼しにくい心情であったと推察されます。このようなリスクを承知でドナーになるということは、ドナーの自発的意思によって引き受けることがとても重要です。さらに次節のユキさんの語りに「家庭のことは家庭で解決したい」「何かあったら一生負い目を感じないといけない」という語りからは、家族規範が見てとれます。

3-7 否応なく移植問題に巻きこまれる患者・家族・親族

2 章の「生体肝移植治療の特徴」で述べましたように、ドナーには何のメリットもない肝臓の一部切除術は、犠牲と負担をとともないます。万が一の事態となれば取り返しがつきません。そのためドナーとしての意思は一般的には「余儀なく助けられないわけにはいかない」という消極的な意思になりがちです。

3-7-1 2つの家族がかかるとドナー探しは複雑

この事例では、残された治療法として生体肝移植が組上に載ったとき、ユキさんは思わず「ドナーは私でもいいのでしょうか」と医師に尋ねています。夫を助けたい一心から出た言葉ですが、のちに冷静になって実の両親に相談したところ「おまえがならなくても、婿のほうにもきょうだいがいるじゃないか」とアドバイスを受けたと語っています。その結果、義姉からは「私も弟も肝臓が悪いのよ」とドナー検査を受けない前から「それはできない」と拒否されたそうです。夫の姉も弟も B 型肝炎のキャリアだったのです。キャリアでもドナーになる人はいますが、レシピエントの術後経過は悪く肝炎が再発することもあります。

対人援助マガジン 43 号で紹介しました事例は、夫から妻への夫婦間移植ですが、妻方の甥たちから自発的なドナーの申し出がありました。しかし、このときの夫はすべて断っています。それは万が一の事態になれば責任を負えないという家族規範が強く作用した結果でした。今回の事例では、以下のようにユキさん自身が夫方親族にドナーの話を持ちかけています。

ユキさん：「主人の母は『私でよかったら』と言ってくれて…（夫方）親族で検討してもらったけれど、義母は（高齢で）年齢的に無理…弟さんは自営業で、父親が亡くなって早く後を継いでいる…だから弟さんにドナーになってもらうのは悪いな、というのが私自身にあった…お婆ちゃん（義母）がダメだったら私しかないな、と考えていました。それと家庭のことは家庭で解決したいと思って…ここで何かあったら一生負い目を感じないといけないと思っていました」

生体肝移植について最初に情報を得たのはユキさんでした。ドナーの相談を夫方親族に持ちかけたのもユキさんでした。その結果、ユキさんは、義母と義弟のドナーとしての申

し出を「言ってくれた」と受動的にとらえていました。夫のために義母や義弟がドナーになってくれるということは、ユキさんにとって、いっけん夫方親族で検討してもらったように見えたとしても、ユキさんがドナーを依頼した形として現れています。

3-7-2 ドナーをめぐる親族間葛藤

家族はレシピエントの救命がゼロではないという可能性を信じたからこそ「賭け」として移植に臨んでいます。ドナーの安全性は100%保障されているわけではありません。2003年、国内で初めてドナーが亡くなりました〔日本肝移植研究会ドナー安全対策委員会2004〕。それまでは「国内で亡くなったドナーはいない」という移植医の言葉を、何よりも心の支えにしていた多くのドナーを私は臨床現場で見してきました。

この事例の義母は高齢のため医学的にドナー不適合でした。義弟は亡父の跡を継いで家計支持者となり、扶養している妻子がいました。そのためユキさんの「何かあったら」という語りの文脈には、義弟に「ドナーになってもらう」場合、万が一、義弟が術後合併症によって社会復帰不能とか、あるいは亡くなるという最悪の事態がもたらす派生的な揉め事の可能性や、その後の義弟家族の保障や扶養までの考慮が必要となります。そうするとユキさん家族にはとうてい手に負えない状況が予測され、ドナーとなる義弟とその家族にたいして責任が負えないことを意味していたと思われる。

さらに誰がドナーになるのか、ドナー決定をめぐって夫の母親とユキさんの父親が「ゴチャゴチャ」になるほどの諍いになったときの状況を、ユキさんは次のように語っています。「夫の母親が泣いて『ユキさん、ドナーにならなくてもいいから…遺伝的なものとか、お産のときの感染かもしれないし、自分とこの問題だから』と言われた」そうです。この語りの意味は、母親から生まれた子どもたちが全員 B 型肝炎のキャリアだったことから、子どもたちはお産のときに母親から感染した疑いがあることを意味しています。さらに、このときの夫の母親は、暗黙裏に移植はしなくていいと言っていたのです。義母は高齢のためドナーになれないし、そうかといって高額な医療費の支援もできないため、嫁であるユキさんにドナーになって息子を助けてほしいとはいえなかったのだと思われる。

3-7-3 ユキさん自身がドナーになることに葛藤

ユキさんはやりきれない気持ちになって夫とよく喧嘩したそうです。夫は「移植（手術）しなくても、このまま自然死でいいよ」と自ら移植を希望しなかった、と言うよりも、希望したくても口外すること自体が他者への圧力となるため、できなかった、と思われる。しかし長年の夫婦生活からユキさんは、できうるものなら夫は移植を望んでいることを敏感に感じ取っていたのです。夫の言葉を聞いたユキさんは以下のように自問自答していたことを語っています。

ユキさん：「主人が目の前で日に日に弱っていく状況を見ていられないだろうと思った…その（移植）治療を知った以上はそれに賭けざるを得ないし。主人もそこ（移植）までしてくれなくてもと言ったけど、どっちをとろうかと確かに私も考

えた時期があったけど後悔すると思うし、最後までよう看取らないと。もし移植して（夫が）亡くなっても、現時点で最善のことにしたからと周囲のものも私も主人も納得する…」

こうしてユキさんは毎日、揺れ動く心と葛藤しながら 1 ヶ月間逡巡した結果、夫のドナーになることを自己納得したうえで決断したのです。

3-7-4 ユキさんの父親は夫方親族に金銭を要求

しかし、ユキさんの父親は「キリスト教の『踏み絵』にお前がかけられているようなものだ」とドナーになることに反対だったのです。それは、嫁いだ娘をドナーとして傷つけないという父親の心情の現れだと思います。さらにユキさんの父親は「私たちは娘をドナーとして提供した。だから婿の身内からは、はっきりいって金を出してほしい」と申し出たのです。2004年まで肝臓がんの成人の移植には保険が適用されていなかったため約1000万円の高額の治療費が必要だったのです。

ユキさん夫妻は家のローンの支払いと高額の治療費と息子たちの学費にと、経済的に苦しかったのです。しかし、夫の身内からは僅かな見舞金をもらったただけだったそうです。ユキさんの立ち位置から見ると、その見舞金は焼け石に水のように心は満たされなかったようです。この事例以外にも「娘はドナーにするために嫁にやったのではない」という親がいました。あるいはドナーになった代償としてドナー名義であらたに医療保険を申請し、契約金を全額負担したレシピエント家族もいました。このようにドナーになる対価として金品を要求したり手渡したりすることは明らかに倫理違反です。しかし、当事者家族は医療者には見えないところで実際に行っていたのです。このような出来事は氷山の一角だと思われま

3-7-5 結局、ドナーは近親家族から

ドナーの犠牲と負担は大きなものです。そのため最終的にドナーとなるのはレシピエントにもっとも近い直系の家族員になることが多いといえます。ただし同一家族員なら最悪の事態になっても責任を負えるということの意味しているのかというと、そうではないはずです。一応自分たちと共に居住している家族が、ドナーの極めて大きな手術侵襲を承知のうえで意思決定をした場合、その後に最悪の事態が起こったとしても、その家族が大きな苦悩や悲哀をいだいたとしても、その家族内で自己完結するものとみなしているといえます。

しかし、それ以外のたとえばきょうだいやドナーとなった場合の配偶者や子どもにたいしては責任を負えないとみなし、また、そういったことを承知のうえで依頼することは当事者自身が困難とみなしているため、結局、傍系の血縁の遠い人は選択されず、直系の家族から選択するという家族規範に準拠しているといえます。結果的にユキさんは移植治療を知ったからには自己納得したいという心情と、家族の責任としてドナーを引き受けたといえます。

先行研究では、このような患者の心理的葛藤がしっかりと意識されていることは、葛藤があるにもかかわらず意識的無意識的に隠蔽されている場合にくらべて、心身による影響を与えている可能性があるとして報告されています [野間ほか 2005]。私はユキさんのような家族・親族間葛藤は、潜在化した問題として長期間続くよりも、顕在化して家族・親族間の問題として共有しておくほうが将来的にも当事者にとって遺恨になりにくいのではないかと考えています。

4 インフォームド・コンセント

インフォームド・コンセントの概要は対人援助マガジン第 36 号 294 頁を参照してください [一宮 2019.3]。さらに具体的な内容は対人援助マガジン第 37 号 254-255 頁を参照してください [一宮 2019.6]。

ユキさんは、インフォームド・コンセントでの移植医の説明について「わかった」と語ったひとりですが、その説明内容を回顧してつぎのように語っています。

ユキさん：「レシピエントにはきちんと説明があつて…夫は肝臓がんで B 型肝炎であるため助かる見込みは 50% の確率…。ドナーは 2 週間で退院という感じですがごく簡単な説明だった…ドナーの合併症をもう少し最初に言って欲しかった…胆汁漏のため管をいれて 4 週間になる人が 6 名というのは聞いていた…インターネットでは…合併症を詳しく書いてあるように…あの内容くらいまで説明して頂きたかった」

ユキさんは術後合併症として胆汁漏になったことから、ややネガティブな語りですが、特にドナーの術後合併症の詳細な説明を求めていたことがわかりました。

5 移植後の回復状態

手術後のドナーは、一般病棟へ収容されます。一方、レシピエントは手術室から直接 ICU（集中治療室）へ数日間収容され、全身状態の管理、処置、ケアを受け、病状が落ち着けば一般病棟の個室に収容されて経過観察を行い、その後、多床室に転室します。

現代では成人間のドナーの肝臓提供は、ドナーの負担を考えて右葉より小さい左葉の肝臓を提供するようになっているようです。しかし、ユキさんの場合は当時、成人間で行われていた移植と同様に（対人援助マガジン第 33 号 348 頁の図 1 参照）、ドナーの肝臓切除は肝臓全体の 3 分の 2 にあたる右葉を切除して移植が行われていました [一宮 2018.6]。ただしレシピエントが小児の場合の肝臓移植は肝臓全体の 3 分の 1 にあたる左葉を切除して移植が行われることを附記しておきます。ドナーの負担は、小児事例の左葉肝提供よりも、成人事例の右葉肝提供のほうが身体的にも精神的にも社会的にも圧倒的に負担が大きいと言えます。

5-1 ドナーの術後合併症

ユキさんは術後 5 日目より胆汁漏による発熱と腹痛、全身倦怠感があり気分がすぐれない日が続きました。術後 14 日目、ユキさんは「まさか自分も他の数人のドナーと同じように胆汁が漏れるなんて思わなかった。いつ頃退院できるのか主治医に聞いても答えてくれない…同じ部屋にレシピエントの人がいるけど、主治医が同じでも私を避けているようでよく診てくれない」と、入院期間が長くなるにつれて、健康回復への不安や入院費がかさむイライラがつのつていきました。

看護師はユキさんに対して、疑問や不安に思っていることを聞くのに遠慮をする必要はないこと、聞きたいことは箇条書きにして医師に見せれば説明してくれること、また看護師から医師に連絡をとり説明を受けられるように取りはからえることを説明しました。この時点でユキさんにとって何よりも効果的だったのは、ユキさんの悩みや不安をじっくりと聴くことであることがインタビューをとおしてよくわかりました。このことは 6-2 節の心理的支援になっていたと思います。

ユキさんの術後合併症である胆汁漏れが日にち薬で自然に止まることを自然治癒と言いますが、それには日数がかかります。ユキさんは術後合併症で入院生活が 40 日間という長期間になりました。さらに失職となれば、誰しもどこかに不満のはけ口を求めると思われます。ユキさんはこのような身体的、経済的、社会的な代償をはらいましたが、結果として胆汁漏は治癒し、妻から夫への肝移植は成功したため、ユキさんのドナーの意味づけは最終的にはネガティブからポジティブに変化したのです。

5-2 レシピエントの回復状態

レシピエントである夫は術後経過が順調であったため、術後 28 日目に他院へ転院し、翌日 Y 病院へ再入院になりました。ドナーも術後 28 日目に他院へ転院し 2 日後に Y 病院へ転院となりました。このような煩雑な手続きをとる理由は、これまで治療費の全額が私費扱いでしたが、いったん退院すると 2 割負担あるいは 3 割負担などの保険が使えるようになるためです。少しでも医療費の負担を軽くするための医療者による苦肉の策でした。それには患者の病状が安定していることが第一です。なぜならば他院の医療関係者は移植治療に詳しいとは限らないからです。

レシピエントである夫の移植後 1 年間は胆管炎で高熱となり複数回の入院治療を受けています。その間にステロイド療法や、血糖値があがりインスリン療法を受けています。ユキさんの立ち位置から見たこの当時の夫は、「1 年間はホントにどうなることやらという感じ」だったのです。しかし、1 年を過ぎるとウソのように元気に回復したのです。当時の移植関係者は、レシピエントは術後 1 年間、なんとか乗りこえれば回復する可能性が大きいと考えていたのです。私もそのひとりでした。

6 さまざまな支援——人的支援／心理的支援／社会的支援

ドナーとレシピエント、家族の 2 人が同時に手術を受ける生体肝移植術は、身体的、心理的、経済的、社会的に、患者や家族に大きな負担や不安をもたらします。そのため移植前、移植後、移植後 1 年以上から終末期のタイムにおいて様々な支援が必要となります。その支援内容は、対人援助マガジン第 34 号で紹介しましたように、医療的支援、心理的支援、人的支援、経済的支援、社会的支援、代替療法（宗教など）があります [一宮 2016]。ユキさんの語りから得られた支援は、人的支援、心理的支援、社会的支援でしたので以下に紹介します。

6-1 親族による人的支援——安心感

人的支援とはもちろん文字どおり人手による支援ですが、もうひとつ大事なことが含意されています。具体的には誰かが患者に付添うということは、精神的な安寧をもたらす効果が大きいので、人的支援という行為のなかに心理的支援が含まれているということです。

入院中のレシピエントである夫には身の回りのことが自分でできるまで実母が付き添っていました。一方、ドナーであるユキさんは術後 2～3 日で歩行可能となります。その間はユキさんの両親のどちらかが付添い、もうひとり家庭に残された 2 人の子どもたちの生活の世話をしていたのです。このように移植治療には、ドナーとレシピエントの入院生活、付添生活、家に残された家族の日常生活と、生活の場が複数となるため、身体的、経済的、社会的な負担がかかります。さらにレシピエントとドナーの病状が落ち着くまで、家族の不安感は続きます。

家族が患者に付添って見まもるということは、患者と同じ時間と空間をともにすることであり、このこと自体が患者の心理的支援につながります。また付添っている家族も患者の状態を自ら確認することができることと、患者の心理的安寧になること、異常な徴候がみられた場合には医療者に速やかな連絡が可能というメリットもあります。しかし付添うデメリットとして身体的負担感、病室という狭い空間に居続けるという閉塞感、日常生活が制約される不自由感があります。

6-2 ドナーとレシピエントの相互の心理的支援——感謝と労い

先行研究では、レシピエントとその家族は、ドナーに対して労いの言葉をかけることと、感謝の気持ちを態度や言葉で表すことがドナーの心理的安定につながる結果をえきました [一宮 1999]。看護師がそのことをレシピエントである夫に伝えると、夫は「夫婦だからそんなこといちいち言わなくても」と貧乏揺すりをしながら照れくさい表情で答えました。

妻は夫の誕生日に「私は最高のプレゼントをしたのだからあなたは元気にならないといけないのよ」と伝えました。すると夫からは「おまえがいなくて俺は死んでいたんだな」と言葉が返ってきました。このように夫婦といえどもやはり言語化してドナーに感謝や労いの言葉をかけることが重要です。

6-3 社会的支援としてナースバンク登録システムの効果

ユキさんは結婚前に看護師の国家資格をとり臨床でも働いた経験がありました。しかし臨床には長年携わっていなかったため臨床現場で働くことは無理だと考えていました。一方、口頭での指導や相談や書類整理などの業務なら可能でした。そのためナースバンクに登録してその機会をえることができたのは幸いでした。

7 社会復帰

ユキさんの夫は術後 1 年間は病状が安定せず、将来のことが不安でした。そのため夫が働けないときのことも考えた上で、ユキさんひとりで家族を養うことができるほどの稼ぎが必要だと考えていました。

7-1 ドナー術後に新たな職探し

ユキさんは、「退院後半年して無理しない程度に仕事をボツボツしだした」と語っています。その業務内容は「〇市の健康フォローの依頼、その後、介護保険の相談員の仕事で…施設の苦情処理の依頼」だったのです。

そのとき夫が入退院して結構大変だったそうですが、「主人が働けなくなる不安もあってケアマネジャーの資格を取った」と語っています。そしてインタビュー時点では、「具体的には保険組合の保健師の仕事、ある程度元気な方の健康管理と、介護保険の監査の調査の仕事」をしていると語っています。このころのユキさんは「直行直帰型の自らスケジュール調整可能な」職でないと継続不可能だと受けとめて実行していたのです。さらに「介護保険が導入されて…正直行って仕事が途切れないでくる」との語りから、持続可能な仕事を得たことがわかりました。

ユキさんの事例から学ぶべきことは、国家資格を取得しておれば職業選択にあるていど有意に作用することと、なによりも職業は生きる糧として金銭をえるための手段という意味以上に、職があって、働ける場があって、働ける健康体であるという当たり前のことが、自分自身や家族の生活の支えとなって、その後の生の営みにおける困難を乗り越えていく礎となっていたことです。

7-2 夫は公務員として復職

夫はユキさんと違って公務員でしたので、必要な社会的支援を受けています。具体的には、術後の夫は、(1)ある一定期間の休養期間として休暇を取得できること、(2)もとの職場に復職できること、(3)その間の給与保障を受けられることを意味しています。ユキさんは正社員ではありませんでしたので、夫のような復職は望めませんでした。もともと夫は働くことに生きがいを感じているようにユキさんには見えていました。

夫は「承認試験が受からないと上に上がれない…最初は所内で、トップ（の成績）で…行くはずだったけど、そこで挫折したから…仕事は休みたくない。通勤途中で気分が悪く

なっても電車に乗ってでかける…だから肝移植したとき、周囲の人たちがもっと休んだ方がいい」と気遣うほどだったようです。

その後の夫は、移植後約 2 年経過したころに肺がんが見つかり腫瘍摘出術を受けました。幸いなことに肝臓がんが転移して肺がんになったわけではなかったため、手術は成功して治癒しました。ユキさん夫妻は夫の復職によって、やっと元の生活にもどれたように思われます。

8 医療的フォロー体制

移植後のレシピエントである夫は定期的な外来受診が必要です。なぜならば免疫抑制剤の微調整や検査結果によって異常の早期発見に努めるためです。ドナーであるユキさんは夫の健診に付き添って外来受診をしています。そのため「夫のがんが再発してないかドキドキする」と語っています。いつもドキドキしていたら自分もしんどいため、「その時点で考えるようにしよう」と受けとめ方を変更したのです。このようにポジティブに考えることでユキさんは心の負担を軽減していたことがわかりました。

ドナーも定期的な外来受診が必要です。現在ではドナー外来がありますが、1990 年代後半にはそのような外来はありませんでした。ユキさんは夫の健診に付き添っていたこともあり、夫の診察時に移植医の診察を受けたと語っています。その後は少なくとも年 1 回の健診が必要です。健常者であっても年 1 回の健診を受けるのと同様に、あるいは職場健診のように、何らかの医療的フォローを受けることを勧めます。

9 関係性の変容

生体肝移植治療は 22 のファクター、17 のアクター、3 つのタイムが、同時進行で複雑に絡み合って相互作用を及ぼします（資料の分析モデル参照）。その結果、今回の事例はサクセスストーリーとして帰結していますが、最も大きなファクターは、移植が成功したことでレシピエントを救命できたことでした。それに起因してドナー、レシピエント、義母、移植医、地元医師、看護師、夫方親族との関係性にポジティブな変容が見られたことです。以下に紹介します。

9-1 ドナーと義母の関係性——私がドナーで良かった

ユキさんによると移植術の 5 年後に義母が心臓の手術を受けたと語っています。ユキさんは義母が「ドナーになっていたら大変なことになっていた…一生後悔しないといけなかった」と語っていることから、親族間葛藤のすえにドナーを引き受けたことを一部否定的に語っていたことが、時間の経過とともに状況が変化して、ユキさんがドナーを引き受けたことにたいして自己納得できるように経験の再定義がなされたことがわかりました。

9-2 ドナーとレシピエントの関係性——感謝

ドナーになるというのは勇気のいることです。腹部には大きな傷跡が残りますし、まし

てやユキさんは胆汁漏で 40 日間という治療を要しました。このような負担や犠牲を担ったドナーには、ぜひ「ありがとう」「あなたは大切なことをしたんだよ」などの感謝の言葉や労い、励ましなど何らかの言葉をかけてあげてください。それは夫婦間、親子間といえども、言語化してドナーに直接言葉をかけることが重要です。

6-2 節で紹介しましたように、ユキさんは夫の誕生日に「最高のプレゼントをしたのだからあなたは元気にならないといけないのよ」と伝えたときに、夫は妻に感謝の言葉をかけています。このような語りやユキさん夫婦に新たな関係性をもたらし、余命 1 年といわれた夫は生きながらえることができたため、ポジティブな関係性となりました。

9-3 患者と移植医との関係性——不信感／感謝

4 章のインフォームド・コンセントで紹介しましたように「ドナーの術後合併症の詳細な説明をして欲しかった」ことや、5-1 節で紹介しましたように「いつ頃退院できるのか主治医に聞いても答えてくれない」「主治医が…よく診てくれない」など術後合併症にまつわる移植医の対応に一部ネガティブな語りが見られました。しかし移植が成功し、ユキさん夫妻は元の生活を取り戻す過程では、ドナーもレシピエントも移植医にたいして「頻繁に部屋に来てもらってよく話を聴いてもらった」「こんなに温かくして頂いてよかった」と感謝の言葉がきかれるように関係性が変容しました。

9-4 ドナーと地元医師との関係性——仇討ちの心理

夫が地元病院で検査、治療を受けていたとき、3 章で紹介しましたようにユキさんは、CT よりも結果が早く分かるエコー検査を希望しましたが、地元医師には取り合ってもらえず、結果として肝臓の「がんが大きくてどうしようもない」状態になっていたことがわかったのです。このときユキさんは「だから言ったじゃないですか」と主治医にクレームを申し立てています。地元医師はユキさんに謝ったそうですが、熱心に治療してくれる地元医師でしたので、その後の関係性に影響をおよぼすことはなかったそうです。ただユキさんとしては、移植後元気になった夫をつれて「こんなに元気になりましたと見せにいつやりたくらい」と、仇討ちの心情を語っています。

9-5 ドナーと看護師との関係性——安心感／信頼感

ユキさんは看護師の専門知や対応について「先生に聞き漏らしたことを聞くと看護師さんはすごく勉強されていて…ちゃんと答えてくれる…知識も医師にひけをとらないほど持っている」と受けとめていることが、安心感や信頼感につながっていました。

9-6 ドナーと夫方親族との関係性——労い

ユキさん夫妻が移植後入院中に、夫方親族からは電話の 1 本もかかってこず、見舞いに来ることもなく、ユキさんは「どうしてなの？と何度も夫に問い詰めた」そうです。あとで分かったことですが、夫の母親は移植の手術日や金銭的なことは義姉や義弟に心配させ

まいとして話すことができず、自分一人で悩みを背負い込む結果となっていたのです。

このような詳細な実情を知るには、入院時のアナムネ（患者の入院歴や病歴を患者あるいは患者の家族に聞くこと）の限られた時間内だけでは、深いところまでは聴けないことが多いのが実情です。入院期間中に何か問題がありそう感じた場合は、医療関係者間の情報共有やその後の対策や評価を考える必要があります。ユキさんが望んでいた夫方親族の見舞いは、移植後 1 ヶ月経過したところに初めて来院したことでユキさん夫妻は労われたのです。このような経過があったことは、退院後数年経たインタビューで初めて知り得た情報でした。経験知から得た以上のような研究成果は、積み重ねられて次の事例に生かすことができるように社会に提示する必要があると思っています。

おわりに

ユキさん夫妻が移植治療を受けたのは 1990 年代後半です。当時の世間一般からみた生体肝移植のイメージは、「すごい得体の知れない大きなもので、高度な医療」と受けとめられていました。今回の事例のように移植の成功率は 50%であったとしても、患者の救命にはこれ以外の治療法がなかった時代でした。そのため生体肝移植に賭けざるを得なかったのです。生体ドナーが必須の生体肝移植は否応なく患者、家族、親族を巻きこみます。アクター、ファクター、タイムの 3 つが複雑に絡み合って人間関係に影響をおよぼします。どんな苦難があったとしても、多くの事例からわかったことは、最終的に移植が成功してレシピエントが生きていること。さらに犠牲と負担を担ったドナーがこれで良かったと自己納得してポジティブに受けとめていることが重要だということがわかりました。

今回の事例は 20 年以上経過した現在でもユキさん夫婦は健在です。移植医療にかかわってきた関係者のひとりとして私は嬉しく思っています。

10 文 献

- 安藤泰至, 2002, 「臓器提供とはいかなる行為か?—その本当のコスト」『生命倫理』12(1): 161-167.
- 江川裕人・上本伸二, 2007, 「生体肝移植ドナーに関する適応と諸問題」『移植』42(6): 501-506.
- 一宮茂子, 1999, 「生体肝移植ドナーの心の葛藤（第 1 報）——妹のドナーとなった姉の心理」『第 30 回日本看護学会集録（成人看護 I）』: 40-42.
- 一宮茂子, 2016, 『移植と家族——生体肝移植ドナーのその後』岩波書店.
- 江原由美子, 2001, 『ジェンダー秩序』勁草書房.
- 日本肝移植研究会ドナー安全対策委員会, 2004, 「生体肝移植ドナーが肝不全に陥った事例の検証と再発防止への提言」『移植』39(1): 47-55
- 野間俊一・林晶子・林拓二, 2005, 「ドナーの精神的負担」『肝胆膵』50(1): 155-160.
- 田中紘一監修, 江川裕人・高田泰次ほか, 2004, 『いのちの贈りもの 肝臓移植のためのガイドブック』, 京都大学医学部附属病院移植外科・臓器移植医療部.

11 オンライン文献

一宮茂子，2018.6，「生体肝移植ドナーをめぐる物語——生体肝移植の概観」『対人援助学マガジン33号』

(<https://www.humanservices.jp/wp/wp-content/uploads/magazine/vol33/55.pdf>,
2021.2.20確認)

一宮茂子，2018.9，「生体肝移植ドナーをめぐる物語——先行研究／分析モデル」『対人援助学マガジン34号』

(<https://www.humanservices.jp/wp/wp-content/uploads/magazine/vol34/51.pdf>,
2021.2.20確認)

一宮茂子，2019.3，「生体肝移植ドナーをめぐる物語——患者・家族・親族が一丸となって救った命」『対人援助学マガジン36号』

(<https://www.humanservices.jp/wp/wp-content/uploads/magazine/vol36/48.pdf>,
2021.2.20確認)

一宮茂子，2019.6，「生体肝移植ドナーをめぐる物語——借金をもたらした人間模様」『対人援助学マガジン37号』

(<https://www.humanservices.jp/wp/wp-content/uploads/magazine/vol37/45.pdf>,
2021.2.20確認)

日本移植学会，2014，「日本移植学会倫理指針」

(http://www.asas.or.jp/jst/news/doc/info_20151030_1.pdf, 2021.2.17確認)

12 資料 分析モデル

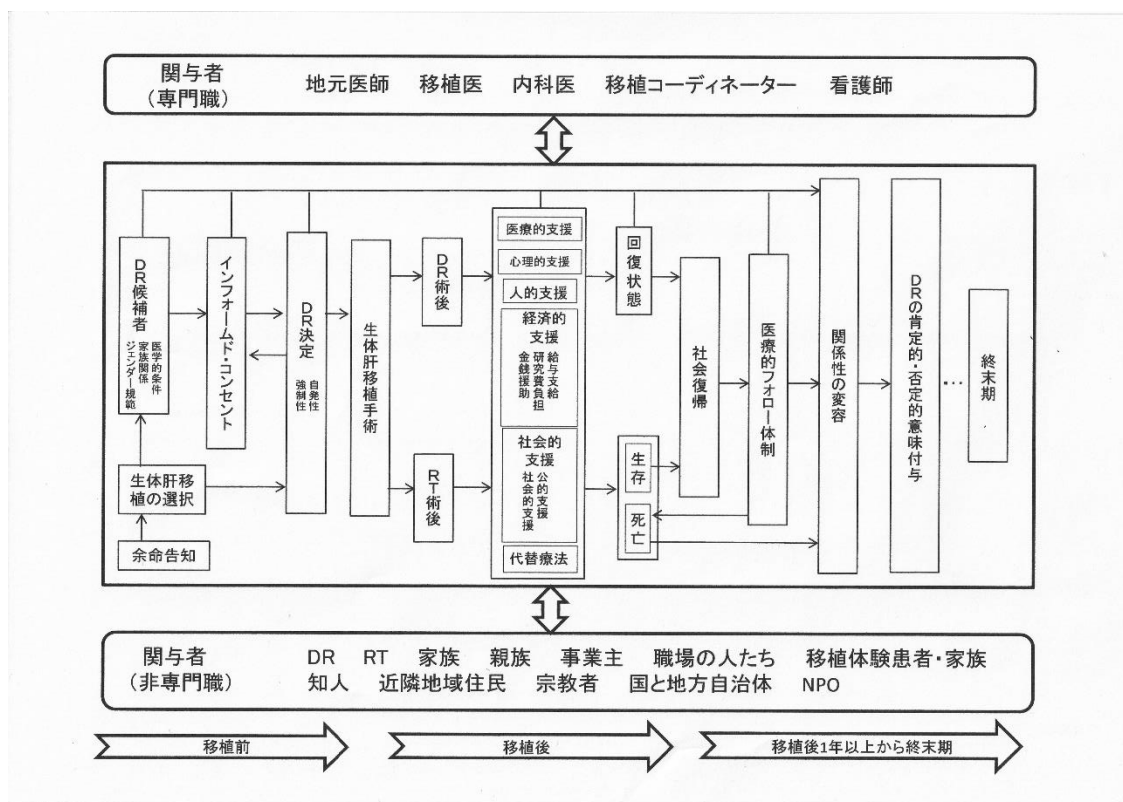


図 分析モデル

(DR: ドナーの略 RT: レシピエントの略)

「盲ろう者」として自分らしく生きる ～私にとって障害・仕事・支援とは～

中 條 與 子 (Nakajoh Yohko)

第8回

私の日常⑥ 「音声交流ツール」アプリを利用する その1

アプリで展開される音声会話を聞いてワクワクする

私は聞こえにくくて、見えにくい「盲ろう者」だ。「盲ろう者」であることは、私のとても大きな部分を占めているが、すべてではない。「盲ろう者」だからできないこと、「盲ろう者」だからこそできることがあると同時に、自分だからできること、自分だからできないことがあることを感じている。そして、もちろんひとりの人間として、「やりたいこと」や「やりたくないこと」があり、それらがぐちゃぐちゃになったものと、日々向き合っているのが私の毎日である。つまり、「盲ろう」として自分らしく生きるということを、もがきながら模索しながら毎日を生きている。そのような等身大の私を、このマガジンの連載を通して、読者のみなさんにぶつけてみたい。

はじめに

先日、手紙を郵送した方に、勇気を振り絞って

自分から電話をした。手紙と同じ内容だけど、電話を通して音声で伝えたいと思ったためだ。

電話は、難聴で聞こえにくい私にとって、相手の言葉がきちんと聞き取れるか不安にさせる。子供の頃から現在まで、電話や携帯電話を通して音声会話をしているが、ずっと苦手である。職場で電話を通した音声会話をする業務命令が出た場合や、プライベートで相手から電話や携帯電話の着信があった場合は、音声会話をする。それ以外はメール、SNSメッセージ、チャット等を通したテキスト会話を好んで利用をする。

先日電話をした方の連絡先が「住所」以外に「電話」しか知らなかった事が大きい、「電話」を通して音声会話をしようと思えるようになったきっかけは、スマートフォンにインストールするソフトウェア、「音声交流ツール」なアプリとの出会いが大きい。

アプリが私に苦手な電話をする動機をつくってくれた経緯を、数回に分けて説明をさせていただきたい。

「音声交流ツール」アプリ

との出会い

新型コロナウイルスから守るマスクを装着しても、涼しい秋風を感じる頃、同じ視覚障害のAさんからメールが届き、頭を抱えた。井戸端会議をイメージした音声交流ツールである「Bアプリ(スマホ iPhone、iOSユーザ向け)」での、Cさんのトークイベントに誘われたためだ。

Cさんの講演やワークショップに参加したことがあるので面白そうだと興味が沸いた。しかし、顔の映像も出ない音声だけの「音声交流ツール」アプリを自分のiPhoneにインストールして、音声会話に耳を澄ます自分がイメージできなかった。

好きなアナウンサー、文学者がラジオに出演する情報が流れた時、一瞬は興味を持つけれど結局は聞かないので、今回も聞かない可能性が高いと感じたのだ。

コロナ禍になってから音声会話は、感音性難聴の耳には、ますます敷居が高くなった。お互いの命を守るためのマスクを通しての会話は、母音と子音が繊維でバラバラにされたような音声に聞こえるため、お手上げだった。

オンライン形式でのトークであれば、唇の動きと顔の表情が見える状態で、音声会話を聞きたい。仕事や重要な時以外は、音声会話文化から距離を置いて、メール等のテキスト文化や、テレビアプリを通して、字幕が付く映像文化へとひきこもりたいのだ。

長くご無沙汰していたAさんから、連絡がありイベントに誘いを受けたことは嬉しかった。Aさん、Cさんの存在のおかげで知ることができたアプリは、自分からは利用する事がなさそうだったので、ご縁を感じた。

Aさんに視聴する旨を伝えて、自分のiPhoneに「Cアプリ」をインストールした。自分のハンドルネームを決めて登録して、立ち上げると英語が並んでいた。何かの広告が並んでいるのかなと思

った。使い方も、よくわからなかった。当日、トークイベントに参加ができなくても、駄目で元々だと思った。

「音声交流ツール」アプリでの

トークイベント当日

平日の昼休み、近所でお弁当を買って、アプリを立ち上げた時は、イベント開始時間からしばらく経過していた。

ふと思った。配信されるトークイベントの専用URLはあるのだろうか。Aさんのメッセージや、Bアプリを検索エンジンで調べたりして、トークイベントの入り方を調べたが、よくわからなかった。とりあえずアプリを立ち上げる。

上から下に順番に見ていくと、誘われたトークイベントのキーワード「インクルーシブ・デザイン」が入ったラウンジ名があった。

アプリをインストールした時に英語の広告だと理解したのものは、私の勘違いだった。参加予定のトークイベントのラウンジ名と、同じような位置に、英語で「一緒に喋ろう」とあったからだ。外国人も利用しているのだと思った。

こんなに簡単に辿り着くなんて、調べた時間もつたいないくらいシンプルな並びだった。

入ることに少し迷った。iPhoneの画面に、人差し指の先でタッチをしたら、中に入ることができることは直観でわかった。職場や自己研鑽で受けるオンライン研修とはちょっと気分が違う。遊びに行くような感じでもあるし、音声会話だけのコミュニケーションについていけるか不安があった。

見覚えがあるアイコンが、Aさんの写真っぽいアイコンが見えた。Aさんがラウンジに入った様子だった。私も、人差し指の指先でラウンジをタッチして、中へ飛び込んだ。

アプリの中で再会

中に入ると、二人の男性の音声会話が聞こえて、一人は懐かしい声で、Cさんだとすぐにわかった。時々、女性の声が男性二人に問いかけていたので、女性の方が司会のような様子だった。三人で、楽しそうに会話をしている様子だった。

同時に、チャット文字が下から上に流れていた。男性二人の音声会話についての感想や思ったことを、たくさんの人がテキスト文字として打っている様子だった。

Aさんが私に気づいてくれて、チャットで私に話かけてくれた。

アプリの個人登録する時、Aさんも私もハンドルネームを作って登録したので、個人が特定できないように、かつ、お互いにしかわからないような特徴をチャットで明かし合って、「私もいま入ってきたところですよ」など入力をした。

二人だけの私信チャットではなく、音声会話をしている人にも、音声会話をしていない、聞いているだけの人にも、私たちのチャット文字は筒抜けである。

使い方はわからないけれど、とりあえず、使えるものを最大限使って、お互い無事にこのトークイベントに参加できていることを、チャット文字で確かめ合った。

音声会話を聞いてワクワクする

Cさんと会話をしているのはDさんで、「音声交流ツール」アプリの開発者だ。この時点で、私がそう理解したか思い出せないが、三人は楽しそうに音声会話をしていた。

久しぶりに聞く方言、楽しんで喋っていることが伝わるような音声のイントネーション、笑い声、敬語の中に親しみを感じる言葉遣い、ツッコミ、無言の間、Cさんが喋ろうとしている時に、間髪入れずにDさんが喋るといふ、音声会話の動

きがよくわかった。

あとでわかる事だが、このアプリの音環境は丁寧につくりあげられている。なので、難聴で聞こえにくい私でも、言葉そのもの以外の音の響きが、記憶に残るのだ。

会話を聞いている人が打ったチャット文字が、継続的に下から上に文字送りされていた。一緒に話を聞いている人たちが、とても楽しんで聞いていることが伺えた。

アプリを使用する前は、音声会話が聞こえるか不安だったが、全ての音声会話を聞き取ることは難しいが、リアル音声会話とは比べものにならないくらい聞こえた。言葉が聞こえなかつても、聞こえても、音声会話をきくことそのものに、ワクワクした。この感覚は久しぶりだなと思った。

マスクが必須になった頃から、聞き取ることが普段より難しくなり、会話を一生懸命に聞く必要があるため、会話そのものを楽しむことが、難しくなった。必要な会話以外、音声会話は避けたい気持ちになっていた。

継続的に人と人の雑談のような音声会話を聞く機会がなくなってしまったため、日本語を忘れないために、テレビアプリのドラマを意識的に視聴するようになった。

「音声交流ツール」アプリを通してだが、ドラマ以外に、久しぶりに人と人との会話、雑談を聞くことができたようで、とても楽しい気持ちになった。ほんの三十分くらいの音声会話を聞いただけで、こんなにワクワクして、仕事に戻ったあとも、楽しい気持ちの余韻を楽しむことができた。



こころ日記「ぼちぼち」その②

9

脇野 千恵

思いを本に！

性教育の本を出さないかという出版社の思わぬ誘いに、その当時のサークルメンバーはすっかりその気になってしまいました。初めて聞く出版社名に戸惑いもありましたが、とりあえずこのチャンスを逃さず前向きに考えることにしました。

その頃、私は京都国際社会福祉センターで、学校現場で役に立つ様々な援助方法を学んでいました。「家族療法」もその一つでした。そこで講師をされていた団士郎先生との出会いは、本を著すことの後押しをしてくれるものでした。(今でも続く長いお付き合いとなっていますが…。)

本当に出版できるのだろうか。私は東京に出かけたついでに、神田界隈に出向き、依頼のあった出版社を訪ねてみたのを覚えています。とあるビルの一室だったように思いますが、周辺には、アダルト的な本を並べている本屋があったような気がします。

大丈夫？というのが正直な思いでした。

男の子は「性」をどこで学ぶの？

さて本に著すとなると、何を目的とするのか？本を読む人の対象を誰にするのか？どんな人に私たちのメッセージを送りたいのか？といったことを明確にしなければなりません。

そのころの私たちの疑問は、「男の子は自分の心とからだの成長を、いつどこで、どうやって学ぶのだろうか？」ということでした。2000年頃、性教育バッシングが吹き荒れていた時期、某総理大臣が「男の子っていうのは、そういったことは自然に学ぶものなんだよね」と国会で発言してしまったことが、性教育の学習を大きく後退させてしまったなと思っていますが…。

女の子は、将来出産をするかもしれない性です。月経のことは、親からも教えても

らうことが多い。しかし男の子は、大人の体（精通）になっても誰にも告げず、“大人になったんだね”と言ってももらえない。実際に自分の息子がいつ大人になったかも知りません。そんな疑問から大人に成長する節目の男女差に焦点を当て、あえて「男の子の性」をテーマに絞った学習実践を試みていました。男の子の性がちゃんと語られないのはやっぱりおかしいという思いがあったので、男の子のための本にしようと思いました。

本を出すからには、より多くの人の手が手に取ってくれるものにするのが大事です。とりあえず「執筆に参加したい人！」という声掛けに、サークルメンバー4人が手を挙げてくれました。全体の構成などのアドバイザーとして、出版業界に詳しい団先生をお願いしました。

内容や構成は

- ・科学的な知識をベースにした男の子のからだと心の成長について
- ・成長期にある男の子のエピソードあれこれ
(メンバー全員が、自分の息子を含め色々なエピソードを集めました。)
- ・メンバーの会話形式を取り入れる
- ・漫画で表現する部分を入れ、子どもも理解できるようにする。
- ・対象者は、「男の子をもつお母さん」といったこと挙げてみました。

大人の「性と生」の語り

原稿の打ち合わせには、いつも団先生、漫画家の外村晋一郎さんも加えて、何回も討議を重ねました。その話し合いで何より新鮮だったのは、性教育を研究する人たち以外の男性と、「性」について本音で語り合

うことでした。しかも執筆のメンバー4人は、全員女性です。

当初の会議では、原稿の構成や内容に終始していましたが、少しずつ一般社会における「性」の問題と課題についての話題になっていきました。それぞれの成長期での思い出や、男性と女性の「性」の捉え方の違いなどを赤裸々に語り合いました。私達は専門家によくありがちな、何でも「性」にからめて議論する傾向にあったので、リアリティのある男性の話には、目からうろこでした。

執筆会議で学んだことは、「性はとても日常的なこと」ということでした。「性」は特別なものではないと言いながらも、“性とは何ぞや！男と女はこうあるべきだ！”など、周りからはうるさいやつらやだなあと思われていたのではないのでしょうか。自分たちの日常はさておき、理論的なことばかりに目がいきがちだったのです。

多くの人たちは「性」はごく普通の営みとして捉えています。(日本社会では、タブー視されている課題でもありますが)

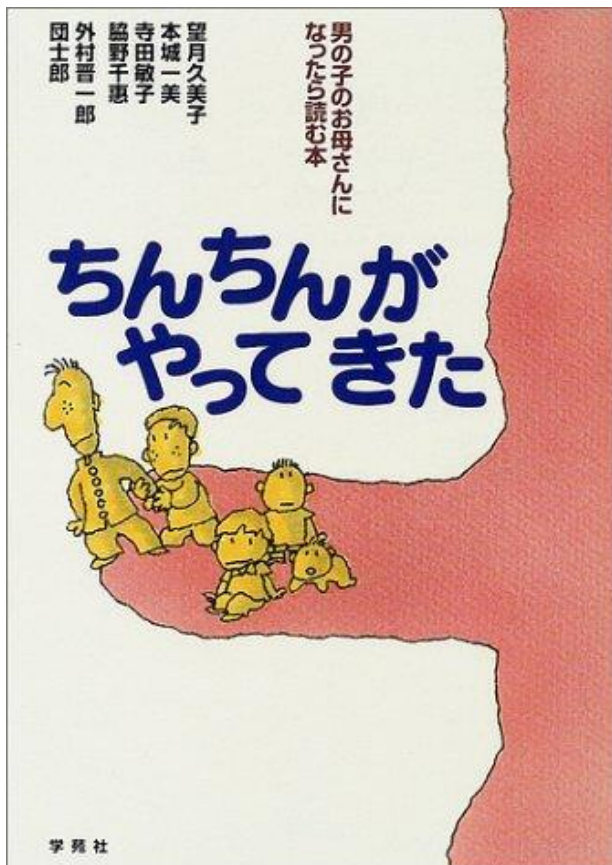
一般社会では、「性教育」はまだまだメジャーではなく、私達がいかにマイノリティであるかを気づくことができたのです。「性を人権として捉える」などとは、社会の中ではまだまだ理解されていないということも分かりました。

現実の「性」の課題を、性教育を実践することとで問題解決することは、容易ではないなとも思いました。

執筆の期間は、私たち4人の意見もなかなかまとまらず、原稿完成までに約1年以上かかったのではないのでしょうか？

団先生の挿絵とサブタイトルの「男の子のお母さんになったら読む本」が気に入りました。出版社との交渉などに奔走してもらった団先生には感謝です。

出来上がった本を手を取った時は、なかなか感慨深いものでした。が、完成までに皆で性に纏わる話題を語り合ったそのプロセスがとても楽しく、今にしてかけがえない時間だったなと思っています。



あれから 20 年…

男の子を持つ母親からの相談内容は、今も昔も変わりません。親向けの講演会に行くと、母親である人から、男の子への思春期の扱いについての悩みが多くあります。現在の日本社会は父親がいても、不在がちな家庭がほとんどです。活発な思春期を迎えた子どもの対応に困るのは主に母親。

今は男性も女性も育児に携わる人が増えてきました。ひょっとして私たちの本は、時代遅れと？言われてしまいそうですが、20年たった今でも変わらない子育ての現状があることに、目を向けたいと思っています。

出版から第2刷になり、より多くの人に届いたことは何より嬉しいことでした。

この本は、もう絶版となってしまったことは残念ですが…。

つづく

「MSW という仕事～バイステックの 7 原則から再考する～⑦」

「猫屋敷で生活する M さん」～援助関係をつくる～

高名 祐美

介護保険制度がまだなかった頃。今から 30 年と少し前のことである。猫十数匹と不衛生な環境で生活する一家にかかわった。家族全員が病気を抱え、大黒柱だったクライアントが動けなくなった。社会資源は当時乏しく、家族の介護力不足は深刻だった。このままでよいはずがない。快適な環境で気持ちよく過ごし、必要な介護が受けられるようにと、自宅へ何度も訪問した。少しでも早く現状を変えたいと、自分の感情と価値観で援助をすすめていたように思う。当時の記憶をたどり、SW として未熟だった頃を振り返りたい。

M さん。男性。70 歳。脳梗塞で右片麻痺の状態。

家族は妻（63 歳 統合失調症で通院中）、長男（28 歳 慢性腎炎で通院中）の 3 人暮らし。

脳梗塞で入院していた 70 歳の M さん。退院した後に病棟 Ns から、「M さん、退院したけど少し気になる」と MSW の私に連絡があった。私は入院中の M さんとかかわりはなかった。M さんには右片麻痺があり、移動は車椅子だがつかまるところがあれば多少歩けるまでに回復していた。M さんの妻は夫が入院中に一度も面会に来

なかった。介護ができるのかは不明。息子は仕事をもって、車は運転しない。約 1 か月間の入院で、病棟と家族がほとんどかわりないままに退院となった。退院許可を伝えると、日曜日に息子がひとりで迎えに来て、タクシーで退院していった。妻が夫を介護できているかどうか気になるということだった。

その当時、脳卒中で入院した患者について、退院後に市町村へ報告するシステムがあった。M さんはそのシステムの対象者でもあった。私は、マニュアルに従って病棟 Ns の気になる点をふまえて、連絡票を市の担当者へ送付した。

数日後に市の担当者から私に電話が入った。「あの～、M さん宅を訪問してきてのですが。今までに訪問した中で最悪の環境ですごしていらっしゃいました・・・」と。「最悪の環境というのは？」と尋ねると、担当者は状況を説明してくれた。「まず、猫がたくさんいて。十数匹いると思います。外見は新しいこじんまりとした素敵なおうちなのですが。玄関・室内とところかまわず猫の糞尿があつて。その部屋の中で M さんはこたつに足をつつこんだ姿勢で寝ていました。日夜そうしてすごしておられるようでした。退院してきてからは歩いて

いないとのことでした。奥さんもいらしたのですが、同じようにこたつに横になっていました。こたつの上には、食べかけの食料がたくさん。ところせましと。いつのものかわからないようなものまで。排泄は尿器でしているようですが、寝ている枕元に尿器、その横にお薬がおいてあって。尿器でとったおしっこは奥さんがトイレで捨てているとのことでした。私が訪問中、猫が後ろをとびかかって。とても不衛生な状況でした。とにかく今までの中で最高でした。」

担当者の保健師は「最悪」「最高のひどさ」などの言葉を何度も繰り返した。病棟 Nsの気になるところをはるかに超えて、相当劣悪な生活状況のようだ。妻に介護はできていなかった。薬もしっかり飲んでいないようだった。当時、当院では退院後の患者への継続看護として、老人保健法による訪問看護を実施していた。その仕組みを活用して、Mさんの療養生活を支援しようと私は考えた。訪問看護の利用をすすめよう、それにはまずMさんの生活状況を実際に把握しよう、そう考えて自宅訪問を計画した。Mさん宅に電話をいれると、妻が出て、病院からの訪問を承諾してくれた。

市の保健師、MSW、当院の保健師（訪問看護担当）と一緒にMさん宅を訪問した。近隣に家はなく、Mさんの家は広い敷地にポツンと建っていた。玄関の戸をあけると、さっそく猫が数匹飛び出してきた。悪臭が鼻をつく。外見は確かに新しい家だが、一歩玄関に踏み入れるとそこは想像を絶する世界だった。

（これはすごい・・・ 座る場所もない・・・）

SW：こんにちは、Mさん。病院から来ました。お加減いかがですか。

M：なんや！！ 病院がなにしにきた！用はない。

妻：父ちゃん、今日病院の人が来てくれるって、この前電話あったがいね。忘れたんかいね。

M：何の用や！

SW：退院してどうお過ごしですか。お薬は飲めていますか？ご都合の悪いこと、ありませんか？

M：なんともない。薬？ちゃんとのんでいるわ。

玄関入ってすぐの部屋にMさん夫婦はこたつで横になっていた。室内は物が乱雑におかれ、足の踏み場がない。Mさんの枕元に膝をついて、話始めたが、その後ろを数匹の猫が走り回る。こたつの中からも猫がでてくる。保健師から電話で聞いた状況が、現実目の前に繰り広げられていた。座って話をするスペースもない。寝たまま起き上がろうともしない、視線を合わせてもくれないMさんのそばで会話を続けようと試みた。

（小柄で度の強い眼鏡をかけた妻が申し訳なさそうに）

妻：すみませんね。この前は市の人やったね。今日は病院からですか？父ちゃん、歩かれんようになってしまって。私も体弱いものでなにもしてやれない。息子は仕事にいつて昼間はいません。でも、やさしい息子で、ちゃんとこうして私らの昼ご飯をおいていっ

てくれる。私が作れないから。薬は、息子が「飲まないとだめやぞ」ってそこに置いてくれてある。

M：なにをごちゃごちゃ言うてる！どこも悪いところはない。もう帰ってくれ。
保健師：お薬、みせてもらいますか。それと血圧を測りましょう。

会話はすすまなかった。Mさんは私たちの訪問を歓迎してはいない。血圧はなんとか測らせてもらったが、それ以上のことは何もできない。悪臭、猫の糞尿、自分の排泄物の中でMさんは一日中寝ていた。なんとかMさんと関係をつくりたかった。

Mさんからは、何も訴えはない。妻は自分のできないことを伝えてくれた。息子さんはどう感じているのだろう。仕事があり、両親の介護や家事まで手が回らないのだろうか。妻から息子さんも通院中であることを聴き、受診日に面接を計画することにした。息子さんに連絡をとると、受診後の面接を約束してくれた。

約束の日。息子さん(Kさん)と私は相談室で向き合った。Kさんの衣服から、Mさん宅で感じた同じ臭いがした。毎日の暮らしぶりを尋ねた。退院してからMさんはこたつに寝たきりである。Mさんの妻は料理や掃除、買い物などできない。猫は自分が好きで飼っているが、だんだん増えて世話がおいつかない。Mさんが入院前は家事をしてくれていた。退院してからはすべて自分がやらなければならないようになった。仕事から帰ってくると疲れてなにもする気になれない。通勤や買い物、通院の交通手段は自転車で、職場までは30分の距離。隣近所との付き合いはほとんどなかった。

家族と外との境界は固く、Kさんに相談相手はいなかった。

Kさんには姉が一人いた。姉はMさんの前妻の子供で、現在は全く行き来していない。どこにいるのかも知らないと彼は語った。今の家は、それまで住んでいた家が台風で壊れ、同じ敷地内に父の退職金で建てたという。Kさんの部屋は2階だった。介護は全くと言っていいほどできていなかった。家事も不十分だった。Kさんには軽度の知的障害があるようだった。Kさんの負担を軽減し、快適な生活ができるように、訪問介護やベッド、ディサービスでの入浴などの利用を提案した。Kさんは「父親がうんといえれば利用してもよい」と。積極的ではなかったが、援助の申し出を受け入れてくれた。介護保険がなかった時代。ベッドは社会福祉協議会の無料貸し出しを利用、家事や介護は行政のヘルパーに、入浴はディサービスでと計画した。

ヘルパーの初回訪問に私は訪問看護師と同行した。ヘルパーは玄関で立ち尽くし、「なにをしたらいいのですか」と言いながら、玄関先でえづいていた。まずは掃除を提案したが、Mさん夫婦が寝ている状況では、居室の掃除ができない。ひとまず台所や洗面所、トイレの掃除と考えたが、あまりに汚れがひどく簡単にできる状況にはなかった。私たちがあれこれ相談している間、妻は全く動こうとしなかった。二人が寝ている部屋をきれいにしたいと伝えたが協力は得られない。

次にベッドを使うことを提案したが、Mさんは「そんなもんいらん!」。息子のKさんに了解をもらったと繰り返し説明し、なんとか搬入にこぎつけた。

ベッドの搬入は大変な仕事だった。ベッドを置くには、大掃除が必要だった。福祉用具業者、社協の職員、MSW、訪問看護師で筆箒をずらしたら、そこも猫の糞だらけだった。Mさんの拒否にあいながらも、なんとかベッドを設置した。しかし、そのベッドにMさんは移動してくれなかった。その日はあきらめたが、その後何度促してもベッドへは移動してくれなかった。ベッドは結局一度も使用されないまま、また猫の糞尿にまみれた。

「このままでいい」といい、こたつから出ようとしないう Mさん。「このままでいいはずがない」と思う私たち。ベッドの利用はあきらめ、次はディサービス利用につなげる作戦を立てた。「風呂に行く？行きたくない」「ほっておいてくれ」「とにかく一回行ってみましょう」と何度も何度も声掛けし、その都度罵声を浴びた。あきらめない私たちに、とうとうMさんは「なら、一回行ってみるか」。利用をしつづ承諾してくれた。

初めての利用日。Mさんを迎えにきたディサービスの職員も、家の状況をみて言葉を失った。大きな10数人乗りの送迎車にMさんひとりだった。ディサービスセンターでの入浴は最後で、保健師の付き添いが条件だった。Mさんをディサービスに送り出し、自宅に残った私とヘルパーは、Mさんの居室の掃除をする。入浴をすませてさっぱりした顔で帰ってきたMさんは、ご機嫌だった。「また行きますか」と誘うと、「おお、いくわ、風呂」と答えてくれた。単純に、とても嬉しかった。

2週間に1度、ディサービス利用に合わせて、訪問看護師・MSW・ヘルパー2名が

Mさん宅を訪問し、対応した。Mさんは、入浴を喜んだ。その顔を見ることは私たちの励みにはなった。しかし2週間後に訪問すると、家の中はまたもとの状態にもどっている。どうして2週間でこんなふうになるのだろう。そう思わずにはいられなかった。

そうした支援を継続していたが、Mさんの奥さんが脳梗塞を発症して入院となった。寝たきり状態になってしまい、奥さんは特別養護老人ホームへ入所した。その後Mさんにも体調の変化が現れ、入院することになった。直腸癌が見つかり、人工肛門造設状態になった。入院中にMさんと交わした会話である。

(Mさんは静かにベッドに臥床していた)
SW：病院はどうですか。入院も長くなりましたね。

M：そうやな。仕方ないけどな。自分でできんことが多いからな。(おだやかな口調で)

SW：何回もお宅にお伺いしましたね、おそうじとかさせてもらいました。

M：おお、世話になったな。あの風呂はよかったなあ、また行きたいな。

Mさんのこの言葉に、出会いからそれまでの様々な場面を思い出し胸が熱くなった。Mさんと援助関係が築けたと感ずることができた。その後退院許可がでたが、息子のKさんにストーマ管理はできなかった。Mさんは、妻と同じ特別養護老人ホームへ入所することになった。ディサービスの風呂にもう入ることはなかった。

Mさんの自宅に何度訪問しただろうか。病院のSWとして、自宅への訪問回数は、最多である。事業所とぶつかることも多々あった。今ならばケアマネジャーや地域包括支援センターに支援を引き継いで終了していたかもしれない。しかし、当時は自宅へ出向くしかなかった。なんとかしたい、その思いが私のエネルギーになっていた。援助関係を築くまでの道のりは長かった。自分自身の価値観が強く影響していた。

Mさんの家やMさん、奥さん、Kさんの顔や表情、声を今でもよく覚えている。Mさん家族をシステムとして理解していたら、どんな支援をしていただろうか。当時の私は、問題の原因探しをしてなんとか解決しようと、目の前の状況しか見ていなかったように思う。Mさんのライフヒストリーを聴くこともなかった。

息子のKさんは、その後母・父の順で家族を失った。一人になったのち、転職して自宅を離れて生活をしていた。そのKさんから、「透析をうけなければならなくなった。どうしたらいいか」と一度電話で相談があった。現在受診している病院のMSWに相談するようにと伝えた。その後、Kさんが急死したことを主治医だった医師から聞いた。Mさん家族はみんな旅立ってしまった。Mさんは「K、少しくるのが早かったぞ」と声掛けしただろうか。今でも忘れられないMさん家族である。



原田牧場

Note

Page 5

原田 希

思えば、ひとりふた役の人生がずっと続いている。中一の時に母が亡くなった。祖母がいたので家のこと全般に困りごとはなかったが、父は気落ちし、お酒や競馬に逃げ場を求め、借金を作っては高校生の私に怒られていた。親子であり相棒。気が優しいがゆえに弱い部分もある父を、母の代わりに叱咤激励して支えていた。母の死は私だって同じように寂しかったんだろうと思うけど、心配させてはいけないとやせ我慢が先にたった。子どもらしく安心して甘えられたことはなかった気がする。

北海道に来てからは、新参者の嫁なのに家族全員の生活指導もやるという、上なのか下なのかわからない役回り。みんなまかせて可愛いお嫁さんだけをやれたらどんなに楽だったろう。農家あるあるだが、挨拶しない、お礼言わない、相談しない、気分で怒る、毎日不機嫌な（私にはそう見える）顔で仕事をしている。同じ顔ぶれで休みなく働いているんだからそんなもんでしょ、といわんばかり。疑問に思いながら私もそれに従っていたが事件が起こる。初めてお産した若い牛（人慣れしておらず気性が荒い）を移動してくれと牧場の母に頼まれ、夫とふたりで誘導しようとしたが案の定ばたついた。それを遠くでじっと見ていた牧場の父が「なにやってるんだ」とバケツを投げて怒っている。牛飼いの大ベテランが危ない牛とわかっていてなぜ手伝いに来ないのか？指導もせず、失敗した時だけ大声を出すのはなぜ？バケツを投げた音でさらに牛が興奮したやん！どういうつもりなん？と反射的に父の方へ走って行き、関西弁まるだしで抗議。これまで家長の父をとがめる者はおらず、理不尽なことがあっても、家族だからと、言われた方が寛容に許してきたんだろうけど、私が来たからにはそうもいきませんよ、だってまだ他人だからね。とワーワーやっているうちに、夫が止めに来て、私を押さえて、やめろと言ったから、「はあ？父さんの態度の方をやめろ、やろ」とまた爆発する寸前に母がやってきて、訳を聞いてハハハと笑い「年寄りのやることだから許してやって」とその場はおさまった。まだまだ言いたいことはあったけど「年寄りだから」＝黄門様の印籠が出たら話は止めるようにしている。それにしても「まだ現役」と「年寄りだから」のツーギアを都合よく使い回す世代には振り回される。今回の事件、家の中で起こったなら、父さんごきげんななめやなあと苦笑いで許せただろう。だが仕事となると、危険を伴うし時間もロス。上下関係の前にチームワークじゃないのかな。自然厳しく貧しいときも体張って家族と牛を守ってきた父には敬意を払うし、その存在は絶対なのは理解している。でもやっぱり何かがおかしい。

知識も経験も豊富で誰よりも慎重な牛飼いの父さんが、なぜこんな事をしたのか？と
考えてみる。

1. 息子（夫）に経営を譲ったのはいいが、まかせきれない態度の表れ（普段は遠慮している）
2. 自分のテリトリー内で勝手な事をした（ように見え）面白くなかった
3. 単純に機嫌が悪かった（牛も父さんも）
4. 危険な場面を見て感情的になった
5. どこも行かず誰にも会わず仕事だけしているので視野が狭くなりストレスが溜っている

普段はおとなしく寡黙に仕事をするタイプなだけに、知らず知らずにたまったもやもや。
牛が暴れたのをきっかけに短腹（タンパラ＝短気）が出たのでは。私が抗議したときも、
もごもごして説明がつかない様子だったので、父は父で言い表わしにくい感情が背景にある。
父と息子の間に会話があって、報告がスムーズであれば事件は起きなかった、とも思う。
これも農家あるあるだが、父と息子はたいてい仲が悪い。大規模化、機械化により経営法が
変わりつつあるから、世代で意見が違ってくるけれど、議論は面倒くさいから会話がなくな
る。お互いに「なに考えてるんだか」と思いながら忙しく仕事して、永遠に先送りになって
ゆくコミュニケーション。そのしわ寄せが私や母にくるという仕組み。まあ、親子だし、
仕事も毎日間近で見ているわけだし、面白くはないが相手を汲む気も双方持ち合わせていて
仲が良いまではいかずとも、経営がうまくいってればいいでしょう。でも、私がとぼつちり
を受けるのはごめんやし！ってことで、1～5の解決案を実行。

1. 経営を譲った虚無感は本人以外は解決できない。経営内容、牛全体が向上した結果を見せ、
譲って良かった、安心して任せられると思ってもらう。譲ったあとも牧場を手助けしてく
れることへの感謝、父が担当してくれている仕事の重要さを言葉にして伝える。
2. 父担当の牛舎に入る前に一声かける。今日は寒いですね、とか、日の出がきれいだったね
くらいのことでいい。担当中の牛の悩みは、言ってくるまでは任せておく。責任者として
父をたて、相談してからしか牛を触らない。
3. 機嫌が悪いときは、体調のことが繋がっている。腰やひざ、最近どうですか？食べれてる？
寝られてる？などその日に応じて気にかける。牛も同じ。同じにして悪いけど（笑）
道東は日照時間が短い。それもうつうつする要因のひとつ。
4. 危険な場面で感情的になるのはアカン。とストレートに注意する。牛のことで感情的にな
っていい結末になった試しがない。昔は思い通りにならない牛は棒でたたいたりしてい
たらしいが、いやな気持ちになるし、危ない。紳士的な酪農家になってください、と常々お
願いしている。
5. 経営主だった時は、家を空けたこともない父と母に旅行をすすめる。1.が解決してからで
ないと出かける気分にならなかったようだが、4年程前から「あとは頼むね」と年一回は
旅行に出かけ、お土産話を持って帰ってくれるように。ニュージーランド酪農研修旅行へ
も行ったので、話題が世界の酪農に広がった。話をする目がいきいきしてきた。

相変わらず父と息子（夫）の会話は必要最低限だが、関係性は柔和になった様子。以来、大きいもめ事はなくなった。私は実父のことをがんがん怒ってきたので、当らず触れずが出来ない性分。牧場の父や母が間違えていたら、知らないふりをして質問からはじめ、じゃあ、一番いいのはこうですよ？に持っていったり、場合によってはズバッと注意しつつも、父さん母さん＝家を思っているのことで、と最後にひとこと添える。普通のお嫁さんは、みなまで言えず遠慮して暮らしているのかもしれないので、言いにくい場合は、問題をよその事例として話題にしてみるといいかもしれない。

私「今日の集まりで話題になったんやけど、若奥さんが牛の寝床に敷き藁敷いてならして帰ってきたんやって。そしたら、そこの父さんが後から見に行き黙ってやり直してたらしい。若妻仲間全員でブーイングやったわ。やり直しはいいけど、手法にセンスがない」
父「ただ藁を敷くだけでも、もう少しふわっと、とか、高まりを前方に、ってあるんだよ。同じ直すでも俺やったら違うやり方するなあ。」
私「そうなんや！ベテランの技、教えるわ、てお嫁さんに一声かければよかったねー。ほんなら、どっちにもプラスやったのに」

という具合。客観性を利用し、気づきをうながせるかもしれない。この会話には続きがある。父の時代は、仕事の時間でなくても通りがががかって気がついたら牛のまわりをきれいに整える習慣をつけよ、と親からの教えがあったそう。若妻仲間の父さんも他意はなく習慣だったのかもしれない。あちらの家でもこんな会話が合ったなら…お嫁さんの見解はまた違ったと想像できる。今度若妻仲間で集まったら、おせっかいながら、話し下手な父さんの代弁を試してみるかな。

私が来てから牧場の空気は入れ変わり、それぞれが思う気遣いをしあって、仕事はしやすくなったと感じるが、私自身の痩せ我慢は相変わらずだ。いちばん下っ端ながら、家族と牧場スタッフを背負って先頭を走っている心細さや不安。どこにいても誰といっても、私は私で自立していようという気持ちの表れでもあるから、痩せ我慢がなくなることはない。実父からもらった限りなくポジティブな痩せ我慢と、実母が亡くなったときに芽生えた、苦境も丸め込む想像力でこれからも進む。

最後に牧場の父との今の関係性について。

私「バケツ投げ事件のことは絶対に忘れませんから！
父さんに介護が必要になったら必ず仕返すし。
かゆい所には届きませんよ、ニヤリ」
父「えっ…それは困るなあ…苦笑」

ブラックユーモアを
しれっと言えるようになったら本物の親子。
言わせてくれる＝娘にしてくれた牧場の父に感謝。

筆者 原田 希 ハラダ ノゾミ

1973年 大阪府吹田市生まれ
2006年 酪農家との結婚を機に
北海道標茶町へ移住
自身も酪農家に
2017年 北海道農業士に認定

北海道指導農業士の夫とともに
新規就農者の支援や、
女性の農業者向けの勉強会、
道外からのお嫁さんの会
お世話係を担当



みちくさ言語療法—ことばの発達と障害の臨床より—

(4)多様性がある発達や子育てのかたち

工藤芳幸

ある日のお店屋さんごっこ

前号から引き続き、放課後等デイの活動の1コマから、現場での子どもたちの姿を素描したい。この日は小学1年生のグループで「お店屋さんごっこ」が企画された。様々な色の軽量粘土を使い、グループでお店を1つ決めて商品を作ったり売ったりする遊びだ。果たして「お店屋さんごっこ」を楽しめるのかな？という一抹の不安があったが、基本的には好きなモノを作る活動なのでそれぞれ楽しめるポイントがあるだろう、と取り組んでみた。

厳選なる話し合いの結果、すし屋とケーキ屋の2チームができた。すし屋はチェーン店のK寿司なのだという。K寿司には皆行ったことがあるので、具体的なイメージが喚起されて、やろうやろうという運びとなった。ケーキ屋さんには1人の女の子がやりたいと言って、皆を引き込んで成立した。決め方、決まり方はそれぞれ異なった。それぞれのチームに分かれて製作がスタート。作りたいモノに必要な色がないときに困ってしまうこともあった。ただ困っているだけの子もいたが、粘土の貸し借りのコミュニケーションも発生した。貸し借りの様子を見て、それを模倣する子もいた。

ある子はやりたいことはあるが明確なイメージやスキルがない。ショートケーキを作ろうとしていたのだが、ケーキの三角の立体を作れない。どのように成型したらショートケーキの形になるんだろう？と試行錯誤したが「できない」と諦める。そこで作り方のプロセスのモデルを示すと模倣して作ることができた。

「ホールケーキを作る！」と意気込んでいる子もいた。チーム内の他の子どもたちと分担して完成させることを見込んで複数の部品を作ることをイメージした。意気込みは素晴らしいが、最終形までのプランニングやコーディネートのためにやりとりすることがないので（隣の子と同じモノをそれぞれ好きなように作っている）、とにかく「部品」がたくさん出来上がる。ある程度までできたときに、「この部品はどうなるんだろう？」と問いかけ、「もうすぐ（〇時から）お店だよ」と残りの時間を知らせ、「〇〇やってみたら」と提案してプランニングを手助けして、少し製作も手伝って何とか完成して“開店”にこぎつけた。

お寿司屋さんチームは「K寿司で毎週食べている！」というお店イメージが活性化されていた。ただ、やる気は満々だが技術が追いつかず、山盛りのワサビを作ったりして、なかなかメインのお寿司が出来上が

らない。イメージ先行である。保育スタッフの手伝いもあって、いくつかのお寿司は完成した。“お店”で売るターンになると、役割を演じることに照れたり、はしゃいだりして、なかなか売り子としての役割を貫徹しないのだが、遊びとしてその状況を楽しんでいた。

ケーキを売るのはひと苦勞

自閉症スペクトラムとされている子が少ないグループである。とりわけその特性が強いAくんはマイイメージ、マイワールドを展開して製作をしていたが、「こんなの作る」、「ほら、こんなの作った」と周囲に見せてまわってもいる。とにかく自分が作ったモノを見て欲しい気持ちでいっぱいだ。

Bくんは“完璧な”イメージがあってショートケーキやホールケーキ、完成度の高い看板を製作した。ところがケーキを売る「お店」の文脈になるとアイデアやイメージがなく何をして良いのかわからない。もうこれでお店始められるの？という問いにフリーズして目を白黒してしまう。その場でぴょんぴょん飛び跳ねる。お客さん役が来ると、どうしてよいかわからないのでセリフを教えると「◎◎は250円ですよ」伝えたとおりにいうが誰も聞きゃいないし、聞かせるように注意を引くことも至難の業だった。恐らくケーキ屋さんに行った経験はあるのだが、いつどこで誰と何をしたというエピソード（スクリプト）が惹起されず、ケーキの視覚的映像はバッチリなのであろう。对人的な行為については背景に沈んでしまっていたようであったが、ここでは自分の作ったケーキを売るために何

とかしたいと思っているようで、何度かセリフを言って、ケーキをカゴに入れて渡そうとしていた。

それぞれに育っているところがあり、それぞれに苦手なところがある。他愛のない遊びのように思えるが、こうした活動は一つの小さな社会を形成している。子ども自身が生きている文脈が見え隠れする。共有できることもあれば、共有できないところもある。やりとりにズレもあるが、どうにかやりくりしてズレが修復されながら、あるいはズレたまま、遊びが展開して終わった。それぞれが試行錯誤した部分もあり、援助者としてヒントを与えた部分もある。そのバランスをどうするか、いつも考えさせられるし、悩む。とにかくこの日は「お店屋さんごっこ」でここまで楽しめるものとは思わなかったが、参加した私もまたかなり楽しんだことは間違いない。

多様なスタイルどうして共に在る

お店屋さんごっこの様子を見ていて、昔暮らしていた土地のケーキ屋を思い出した。そのオーナーは東北の生まれで、職人気質のパティシエだった。無口でお店に立つときも笑顔がない。一方でお母さんは社交的。こうした組み合わせのご夫婦には、臨床現場の仕事でもたびたび出会うことがあった。それぞれ異なるコミュニケーションスタイルがある。流暢に話す社交的な人ばかりではない。しかし、そういうふうになって欲しいと願っている親も少ないのではないだろうか。実際にそのように願っていると聞くこともあるし、言語聴覚士のところに来談するからには言語やコミュニケーションの力を伸ばしたい、とい

う思いがある。流暢に話せて社交的なことは、現代社会が要請しているスタイルに適合していると言えるかも知れない。しかし、誰しもがそうではない。前回、以下のようなことを書いた。

・・・無意識に「みんな一緒」を軸とした関わりが主体になり過ぎると、そのときの子どもの自身の中にある動機が見過ごされてしまうかもしれない。結果的に「みんな一緒」の価値観に適応的であることが優先され、生き生きとしたコミュニケーションの相互性が失われてしまうという、(療育の) 目的とは逆の作用をもたらす可能性があるのだ (対人援助学マガジン 43号)

一方、多様な者同士が共に在ることはやはりズレが大きく、苦痛を伴うこともある。自閉症スペクトラムのあるCくんはたびたび暴発を繰り返していた。クラスの子どもと関わるたびに、思うようにならないと、どうしても暴言になってしまうようだった。それを繰り返していると、周囲との関係も難しいものになってしまう。多くの子は当たり前にならぬほど過ごすことができる学校生活をかなり一生懸命頑張って過ごし、徐々に心身を消耗して大人から見ると「ちょっとしたこと」で暴発してしまう。暴発している子がいる集団で、本人だけではなく他の子どもにどう関わるのかということが悩ましい場合もしばしばある(そのつもりなく煽ってしまう子もいるし、暴発する子を怖いと思う子もいる)。多様な子がいる場のコミュニケーションはそんなに整然としたものではない。できるだけ誰しもが過ごしやすい環境設定にしていくことは進めていく必要があるが、関係性を調整することが難しい。原則的には周囲の大人

がどのような目を持って、どんな態度で集団の中の個人に関わっているのかということが重要であろう。他の子どもたちは自分以外の子どもへの関わり方をよく見ている。大人の関わり方が子どもたちのモデルとなるしメッセージとなる。ネガティブな状況での立ち居振る舞いは援助者として試される場面といえる。

他者とのやりくり算段を重ねること

こうした療育的な活動に援助者やセラピストとして参加する場合、一般的にはアセスメントをしながら関わり方を判断・決定していくプロセスがあることは自明のことといえる。しかし気をつけないといけないのは、療育の現場において、援助する立場にある者が子どもを対象化・客体化することで、暗黙裡に「障害」を前提とした関係性で二者関係を固定化してしまうことである。障害性は社会的関係の中で発生するのだ。障害を援助する(私)が、暗黙裡に問題を助長し、援助される者=障害という見方(スティグマ)を相手に与えていないとは言えない。どんなによくできた療育や教育実践であっても同様である。治療や療育の場における関係性は(信念や使命感もあって)「こうあるべき」「療育とはこういうもの」が強くにじみ出てしまいがちではないだろうかと思えてならない。

多様な他者と共に生きることは相互に主体的な関係を築くことである。客体化や対象化によって関わり合っているのではなく、主体どうしの「やりくり算段」(菅原, 1998)の反復によって関係のかたちを互いにかたちづくっている。「やりくり算段」という言葉は文化人類学者の菅原和孝

が自閉症の息子のゆっくんとのかかわりについて綴った文章の中で使われている。

…認知科学によって自閉症の「論理」がどれだけ精緻に解明されたとしても、それを頭で理解することによって、われわれのかかわりがもっと息のあったものに転化することが約束されるわけではない。子どもとともにともかく毎日を無事に（願わくば愉快地）暮らすためのやりくり算段を重ねなければならない親にとっては、いつも冷徹な臨床的なまなざしを保持することなどとうてい不可能である。彼女や彼は、専門家がもたらす無機的な「論理」をロマン的な想像力によって脚色し、そこに（広い意味での）ユーモアを吹きこんでゆかねばならないのである（菅原，1998）。

上記は私が学生の頃書いた自閉症の子どもとのコミュニケーションをテーマにした卒業論文に引用した箇所である。この文章の中にある「やりくり算段」という言葉に目が留まり、いつしか好んで使うようになった。異なる他者と共にあるかたちをつくるには「やりくり算段」を重ねる以外にない。マニュアル的に他者について理解できる幅を広げることは難しい。コロナ禍で物理的に距離を取っている今でも、それ以外の方法はないだろうと思う。

Vygotskyをはじめとする発達の社会文化的アプローチでは「個人の発達が社会的文化・歴史的な文脈から切り離すことのできないもの」であり、「個人と社会の関係」は「相互に構成し合う関係」と捉えている（朴，2011）。誰も生きている場にある文化と無関係ではいられない。「お店屋さんごっこ」の中にも、暴発してしまうCくんもそれぞれが生きている場の文脈が流れている。その場にある文化と少しのズレで

楽しめる場合もあれば、大きなズレや歪みが起きて苦悩が起こることもある。理想的には、そのズレを埋めるように制度や文化を教え伝える子育てと、1人1人の発達スタイルを尊重した在り方は両立しながら相互に文化を再構成するはずである。しかし今のところ、社会や文化への適応への視線が強く、多様性のある育ちのかたちを社会全体で包摂するまでには至っていないようである。既存の「大きな物語」の文脈に応答するのではなく、1人1人の喜びや苦悩を矮小化せずに応答することが、「大きな物語」で埋め尽くされた社会的関係を再編し、ローカルな文化を再構成する対話的關係のスタートではないだろうか。

〈引用文献〉

- ・菅原和孝（1988）「反響と反復—長い時間の中のコミュニケーション」秦野悦子・やまだようこ編『コミュニケーションという謎』ミネルヴァ書房。
- ・朴東燮（2011）「社会・文化・状況」茂呂雄二他編『社会と文化の心理学ヴィゴツキーに学ぶ』世界思想社。

かけだ詩④

そだちと臨床研究会

川畑かわばた
隆たかし

しぼむ

三度と書いて

みたびと読んでもらおう
と思つたら

二度はふたたびと読めるんだ
と気がついた

再びは二度(ふたたび)なんだ!

道路はロードだけど

これって偶然なのかな
と考えたことがあつた

名前はネームだけど
英語で綴るとナメエ (name)
じゃないか!

言葉の面白さに盛り上がりかかる

でも他の例がなかなか思い浮かばない
しぼむ

すれちがい

「ちやう(違)う)ねん ちやうねん」
と言つてから話すので
何が違うのかとよく聴いていると
何も違わない

「みんなそうやで」

と言い切つてしまうけど
たしかに多いかもしれないとしても
みんながそんなことはないでしょう

どうしても

言葉の意味と理屈を聴いてしまう
だから

相手の勢いを止めて指摘する

でも自分の言い分を際立たせたくて
勢いで使う習慣の言葉

その習慣に浸ることも
根っからじゃない関西人の憧れ

またこたわつてしまった
安心して話せない

思わせてしまったんじゃないか
文化間ギャップだと大層な言葉を弄ぶ

「絶対そうやで 知らんけど」
知らんのかい！
指摘じゃなくてツツコミか
つまり
やっぱりボケなんだ あれは

いっちょまえ(いちにんまえ)

原稿用紙に手書きしても オンラインで投稿するんだから
最初からワードで書くか

でもなかなかそこに移れない アナログを捨てきれない
…なんて大層な アナログ度は変わらないのに
…いや やっぱり書く内容が違ってくる？

ワープロ専用機は私にとって「革命」のツールだった
手書きは考えてから書く ワープロは書いてから考える
それは清書へのプロセスの負担の違い
これが大きかった だから結構書けた そして考えた
学生たちにもその恩恵のエッセンスを手渡したかった
「悲しいから泣く」んじやなくて「泣くから悲しい」
ジェームス・ランゲ説も引き合いに出して

「回答を考えてから手を挙げる」んじやなくて
「手を挙げてから考える」という秘訣を伝授した
その甲斐は何もなかった

さて ここまで手書きした ワープロに移したくなった
ここからはワード画面だが 移しながら手直しもした
手直しの負担はない そのおかげもあって
ここまでの完成度は低くないし 少しの自信も支えている
したがって 最後まで行きつく見通しも 低い山もうひと越え

やっぱり これだね 「いっちょまえ」に見えるってこと
グズグズした私の思いや考えが人前にも通用するかなって
ちよっと思わせてくれる魔法

だとすると「かけだ詩」は手書きから入ることにおいて
ワードには対人援助職でいてもらおうか

ジェームス・ランゲ説：前行に書いたとおりの説。

もう三十数年前の話。京都府の児童相談所で、団士郎さんはエプソンのラ
ップトップのワープロ専用機で液晶画面がスリットのように細いワード
バンク？を使っていた。私の周りでたぶん最初に専用機を買った新し物好
きの高橋正記さんは、プラザのピコワードから始めたんじやなかったか
な、タイプライターみたいなやつ。早樫一男さんは東芝のルポだったかし
ら、フロップディスクの前の記憶メディアがたしかオーディオテープだ
った。川崎二三彦さんはNECの文豪かシャープの書院のどっちかだった
と思う。ちなみに柴田長生さんはずっと最初からパソコン。私はといえ
ばサンヨーのサンワードで、記憶装置の機能に互換性ができてからはカシオ

のダーウイン。周りのみなさんがパソコンに移行した後も私はずっとダーウインで通っていたし、最後までそうだと公言していたが、いつのまにか一太郎の前に座っていた。

ストックく護られた記憶

過保護がダメだとか

自主性をどう育てるかとか言いますが

周りから十分に世話される

受け身の体験は大切です

赤ん坊は百パーセント世話されないと

生きて行けません

突っ張ってる十五歳のにいちやんだって

世話なんかいらねえという顔をしていても

世話されなければ心細いものです

世話されるとは

護ってもらえることでもあります

十分に護ってもらえていない子どもたちに

児童相談所でたくさん出会いました

表に出ている問題行動や症状が何にしる

少しでも護られている感覚ができてきたら

子どもたちは変化するのです

それはそうでしょう

生きていくのが大変なことって何歳でもありますから

周りが自分のことを護ってくれなかったら

自分で自分を護らなければしょうがありません

でも自分を必死で護っているときには

そのことだけで頭も身体もいっぱい

自分勝手まっしぐらです

周りのこととか先のこととか他のやりかたとか

いろんなことを考える余裕なんてありません

大人でもたいへんなことを子どもがやっているのですから

自分を護る行動はいつそう問題行動になってしまいます

自立とは

どんな状況でも一人でやっていけることではなく

必要なときには他人の力を借りられることです

その力をつけ発揮できるためにも

世話してもらい

護ってもらい

受け身の心地よい感じを知っておくことが大切です

夕方の居間

子どもがお母さんにこっぴどく叱られている

もう許してやれよ　そこまで言わんでも…
部屋の隅の方で黙って新聞をひろげている
お父さんの手に力が入り汗がにじむ
子どもを救ってやりたい
でもそんなことをすると火に油を注ぐ

そんな妹の状況を横目で見ながら
寝そべってマンガ本を読んでいた姉
わが身にも火の粉のとぶ危険を察知したんだろう
散らかした本とランドセルを素早く両脇に抱え
一目散に二階へと駆け上がっていく
感激した

状況をみてわが身をまもる機敏な動き
ちゃんと育ってるじゃないか

そんなことを思っていると

叱られている妹のほうも叱られ強い

涙をこらえ

すべきと言われたことを今度は頑固にしている

そして嵐は去った

妹も偉かったし

お母さんも偉かった

そしてお姉ちゃんも偉かった

最後にお父さんも偉かった

だって

すぐに子どもを救いにかからなかったから

しんどかったけど

たまりかねての言い分

俺めっちゃ腹立ってんねん

どうしたどうした

俺わるいことばかりやっつとるやん

自分でわかっているんや

わかっつとるわい　馬鹿にしとんのか

してへんけどさあ　それで

こんだけわるいことやっつとんのに

うちの父ちゃんと母ちゃんなあ

やめとけとかどうとか

俺に何も言わへんねんで

そんな無責任な親っておるか！

ああそうなんか　それで腹立つとるんやな

木の絵を描かせても紙から大きくはみ出す

中学生の男の子

凶体も大きいその子の口から飛び出した

素直で可愛らしい　そして切実な願い

周りから一目おかれて

ヒーローみたいに祭り上げられ

自分でも舞い上がっているところがあつて

引っ込みがつかない

父ちゃんと母ちゃんが

やめとけとかどうとか言ったとしたら
きつと反発は大きかろう
でも 糸の切れそうな風の
俺どこかにとんで行ってしまおう！
という不安も大きかろう

お前のおるところはここや
ここでちよつとはおとなしゅうしとけ！
自分を地面に引きずり下ろしてくれる力：
それをこの子は父母の養育力だと
捉えているらしいところが
可愛らしい

普遍的意識

僕が始めても
みんなは始めない
一人が変わっても
何も変わらない
一人からしか始まらないという
理屈はわかるけど
一人から始めても
一人で終わったりして

第一
広めようなんて思わない
勝手に一人でやったらと
言われるのが関の山

そう
君はスターじゃない
みんなが振り向くカリスマじゃない
ただの一人のふつうの人

そして
周りのみんなもふつうの人たち
一人が変わっても
何も変わらないと思っているみんな

だとしたら
君が始めようと思うときには
同じように思う人がみんなの中にきつといる
広めようなんて思わなくても

そんなふうには
君がまだ見つけられていない回路はないか
一人のことは一人のことでない
同時代の生物としての人間たちの可能性

ブルーグレーの肖像

当事者から見たHSPの日常

天川 浩

第四回 おそらく…あるいは

三日坊主の私が、四回目の寄稿を執筆していること自体、この世の奇跡というべきではなかろうかと思いつつ、今回も、この奇異なる性格、性質「HSP」について、述べていきたいと思いません。

HSPじゃなかったらよかった…以前にも書きましたが、それが私の正直な気持ちです。

しかし、右手は右手以外の何物でもないように、爪が指先にしか生えないのが普遍の真理であるように、私がHSPであることは私がこの宇宙に生み出された瞬間から動かしがたい事実であるようです。

自分がHSPであると気づいている方々は、概ねそういった気持ちで、自分の性格と、すすんで付き合おうが、否応なしに連れて歩こうが、HSPと付き合っていることでしょう。

HSPの性格を持つ人の中には、社会的に大きな成功を納めている方がたくさんいらっしゃいます。

人には真似できない敏感さは、誰にも勝る武器だ。外に出た瞬間に、世界の雰囲気は頭の中に入り込んで、予言めいたことをできる私は、なんてすごい超人なんだ。

私には、こう思って成功を納めている方を、本当に幸運な人々だと思います。

こういった成功者側のHSPの人の著書はたくさんあります。

「私と同じHSPである読者のみなさんも、私と同様にものすごい能力があるのです！！」

だいたいこういうことが書いてあります。私はこういった読者に幻想を抱かせる書物にいささか疑問を持っています。何故なら、彼らの生活習慣を真似したからといって、急激にHSP気質による息苦しさ、生きづらさから解放される訳ではないからです。それは、たとえ仏教に帰依し、生涯を釈迦の教えの実践に勤め、ダンマパダ(法句教…釈迦の教えを短詩篇にし理解しやすい形にしたもの)を隅々まで諳んじられた者がいたとしても、彼らが釈迦自身になれる訳がな

いのが事実であるのと同じなのですから。しかし、ある種のインスピレーションや共感を得ることには違いないと思います。例えば、実質的な、方法などは、参考にすべきであるからです。基本的なこと、つまり、明るすぎるからサングラスをする、うるさすぎるから耳栓をする。こういったことは、実際に日々のダメージを和らげてくれるため、積極的に取り入れるべき点であります。

しかし、彼らのライフスタイルは千差万別です。それは著者たち自身も十二分にわかっているつもりなのでしょう。生まれ落ちる国が違えば、言葉も習慣も違う。親が違えば人格も変わる。つまりは、人として生を受けたということは、人の数だけ人生が存在する、HSPの数だけ、彼らがカスタマイズできる人生があって、本人にしか、それは体験できないからである。

うつ病や双極性障害、等の精神疾患なら、投薬治療もできる。医者の見立ても付く。しかし、それは病気であると宣告されることであり、本人に大きなダメージを与える時がある。

HSPは疾患と認識されてはいない。私は前述で、疾患に認定されないデメリットを説いている。しかし、物事には表と裏、光と影が存在するように、疾患とみとめられていないメリットも同時に存在している。だから、生き方や、考え方も重要になるが、HSPとしての人生に慣れる『練習』が必要になってくる。例えば、格闘技などのスポーツは、痛みやダメージに耐える訓練を日常的に行っている。打撃を受ければ、必ずや、ダメージがある、それをわかった上で、ダメージに耐える、あるいは、慣れることで、スポーツを成り立たせている。

HSPであるということは、常に格闘している状態に近い。しかも、HSPの人間達はそれに気づくことはあっても、ダメージ耐性を身に着ける訓練をしていない、あるいは、できない者達が大半であると言える。

しかし、裏を返せば、練習により、対応を脳に記憶させることで、ショックを和らげ、普通に近い生活を送ることができる。それは、かなりの努力と時間を要してしまうため、皆、それにためらい、なかなか練習する気になれないのが事実であるが、慣れることを獲得する価値は相当ある。

そもそも、生きることは、何かしらの訓練のようである。生まれてから、死ぬまで、事あるごとに何か壁にぶち当たり、それを克服していく。克服できたら、それを定着するように、繰り返していく。それが人というものであり、人である以上はそれを避けて通れないのかもしれない。

HSPが生きるということ

おそらくHSPの人間は、非HSPの人間よりも、克服することが多いのは確かだろう。めんどくさい性格という風に表現してきたが、その理由はそこにある。

そもそも人間は、生きる上で、少しでも作業が楽になるように、いろいろと思考錯誤してきた歴史がある。こと農耕文化が定着したこともあり、農耕技術は革新的な改善が数々なされてきた。それは、すべて楽ができるように改善されてきた歴史であると言える。

種をばらまくよりも、一列で、等間隔に種まきする方が一回の収穫量も安定し、収穫効率もよくなる。その発想から手押し車から、定量の種が落下する道具が出来上がった。畑を人力で耕すのは重労働であり、人手も足りないので、馬に引かせる鋤が發明され、現代に至ってはトラクターが開発されてきた。

これは全て、楽をできるように改善に次ぐ、改善を重ねてきた結果なのである。

HSPとして生きることにも、是非、この『楽をする』という概念を持って望むのが良いと考える。

前章で、HSPに慣れる練習をすると述べたが、楽をするための練習であると思って頂いたら良いかと思う。HSPは取り越し苦労が多く、いろいろなことにアンテナを張り巡らしているのも、毎日、楽ではない。ボーっとしておけ、と言われても、単純にボーっとできない時もある。常に予期不安と戦い、感覚過敏をやり過ごして、日々生活していかなければならない。

この事を楽にするというのは、一体どういうことかと言うと、例を挙げてみたい。

たとえば、衣服の選び方などだが、何せ感覚過敏なので、ざらついたものや、チクチクする生地は避けなければいけない。化学繊維も、以前よりは改良され肌触りの良いものが増えたが、化学物質に過敏な人であれば、当然避けなければいけない。

避けなければいけない×＝避ければよい○

と考えれば、デザインの好きなものの中から、綿や麻など、自分好みの品物を手に入れば良いのである。良い時代になったもので、デフレは当然、世の中の仕組みとしてはダメなものだが、全ての品物を安価で手に入れることが可能になっている。ほとんどの素材がほぼ均一であると思っても良い状態である。脱線してしまうが、私はファストファッションがすきである。以前はファストファッションも、『カジュアルすぎる』『遊び着』などと思われる部分があったが、現在では、ユニクロ、GUなどでも、オフィスに着ていけるコンセプトで作られた製品が多数、展開されている。多くの社会人が、実際にそれを着て、入社している。これはHSPにとっても好ましい状況であると言える

時代の流れは、いつも味方してくれる。これは私の基本的な考え方だが、技術も知識も昨日より今日、今日より明日、と、ドンドン研究され、開発され、改善していく。

以前なら、少し変わったもの、いわゆる汎用・量産品以外のものを、求めると、どうしてもコストがかかってしまうのだが、現在は、よほど特殊な素材や製法の商品でなければ、量産品と大差ない値段で手に入れることができる。これはHSPの人間にとっては、とてもありがたいことである。

このように、少し、工夫と労力が必要となるのだが、後々、快適に過ごすことが可能になるのである。ストレスは少しでも減れば、生活すること自体が楽になってきます。

世の中においても、HSPは少しずつ認知されつつあります。これは、10年前では、考えられなかったことです。HSPは研究されはじめたばかりと言っても過言ではありません。私たち、HSP一人一人が、行っている生活の知恵などが集約されれば、それを利用して、生活を快適にしていくことも可能です。もしかしたら、私がやっている、生活を楽にするアイデアが一般化する日もくるかもしれない。そう思って過ごしてみると、HSPでいることも、ほんの少し意味があることなのかもしれないと思えてくる。

次回は、HSPと好奇心について、書いてみる予定です。

応援、母ちゃん！

～子育てしながらはたらく母親たちの日常～

4

－ コロナ禍での妊娠と対人援助の仕事 －

たまむら ふみ

玉村 文



新型コロナウイルス感染症の流行が本格化した令和2年4月以降の、妊娠届の届出件数が厚生労働省のHPで発表されています。妊娠届とは、地方自治体が妊娠

している者を早期に把握するための制度です。妊婦が医療機関受診時にもらう妊娠証明書のようなものを役所に提出して、それによって母子健康手帳の交付や妊婦健康診査、両親学級、産前産後サポート

事業などの母子保健サービスを受けられることになります。

ただでさえ少子化で年々妊娠届が減少していますが、令和2年4月以降の件数をみると、コロナ禍で「妊娠控え」が起きていることがわかります。具体的には、令和2年4月は前年同月比で、0.4%減、5月は17.1%減、6月は5.4%減、7月は10.9%減となっており、その後も前年同月比では減少しています。

そんな中、わたしは令和2年9月に妊娠がわかり、妊娠生活を送ることになりました。うちは第二子について特に計画していたわけではなく、妊娠の可能性は頭の片隅にあったものの、第一子の子育て、家事、仕事に追われていました。そんな中、体調不良を感じ、もしかして？と検査したところ妊娠検査薬で陽性。驚きました。産婦人科にかかって予定日を聞くと、2021年5月。第一子とちょうど2歳差になります。コロナ禍で、妊娠届が減った年に妊娠・出産体験ができるのだと思うと貴重に感じ、この間に起こったことや考えたことなどをまとめておこうと思います。

妊婦検診について

コロナ対策として、妊婦一人での受診が原則となっています。これまでは、夫同伴や、上のお子さんを連れて待合室で

待っている妊婦さんも多かったのですが、コロナ禍では妊婦一人での通院。待合室でのおしゃべりはなくなり、しーんとしているなか、設置してあるTVからはコロナに関するニュースばかりが流れてくる空間でした。わたしが通っている病院は、産院でもあり、1階が診察、2階・3階に分娩室、入院部屋、食堂などがある造りになっています。これまでは、2階・3階で入院している女性や赤ちゃんとの面会ができていましたが、コロナ禍においては禁止となりました。わたしの幼馴染が12月に同じ産院で出産したのですが、面会はできないため、病院に行った時に顔を出すこともできず、おとなしく妊婦検診だけ受けて帰宅しています。妊婦検診の項目や内容は、体重測定、血圧測定、血液検査、エコー検査等、特に第一子の時と変わらず、そこはコロナの影響はありませんでした。

両親学級について

妊娠が判明し、予定日がわかると、役所において妊娠届を提出して母子手帳をもらえます。検診の補助券もその時にもらえるので、母子手帳をもらった後の検診は費用負担がぐんと減って経済的には非常に助かります。わたしが通っている病院は現金支払いのみ。カードや電子決済が使えません。コロナ禍やそれ以前からの電子決済ブームで、現金をあまりも

たなくなっていますが、特に補助券がもらえる前は保険適用外なのでお財布にまとまった現金を用意しておく必要がありました。

どこの自治体でもそうだと思うのですが、母子手帳を交付されるときに、保健師さんと面談がありました。そこでは、妊娠への不安やパートナーとの関係、産後のサポート体制など、聞き取りがなされ、支援の必要な方々のスクリーニングにも役立つ場になっていると思います。わたしが住んでいる自治体では、コロナ対策として両親学級の対象が変わり、初めて妊娠出産する方のみ限定されました。両親学級とは、母親学級という名称で開催されているところもあるのですが、保健師や助産師など専門家から、妊娠中の過ごし方、出産の流れ、赤ちゃんのお世話などの基本的な知識を教えることと、同時期に出産することになる女性達の横のつながりをつくって出産後の仲間づくりの意味合いで自治体や産院で開催されています。

わたしは、第一子を妊娠しているときは、横浜市神奈川区に住んでいたのですが、神奈川区役所で開催されていた両親学級に参加した思い出があります。2年前ですが、平日にもかかわらずわたしの夫も含めパートナー同伴の方も3割ほどいました。そういう意味で、両親学級という名称になっているのだなとわかりました。出産後、両親学級で知り合った方と再会してお話ができたりして、両親学級の参加者同士の横のつながりづくりの効果を実感することになりました。第二子の妊

娠中であるわたしにとって、そうした場への参加がコロナ禍ではできなくなりました。

職場と妊婦

検診と母親学級以外だと、妊娠して大きく変化せざるを得ないのが職場。職場に報告をして、産休の手続き等調整が必要になってきます。社会的には、妊娠・出産を機に退職されている女性も多く、内閣府の2018年度レポート「共同参画」からは、第一子出産を機に46.9%が離職しているというデータもあります。わたしの場合は、就業継続希望でもあり、第一子出産後、育休を経て復帰したという経験もあったので、仕事を続けることを前提に、妊娠報告・手続きをすることにしました。

第二子の妊娠が、時短勤務中だったこともあってか、労働時間も内容も負担なく仕事が続けられました。むしろ職場の配慮の方が上回ってしまい、もう少しできるなと感じていても仕事がまわってこないことが悩みでした。

対人援助の仕事は、人との関わりがベースで、事務のような定型的な仕事とは違って、非定型的な関係性をベースとした支援です。それゆえに支援スキルの維持・向上は日々必要で、実践から遠ざかることで鈍ってしまう危機感をもってい

ました。同僚の一人も、コロナ禍で相談室が閉所になったことで、相談援助の感覚が鈍ったように思うと話していました。というくらい、対人援助の仕事は、スキルだけではなく感覚も使っていて、実践で鍛えられていくものの中にそれも含まれていると思います。

今回の妊娠報告で、3月までの勤務ということが予めわかることで、妊娠判明以降、支援の仕事のメンバーにわたしは入らなくなりました。もちろん支援を受ける側の利益が第一であり、いち労働者の支援スキルや支援の感覚を鈍らせないことが優先されないのはわかります。でも、なにかモヤモヤするのです。産休に

入る前提の職員に対するマネジメント側の理由もわかるなあと思うのと、来年復帰するときにできるだけスムーズにできるようにという気持ちもあって、自己不全感をもちながら日々、定型的な仕事に取り組んでいます。そこで思ったのは、当事者になるのって大変。権利主張しないのも、モヤモヤ状態のままにしていることになり、自分の権利や意見を伝えても後々の禍根を残さないようにしたい。当事者が実感をもって伝えていくことで変わってゆくこともあるでしょう。ただ、当事者の感情との折り合いをつけることが難しい職場という環境では、代弁者や味方を見つけておくことが重要だと痛感しています。

篠原ユキオ

1948年 東大阪市生まれ
京都教育大美術科卒
京都精華大学名誉教授
(公社)日本漫画家協会参与
FECO JAPAN 会長

捕らえられたグリコランナー

『とらえられた宇宙人』の写真は、有名な1枚である。長い間、宇宙人ネタとしてまことしやかに語られる事が多かった。実はこれは1950年に、ドイツケルン市のある雑誌が4月1日の

ケルン市のある雑誌が4月1日の創刊号にあわせて掲載したエイプリルフールの企画モノだったのだそう。外国のエイプリルフールネタは日本ではみられないスケールの大き

い物をよく見聞きする。しかし現代は、膨大なネット情報の中に無数の悪意に満ちた嘘が散りばめられていて、笑い話で済ませられない状況を作っている。





A-3

罨

UFOと妖怪はその存在の不確かさから、いつの時代にも人々の好奇心を刺激してきた。

人類が月や他の惑星にロケットを着陸させる時代になっても、UFOはいまだに『未確認』のままである。UFOと呼ぶようになったのは日本テレビの矢追さんの特番からだと思うが団塊の世代にとっては『空飛ぶ円盤』という呼び方が懐かしい。

定版のアダムスキー型空飛ぶ円盤は後年、アメリカ製のランタンの部品であるという証拠を突きつけられるのだが、それでも多くの漫画家たちはこの形を描いてきた。

そしてUFOはこれからも『未確認』のまま、人々の心を惹きつける。妖怪と同様に、人は得体の知れないものに恐れを感じながらも、惹き寄せられてしまうのである。

擬似餌

昔、フライフィッシングにハマった事がある。

ブラビ主演の映画に魅せられてのことだが、遂にはオリジナルのフライ（擬似餌）を自作するようになった。そのフライで釣れた時の嬉しさはひとときわ大きいのだが、竿を振った時に糸が後方の木の枝などに引っかかってしまい、糸が切れて持っていないかされた時などは、作品を取られた気分になったものだ。

そんなわけで各地の溪流傍には今もいくつかの僕の作品が残されている。



近年、ゲートボールをする老人たちの姿をあまり見かけなくなった。

高齢者にはうってつけという事もあってお年寄りのスポーツとして定着し全国に広まったものだが、そのゲートボール人口が急激に減っている。原因は競技世代の高齢化かとも思ったが違うようだ。

修行中

年寄りのスポーツというイメージを嫌がる元気な老人たちはテニスや卓球など他のスポーツを選ぶようになった事、五人単位のチームプレーというスタイルのためにトラブルにつながる事が頻繁にある事が一番らしい。

老化による協調性の欠如や怒りのコントロールがきかない『キレイやすい老人』が増えている事を考えるとさもあらんと思う。

まさに『心・技・体』の三拍子が揃わないとなかなか難しい競技のようである。



見る

小学校4年生の頃だったと思う。親にねだって顕微鏡を買ってもらった。それまではちよっと大きな虫めがねで見える程度のものであった世界が一気に何百倍にも広がった。自分の周りがある物を片っ端からスライドガラスの上に乗せて覗き込んだものだった。当然のことながら肉眼で見ているものとは全く違う形や色がそこにある。物を認識するのはそれぞれの見え方によって違うのだが、人は自分の目で見ているものだけが全てだと思ってしまうものである。いろんな目を持つことの大切さを最近あらためて感じさせられる事が多い。



F-50号

壁ドン

高校生の時の日記が残っている。当時の想いを拙い文章とイラストで描いている。

人間関係や進路や学校生活や：誰にも話すことのなかった当時の自分がそこにある。

読み返してみるとその多くが同じ学年にいた家内の事を描いたものであり、イラストはいつも彼女の顔を描いたものだった。

しかし家内にその想いを伝えたのは大学卒業前の22歳の冬だったから7年近くその想いを心の中に秘めていた事になる。

この日記帳にはびっしりとその頃の想いが詰め込まれている。

24歳で家内と結婚して、彼女が亡くなるまでも、それは一度も話したことも見せたこともないまま学生時代の荷物の中にしまい込んでいる。

昨今の恋愛ドラマのように、街中で大声で『君が好きだ!』とは絶対に言えないシャイな昭和世代には、こうして好きな女の子への想いは、人目の無い路地裏の壁に描く落書きが精一杯なのである。

キャリアと文化の心理学

(3) オートエスノグラフィーの特徴と主流の方法論

土元哲平

はじめに

2021年1月2日～1月3日、オートエスノグラフィーとナラティブについてのシンポジウム("International Symposium on Autoethnography and Narrative; ISAN")が開催された。新型コロナウイルスの影響もあり、ビデオ会議ツール ZOOM を用いたオンライン上での開催であったが、私(筆者)にとっては願ってもないチャンスであった。私自身、博士論文研究でオートエスノグラフィーを行ったが、Ellis 先生が中心に活動されている学会には、参加した経験がなかった。ISAN 開催の知らせを Facebook 上のグループ International Association for Autoethnography and Narrative Inquiry (IAANI) (旧 : Doing Autoethnography) で発見し、「自己と質的研究会」の仲間も誘って、参加したのであった。なお、「自己と質的研究会」とは、私が 2018 年から続けているオートエスノグラフィーの国内研究会である。

シンポジウムといっても、規模としては学会といっても差し支えないほどの盛り上がりだったと記憶している。Tony Adams 氏の Facebook 上での投稿によれば、230 以上の参加者、20 か国以上、そして 10 以上のタイムゾーンからの参加があったという。EST/米国東部標準時での開催であったため、日本から当日のセッションに参加する場合 23 時～となった。結局、当日のセッションは、Ellis 先生・Bochner 先生のワークショップを拝聴しただけであったが。オートエスノグラフィーの歴史、どんな場所で執筆するか?、どのようにオートエスノグラフィーを書くか、など、実際的な議論ができ大変興味深かった。なお、研究発表自体は Youtube 等の動画サイトでプレゼンテーションを

事前に公開している方がほとんどであったため、いくつか視聴することができた。芸術(中には折り紙を使ったものもあった)、詩、ドキュメンタリー的なものなど、様々な媒体で個人的な語りが表現されており、大きな刺激を得ることができた。

さて、今回から、オートエスノグラフィーの基本的な内容を整理していく。まずは、オートエスノグラフィーを簡潔に説明した上で、現在行われているオートエスノグラフィーの主流の方法論を見ていきたい。

オートエスノグラフィーの特徴

オートエスノグラフィーにとってまず重要な前提は、この用語が特定の「研究方法」や「手順」を指すものではないということである。そうではなく、この語は学問領域や研究アプローチの総称として言及されるものである。

オートエスノグラフィーは自叙伝的な特徴とエスノグラフィー的な特徴を持つ(Ellis, Adams, & Bochner, 2011)。つまり、個人的経験を記述・分析する(自叙伝的な特徴)ことを通して、それらの経験が埋め込まれている文化を理解していく(エスノグラフィー的な特徴)という志向がある。また、autoethnography を、auto、ethno、graphy という3つの要素でも考えることができる。例えば、Adams & Herrmann (2020)はオートエスノグラフィーを次のように定義している。

オートエスノグラフィー的なプロジェクトとは、「自分らしさ・主観性・個人的経験」を、ある1つのグループあるいは文化における「信念・実践・アイデンティティ」の「記述・解

「積・表象」を行うために用いるものである(p.2: カギ括弧は引用者)

なお、この定義の原文においては、「自分らしさ・主観性・個人的経験」が auto、ある1つのグループあるいは文化における「信念・実践・アイデンティティ」が ethno、「記述・解釈・表象」が graphy というオートエスノグラフィーの構成要素を示している(Adams & Herrmann, 2020)。

オートエスノグラフィーの主流な方法論

さて、オートエスノグラフィーには、現在2つの主流の方法論がある。これを整理すると図1のようになる。以下、これら2つの志向について述べていく。

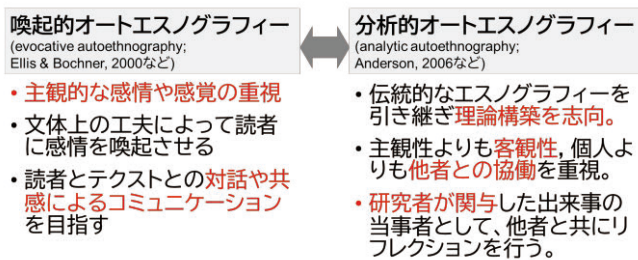


図1 オートエスノグラフィーにおける主流の方法論

喚起的オートエスノグラフィーにおいては、研究者の主観的な感情や感覚が重視される。また、単に自己の経験を記述することを目的とするものではなく、論文の読み手が「読者が、自分の視点から、自分の生活経験に由来する観点から、対話へと参加できる」(Ellis & Bochner, 2006/2000, p.148)ことが重要である。つまり、読者が自らの経験を内省したり、感情を喚起することを目指す。この意味で、オートエスノグラフィーは、テキストと読者との対話を促す媒体として位置づけられ、その表現は文学的・芸術的なものとなる。例えば、他者の物語を読むことで、共感できる部分もあれば、反感を持つ部分もあるかもしれない。そのようにして、論文では成し遂げづらい、読者との対等な関係の中で、対話的に知が生成されるプロセスが

重要なのである。

喚起的オートエスノグラフィーとは対照的に、分析的オートエスノグラフィー(Anderson, 2006)では、主観性よりも客観性、個人よりも他者との協働を重視している。また、伝統的なエスノグラフィーを引き継ぎ、理論構築を志向する。分析的オートエスノグラフィーの鍵となる特徴は、(1)完全な成員としての研究者(Complete Member Researcher)の状態、(2)反省(再帰性)への持続的な注意、(3)研究者の自己物語の可視性、(4)自己だけでなく“データ”や“他者”との対話、(5)理論的分析への献身、であるとされる(Anderson, 2006, p.378の表現を一部変更)。分析的オートエスノグラフィーは、「個人」に焦点化しすぎないために、「完全な成員としての研究者」としての内的視点や、研究プロセスにおける他者との協働的な内省を強調する(Anderson, 2006)。

オートエスノグラフィーの方法論の広がり

喚起的オートエスノグラフィーと、分析的オートエスノグラフィーの両者は排他的で分離されたものというより、連続体(スペクトラム)とみなされている(Allen-Collinson, 2013; Chang et al., 2013)。したがって、現在では、ほとんどのオートエスノグラフィーが「喚起-分析」という連続体のどこかに位置づくと考えられている。

一方、2000年以降、様々な志向を持ったオートエスノグラフィーの方法論が登場している。例えば、2人の研究者が対話的にオートエスノグラフィーを記述するデュオエスノグラフィー(Norris et al., 2012; Sawyer & Norris, 2013)や、複数人でオートエスノグラフィーに取り組む協働的オートエスノグラフィー(Chang et al., 2013)などがある。これらの新しい方法論は、それぞれが異なる志向を持つため、「喚起的」か「分析的」と単純に整理することが難しくなりつつある。したがって、今後はそのような方法論の広がりを踏まえたオートエスノグラフィーの展開可能性を考えていく必要がある

といえる。

Sawyer, R. D., & Norris, J. (2013) *Duoethnography*.
Oxford University Press.

まとめ

本稿では、オートエスノグラフィーの主流の方法論である、喚起的オートエスノグラフィーと、分析的オートエスノグラフィーについて整理してきた。それぞれの方法論が、オートエスノグラフィーにとって重要な側面を示しているが、現代においては、この2つに限らず様々な方法論が試みられるようになっている。

引用文献

- Adams, T. E., & Herrmann, A. (2020). Expanding Our Autoethnographic Future. *Journal of Autoethnography*, 1(1), 1-8.
- Allen-Collinson, J. (2013) Autoethnography as the Engagement of Self/Other, Self/Culture, Self/Politics, and Selves/Futures. In *Handbook of Autoethnography* (pp. 281–299). Left Coast Press.
- Anderson, L. (2006) Analytic autoethnography. *Journal of Contemporary Ethnography*, 35(4), 373–395.
- Chang, H., Ngunjiri, F., & Hernandez, K.-A. C. (2013) *Collaborative autoethnography*. Routledge.
- Ellis, C., and Bochner, A. P. (2000) Autoethnography, personal narrative, reflexivity: Researcher as subject. In N. K. Denzin and Y. S. Lincoln (Eds.), *Handbook of qualitative research* (2nd ed.) Thousand Oaks, CA: Sage, 733-768. 藤原顕(訳) (2006) 自己エスノグラフィー・個人語り・再帰性—研究対象としての研究者. 質的研究ハンドブック 3 巻. 北大路書房, 129-164.
- Ellis, C., Adams, T. E., & Bochner, A. P. (2011) Autoethnography: an Overview. *Historical Social Research/Historische Sozialforschung*, 36(4), 273–290.
- Norris, J., Sawyer, R. D., & Lund, D. (2012) *Duoethnography: Dialogic methods for social, health, and educational research*. Left Coast Press.

フランスのソーシャルワーク 第3回

フランスの児童福祉の仕組み - どのように子どもの権利を守ろうとしているか

安發明子(在パリ ライター/通訳)

フランスの児童保護の特徴は「予防」と「司法の利用」といえる。子どもの権利を守る役割を課された専門家が教育機関や地域に配置され、全ての子どもを確認し、さらに子どもをよりよくケアできるよう親にも「親であることを支援する」仕組みを国家戦略として用意している。国が専門家を通して福祉を実現しようとしている。

子どもの意思を守るため、そして専門家の視点も反映させるために司法が積極的に利用されている。施設・里親措置となる子どもの9割が裁判官命令だ。

「虐待」という言葉は使われず、保護の基準は「心配=子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされていたり、子どもの教育的・身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」とされている。つまり不登校や家出や性的ビジネスも対象となる。

調査先はパリ市と、その北にあるセヌ・サン・ドニ県なのだが、思春期以降の保護理由は親子ゲンカが一番多いとされていて、安心して家出できるシェルターなども配置されている。「子どもの権利を守ること」をフランスはどのように解釈し、そのためにどのような仕組みを用意しているか。調査し考察した。

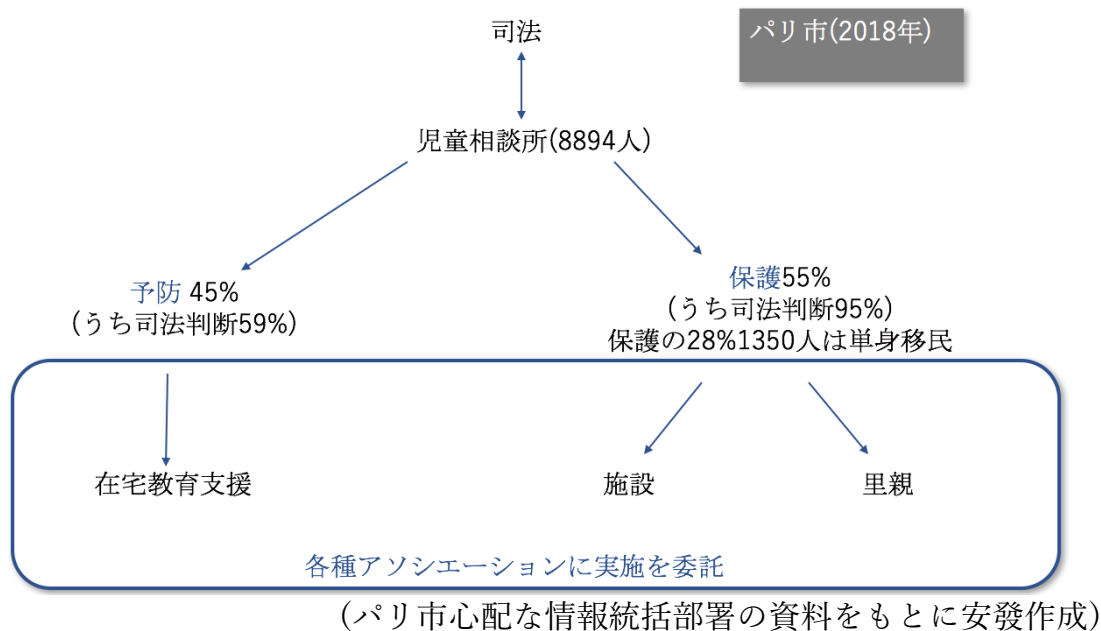
1. 「家族と子どもの支援」と「子どもの権利」 265
2. 「全ての子どもと親を支援」することで予防している 268
3. 子どもを保護する基準と「心配な情報」 273
4. 保護の前提としての家族への支援 277
5. 未成年が選べることのできる福祉が張りめぐらされている 286
6. 一時保護の目的は安全確保だけでなく解決方法の模索 290
7. 警察の未成年保護班は裁判官の目 292
8. 親であることの支援により家庭外措置がなくなる未来 295

9. 複数の大人で子どもを育てる.....	302
10. 子どもと同じだけ親も他の兄弟も支援する在宅教育支援.....	304
11. 里親と養親.....	306
12. 家族、親子関係の中での子ども.....	310
13. 近年の傾向と課題.....	312
引用.....	315
職業、サービス、機関の説明.....	316

1. 「家族と子どもの支援」と「子どもの権利」

フランスの司法関与はヨーロッパの中でも高い方であると言われている。
 パリ市でも家庭外措置の決定の95%は裁判官が決定し、親が同意した措置は5%のみである。

図：パリ市の児童相談所フォロー数とその内訳



法律は全国に適応されているが、予算は県ごとに組まれている。
 児童保護の範囲は妊娠中から18歳まで、また契約を結ぶ形(CJM Contrat Jeune Majeur)で21歳までを支援する。なので妊娠中の女性の保護は児童保護措置としておこなわれる。

児童保護で提供する支援のもととなっている法律は以下である。
社会福祉家族法 **Code de l'Action Sociale et des Familles (CASF)**

CASF Art. L.112-3¹

児童保護は子どもが根本的に必要とするもの、すなわち
子どもの身体的・愛情・知的・社会的な成長を支え
健康・安全・精神・教育が守られること、
それらを得る権利が尊重されることの保障を目的とする。

同じ条文の続きにこの児童保護についての調査の方法も細かく書かれている。

CASF Art. L.112-3 (続き抜粋)

- 家族の持つ資源と子どもの置かれた環境についてまず働きかけをおこなう。
- 親が直面している困難を理解すること、そして安心して利用できる状況に適した支援を紹介すること、紹介だけでなく実行し親が教育的責任を全うできるよう支える。
- これら一連の手続きについて子どもは自分に関する決定に参加する。

家族の持つ資源と子どもの置かれた環境についてまず働きかけをおこなうと書かれているので、調査だけでなく提案など働きかけが求められていることがわかる。

そしてそこには親が直面している困難の理解をすること、そして安心して利用できる「状況に適した支援の紹介だけでなく実行し」親が教育的責任を全うできるようになるよう支えること。つまり暴力のあるなしの判断だけでなく、親は何に困っているのかについて知り、それに対して支援が軌道に乗るまで試行錯誤するところまで求められている。

ちなみに日本の現場では「養育能力の低さ」という言葉を聞くのだが、フランスでそのような表現は聞かない。それは、養育能力を引き出すことが福祉職のミッションだからだ。

¹ CASF Art. L.112-3 : La protection de l'enfance vise à garantir la prise en compte des besoins fondamentaux de l'enfant, à soutenir son développement physique, affectif, intellectuel et social et à préserver sa santé, sa sécurité, sa moralité et son éducation, dans le respect de ses droits.

- S'appuyer sur les ressources de la famille et l'environnement de l'enfant.
- Elles impliquent la prise en compte des difficultés auxquelles les parents peuvent être confrontés dans l'exercice de leurs responsabilités éducatives et la mise en œuvre d'actions de soutien adaptées en assurant, le cas échéant, une prise en charge partielle ou totale de l'enfant.

Dans tous les cas, l'enfant est associé aux décisions qui le concernent.

フランスでは「親であることの支援」と言うが、子どもが学校で注意散漫であったとしたら、それは家庭内の不具合によるものだから子どもへの働きかけよりもまず家族全員の不具合に対し支援をすることで子どもの状態は自然とよくなるという考えである。

これら一連の手続きについて子どもは自身に関する決定に参加すると書かれている。

子どもが権利の主体であることが確認されている。

CASF Art. L.112-4²

子どもについての全ての決定において、
子どもの利益、
子どもが物質的、知的、社会的、及び情緒的に必要とするもの、
子どもの権利、が優先される。

支援の考え方としては以下の優先順序であるということがわかる。

1. 予防
2. 家族の支援
3. 予防と家族の支援では足りなかった場合のみ一部または全面的な子どもへの関与

予防として県は3つの役割を任されている。(Ministère, Guide pratique)

- 周産期における予防
- 教育上の困難の予防
- 若者と家族への特別予防活動

フランスでは以前は放棄された子どもが児童保護の対象であったが、1889年の法律で道徳的に放置されている(moralement abandonné)子どもも保護の対象となり、いわゆる虐待を扱う最初の契機となった。子どもの健康、安全、精神が害される場合の、親権喪失や一部剥奪を初めて定めた。

予防は 1989 年の「児童保護のため不適切な扱いを予防するための法律³」からのソーシャルワークの流れであるが、さらに 2007 年の法律で強化された。背景としては、2005 年に虐待事件が相次いで報道され、一般層の知識不足、親権が強すぎることを、専門職間の情報共有が不足していることを受けて 2005 年に各分

² CASF Art. L.112-4 : L'intérêt de l'enfant, la prise en compte de ses besoins fondamentaux, physiques, intellectuels, sociaux et affectifs ainsi que le respect de ses droits doivent guider toutes décisions le concernant.

³ Loi 89-487 du 10 juillet 1989 relative à la prévention des mauvais traitements à l'égard des mineurs et à la protection de l'enfance.

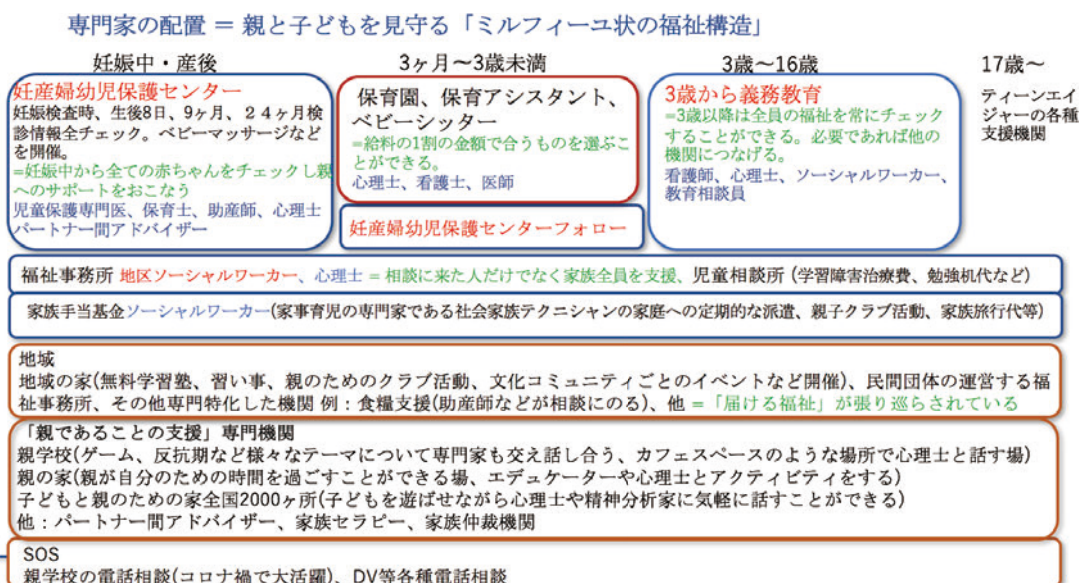
野の専門職 100 人が政府に要望書を提出した。予防強化、家庭内を支援することで施設措置を減らし裁判官関与も減らして家庭内で子どもが暮らせるようにすること、心配な情報が確実に集まり適切な調査がされることを要望し実現した法律だった(Verdier, 2007)。

2007年の法律
不適切な扱いを受けた子どもへの支援
→リスクに瀕する可能性がある全ての子どもへの支援
→全ての子どもと親への支援

2. 「全ての子どもと親を支援」することで予防している

福祉の対象を全ての子どもと親にまで広げ、専門職を妊娠から子の成人まで切れ目なく配置し「皆に共通の権利」として福祉を提供、親であることを支援することで虐待のような深刻な事態を防ぎ、コストも削減する方向に舵が切られた。

実際に切れ目なく支援がはりめぐらされている様子は以下の図の通りである。



安發作成 2021年2月

妊娠中も細かい規定があるが⁴最初に妊娠を診察した医師や助産師が妊娠届を書き、その内容は妊産婦幼児保護センターが全件チェックし、気になるケースは

⁴ <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F963>

家庭訪問、妊娠中に病院でソーシャルワーカーの面接があり、産後48時間以内に助産師か妊産婦幼児保護センターの小児看護師が家庭訪問、その後も必要な期間1日おきの訪問が続いたあと妊産婦幼児保護センターに3日に一度、週1度、二週に一度、月一回といった形で継続的な見守りの中で過ごす。

予防の柱は妊娠期から学齢期までは妊産婦幼児保護センター・学校・地区ソーシャルワーカー⁵である。2007年の予防に関する法律で妊産婦幼児保護センターの産前産後ケア、リスク予防が明記された。

周産期や乳幼児期の支援についてはまた改めて別の機会に記述するが、この期間に様々な専門職に囲まれた中で子育てをし、誰もが専門職に助けをもらう経験をする。実際助けをもらった経験で専門職の存在を認識し、また何かあったときに助けを求めるといった行動をとることを学ぶ。助けをもらえた経験を積み重ねるなかで、専門職であれば初めての人であっても話すハードルが下がっていく。

日本ではこれまでそこまで積極的な親子への関わりがなかったので、親の判断で適宜医療や福祉を利用する仕組みの中で、なかなか繋がらない人が出てくるのは無理のないことである。

福祉事務所の地区ソーシャルワーカーは家族全員を同じ人が担当し、経済的問題、健康、子どものこと、生活保護も含め全ての福祉のコーディネートをする。家族問題についての継続した現任研修が法律で定められている(Code de l'éducation Art L542-1, CASF Art L.226-12-1)。1つの家族を二人以上で担当することになっていてチーム内に心理士がいる。

ソーシャルワーカーの役目は以下のように定められている。

ソーシャルワーカー Le décret n°2017-877 CASF⁶

市民が基本的な権利へアクセスできること、社会内包容、市民としての活動を十分できることを目的とする。人々が自身のためそして自分をとりまく環境のために行動する力の発展を支える。ソーシャルワークの専門職と、サポートする人との関係性は、後者の尊厳を尊重したものでなければならない。

⁵ ソーシャルワーカー(DEASS Diplôme d'État d'Assistant de Service Social) : 国家資格。大学卒業と同じレベルで高校卒業後3年間を要する。理論に1749時間、研修に1820時間、合計4個所の研修先から合格をもらわなければ卒業することができない。

⁶ Le décret n°2017-877 dans le Code de l'Action Sociale et des Famille du 6 mai 2017, une définition officielle du travail social : vise à permettre l'accès des personnes à l'ensemble des droits fondamentaux, à faciliter leur inclusion sociale et à exercer une pleine citoyenneté (...). Il participe au développement des capacités des personnes à agir pour elles-mêmes et dans leur environnement. Il se fonde sur la relation entre le professionnel du travail social et la personne accompagnée, dans le respect de la dignité de cette dernière.

権利の範囲は1998年の法律で定められ、その実施状況について政府は2年に一度評価をおこない監視を続けている。この法律は形を変えながらも残存している⁷。

権利の範囲 (1998年の法律⁸)

「就労、職業訓練、住居、健康、教育、文化、社会保障、市民権、スポーツ、バカンス、レジャー、交通」を国民皆が享受することができる。

つまり、権利があるだけでなく、除外されることを各機関は予防する役目がある⁹。

児童相談所のフランス語名は Aide sociale à l'enfance 「子どものための社会的支援」であり、子ども専用ソーシャルワーカーの役割である。学習用机が必要、学習障害の専門的ケアを受ける費用が必要といったときにも児童相談所の現金給付を受けることができる。

子どものための社会的支援(児童相談所)の役割(CASF Art L221-1¹⁰抜粋)

⁷ 元の法律：<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000206894>

修正：<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000206894/2021-02-09/>

⁸ Loi n°98-657 du 29 juillet 1998 d'orientation relative à la lutte contre les exclusions : La lutte contre les exclusions est un impératif national fondé sur le respect de l'égalité de dignité de tous les êtres humains et une priorité de l'ensemble des politiques publiques de la nation.

La présente loi tend à garantir sur l'ensemble du territoire l'accès effectif de tous aux droits fondamentaux dans les domaines de l'emploi, du logement, de la protection de la santé, de la justice, de l'éducation, de la formation et de la culture, de la protection de la famille et de l'enfance.

L'Etat, les collectivités territoriales, les établissements publics dont les centres communaux et intercommunaux d'action sociale, les organismes de sécurité sociale ainsi que les institutions sociales et médico-sociales participent à la mise en oeuvre de ces principes. Ils poursuivent une politique destinée à connaître, à prévenir et à supprimer toutes les situations pouvant engendrer des exclusions.

⁹ <https://www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/044000202.pdf>

¹⁰ Le service de l'aide sociale à l'enfance est un service non personnalisé du département chargé des missions suivantes :

1° Apporter un soutien matériel, éducatif et psychologique tant aux mineurs et à leur famille ou à tout détenteur de l'autorité parentale, confrontés à des difficultés risquant de mettre en danger la santé, la sécurité, la moralité de ces mineurs ou de compromettre gravement leur éducation ou leur développement physique, affectif, intellectuel et social, qu'aux mineurs émancipés et majeurs de moins de vingt et un ans confrontés à des difficultés familiales, sociales et éducatives susceptibles de compromettre gravement leur équilibre ;

2° Organiser, dans les lieux où se manifestent des risques d'inadaptation sociale, des actions collectives visant à prévenir la marginalisation et à faciliter l'insertion ou la promotion sociale des jeunes et des familles, notamment celles visées au 2° de [l'article L. 121-2](#) ;

3° Mener en urgence des actions de protection en faveur des mineurs mentionnés au 1° du présent article ;

4° Pourvoir à l'ensemble des besoins des mineurs confiés au service et veiller à leur orientation, en collaboration avec leur famille ou leur représentant légal ;

5° Mener, notamment à l'occasion de l'ensemble de ces interventions, des actions de prévention des situations de danger à l'égard des mineurs et, sans préjudice des compétences de l'autorité judiciaire, organiser le recueil et la transmission, dans les conditions prévues à l'article L. 226-3, des informations préoccupantes relatives aux mineurs dont la santé, la sécurité, la moralité sont en danger ou risquent de l'être ou dont l'éducation ou le développement sont compromis ou risquent de l'être, et participer à leur protection ;

6° Veiller à ce que les liens d'attachement noués par l'enfant avec d'autres personnes que ses parents soient maintenus, voire développés, dans son intérêt supérieur.

Pour l'accomplissement de ses missions, et sans préjudice de ses responsabilités vis-à-vis des enfants qui lui sont confiés, le service de l'aide sociale à l'enfance peut faire appel à des organismes publics ou privés habilités dans les conditions prévues aux [articles L. 313-8](#), [L. 313-8-1](#) et [L. 313-9](#) ou à des personnes physiques.

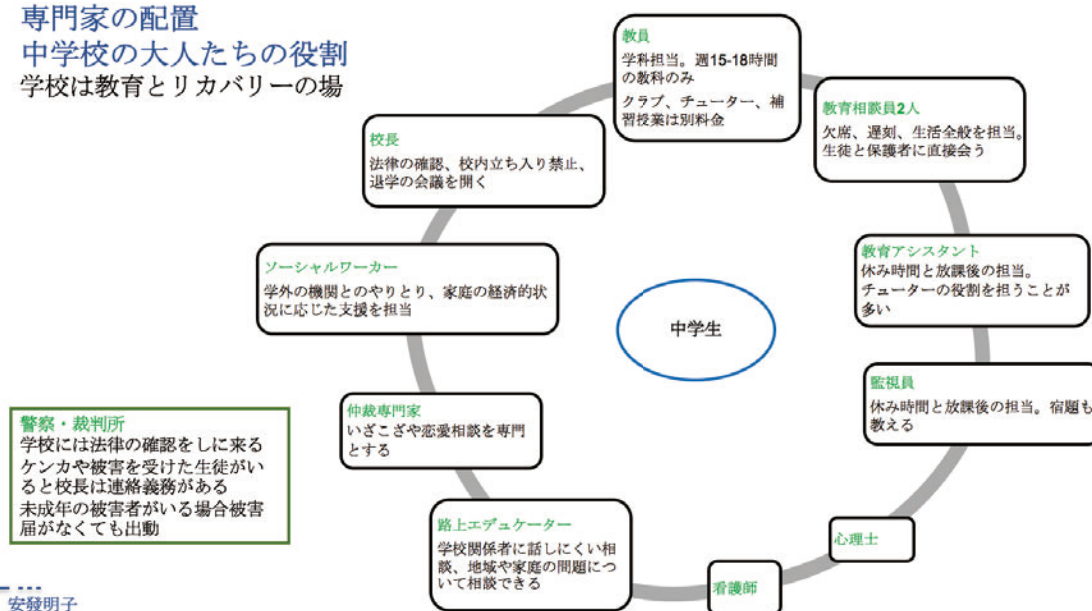
- 健康、安全、精神をリスクにさらす恐れがある、もしくは教育、身体的、精神的、知的、社会的発展が制限される恐れがある 21 歳未満の子どもと家族双方に物質的、教育的、心理的な支援をおこなう。
- 若者とその家族がマージナライズされることを防ぎ、社会内包容できるように、集団を対象とした予防活動をする。
- 1 項目目がリスクにさらされているおそれのある子どもを緊急で保護する。
- 子どもが親以外の人たちと築いてきたアタッチメントの絆が子どもの利益のために保たれ、育つことを支える。

児童相談所がフォローしている人数はフランスは 34 万人で 18 歳未満人口の約 2%、日本は 4 万 5000 人で 0.2%に過ぎない。

フランスの社会的養育関係予算額は 1 兆 8329 億円、その中に人件費や予防活動費は含まれていない。日本の 10 倍の額である。(平成 30 年厚生労働省子ども家庭局 第 6 回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会 資料 1-1、ONPE ホームページ)

学校においても児童福祉の専門職が配置されている。

専門家の配置 中学校の大人たちの役割 学校は教育とリカバリーの間



安發明子

(セヌ・サン・ドニ県のある中学校での調査をもとに安發作成)

学校の欠席については教育法Art L131-8¹¹に明記されている。月半日を4回休むということが基準になっており、それを超える場合の学校がとるべき手続きについて書かれている。

社会家族法の中には学校の欠席について児童相談所の関与と親の役割について書かれている。

欠席が続く際の学校と家族と児童相談所(CASF Art.L222-4-1¹²)
校長は親としての責任に関する契約書を結ぶか、状況に合った支援を児童相談所がおこなう。契約書には親権者の責任について書かれ、状況を改善するためのあらゆる支援が提案される。
もし親が責任を遂行しない、契約書にサインしないなどの場合は、子どもについて出されている手当の停止、刑事訴追等がおこなわれる。

筆者が調査した中学校では、頭痛などの理由の休みでも、中学生が月に何回も頭痛になるのはおかしいのですぐに教育相談員が状況を把握、子どもが選んだ教育アシスタントや教師とチューター契約を結んで個別指導するようにする。理由は何であれ校長は月半日を4回休む生徒については県の担当部署に報告、理由を調べて支援を提案し、その後の様子の報告義務があるということだった。また、自分が生き生きできると思える場所にいることが大事なので、合わない場合は他校の見学や転校もできるようにしていた。

現在のフランスの児童福祉の特徴

専門家を配置して、全ての子どもと親を対象に支援する
虐待ではなくリスクという概念で判断することで予防的な支援をおこなう
子どもの意思を尊重できるよう司法を活用
福祉は「皆に共通の権利」

¹¹ https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000038901903/

¹² CASF Art L222-4-1 En cas d'absentéisme scolaire, tel que défini à l'article L. 131-8 du code de l'éducation, de trouble porté au fonctionnement d'un établissement scolaire ou de toute autre difficulté liée à une carence de l'autorité parentale, le président du conseil général, (...) propose aux parents ou au représentant légal du mineur un contrat de responsabilité parentale ou prend toute autre mesure d'aide sociale à l'enfance adaptée à la situation. Ce contrat rappelle les obligations des titulaires de l'autorité parentale et comporte toute mesure d'aide et d'action sociales de nature à remédier à la situation. Son contenu, sa durée et les modalités selon lesquelles il est procédé à la saisine du président du conseil général et à la conclusion du contrat sont fixés par décret en Conseil d'Etat. Ce décret fixe aussi les conditions dans lesquelles les autorités de saisine sont informées par le président du conseil général de la conclusion d'un contrat de responsabilité parentale et de sa mise en oeuvre.

Lorsqu'il constate que les obligations incombant aux parents ou au représentant légal du mineur n'ont pas été respectées ou lorsque, sans motif légitime, le contrat n'a pu être signé de leur fait, le président du conseil général peut :

1° Demander au directeur de l'organisme débiteur des prestations familiales la suspension du versement de tout ou partie des prestations afférentes à l'enfant, en application de l'article L. 552-3 du code de la sécurité sociale ;

2° Saisir le procureur de la République de faits susceptibles de constituer une infraction pénale ;

3° Saisir l'autorité judiciaire pour qu'il soit fait application, s'il y a lieu, des dispositions de l'article 375-9-1 du code civil.

予防体制は専門職を張り巡らせるという形で築き、全ての子どもと親を支援しようとしている。

3. 子どもを保護する基準と「心配な情報」

心配な状況については市民法で定められている。

Code Civil Art 375¹³

子どもの健康・安全・精神面が危険やリスクにさらされていたり、
子どもの教育的・身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスク
にさらされている場合

つまり、学校に行かないことも、家出も、性的ビジネスも対象になる。虐待より幅を広くとることによって、早期支援、予防につながっている。
2007年以降「心配な情報統括部署」という専門部署を置いている。

心配な情報統括部署(L226-3 CASF CRIP¹⁴)

専門の訓練を受けた複数の職種にまたがる専門職による状況の調査判断。
この機会に同居している全ての未成年の調査もおこなわれる。
子どものリスクかつ危険に関する情報を集める。
提案した支援について親が受け入れる可能性を判断し調査する。
調査と判断の結果、県議会議長は必要であれば司法の判断を仰ぐ。

全ての人に心配な情報の伝達義務があり、義務を怠った場合には刑事訴追される可能性もある(懲役3年と550万円の罰金)。

特に子どもに携わる職業の人たちには「心配な情報 IP informations préoccupantes」を伝達する役割が求められている。(CASF Art. L226-2-2¹⁵)

¹³ Code Civil Art 375

Si la santé, la sécurité ou la moralité d'un mineur non émancipé sont en danger, ou si les conditions de son éducation ou de son développement physique, affectif, intellectuel et social sont gravement compromises.

¹⁴ Art. L.226-3 CRIP : Le président du conseil départemental est chargé du recueil, du traitement et de l'évaluation, à tout moment et quelle qu'en soit l'origine, des informations préoccupantes relatives aux mineurs en danger ou qui risquent de l'être. Le représentant de l'État et l'autorité judiciaire lui apportent leur concours. Des protocoles sont établis à cette fin entre le président du conseil départemental, le représentant de l'État dans le département, les partenaires institutionnels concernés et l'autorité judiciaire en vue de centraliser le recueil des informations préoccupantes au sein d'une cellule de recueil, de traitement et d'évaluation de ces informations. L'évaluation de la situation d'un mineur à partir d'une information préoccupante est réalisée par une équipe pluridisciplinaire de professionnels identifiés et formés à cet effet. A cette occasion, la situation des autres mineurs présents au domicile est également évaluée. Un décret précise les conditions d'application du présent alinéa. Après évaluation, les informations individuelles font, si nécessaire, l'objet d'un signalement à l'autorité judiciaire. Les services publics, ainsi que les établissements publics et privés susceptibles de connaître des situations de mineurs en danger ou qui risquent de l'être, participent au dispositif départemental. Le président du conseil départemental peut requérir la collaboration d'associations concourant à la protection de l'enfance. Les informations mentionnées au premier alinéa ne peuvent être collectées, conservées et utilisées que pour assurer les missions prévues au 5° de l'article L. 221-1.

パリ市心配な情報統括部署パンフレット¹⁶

心配な情報を伝える目的は未成年の状況を判断し、この未成年とその家族が得ることができる支援と保護を見つけ選ぶことである。

医療分野においても児童保護専門医が各妊産婦幼児保護センターにいて担当地域の保育園をまわったり、専門的な診断が必要なときは病院も専門のところがある。病院パリ市には子ども専門の大病院が3箇所あるが、それぞれ専門をもっている。例えば揺さぶられ症候群の疑いがあったらパリ中の医師は全員ネッカー病院に移す。ネッカー病院には揺さぶられ専門の科があり、フランスで一番の技術と医師を集めている。火傷ならどこ、というふうに専門性を強めているので、そこでは良いケアをすることができると同時に、リスクや虐待の判断も迅速である。

県でも児童保護専門医の代表を置いており、そのミッションは県内の心配な情報が適切に判断されているかの監視と、病院、開業医、学校医それぞれが心配な情報統括部門と連携がとれているかのチェックである。(CASF Art.L221-2 al.1¹⁷)

医療機関も、児童保護と家族の援助のためには刑法の守秘義務から外れる(Code penal 226-13¹⁸)。

心配な情報を集める 119 番電話を受ける部署は別にある(CASF Art.L.226-6¹⁹ SNATED Service d'accueil téléphonique de l'enfance en danger)。心配な情報を受ける電話は全国1カ所で受信し内容をデータベースに記録、調査が必要なケ

¹⁵ Art. L.226-2-2 IP informations préoccupantes : Par exception à l'article 226-13 du code pénal, les personnes soumises au secret professionnel qui mettent en œuvre la politique de protection de l'enfance définie à l'article L.112-3 ou qui lui apportent leur concours sont autorisées à partager entre elles des informations à caractère secret afin d'évaluer une situation individuelle, de déterminer et de mettre en œuvre les actions de protection et d'aide dont les mineurs et leur famille peuvent bénéficier. Le partage des informations relatives à une situation individuelle est strictement limité à ce qui est nécessaire à l'accomplissement de la mission de protection de l'enfance. Le père, la mère, toute autre personne exerçant l'autorité parentale, le tuteur, l'enfant en fonction de son âge et de sa maturité sont préalablement informés, selon des modalités adaptées, sauf si cette information est contraire à l'intérêt de l'enfant.

¹⁶ La finalité de cette transmission est d'évaluer la situation d'un mineur et de déterminer les actions de protection et d'aide dont ce mineur et sa famille peuvent bénéficier.

¹⁷ Art. L.221-2 al.1 Médecin référent de Protection de l'enfance: Le service de l'aide sociale à l'enfance est placé sous l'autorité du président du conseil départemental. Dans chaque département, un médecin référent "protection de l'enfance", désigné au sein d'un service du département, est chargé d'organiser les modalités de travail régulier et les coordinations nécessaires entre les services départementaux et la cellule de recueil, de traitement et d'évaluation des informations préoccupantes, d'une part, et les médecins libéraux et hospitaliers ainsi que les médecins de santé scolaire du département, d'autre part, dans des conditions définies par décret.

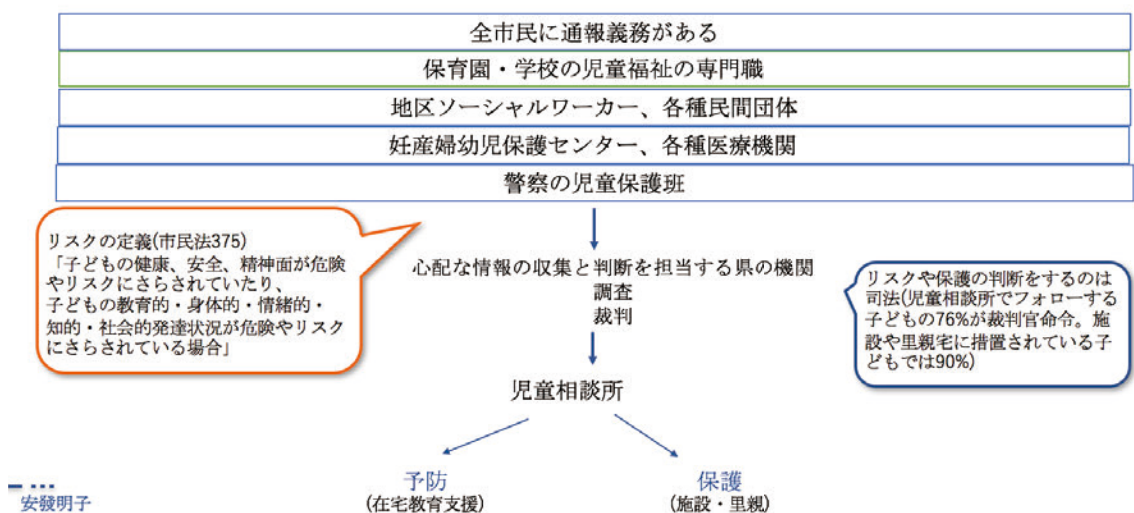
¹⁸ Code penal 226-13 les personnes soumises au secret professionnel qui mettent en oeuvre la politique de protection de l'enfance définie à l'article L.112-3 ou qui apportent leur concours sont autorisées à partager entre elles des informations à caractère secret afin d'évaluer une situation individuelle, de déterminer et de mettre en œuvre les actions de protection et d'aide dont les mineurs et leur famille peuvent bénéficier.

¹⁹ CASF Art.L.226-6 SNATED Service d'accueil téléphonique de l'enfance en danger : Le service d'accueil téléphonique répond, à tout moment, aux demandes d'information ou de conseil concernant les situations de mineurs en danger ou présumés d'être. Il transmet immédiatement au président du conseil départemental.

ースを各県の心配な情報統括部門に連絡する。2019年は年間25万5千件、1日平均700件電話を受けている。そのうち1日47件が心配な情報統括部門にシェアされる。

子どもの権利を守る仕組み

予防(専門家の配置+リスク概念による判断)+司法の活用



(安發作成)

このようにフランスは何か問題とされると特別な機関を作ってそこが全体を見渡せるようにするのがやり方であり、他にも以下のような機関がある。

児童保護に関する研究所ONPE (CASF Art. L.226-6²⁰)

各県と全国を統括し毎年議会に報告書を出し、県による違い、差について監視している。

各県にもODPE(Observatoire départemental de la protection de l'enfance)が置かれている。(CASF Art.L226-3-1)県内の危険に瀕した子どもの状況を調べ、分析し、匿名の情報も集め、まとめたものをONPEに報告する。児童保護分野の施設や支援の監査についての情報を全て得る。県の計画の遂行状況を確認する。県内の児童保護に関する政策についての意見や提案をまとめる。県内で行われている実務家研修について評価をおこない、複数

²⁰ CASF Art. L.226-6 ONPE Observatoire National de la Protection de l'Enfance : L'observatoire national de la protection de l'enfance exerce, à l'échelon national, les missions d'observation, d'analyse et de prévention des mauvais traitements et de protection des mineurs en danger prévues au présent chapitre. L'Observatoire national de la protection de l'enfance contribue au recueil et à l'analyse des données et des études concernant la protection de l'enfance, en provenance de l'État, des collectivités territoriales, des établissements publics, des fondations et des associations œuvrant en ce domaine. Il contribue à la mise en cohérence des différentes données et informations, à l'amélioration de la connaissance des phénomènes de mise en danger des mineurs et recense les pratiques de prévention ainsi que de dépistage et de prise en charge médico-sociale et judiciaire des mineurs en danger, dont les résultats évalués ont été jugés concluants, afin d'en assurer la promotion auprès de l'État, des collectivités territoriales, des établissements publics, des fondations et des associations œuvrant dans ce domaine. Il présente au Gouvernement et au Parlement un rapport annuel rendu public.

年に渡る研修の計画をたて県内の全ての児童保護に関わる専門職が受けられるようにする。

国の社会分野における監査機関IGAS²¹ (Inspection Générale des Affaires Sociales)

児童保護分野についての報告書を出している。

児童相談所に預けられた子どもの状況を調査検討する学際的、複数機関横断的委員会CESSEC(La Commission d'Evaluation de la situation et du statut des enfants confiés, CASF Art.L.223-1²²)

1年以上親と連絡がとれない、親が面会や裁判に来なかったり子どもの必要としていることに応えない場合に、親権を剥奪し養子縁組できるよう準備する専門機関。2年ごとに子どもの状況を確認する。2016年の法律でできた。2016年の法律以降300人の子どもについて親権喪失と養子縁組が可能になる手続きがされた(2020年末時点)。

出自情報へのアクセスに関する国家諮問委員会CNAOP(CASF Art.L.147-1²³)。

匿名出産で生まれた子どもが自分の出自に関する情報を得ることができるように情報を統括している部署。

権利擁護機関Défenseur des droits (loi 2011 relative aux Défenseur des Droits²⁴)

子どもの権利が守られているか、児童相談所や施設や里親で不適切な扱いがないかチェックする役割を命じられている。子どもは無料で調査依頼ができる。

- 法律または国際的な約束でフランスが批准し承認した内容に沿って子どもの利益と子どもの権利を守り促進する。
- 子どもやその家族、医療機関や福祉機関は権利擁護機関に要求を出すことができる。権利擁護機関は子どもの利益と権利を守り促進する責任がある。

²¹ <https://www.igas.gouv.fr/spip.php?article419>

²² CASF Art. D. 223-26. -La commission pluridisciplinaire et pluri-institutionnelle mentionnée à l'article L. 223-1 est dénommée commission d'examen de la situation et du statut des enfants confiés. (Décret n° 2016-1639 du 30 novembre 2016 relatif à la commission pluridisciplinaire et pluri-institutionnelle d'examen de la situation des enfants confiés à l'aide sociale à l'enfance prévue à l'article L. 223-1 du code de l'action sociale et des familles)

²³ CASF Art. L. 147-1 CNAOP Conseil National pour l'Accès aux origines personnelles : Un Conseil national, placé auprès du ministre chargé des affaires sociales, est chargé de faciliter, en liaison avec les départements et les collectivités d'outre-mer, l'accès aux origines personnelles dans les conditions prévues au présent chapitre. (LOI n° 2002-93 du 22 janvier 2002 relative à l'accès aux origines des personnes adoptées et pupilles de l'Etat)

²⁴ LOI organique n° 2011-333 du 29 mars 2011 relative au Défenseur des droits

Le Défenseur des droits est chargé :

1° De défendre les droits et libertés dans le cadre des relations avec les administrations de l'Etat, les collectivités territoriales, les établissements publics et les organismes investis d'une mission de service public ;

2° De défendre et de promouvoir l'intérêt supérieur et les droits de l'enfant consacrés par la loi ou par un engagement international régulièrement ratifié ou approuvé par la France ;

3° De lutter contre les discriminations, directes ou indirectes, prohibées par la loi ou par un engagement international régulièrement ratifié ou approuvé par la France ainsi que de promouvoir l'égalité ;

4° De veiller au respect de la déontologie par les personnes exerçant des activités de sécurité sur le territoire de la République.

子どもの権利を守るための仕組みと機関が頑丈に定められている。

4. 保護の前提としての家族への支援

心配な情報の調査には「家族の支援」という視点をまず置いている

暴力の危険性があるとき

心配な情報が各県の心配な情報統括部門に集められ、実際の暴力や性的被害の訴えのときは、即日裁判官が保護命令を出す。その場合、教育的命令と司法的命令の2つが同時に裁判所で決定される。前者は子どもを保護するということ、後者は被害の内容についての調査が行われ加害者が逮捕されるものである。この場合二週間以内に一時保護所や警察が調査して裁判が行われる。

暴力の危険性がないとき

心配な情報の調査は家族支援であり、児相の前に必須であると定められています。2007年の法律以降、ソーシャルワーカーが家族をサポートし、家族の協力を得てまずは支援するという手続きを丁寧にした。

心配な情報の調査＝家族支援の提案 CASF Art. L223-1²⁵
状況の調査にはまず子どもの状況と家族の状況の調査、そして支援できる方法を探し提案すること

世帯内の子ども全てがそれぞれ調査の対象となり、子どもが全ての意思決定に関与する。

子どもに関する決定について CASF Art. L223-4²⁶
子どもに関する決定についての議論は子どもとおこない、子どもの意見を聴取する。

支援の効果と適切さのためには「親と子どもの参加が不可欠」のものとした1984年6月6日の利用者の権利に関する法律²⁷が大きく影響している。

²⁵ CASF Art. L223-1 (抜粋): L'attribution d'une ou plusieurs prestations prévues au présent titre est précédée d'une évaluation de la situation prenant en compte l'état du mineur, la situation de la famille et les aides auxquelles elle peut faire appel dans son environnement.

²⁶ CASF Art. L223-4: Le service examine avec le mineur toute décision le concernant et recueille son avis.

²⁷ Loi n° 84-422 du 6 juin 1984. Loi relative aux droits des familles dans leurs rapports avec les services chargés de la protection de la famille et de l'enfance, et au statut des pupilles de l'Etat : Prendre en compte ces parents dans leurs droits et principalement dans le respect de leur autorité parentale c'est aussi associer les enfants aux décisions qui les concernent.

<http://www.senat.fr/dossier-legislatif/s83840194.html>

親の権利と、親としての役割を果たすことを尊重し、子どもは自身に関わる決定に関与することとする。

つまり流れとしては、同じ世帯内のすべての子どもと大人をそれぞれ状況調査し、それぞれが抱える問題について適切な支援を選んで提案、親戚の支援も得られるか検討、それらの働きかけをすべてしても問題が解決されなかったときに初めて司法判断を仰ぐということである。

実際の調査はパリ市の場合、地区ソーシャルワーカーに依頼が届く。心配な情報の調査は21歳までが対象になる。

パリ市の心配な情報統括部署に集まる「心配な情報」(IP)のうち9割が児童福祉関係機関や医療からの情報、10%が心配な情報の電話(SNATED)経由である。2018年に調査されたのは3499家族の子ども4715人(CRIPへの調査による)。パリ市の子ども100人に一人が、一年の間に調査を受けるということになる。

パリ市中心配な情報 2018年 4715人
24時間以内の即日保護命令 293人
支援の提案を受け入れ状況が改善しフォローなしの判断 1029人(22%)
家族の合意による児童相談所の在宅教育支援開始 1575人(33%)
裁判所に判断を仰ぎ、裁判所判断で在宅教育支援や、施設措置、再調査、フォローなし 2329人(49%)

3歳未満は17%で一番多いのは7-10歳である。ちょうど学校の勉強が難しくなってきた、家庭内で問題を抱えている場合学校で不具合が出やすい年齢であると心配な情報統括部署の責任者は言う。

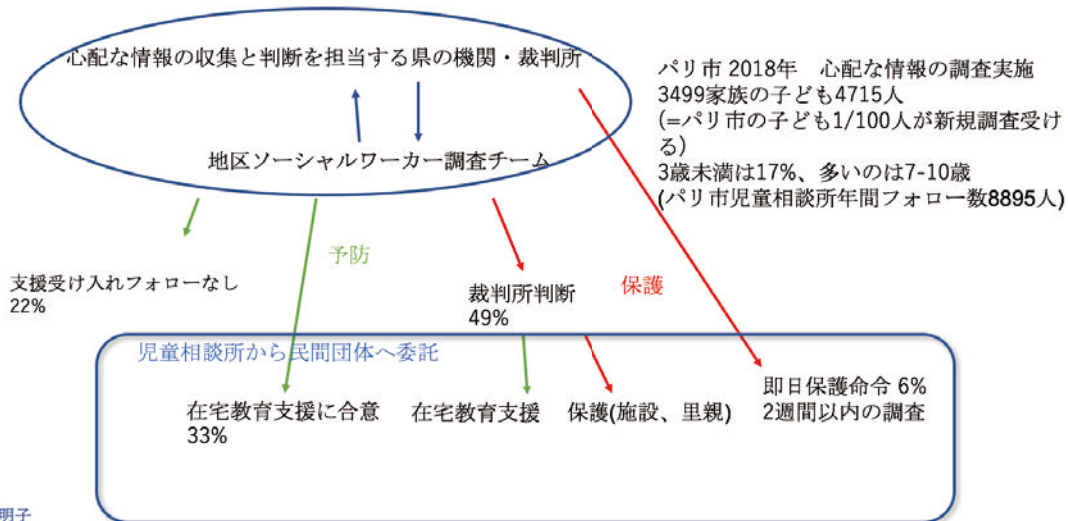
パリ市の児童相談所で一年にフォローしているケースが約8000人であることに比べても一年に4700人新規で調査し3ヶ月弱かけて支援を提案しているというのは、リスク予備軍のケアに相当力を入れていると言える。それとは別に学校や地域やPMIのソーシャルワーカーに継続的な支援を受けている子どもがいるので、多くの子どもたちが専門職のフォローを受けていることになる。

図：パリ市中心配な情報の調査とその結果

心配な情報の調査

社会福祉家族法L223-1

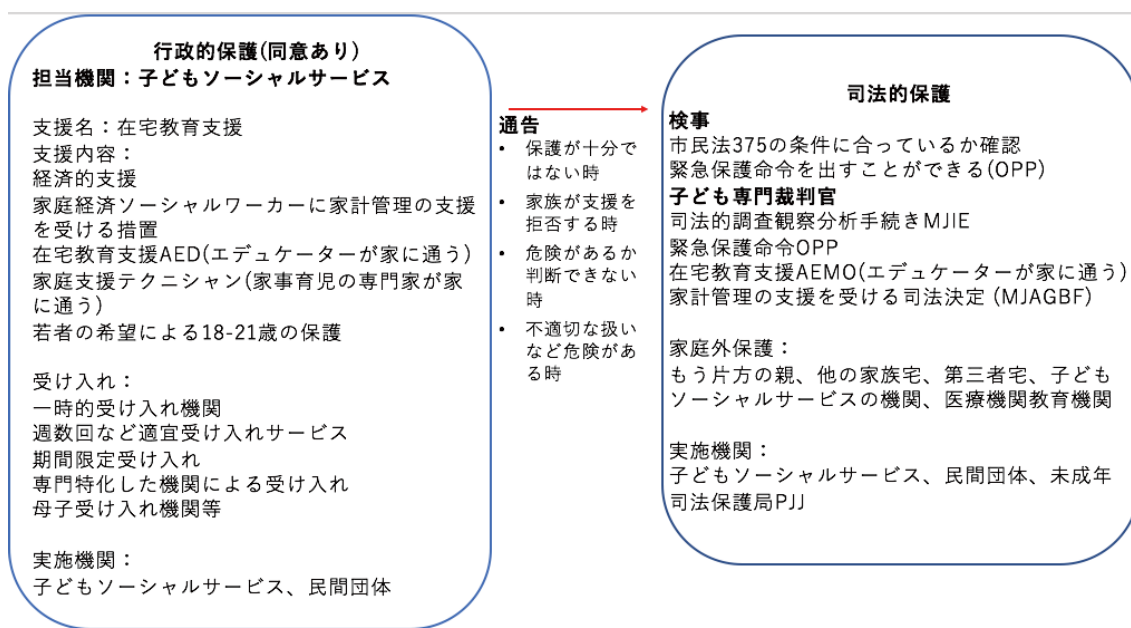
子どもの状況と家族状況の調査、支援できる方法を探し提案すること



CRIP へのヒアリングを元に安發作成

半分は予防的な支援を継続しておこない、半分は裁判所命令を受けている。

図：保護の形式と方法の種類



ONPE ホームページを元に安發作成

危険性がなく、家族が支援の受け入れを合意した場合や家族から支援を求めている場合は左枠の中から支援が提供される。子ども専門裁判官が介入する場合は右枠の支援が選択される。

日本では家庭に事情があり育てられないときには親戚宅に預けたり、また教育目的で宗教団体の施設に入れたり、特別な教育をしている全寮制のところに入れるといったことが一部でおこなわれている。フランスでは、親が親戚や機関に子どもを託す場合子ども専門裁判官に届け出をしなければならない。つまり、子どもの状況が司法からも見守られることとなる。

子どもを託す CASF Art. L227-2²⁸
未成年が個人や機関に預けられるときは、県と子ども裁判官の保護のもと措置される。

心配な情報の調査については CREAI というメソッドを利用しており、パリ市の調査にあたる職員は全員研修を受けている。政府のホームページにも詳細が載っている²⁹。また、心配な情報調査について国のガイドラインも出している³⁰。そこには、どのようなコンセプトに基づいているのか、どのような問題がある

²⁸ CASF Art. L227-2 : Dans le cas où les mineurs ont été confiés à des particuliers ou à des établissements en application des articles 375-3 et 375-5 du code civil, ils sont placés sous la protection conjointe du président du conseil départemental et du juge des enfants.
²⁹ https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/Construction_d_un_referentiel_d_evaluation_d.pdf

³⁰ https://www.has-sante.fr/jcms/p_3120418/fr/evaluation-globale-de-la-situation-des-enfants-en-danger-ou-risque-de-danger-cadre-national-de-reference

か、1. 県に向けた全体の用意すべき仕組みについて、2. 各県の心配な情報統合部署の最初の分析をおこなう職員用のガイドライン、そして3. 実際心配な情報の調査を担当する専門職用のガイドラインに面接の際のアドバイスも含め細かく書かれている³¹。

心配な情報の連絡が入ったときパリ市では6割が既にソーシャルワーカーが支援しているケースであると言う。データベースで、対象の人が、地区ソーシャルワーカー、学校ソーシャルワーカー、生活保護、市営住宅、家賃未納相談窓口などどこで支援を受けているか探すことができ連携を容易にしている。市営住宅や家賃未納相談窓口にもソーシャルワーカーがいる。

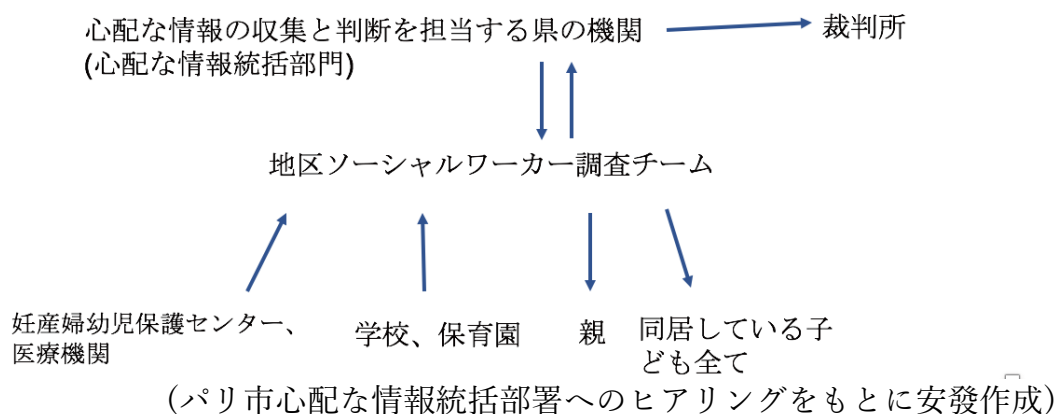
心配な情報統括部門から地区ソーシャルワーカーの事務所に調査依頼が来るが、普段その家族をフォローしていないソーシャルワーカー2名がチームで担当し、必要に応じて心理士の協力も得る。

調査の詳細については第44号の記事に記載している。

<https://www.humanservices.jp/wp/wp-content/uploads/magazine/vol42/52.pdf>

図：心配な情報の調査の実施

心配な情報の調査 = 家族それぞれを支援できる方法を探し提案すること



3ヶ月間かけて家族全員のそれぞれの悩みを聞き、合った支援をコーディネートしていくなかで、それぞれに合う支援が見つかり、心配とされていた状況が改善されたらその由を報告書に書いて心配な情報統括部署に戻して終了である。

³¹ https://www.has-sante.fr/upload/docs/application/pdf/2021-01/cadre_national_de_reference_-_livret_3.pdf

継続的に誰かが家庭に入って支援することが望ましく、家族がそれを受け入れたら在宅教育支援開始に家族がサインし同じ部署に戻し、その部署から児童相談所に引き継ぐ。

もし支援の提案を積極的に受け入れない、問題を否認したままである、心配が残る場合は司法判断の上で在宅教育支援や保護になり児童相談所に引き継がれる。児童相談所は調査が全て終わった後に登場する。

心配な情報は「困っていることがあるかもしれないから」という理由でも連絡することができ「支援の提案」につながると周知されており、物々しい「虐待通告」とは違うイメージを打ち出すことで早期予防を実現している。

理解を深めるため、パリ市心配な情報統括部署責任者の言葉を引用したい。

「親が良くない、よく対応できていないと考えるのではなく、親自身が困難を抱えていてそういう状況になってしまっているということを皆が認識する必要があります。この仕事に長くついでいますが、元の性格が悪で子どもを殴っている、虐待しようとしてしているという親は見たことはありません。それよりは、親が子どもを前にどうすればいいかわからない、自身のキャパシティを超えているように感じている、子ども自身が問題を多く抱えていてとても落ち着きがなく親が疲れ切っていていつもイライラさせられて結局たたいてしまうということもあります。虐待する親というのは自分の子どもを嫌いな親ではありません。他の方法をとることができない状況だったのです。親をサポートするという視点で親を見る、それが世の中の共通の認識になる必要があります。心配な情報の伝達をして状況を確認し、親の支援になる方法を提案し、親の力になれるようにすることで子どもの環境を整えるのです。」

「教育を受けられケアされた子どもは、ケアを受けられなかったときよりよい社会の未来を作ることができるだろうということです。子どもを守れば守るほど、将来行動障害や精神的な問題のある大人が社会に出ないで済む、精神的な医療が必要、住居や社会保障のお金が必要な大人を減らすことができるということです。」

児童福祉の専門職は子どもの状態や意思を汲み取る、もしくは自分の意思を言えるようになることを支えることが求められている。現任研修においては、0歳児で観察するべきこと、2-3歳児は苦しみや我慢をどのように表出するか、4-5歳児の面接手法、難しい反抗期の子どもの面接技法、それぞれのテクニックを習得するプログラムが提案されている。

心配な情報統括部署の責任者は言う。

「小さいときは観察します。保育園で母と保育士に対し子どもがそれぞれどのように接しているか。怖いことがあったときにどちらの方に抱きつくか。もう少し大きくなると、『なんで今日呼ばれたかわかる?』などと聞けば『パパとママがけんかしているから?』と言ったりします。『魔法が使えるとしたらどうしたい?』と聞いたら『パパが怒らないようにしたい』と答えることもあります」

一時保護所での筆者の観察では、特に最初は何にでも文句があって人のせいにする子どもが心理士が考えの整理を助けるうちに自分で考え意見が言えるようになる多く目にした。

また、エドゥケーター³²の養成学校での講義でアタッチメントについて以下ののように学んだ。

自尊心がある程度育ち人間関係において安心感が育たないと「自分はこれは嫌だ」「自分がいきいきいられる場所はここじゃない」と言えるようにはならない。自分で判断し主張し自分の身を守れるようになるのが児童保護分野での支援の1つのゴールである。

全ての社会的支援を提案、実現した上でなお不足がある際にのみ裁判官の判断を仰ぐことになっている。

司法判断を仰いでいい条件 CASF L226-4³³

- いかなる社会的支援も十分機能しなかった
- 家族の拒否や協力が得られず社会的支援ができなかった
- 心配が残るのに状況について調査しきれない場合
- 裁判官は全ての社会的支援を試したか確認する

³² 専門的エドゥケーター(éducateur spécialisé) : 国家資格。3年間専門学校で学ぶ。理論に1450時間、研修に2100時間、合計4箇所の研修先から合格をもらわなければ卒業することができない。児童保護、障害、アルコール依存や路上生活者の支援を学んでいる。児童養護施設、路上エドゥケーター、在宅教育支援など児童福祉の現場で大きな役割を担う。社会的教育者として、不適応を起こしている子どもやティーンエイジャーの教育を専門とする。身体的精神的困難を抱えている成人の自立支援もおこなう。

³³ Art. L.226-4 : I. - Le président du conseil départemental avise sans délai le procureur de la République aux fins de saisine du juge des enfants lorsqu'un mineur est en danger au sens de l'article 375 du code civil et :

1° Qu'il a déjà fait l'objet d'une ou plusieurs actions mentionnées aux articles L. 222-3 et L. 222-4-2 et au 1° de l'article L. 222-5, et que celles-ci n'ont pas permis de remédier à la situation ;

2° Que, bien que n'ayant fait l'objet d'aucune des actions mentionnées au 1°, celles-ci ne peuvent être mises en place en raison du refus de la famille d'accepter l'intervention du service de l'aide sociale à l'enfance ou de l'impossibilité dans laquelle elle se trouve de collaborer avec ce service ;

3° Que ce danger est grave et immédiat, notamment dans les situations de maltraitance. Il avise également sans délai le procureur de la République lorsqu'un mineur est présumé être en situation de danger au sens de l'article 375 du code civil mais qu'il est impossible d'évaluer cette situation.

Le président du conseil départemental fait connaître au procureur de la République les actions déjà menées, le cas échéant, auprès du mineur et de la famille intéressés.

司法の支えを得ることができるという選択肢の存在が、裁判にならなくてもソーシャルワーカーや児童相談所は支援者に徹することを可能としている。

子どもの利益と家族の同意(Code Civil 375-1³⁴ 抜粋)
子ども専門裁判官は常に措置内容について家族の同意を得られるよう尽力し、子どもにとっての利益を厳格に考慮し決定する。

かつ子どもは希望するときに裁判官に意見を聞いてもらう権利がある。一人で、もしくは子どもが選んだ弁護士か大人に付き添われて裁判官に意見を言うことができ、裁判官は子どもに弁護士がつける権利があることを伝える義務がある。(Code Civil 388-1³⁵抜粋)

それでも不服がある際は権利擁護機関(Défenseur des Droits)に調査依頼をすることもできる。

家族の権利についても明記されている。

児童相談所との関わりにおける家族の権利 (CASF art.L223-1~2³⁶)
情報提供を受ける権利
状況調査を受ける権利
他の支援に出会う際にサポートしてもらう権利
行政的決定に参加し意思表示する権利
自身に関する書類を閲覧する権利(loi n.78 du 17 juillet 1978)

子ども専用裁判所と子ども専門裁判官は1945年にでき、子どもの保護と犯罪両方を扱う。つまり保護に関しては民事、少年犯罪に関しては刑事だが、刑事に関しても未成年の場合は閉鎖的ではない施設、公園の清掃など公共的な作業をエデュケーターと一緒に起こすような教育的な罰がとられることになっている。

法律学で修士まで得たあとに試験を受けて専門の学校に入るのだが、そこでの31ヶ月の養成期間の間に20ヶ月も現場での実習があり、児童福祉施設での研修や、海外での研修も課されている。

また、現職についてからも児童保護に関する研修を継続的に受け続けることが法律で定められているのはソーシャルワーカーと同じである(Code de

³⁴ Code Civil 375-1 : Le juge des enfants doit toujours s'efforcer de recueillir l'adhésion de la famille à la mesure envisagée et se prononcer en stricte considération de l'intérêt de l'enfant.

³⁵ Code Civil 388-1 : Dans toute procédure le concernant, le mineur capable de discernement peut, sans préjudice des dispositions prévoyant son intervention ou son consentement, être entendu par le juge ou, lorsque son intérêt le commande, par la personne désignée par le juge à cet effet. Cette audition est de droit lorsque le mineur en fait la demande. Le juge s'assure que le mineur a été informé de son droit à être entendu et à être assisté par un avocat.

³⁶https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006074069/LEGISCTA000006142836/#LEGISCTA000006142836

l'éducation Art L542-1, CASF Art L.226-12-1)。路上エデュケーターの仕組みを作り国に認めさせ公式な福祉としたのも子ども専門裁判官であり、児童福祉における予防活動の発展に大きな役割を果たした(Tétard, 2006)。

子ども専門裁判官は、テレビ出演し「措置されている子どもの状態が改善していないことや、施設的环境が悪いという点について県の副代表者を呼び会議を開いた」「措置先で若者が他の若者に殺された事件について、事件の1月前に県に措置状況について注意を促していたところで悲しみと怒りと無力感を感じる」と発言するなど(France TV 2021.01)、現在も児童保護改善において影響力がある。

刑事事件の場合は必ず子どもに弁護士がつき、継続して18歳までフォローを受ける。民事の場合は子どもは頼めば弁護士がつけられるのだが、筆者の調査ではこの制度を利用した子どもには会わなかった。

エデュケーターの養成学校で必ず学習するシステム理論(analyse systémique)というものがある。人類学者 Gregory Bateson、心理療法士 Paul Watzlawick らが始めたもので、以下の原則に基づいている。

システム理論

人は誰しも常にその人が考えられる限りの最善の行動をとっている

これはとても大きなポイントで、例えば子どもを叩いたとしても、できる限り最善の行動をとったことが叩く結果になったら「叩かないように」ということではもちろん解決せず、叩かないで済むようになるまで親の状況を改善できるような支援をする必要があるという考え方である。

可能である限り子どもはそれまでいた場所にとどまり、適切な人が支援機関から家庭に通うことになっている。

子どもがいる環境内での支援の原則 Code Civil Art. 375-2 al.1³⁷

可能である限り毎度、未成年はそれまでいた場所にとどまるべきである。
その場合、裁判官は家族が直面する物理的・精神的困難を克服するための支

³⁷ Code Civil Art. 375-2 al.1 : Chaque fois qu'il est possible, le mineur doit être maintenu dans son milieu actuel. Dans ce cas, le juge désigne, soit une personne qualifiée, soit un service d'observation, d'éducation ou de ré-éducation en milieu ouvert, en lui donnant mission d'apporter aide et conseil à la famille, afin de surmonter les difficultés matérielles ou morales qu'elle rencontre.

援と助言をミッションとした資格能力がある適した人を、監視や教育もしくは再教育の機関から在宅支援に通うよう指名する。

裁判所判断の措置とその更新について CASF L.223-5³⁸
裁判での決定は最長1年間であり、適宜再度裁判官によって見直される。
つまり、決定は半年か一年のものとなる。
子どもをフォローまたは受け入れている機関は最低でも一年に一回は報告書を提出する。
報告書の内容は親権者もしくは親としての役割を担っている者、そして子どもも年齢と成熟度に応じて確認する。

児童相談所では心配な情報の調査はせず、在宅教育支援も施設や里親措置も委託なので、半年に一回の報告書のチェック、地区会議に参加して学校や妊産婦幼児保護センターや医療機関の気になるケースについての話し合いに参加するなど日本と業務内容が随分違う。

保護の目的が、保護そのものだけではないということは1908年の法律を見てもわかる。「司法に委託されている未成年には、退所後職業に就いているか手に職がつけられているように十分な教育を受けられる環境を整えること」(Loi du 11 avril 1908³⁹)。

法学者のCapelierは「全体の利益の追求と個人の利益を叶えることの両立」が児童保護の現在の様相であるとし(Capelier, 2015)、社会分析機関は「個人の持続可能な発展」が目指されているとしている(Conseil d'analyse de la société, 2006)。

5. 未成年が選びとることのできる福祉が張りめぐらされている

妊娠期から学齢期までは妊産婦幼児保護センター・学校・地区ソーシャルワーカーが3つの柱となって児童保護の予防活動をしており、それとは別に地区内にも親子ともに利用できる福祉がある。

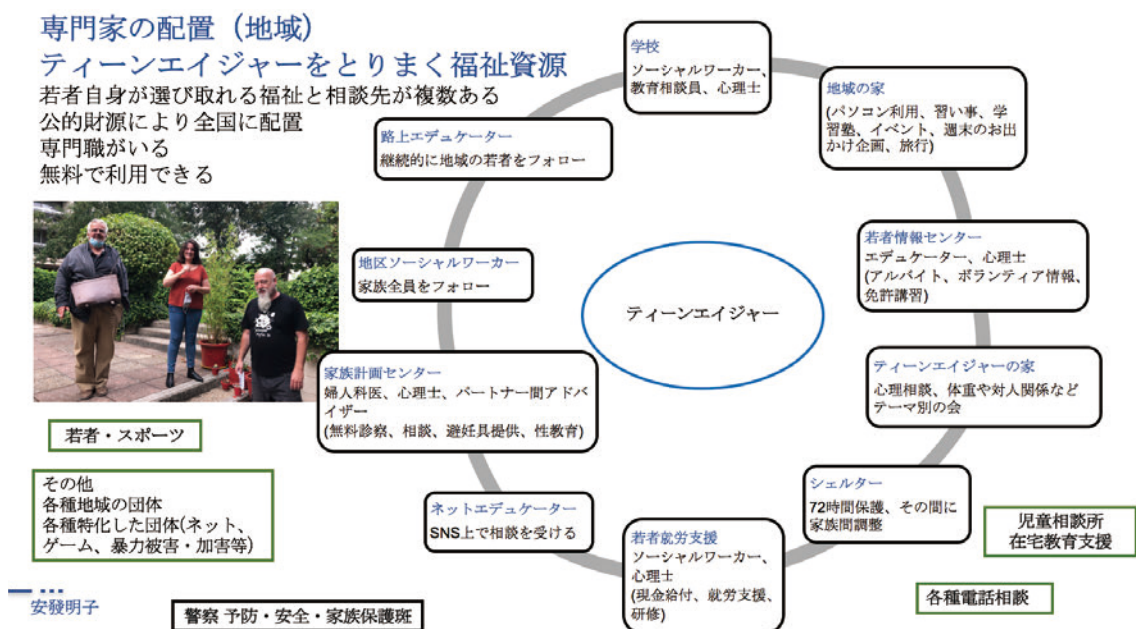
³⁸ CASF L.223-5: Sauf dans les cas où un enfant est confié au service par décision judiciaire, aucune mesure ne peut être prise pour une durée supérieure à un an. Elle est renouvelable dans les mêmes conditions.
Le service élabore au moins une fois par an un rapport, établi après une évaluation pluridisciplinaire, sur la situation de tout enfant accueilli ou faisant l'objet d'une mesure éducative.

Sans préjudice des dispositions relatives à la procédure d'assistance éducative, le contenu et les conclusions de ce rapport sont portés à la connaissance du père, de la mère, de toute autre personne exerçant l'autorité parentale, du tuteur et du mineur, en fonction de son âge et de sa maturité.

³⁹ Loi du 11 avril 1908: De donner aux mineurs qui leur sont confiés par l'autorité judiciaire un enseignement suffisant pour les mettre en état d'exercer à leur sortie une profession ou un métier.

中学生以降の子どもには自ら保護者の同意を必要としない無料で選び取れる福祉が地域内に配置されている。

若者支援の福祉は13歳から26歳までを対象としている。



(パリ市、セヌ・サン・ドニ県での調査をもとに安發作成)

例えばシェルターは、2007年にできた72時間の法律⁴⁰で2泊3日まで未成年を宿泊施設に保護し親と子どもそれぞれエデュケーターが仲裁するための場所である。法律には「未成年が家を離れ、即座に危険に瀕する可能性がある場合、関係機関は予防目的で72時間を上限として未成年を受け入れることができる。その際親権を持つ人と裁判所に連絡をすること」とある。シェルターなど未成年を受け入れた機関は72時間中に子どもと両親との間の調整をおこない、72時間後の報告書をまた裁判所に提出する。期間内に帰宅が実現しない場合、親の同意がある場合は児童相談所経由で施設措置、親が同意しない場合は裁判所に判断を委ねる。

帰宅させない理由としては、危機があり家から逃げたのに、また危機のあった場所に返すことで親子関係が断絶、学校との断絶、地域との断絶など孤立を招いてしまうリスクを負わせてしまうため。より良い状態で戻れるまでは戻さな

⁴⁰ CASF Art L223-2 72h (抜粋): En cas de danger immédiat ou de suspicion de danger immédiat concernant un mineur ayant abandonné le domicile familial, le service peut, dans le cadre des actions de prévention, pendant une durée maximale de soixante-douze heures, accueillir le mineur, sous réserve d'en informer sans délai les parents, toute autre personne exerçant l'autorité parentale ou le tuteur, ainsi que le procureur de la République. Si au terme de ce délai le retour de l'enfant dans sa famille n'a pas pu être organisé, une procédure d'admission à l'aide sociale à l'enfance ou, à défaut d'accord des parents ou du représentant légal, une saisine de l'autorité judiciaire est engagée.

い方がいいため。短期間保護することで親も子どももそれぞれケアをし、より良い状態にできるなら分離は前向きな方法と考えられている。

72時間の法律は児童相談所と司法への負担を減らす役割も担った。調査したセーヌ・サン・ドニ県ではシェルター創設まで年間3500人が児童相談所の緊急一時保護を利用している中で、20%の子どもが1週間以内に帰宅していたことから、そもそも緊急一時保護にならないように72時間以内の調整で防ぐことができたならコスト削減になり児童相談所の負担も減り親子も断絶を経験せずに済むのではないかということも理由の1つであった。

一時保護所や児童保護施設での筆者の調査によると、10代になってから保護されているのは自身が望んできているケースばかりであった。中には遠隔地で就職活動に不利、行きたい高校に通えないという理由の場合もあった。虐待にこだわらず安全と子どもの支援を優先している姿勢を伺うことができる。

職業安定所も若者用は Mission Locale という専門の機関があり、16-26歳を対象として、就労支援、その間の生活費就職活動費も出る。生活保護の代わりのような制度である。心理士の支援もある。

生活保護も個人単位であり、その理由としてはパリ市担当者へのヒアリングによると、21歳の息子が外に出たがらなくて家でゲームをしているというときに親に抱えさせるよりは21歳の息子単体で生活保護費を出した方が一番の社会的資源である親子関係を悪化させず、かつ支援者を息子につけることができるからであると言う。もちろん生活保護を申請したときに家族に知らせたりもしない。

学費も大学と大学院はそれぞれ3万円、また無料の専門学校がいくつもある。若者マンション(FJT Foyer Jeune Travailleur)という月4万円(所得が低い場合は家賃補助が出るので2万円)で一階にソーシャルワーカーが住んでいる住居も全国にあり、奨学金は返済の必要がない。

若者一般へのサポート体制がある。

児童相談所の退所後支援も義務付けられているのですべての県にある。

性をケアする機会としている

義務教育の期間は学校にいる児童福祉の専門職が子どもたちの様子をチェックしているが、その期間を過ぎた子どものケアは「性」を機会としている。中心となるのは妊娠期から6歳までお世話になった妊産婦幼児保護センターの運営する家族計画センターだ。13歳から49歳までを対象としていて、13歳のとき

に学校から10人ずつくらいの小グループで訪問し、日本で言う性教育「愛と性のある人生についての教育(éducation à la vie affective et sexuelle)」を受ける。リスクや避妊を中心とした性教育ではなく、愛、相手を尊重するとは何かという入り口から性について学び、その資格を持った人に教わる。13歳で受ける理由は性交をしている割合が10-15%とまだ低いものの関心にはなりやすい年齢だからだそう。家族計画センターは性教育のほか、匿名無料で診察、避妊、カウンセリング、中絶を担当する機関で、パリ市に24箇所ある。婦人科医、看護師、心理士、パートナー間アドバイザーがいて、13歳で訪問したときは必要なくても、いつか必要になったら避妊具を無料でもらったり、保険証不要で婦人科検診を受けたりすることができる。一度考える機会を持っておくと、実際機会があったときにまず自分で考え、そして考えきれないときは人に相談することができる。話す機会を持たないでおくことは「門戸が開かれたまま」にすることも同然である。初めての性行為の前やその後に考えを整理しにくるティーンエイジャーは多いとセンターの責任者は言う。

ここで避妊具は好きなものを無料でもらうことができるのだが、そのときに必ず婦人科医の診察を受け暴力被害経験などないか確認し、ケアする機会とする。

未成年でも親権者の同意を得ず医療行為を受けることができる。

公衆衛生法 Art L1111-5⁴¹

医療機関において未成年が自身の予防、検診、診断、治療、処置や手術について親権者に情報共有することを拒否する場合、医療従事者は親権者の同意を得ずそれらを未成年自身の合意のみで実施することができる。その場合、その未成年は自身が選んだ成人に付き添われる。

中絶や避妊のための施術もこの法律によって親権者の合意を得ずにおこなうことが可能となっている。

権利の主体としての子どもについてこの章で見ることができたのではないかと思う。

⁴¹ Code de la santé publique L1111-5 : le médecin ou la sage-femme peut se dispenser d'obtenir le consentement du ou des titulaires de l'autorité parentale sur les décisions médicales à prendre lorsque l'action de prévention, le dépistage, le diagnostic, le traitement ou l'intervention s'impose pour sauvegarder la santé d'une personne mineure, dans le cas où cette dernière s'oppose expressément à la consultation du ou des titulaires de l'autorité parentale afin de garder le secret sur son état de santé. Toutefois, le médecin ou la sage-femme doit dans un premier temps s'efforcer d'obtenir le consentement du mineur à cette consultation. Dans le cas où le mineur maintient son opposition, le médecin ou la sage-femme peut mettre en œuvre l'action de prévention, le dépistage, le diagnostic, le traitement ou l'intervention. Dans ce cas, le mineur se fait accompagner d'une personne majeure de son choix.

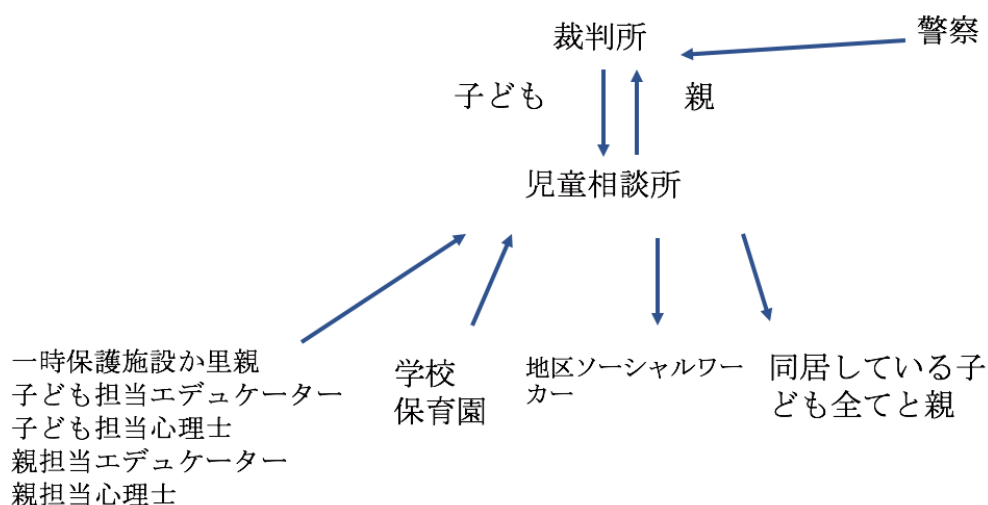
セーヌ・サン・ドニ県の子ども専用裁判所の代表をしている Rosenczveig は 1989 年の子どもの権利条約によって「それまで子ども自身を、他者から、そして人生の事故から守るべき対象であったのが、子どもの権利条約によって、個として自身の権利を知るべき存在に変化した」と書いている (Rosenczveig, 2011)。

6. 一時保護の目的は安全確保だけではなく解決方法の模索

一時保護は親の希望がある場合以外は裁判官命令でおこない、2週間以内に裁判をおこなうのでそれまでに調査をする。もちろん本人にも聞き取りをし、学校や保育園や病院の情報、一時保護所の職員や心理士の情報も集める。一時保護も先ほどの心配な情報調査と同じで、子どもを安全なところに置いておくことが目的ではなく、その期間に解決方法を提案することを目的としている。2週間だが学校に行くことができる。

一時保護

裁判までの期間：2週間



(パリ市、セーヌ・サン・ドニ県での調査をもとに安發作成)

入所の際、暴力などがなければ一時保護所ではない場所で受け入れの手続きをする。親と子どもそれぞれに一時保護の理由や目的を説明し、親と子どもそれぞれの担当エデュケーターと担当心理士が紹介され、親にはそれぞれとの面談の約束が取り付けられる。裁判までにそのような専門家たちが集めた情報のレポートが書かれる。

親と子どもには、家族にとって一番いい方法を探し、また一緒に暮らせるためと説明される。親担当エデュケーターの任務は親が子どもに与えられるものを探ることである。どうすれば親の持つ力を引き出しよりいい家庭環境を築くことができるか、支援の提案をする。

一時保護施設や一時保護里親側で、子どもと日常をともにするエデュケーターや里親、親の支援をするエデュケーター、子どもと親それぞれの心理士がレポートを書いて裁判官に提出する。

子どもも二週間以内におこなわれる裁判の準備をする。最初から子どもは考えが整理できているわけではなく、最初は親の影響も大きく「親のために～するべき」と考えていることや親の心配がおおきすぎて自分が後回しになっている子どもも多いので、心理士や子どもの慕うエデュケーターが考えの整理を手伝い「自分は自分のためにどうしたい」と言えるようになるように支える。「親は親でサポートがあるので大丈夫、自分の人生を築くことを考えよう」というのがある程度共通の子どもへのメッセージである。

一時保護所で子どもたちにインタビューをすると、学校の友人などまわりに経験のある人がいて、施設や里親や在宅教育支援についてある程度知っていたという子どもが大半である。実際テレビ番組や映画になることもとても多い。毎年100人に一人が調査を受けること、措置は短期間であること、施設なども5-6人と小規模なものが地域内に点在しているかたちだということも身近な理由であろう。あまり拒否感はなく「いつか自分ももう自分の家庭環境が無理と思ったら言おうと思っていた」という子どももいる。特に13-18歳にインタビューをすると自分の意思で家を出てきた子どもばかりであり、家に帰りたいたいという子どもはとても少ない。兄弟にいつもバカにされている、兄にパシリにされていた、親に進路を反対される、彼氏との関係を親に反対されたなどの理由で来たと言う。

ケア内容についての不服、一時保護、一時保護解除、措置などすべて裁判に伝え判断を待つ。

裁判には子どもが選んだエデュケーターや心理士が付き添う。親とは別々に裁判官に会うなどの配慮もとられる。

事前によくよく準備をして行くので、子どもは裁判で言いたいことが言えたと言うことが多いが、裁判所で親が子どもの腕をつかんで泣いたり、父親が刑務所に行くことを聞いたり、子どもにとっては重いイベントなので終わってから2,3週間は裁判でのことについて子どもが大人たちに話しているのを聞く。直後も関係機関と一人の子どもについて10人くらいで集まり今後の計画をもとに連携のあり方を話し合う。

パリ市の場合は1つの区に裁判官が一人。同じ裁判官に毎回会うので子どもにとっては守ってくれる人のような存在でもある。

一時保護や面会制限なども全て司法を通して決めるので、実際現場の対人援助職の人たちは親と子どもの味方で居続けることができる。「家に帰れるように一緒にがんばろう」という立場をとることができる。例えば施設措置に反対する親がいても、職員に攻撃的な態度を取れば施設からのレポートにそのことが書かれて不利になる可能性もあるのでトラブルを防げ、職員は矢面に立たないで済む。

一方で、各区に子ども専門裁判官は一人であるため、裁判官によって考えに違いがある。親にチャンスを与えようとする裁判官である場合、現場職員たちが在宅教育支援による継続的な見守りが必要と判断し心配が残るということで司法判断に委ねても、「在宅教育支援なしで半年間独自に頑張ってみて良い」と裁判官が言えば現場職員たちはその後家族に対し支援しにくくなるということも起きる。

筆者のインタビューでは、社会的養護に入ったばかりの子どもで裁判官が親を批判したことへの反発、親の問題を言語化してしまうことへの反発もみられた。また、親の権威と親子関係に影響を及ぼすと批判する研究もある(Serre, 2009)。司法の利用は、子どもにとって自分の意見が聞いてもらえる、親と対等の人間として意見を言うことができる、「子どもの主張、意見を表明する権利を守る枠組み」のような機能を果たしているのではないかと思う。

しかし、ただ司法判断にすればいいというのではなく、児童福祉の訓練を受けた子ども専門裁判官がいなければ子どもに伝わる言葉で説明できるのか不安は残るように思う。

7. 警察の未成年保護班は裁判官の目

裁判官だけでなく、警察も子どものための特別部隊がいる。未成年保護班(県によっては家族保護班)といい、小さい子どもからティーンエイジャーまでの聞き取りについての専門的な訓練を受けている。

手続きについても特別な配慮がなされ、例えば聞き取りは全てビデオで録画し後に文字化する。どんなに小さくても子ども1人で警察の聴取を受けるが、警察は話を聞きながら書く必要がないので子どもは自分の話を聞いてもらっていると感ずることができ、事情聴取を短時間で済ませることができる。ビデオに撮ることで、子どもの様子を心理士などが観察し判断材料にすることもできる。

児童ポルノのサイトの取り締まりもしており、子どものふりをして違反者の証拠集めをすることもあるという。

未成年保護班に集まる情報については、被害者がいる限り被害届が出ていなくても子ども専門裁判官に連絡の上、指示があれば捜査を開始する。子ども裁判官が指揮官で未成年保護の要であり、警察が裁判官の目となって指示を受けた内容について調査する。

例えば家出があると即日子どもの携帯電話の通話記録と端末の位置確認で見つけ出すが、帰宅を希望しない場合は親と子どもそれぞれと話し合うのでソーシャルワーカーのような役割が求められており、実際その研修も受けている。また警察署にはソーシャルワーカーも心理士もいるので必要であれば彼らの応援も受ける。

また、小学校中学校にも出張する予防班がいて年中予防活動をおこなう。中学生の各クラスをまわり「学校ハラスメントは6-18ヶ月の刑期と7500ユーロの罰金」「サイバーハラスメントは18ヶ月の刑期と7500ユーロの罰金」などという法律を生徒たちに確認し、実際に警察署で対応した例を紹介して生徒たちに意見を求める。「クラスメイトの着替えを盗撮してSNSにアップした」「仲間の喧嘩をインターネット上に載せて、映っている加害者も、撮影し投稿した人も処罰された」「SNSに『バカ』と複数回クラスメイトの中傷を載せて警察が捜査し裁判所で『法律の確認』を受けた」というケースなどについて話し合われていた。

子どもたちにとっては相談すれば助けてもらえるという安心感がある。

校長は、学内外で生徒間のトラブルがあり病院に連れて行く必要があったり、生徒が暴力を受けたとわかったとき、親から学校への攻撃的な発言があったときなどは警察と県の担当部署へ毎回文書で報告する義務がある。その後警察は校長に電話し、未成年の被害者がいる場合は子ども専門裁判官に連絡し行政上の記録に止めるか捜査を開始するか指示を受け、未成年の被害者がいない場合は学校内で対応するか警察が動くか決める。

このようにいじめなど校内のトラブルにも警察が動くことで被害が大きくなることを未然に防ぐ。

日本では教育的配慮からおおごとにしな方がいいという考えがあるが、フランスはダメなものはダメというルールを明確に子どもに伝えることによって皆の安全安心を守ろうとしている。

筆者が一時保護所で会った子どもたちも「親に体を触られたことを学校で話したら1時間後には未成年保護班の人たちが来て早くてびっくりした」「その場で携帯電話も家族全員の携帯電話もパソコンも調査のために取られた」など対

応の迅速さを話す。この仕組みのおかげで話したら確実に守られるという安心感がある。

子ども専門裁判官は「即座に対応します。子どもに関する事件について情報が来たときに、些細な事件だからとって対応しないことはありません。一回の嫌がらせでも裁判所に対応することで、再度同じことが起きたり悪化することを防ぐのです。その前に何度も出来事が起きる中で発展して起きているので、大きな問題はなるべく早く対応することが重要です」と言う。

学校で講習をしている警察官は「私の3歳の息子も幼稚園でスカートめくりをしたと校長に両親と本人揃って呼び出され法律の確認を受けました。息子はその一件で遊びでは済まされないことを理解しやめたので、きちんと場を設けてダメだと伝えてよかったですと思います」と言う。そして「学内で暴力を伴わない子ども同士のいざこざを抱え、生徒が転校依頼をした機会に初めて警察に届出があったことがあったけれど、その時には被害を受け続けていた子どもは元気がなくなっていた。学校がその責任を問われることになってしまうので、日頃から細かいことも警察に伝えて警察が被害者に聞き取りをして適切な対応がされるようにできていれば被害者が元気をなくすところまで被害を大きくせずに済んだはずだったのに残念です」と言う。

兄弟間、家庭内であっても、被害届がなくても警察が介入するのは同じである。例えば筆者の会ったケースで、10歳の時に16歳の兄の性的対象となり里親家庭に措置された子どもがいた。妹は兄のことを好きでかっこいいと思っており、嫌ではなかったと言っていた。兄は有罪、裁判官から教育的措置と心理ケアに加え、妹に対する100万円の支払いが命じられた。この金額は児童相談所の口座に振り込まれ妹が児童相談所を離れる際に金銭管理目的の成人後見をつけられることになった。

刑法 Art. 434-3⁴²

未成年に対し欠乏や剥奪、不適切な扱い、侵害や性的行為を加えた者は全て、3年の刑期と570万円の罰金

少年法と児童保護

少年法について日本では少年院が退所後のことを用意しなければならないと少年院職員への聞き取りで回答があったが、フランスは未成年司法的保護PJJ(Protection Judiciaire de la Jeunesse)がフォローする子どもは児童相談所と平行支援、もしくは未成年司法的保護の措置の後は児童相談所が引き継ぐこと

⁴² Code pénal Art 434-3: Le fait, pour quiconque ayant eu connaissance de privations, de mauvais traitements ou d'agressions ou atteintes sexuelles infligés à un mineur trois ans d'emprisonnement et de 45 000 euros d'amende.

も多い。未成年司法的保護の措置も日本の少年院のように場所を変えてしまうのではなく、施設にいた場合はその施設にいるまま、もしくはかつて経験した施設に戻り少年法のエducatorが通って個別指導するなどそれまでの生活に自然に近い方法が優先される。

路上エducatorへの調査では、未成年司法的保護の教育的支援がひと段落し、地域に戻る段階で未成年司法的保護のエducatorから引き継ぎを受け、同時並行で子どもをフォローするようになるという。未成年司法的保護のエducatorは非行傾向のある未成年の教育支援の専門なので、継続して地域内での支援を続け、路上エducatorは地域の若者グループを得意としているので、アルバイト、職業訓練、余暇活動など目配りしながら地域内で暮らしを築いていくことを支える。

児童相談所がフォローしている子どもは非行傾向が見られても未成年司法的保護の介入にはなりにくく児童保護分野で持ちこたえる傾向もある。警察が捕まえても児童保護分野のフォローがあると分かれば釈放するといった現場も調査で目撃した。

少年院に相当する閉鎖施設の利用はとても少なく、存在しない県もある。その代わり、脱走したまま行方不明の未成年が多いこと、18歳までは児童保護的な関わりだったのに18歳以降はいきなり刑務所に入るなど扱いが変わりすぎるといった批判もある。

8. 親であることの支援により家庭外措置がなくなる未来

在宅教育支援が「予防」であるのに対し、危険がある場合は「保護」として施設や里親措置をする。家庭外保護は placement というが、「場所を移す」「預ける」という意味である。

保護児童の95%は裁判官決定によるもので、うち里親は45%、施設が35%で残り20%が自宅や一人暮らしのアパートや親戚宅⁴³、他に小学校から無料の全寮制の学校や、グループホームなどに預ける。特に15歳以上は一人暮らしから2-3人で一般のアパートをシェアし、そこに職員が毎日夕方通って一緒に過ごすというスタイルが増えている。

他にも1日のうちの一部、一週間のうちの数日などのみ措置する方法も臨機応変に使えるよう法律の規定があり(CASF L222-5-1⁴⁴)、臨時で里親に子どもを預けられる支援をしている機関もある。

⁴³ <http://www.departements.fr/reaction-de-ladf-suite-a-diffusion-de-lemission-zone-interdite-protection-de-lenfance/>

⁴⁴ CASF Art L222-5-1 : Sont pris en charge par le service de l'aide sociale à l'enfance sur décision du président du conseil général : Les mineurs qui ne peuvent demeurer provisoirement dans leur milieu de vie habituel et dont la situation requiert un accueil à temps complet ou partiel, modulable selon leurs besoins, en particulier de stabilité affective, ainsi que les mineurs rencontrant des difficultés

日本では施設を減らし里親を増やすことが目標とされているが、フランスでは県によって里親が20%から91%と開きがあり、それぞれの県の歴史の中で合う形をみつけてきているので一律にどうしようとは言われていない。

「里親が望ましい」という考えではなく、里親が多かったのが1950年代に小規模施設が作られ、現在では在宅教育支援が最優先される。子どもを措置するとしても親元から離すのではなくエデュケーターが毎日家に通う「家への措置」の流れである。

暴力がない限り出身家庭の中で家族全員を支援していくという考え方である。

前回の記事にも書いたように、フランスではかつてどの社会階層においても子どもが誕生したら乳母に預けることが一般的であった。特に都市部においては母親が自分で育てているのは乳児の4%という統計の年もあり、14世紀には乳母の報酬額も定められていた。しかし、1865年にパリ市で生まれ乳母に預けられた子どもの71%が1歳を迎える前に死亡しているという調査結果が発表され、1874年以降公的機関が乳母に預けられている2歳未満の子どもの生命と健康を守るという決定がされ監視事務所が設置された(Romanet, 2013⁴⁵)。母親自身が仕事しながら子どもを育て、国が子どもの発育をフォローできるよう保育園が作られたのは1840年以降であるが、第二次世界大戦後においても夫婦が仕事のため田舎の乳母や祖父母宅に子どもを預けることは頻繁におこなわれ、大企業では子どもを預けるための追加手当があった。経済的支援を受けるよりも子どもに十分なケアと教育を受けさせるように預けることの方が肯定的な選択と親たちにみなされていた。1950年代には特別なニーズに対応できるよう快適で交通の便も良く専門職が揃っている施設が多く作られるようになる。しかし、1951年の世界保健機関のレポートによって家庭外措置の子どもへの悪影響が指摘されると、家庭から子どもを離さずに済むよう予防・家庭内への支援に舵が切られる(David, 2004⁴⁶)。1960年に家庭外措置されていた子どもが80万人いたのに対し(ibid)2017年は17万8880人(短期も含むので一定時点では6万5500人)である(DREES, 2020⁴⁷)。このようにして1958年から在宅教育支援が積極的に

particulières nécessitant un accueil spécialisé, familial ou dans un établissement ou dans un service tel que prévu au 12° du I de l'article L. 312-1

Peuvent être également pris en charge à titre temporaire par le service chargé de l'aide sociale à l'enfance les mineurs émancipés et les majeurs âgés de moins de vingt et un ans qui éprouvent des difficultés d'insertion sociale faute de ressources ou d'un soutien familial suffisants.

⁴⁵ ROMANET Emmanuelle, 2013, « La mise en nourrice, une pratique répandue en France au XIX^e siècle », *Transcultur(e)s*.

⁴⁶ DAVID Myriam, 2004, *Le placement familial*, Dunod.

⁴⁷ République Française Direction de la recherche, des études, de l'évaluation et des statistiques, "61 000 enfants, adolescents et

選択されるようになった。90年代以降は保護命令でも子どもを主に実家に措置し専門職がそこに通うという「家への措置」(PAD Placement A Domicile)も行われるようになり 2017年時点で保護の10%を占めている。親子ゲンカなどが起きた際は24時間対応で家庭外への子どもの避難も可能にした支援である(David, 2004)。

暮らす場所は子どもが基本的に合うところを選ぶ。特に施設はここ20年で二倍に増えているが、それは16-21歳で保護を希望する若者が増えたからであると言われている(Verdier, 2012)。筆者の地方都市での調査では、実家が田舎で就職活動に不利、行きたい高校が遠いなどの理由で入所する若者にも多く出会った。

フランスでは現在最優先は在宅教育支援、措置するとしても1年ごとの裁判官の更新なので「短期措置」しかないということになっている。

里親が一般的に利用されていた



専門性の高い小規模施設(1950年以降。特に1990-2007年は施設数が2倍に増える)



在宅教育支援(1958年以降、2007年より強化、今ではフォロー児童の半分)
家への措置(1990年以降、2007年より強化、今では措置の10%)



将来は親であることの支援の充実によって全員希望する限り自宅で暮らせることを目指している

将来像としては親であることの支援を十分することによって家族の分離を全くなくすこと、完全に施設や里親にいる子どもをなくすことが未来像とされている。そのために親が親になる前のティーンエイジャーから学校やティーンエイジャー向けの機関で暴力体験を見つけ出しケアをしている。

措置先の種類(Code Civil Art.375-3⁴⁸)

もう1人の親
他の家族か家族が信頼する第三者
県の児童相談所の支援
未成年を受け入れることを目的とした機関
医療もしくは教育機関

里親については次の章で記述する。

施設については、民間団体が様々なタイプの施設を運営し、小さくとも子どもとエドゥケーターと一緒に訪問して決める(Code Civil 375-7⁴⁹)。

子どもの暮らす場所を選ぶ Code Civil 375-7

子どもが暮らす場所は子どもにとって有益な場所を選び、遺伝的親を訪問し宿泊することがスムーズにでき、兄弟との関係が維持できるよう配慮すること。

受け入れ先については、企業のようなもので競争原理がある。つまり児童相談所や裁判所は預かった子どもの委託先を決めるのにその子どもに合う施設や里親を決める。当然問題があったり子どもの移動希望が出たようなところは選ばれなくなってしまう。里親は4ヶ月間選ばれないとリストから外され、その後一定の年数同じところには登録できなくなってしまうので、他都市や他の民間団体に再就職しなければならなくなる。ただし、全体的に短期措置が多いことと一時保護を里親宅ですることもあるので動きは多い。95%が裁判所決定の措置なので親が里親委託同意をしないということはなく子どもに合った場所が選ばれる。里親の場合も、里親事務所があり、そこに子ども担当エドゥケーター、実親担当エドゥケーター、里親担当エドゥケーターがいることが多く、それぞれがフォローする。

子どもも自分で訪問して決めるので、選ばれない施設は空席が増えると新しいニーズを取り入れるなど選ばれる支援を加えていかざるを得なくなる。特色のある施設として例えば、暴力傾向が強くエネルギーに満ちた子ども用にさまざまなスポーツ選手がアクティビティをしに来てエドゥケーターもスポーツの教員免許を持っている人を採用しているところなどがある。

⁴⁸ Art. 375-3 al.1 : Si la protection de l'enfant l'exige, le juge des enfants peut décider de le confier : 1° À l'autre parent ; 2° À un autre membre de la famille ou à un tiers digne de confiance ; 3° À un service départemental de l'aide sociale à l'enfance ; 4° À un service ou à un établissement habilité pour l'accueil de mineurs à la journée ou suivant toute autre modalité de prise en charge ; 5° À un service ou à un établissement sanitaire ou d'éducation, ordinaire ou spécialisé.

⁴⁹ 375-7 Code civil : Le lieu d'accueil de l'enfant doit être recherché dans l'intérêt de celui-ci et afin de faciliter l'exercice du droit de visite et d'hébergement par le ou les parents et le maintien de ses liens avec ses frères et sœurs en application de l'article 371-5.

入所が決まると施設や里親はその時期に合わせて半年ごとの計画を子どもと親と一緒にたててサインする。赤ちゃんでも実際説明はされるし本人の言葉は小さい時から記録されるが本人がサインするのは筆者の調査では5歳からおこなわれていた。計画書を作ることも法律で定められている(CASF Art.223-1⁵⁰)そして半年後にはまた裁判に向けて子どもと親に関わっている職員たちが報告書を書く。裁判所に出す報告書を全て子どもにも親にも見せるところもある。

子どもの計画をたてる権利 (art. L.223-1-1 CASF)

児童相談所と親権者はともに、子どもについて、親について、親が親としての役割を果たせるような環境についてどのような支援をするかを詳細に記述し、その目的と実現までの期間を規定する。

どの機関の誰が支援全体の整合性と時間的継続性を保証する担当になるかを示す。

子どもはこの内容を知らされなければならない。

そして受け入れ機関は年に最低一回子どもと家族の状況についての報告書を作成しなければならないことは既に記述した通りである。

家庭復帰(CASF L223-3-1⁵¹)

家庭外に子どもが措置される場合は、家族再統合は本人が希望し、裁判官が認めた場合で、それは措置の初めから職員の仕事の1つになっている。司法で親にも自分の病気や依存症や住居環境や金銭問題を解決するよう言われ、家庭経済コンサルタントが司法決定でつくこともあり、家族の支援が同時並行で開始される。家族のそれらの取り組みの支援をした上で、家族のもとで子どもが週末を過ごし、次に二週間のバカンスを過ごすといったように進めていく。最初は丸一日施設職員も一緒に子どもの家庭で過ごすなどしながら、徐々に家庭復帰できるよう支援することも受け入れ機関のミッションとなる。

⁵⁰ CASF Art.223-1 (抜粋): Les services départementaux et les titulaires de l'autorité parentale établissent un document intitulé " projet pour l'enfant " qui précise les actions qui seront menées auprès de l'enfant, des parents et de son environnement, le rôle des parents, les objectifs visés et les délais de leur mise en œuvre. Il mentionne l'institution et la personne chargées d'assurer la cohérence et la continuité des interventions. Ce document est cosigné par le président du conseil général et les représentants légaux du mineur ainsi que par un responsable de chacun des organismes chargés de mettre en œuvre les interventions. Il est porté à la connaissance du mineur et, pour l'application de [l'article L. 223-3-1](#), transmis au juge.

Sur la base des informations dont il dispose, le président du conseil général veille à assurer le suivi et, dans la mesure du possible, la continuité des interventions mises en œuvre pour un enfant et sa famille au titre de la protection de l'enfance.

⁵¹ CASF L223-3-1: Si l'enfant est confié au service départemental de l'aide sociale à l'enfance en application du 3° de l'article 375-3 du code civil, le juge fixe la nature et la fréquence des droits de visite et d'hébergement des parents et peut décider que leurs conditions d'exercice sont déterminées conjointement entre le service et les parents dans le cadre du document prévu à l'article L. 223-1 du présent code. Ce document lui est adressé. Il est saisi de tout désaccord.

施設の親担当のエducatorは親の力を引き出すことを求められているので、毎週決まった曜日に子どもの食べたいものを親子一緒に作る時間をもうけたり、どのようにして親子でいい時間を過ごし親の価値を子どもに伝えられるか工夫をする。

問題点

問題は子どもと受け入れ機関相互の同意で成り立っているので、調査先が大都市で選択肢があるからこそなのかもしれないが「あれがいやだこれがいやだ」と次々と場所を変える子どもにも出会った。施設側も受け入れる子どもを選ぶため、転々とした子どもは行き先の選択肢が少なくなってしまう。子どもは長い目で見て妥協する、気に入らない職員や仲間がいても我慢しようとは思わないことがあり、特に初めて入所したときは不安定なことがあるので難しさがある。脱走すれば違う場所に移してもらえると年に何回も裁判をし直し移動していく子どももいた。

児童相談所は次の受け入れ先が見つかりやすいように詳細を書かないことがあるので、子どもの情報が行く先々で共有されているとは限らないことも問題であるように感じた。前の施設で異性とのいざこざがあって他にうつった、大量服薬や5階から道路に向けて椅子を投げて次にうつることになったなどの情報が共有されず、次の受け入れ先は何があったか十分知らないため対応が遅れることがある。施設側も「合わないから他にうつるほうがいい」と勧めることもあった。精神的な難しさがある子どもは転々とする傾向もあるようであった。

また、子どもが「家に帰らない」と言う限り子どもは保護され、子どもが「自分の苦しみやうまくいかないことが親のせいである」と主張すれば子どもはケアの対象となる。親との関係性の中で「トラウマを抱え」「勉強に集中できない困難な期間を過ごし」「時間をかけてリカバリーし成長を支える必要がある」と子どもの状況は専門職たちに説明づけられる。その後十分に親と子どもとの間の調整、仲裁の機会がとられれば子どもも親も新たな関係性を築く機会にすることができるが、それが不十分な場合は子どもを「被害者」としてしまう危険性がある。

一方でホテル暮らしを強いられている子どもがいることも問題となっている。施設や里親宅ではまわりに迷惑がかかって難しい子どもをホテルに移し、エドゥケーターがそこに通うという方法なのだが、実際にはエドゥケーターが通いきれないケースも出てきているそうである。2021年1月27日にフランス3によって報道された内容では、パリの西のオ・ドゥ・セーヌ県では預かっている

子どもの3分の1がホテルにおり、600人に上るといふ。児童相談所のエドゥケーターは週1回電話がつながればいい方で定期的な訪問や指導はできていないと話す。理由として、施設が一人1日1万9000円かかるのに対し9500円で済むからであると児童相談所の管理職は言う。一方で県の部署代表は、未成年単身移民が2017年から2019年の間に270%増加していることを理由であるとする。中には3年間も教育支援の少ないホテル暮らしを強いられている若者がいる。そのような中、2020年12月12日に同県のホテルに8ヶ月間措置されていた17歳の若者が同じく措置されていた他の若者に短剣で殺されニュースになった。当時児童相談所職員は誰もホテル内におらず、加害者も暴力傾向であるとわかっていながら適切な支援を受けられず事件を起こしてしまった点では、被害者であると報道されている。ホテルの利用は2013年から始まり、未成年単身移民が大量に流入した2016年頃から利用が広がり、現在は7000-8000人がいるとされている。ホテルに措置されている子どものうち95%は未成年単身移民である。残りの5%は特別難しい事情を抱え施設や里親宅の受け入れが叶わない児童保護分野の子だ。(France TV, 2021/01/27)

子どもの権利条約に「家庭環境に短期的もしくは永続的にいられない状況の子どもは国の保護を受けることができる」と書かれているため、未成年は滞在許可などがなくても保護され学校に通うことができる。筆者が会った未成年単身移民は皆即日どこかの施設などに入り翌日から学校に通ったと言っている。

ずっと同じ子どもをフォローする専門職が少ないことも課題なのではないかと思う。セヌ・サン・ドニ県では20年同じ人が児童相談所にいて脱走するたびに同じエドゥケーターが迎えに行くということもあったが、パリ市は長く働いている人が比較的少なかった。

前述しているように全ての子どもは弁護士をつけることができ、裁判官には子どもに弁護士をつける権利があることを伝えなければならない。ある論文には格段に利用されるようになり子どもの長期的支援に効果を発揮していると書いている(Verdier, 2007)。実際に筆者が見てきたケースでも、幼少期に慕っていた里親への再会支援や施設で暴力を受けたときの訴えに関してはとても有効であろうと思われる。しかし、私はパリ市とセヌ・サン・ドニ県数百人の子どもに会い書類も見てきているが弁護士がついている子どもには会わなかった。実施状況について県による差が大きいのもかもしれない。

家庭裁判所調査官という職業がないので全関係者に会っている人もいない。

保護の対象は妊娠中からであることを付け加えておきたい。児童相談所の保護は妊娠中の女性から始まり、保護期間中も妊娠中の子どもと母親にとって有益

である場合父親との関係も維持できるよう配慮される(CASF Art L222-5⁵²)。そのため、母子施設に父親も通うことができ、父親も一緒に住める施設やアパートもある。

母子保護は妊娠中から、父親も支援 CASF Art L222-5
妊娠している女性や3歳未満の子どもを抱えて孤立している母親が物理的
精神的支援を必要としている場合、児童相談所が支援する。子どもにとっ
て有益で適している場合、子どもの父との関係の保持や再構築に母親たち
を受け入れている機関は障害となってはならない。

妊娠中の未成年や子育てする未成年の場合は里親宅が選ばれることが多い。それは、赤ちゃんだけでなく本人も支援が必要であるからだ。そして保護期間は自立が軌道に乗ってから送り出せるように施設内に保育園があつて仕事をしたり学校に行ったりし、アパートに移ってからも継続して一年ほど支援を受けてから自立する。学生の場合は夜間赤ちゃんを施設内にある保育園に預けてしっかり寝て学校に行けるようになっている。

9. 複数の大人で子どもを育てる

フランスの児童福祉では「社会的親」「レジリエンスの後見人」を子どもたちに与えるためにたくさんの出会いをつくり、複数の大人で子どもを育てるという考え方がされている(pluriparentalité)。

法律でもそのことは書かれているので、里親、施設職員、その他の関係も子どもが望む限り維持することが求められている。

子どものまわりの人 Art. L.221-1⁵³
子ども自身の利益のために、子どもが家族以外と築いてきたアタッチメン
トの絆が保たれ、育まれるよう注意する

家族手当基金での聞き取りでは、戦後から60年代までは家庭にいる母親が子どもを育てるという固定概念をもとに福祉があつたため、児童手当の支給が家族支援だったが、70年代になり、働く女性の増加、片親家庭など家族スタイルが

⁵² CASF Art L222-5-4 :Sont pris en charge par le service de l'aide sociale à l'enfance sur décision du président du conseil général : Les femmes enceintes et les mères isolées avec leurs enfants de moins de trois ans qui ont besoin d'un soutien matériel et psychologique. Ces dispositions ne font pas obstacle à ce que les établissements ou services qui accueillent ces femmes organisent des dispositifs visant à préserver ou à restaurer des relations avec le père de l'enfant, lorsque celles-ci sont conformes à l'intérêt de celui-ci.

⁵³ CASFL221-1-6: Veiller à ce que les liens d'attachement noués par l'enfant avec d'autres personnes que ses parents soient maintenus, voire développés, dans son intérêt supérieur.

多様化するなかでサービスを提供する福祉に舵が切られたという。かくして、現在家族手当基金がしている「親であることの支援」の大きな支援のくくりとしては以下の5つがある。

「親であることの支援」	家族手当基金
REAAP Les réseaux d'Ecoute, d'Appui et d'accompagnement des Parents	38 億円
親が相談できる場所	
CLAS Contrat Local d'Accompagnement Scolaire	68 億円
学校で困難を抱える子どもとその親の支援を継続的にする場所	
Méditation familiale	32 億円
家族内の問題解決をする場所	
Espaces de rencontres	12 億円
離れて住む親や親戚との再会場所	
LAEP Les Lieux d'accueil enfants-parents	36 億円
親が3歳未満の子どもを遊ばせながら相談できる場所	

合計186億円。うち健康保険50%、国11%、30%県と自治体である。(IGAS, 2013) 妊産婦幼児保健センターや学校や地域にも親を支援する専門職はたくさんいるが、その他にもいくつも親を支援することを専門とする機関を用意し、親たちが専門職に支えられながら子育てする構図になっている。子どもにとっても親だけが独自に育児に関する判断をするのではなく、日常的に会う大人が複数いて彼らと話すことができる。

特に社会的養護の子どもたちにとって、絆づくりは措置解除となったあと子どもが孤立しないための重要な社会的資源と考えられているので、積極的に絆を育むことが職員たちによって進められている。

1つは「家系図作り」と言い、親子それぞれの心理面談や親担当エドゥケーターの面談のときに家系図を書きそれをもとに家族の歴史をたどる。その中で子どもがやり取りできそうな人に連絡をし、泊まりに行ったり一緒に旅行に行ったり子どもが相談できる人を増やす。あまり交流が多くない家庭が多いが、子どもにとって重要であることを伝えると受け入れてくれ開いてくれる家族ができるようにする。

もう1つは「電話帳作り」と言い、小学校時代に気にかけてくれた先生、住んでいた地元で親しくしていた大人や先輩、習い事で慕っていた先生などに引越しや施設入所などで切れてしまい、親も会う機会を設けないまま疎遠になっていた大人に再度連絡を取って週末一緒に過ごしたりできるためである。そして、

さらに新しく習い事やボランティアに参加するなどしてそういった場所を増やしていく。

麻薬の売買など反社会的なライフスタイルを選択する若者にとって20代後半頃には家族を築く機会などにその暮らしから抜け出したい時が来ると言われている(désistance)。そのときによく知っている人がいれば、力になることができるが、そのためにずっと前から関係性を築いておく必要があるとも言われている。

10. 子どもと同じだけ親も他の兄弟も支援する在宅教育支援

在宅教育支援は親権者の同意がある場合は AED (Aide Educative à Domicile)、裁判官判断の場合は AEMO (Action Educative en Milieu Ouvert) と言う。直訳は家庭内教育的支援と開放空間における教育的支援である。

法律も児童相談所に子どもと同じだけ親にも他の兄弟にも支援することを求めている。

子どもの社会的支援 CESF Art. L.221-1⁵⁴

子どもの社会的支援は以下をミッションとする

物理的、教育的、精神的支援を未成年とその家族に提供する

在宅教育支援の内容 (CASF Art L222-3⁵⁵)。

1. 家族支援テクニシャン⁵⁶または家事支援員の派遣
2. エデュケーターによる在宅教育支援
3. 金銭的支援
4. 家庭経済ソーシャルワーカー⁵⁷による支援

⁵⁴ CASF Art. L.221-1-1 : Le service de l'aide sociale à l'enfance est un service non personnalisé du département chargé des missions suivantes : Apporter un soutien matériel, éducatif et psychologique tant aux mineurs et à leur famille.

⁵⁵ L'aide à domicile comporte, ensemble ou séparément :

- l'action d'un technicien ou d'une technicienne de l'intervention sociale et familiale ou d'une aide ménagère ;
- un accompagnement en économie sociale et familiale ;
- l'intervention d'un service d'action éducative ;

- le versement d'aides financières, effectué sous forme soit de secours exceptionnels, soit d'allocations mensuelles, à titre définitif ou sous condition de remboursement, éventuellement délivrés en espèces.

⁵⁶ 家族支援テクニシャン(TISF Le Technicien de l'Intervention Sociale et Familiale) : 国家資格。1年半から2年で理論950時間、研修1155時間。高校卒業程度。家庭を特定の目的達成のため毎週複数時間訪れる。目的とは、生活リズムを整えることや子どもの年齢に応じた必要なケアや習慣を身につけられることなどで、親子とともに取り組む。

⁵⁷ 家庭経済ソーシャルワーカー(CESF Conseiller en Economie Sociale Familiale) : 国家資格。家計のやりくりができるよう支援する。市営住宅から雇用されて滞納者の支援をする人もいる。

家庭経済ソーシャルワーカーについては裁判官命令で指示が出て専門とする機関が家族の在宅教育支援とは別におこなうこともある(mesure judiciaire d'aide à la gestion du budget familial Code civil art 375-9-1⁵⁸)。

パリ市の場合、在宅教育支援は外部委託なので児童相談所職員が実際家庭訪問をするわけではない。セヌ・サン・ドニ県では最初の半年のみ児童相談所のエデュケーターが担当することもある。

裁判官が平日最低1日1時間など決めて、かつ必要に応じて施設と行き来しながら(Code civil Art.375-2⁵⁹)支援する強化された在宅教育支援 AEMO renforcé をする。そして家への措置もある。

家族支援テクニシャンが週5回朝7-9時に行って、一緒に朝起きてから朝食を食べ学校に送り、その後、母親と少し話すという機会を持たばその間の親子のやりとり、それぞれの反応について教育的指導をすることができる。または、その家庭に週5回夕方16-18時に行き一緒に宿題をし、夕食の支度をするのでその家族の1日の流れやパターンを作ることを目指す。親子関係の不具合も修正していこうとする。

施設措置と同じように半年に一回報告書を措置元である児童相談所に、裁判所経由の場合は裁判所に提出する。

パリ市では子ども1人の1日の施設措置費2万3000円、対して在宅教育支援は1日1時間で8500円で家族全員に関わることができます。平均的な支援期間で計算すると在宅教育支援で子ども1人あたり約67万円、施設(里親)入所になると1人平均約2700万円かかることになると国の報告書に書かれている(IGAS,2013)。

子どもに問題が多ければ多いほど、特別な専門職をたくさん揃えた施設に入れなければならないため、より高くつくことになり、前もってケアをすることが社会的なコストの面でも予防になると考えられている。

日中入所 (Code Civil Art 375-3, 375-4, 375-9, CASF Art L222-5, L223-3)

子どもが親子分離を望まない場合や、脱走して戻ってしまう場合なども暴力がない限り在宅にするが、その場合は日中入所が選ばれることがある。

⁵⁸ Lorsque les prestations familiales ou le revenu de solidarité active servi aux personnes isolées mentionnées à l'article [L. 262-9 du code de l'action sociale et des familles](#) ne sont pas employés pour les besoins liés au logement, à l'entretien, à la santé et à l'éducation des enfants et que l'accompagnement en économie sociale et familiale prévu à l'article [L. 222-3](#) du code de l'action sociale et des familles n'apparaît pas suffisant, le juge des enfants peut ordonner qu'ils soient, en tout ou partie, versés à une personne physique ou morale qualifiée, dite " délégué aux prestations familiales ".

Ce délégué prend toutes décisions, en s'efforçant de recueillir l'adhésion des bénéficiaires des prestations familiales ou de l'allocation mentionnée au premier alinéa et de répondre aux besoins liés à l'entretien, à la santé et à l'éducation des enfants ; il exerce auprès de la famille une action éducative visant à rétablir les conditions d'une gestion autonome des prestations.

⁵⁹ Il peut autoriser ce dernier à lui assurer un hébergement exceptionnel ou périodique à condition que ce service soit spécifiquement habilité à cet effet.

サポートについて納得でき理解できることが自分を立て直すスタート地点なので、それはどうしても親と離れることに納得できない子どもに教育的支援をする方法の1つとされている。365日開いている施設に学校帰りに行き、そこで宿題をしたりアクティビティに参加したりする。子どものことを時間軸と空間軸の両方で子どもを見守る役目を職員たちが担う。子どもたちに毎日会い、育ちを個別でみる大人たち。土日や長期休み期間は強制ではないのに、毎日来る子どもが大半である。筆者は日中入所の1つ「不登校支援校」に二年間通い調査したことがあるが、最初は学校の代わりにこの場所に毎日通い、様々なアクティビティの中から関心のあるものを選んで取り組み、できないことができるようになる体験を繰り返す中で自信をつけ、新しいことに挑戦する気持ちを育てていた。そのうち子どもの方から「勉強してみたい」と言うようになったら一対一で遅れを取り戻し、通信制の中学校や高校の勉強を進めて一般の学校に編入できるようにする。一般の学校に戻ってからも学校帰りに不登校支援校に行き先生と一緒に宿題をし、週末や休暇期間中はスポーツやお出かけや旅行を職員としていた。習い事も職員と一緒に申し込んで一緒に習い、絆を深め、「子どもにとって影響力の強い大人」を用意して教育につなげていた。

11. 里親と養親

里親と養親についてはまた別の機会に詳細を記述したいので今回は簡単な内容に止める。

日本と大きく違うのは、里親は職業として確立しており、里親と養親の入り口は全く別であるということだ。

里親は家族アシスタントが直訳の *assistant familial* という名称である。資格を持った専門職のいる家庭に住みケアを受けることは子どもに限らず、障害や高齢の分野でも行われている支援スタイルである⁶⁰。

一般に保育は保育園、保育アシスタント(*assistant maternel*)、ベビーシッターから選択し給料の1割の金額で受けることができる。保育アシスタントは資格を持った者の自宅で近隣の子どもを2-3人預かるものである。自分の子どもが小さい時期まで保育アシスタントをし、自分の子どもが大きくなったら里親に転職というケースがパリ市では多く見られた。里親は自身の子どもの養育状況や子どもに接する仕事の経歴が重視される。筆者が同行した里親志望者の面談においても、育てた子どもたちとの面談し、成人している子どもについても詳細におこなう。どのような子どもに育ったか、彼らが里子を迎えることをどう思っているか聞き取りをしていた。

⁶⁰ <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F15240>

里親は60時間の講習を受け、子どもを受け入れてからも240時間の講習を受ける。給料は子ども一人で月17万円(1384euro)、二人で28万円である。それに加え、緊急受け入れ、障害や病気の子どもの加算、勤続年数に応じた加算などがある。その他に洋服、日用品、学校で必要なものの購入代、子供のおこづかい、クリスマスプレゼント代などが支払われる。子どもが委託されていない期間も月6万円の固定給が出るが4ヶ月間委託がないと契約解除になるため別の自治体や民間団体に転職しなければならない。

パリ市の子どもの場合には里親がパリ市の外にすることが多く、かなり遠隔地であるため、大きい子どもは同じ学校に通い続けるなどの理由で希望しないことが多い。パリ市の里親事務所もしくは民間団体経由で里親宅に委託されるが、それぞれ例えば「この事務所は〇〇県〇〇市に里親を130人持っている」といった方法でパリ市の子どもを地方に委託し、事務所の職員が週何度も行き来して運営している。セヌ・サン・ドニ県の場合はほぼ100%北アフリカ系の人たちが里親をしていて、彼らの文化ならではの分け隔てなく親切に受け入れる姿勢が児童福祉職にはとても評価されている。

年齢の高い子どもでも施設だと勉強に集中できない、知的能力が低く自分のことを自分ですることが難しい場合など里親を選ぶ子どもももちろんいるが、小さい子どもの方が里親を選ぶことは多い。

事務所によるが、実親支援のエデュケーターと子どもと里親支援エデュケーターを分けて配置しているところもある。

子どもにとっては、実親と会う権利やその方法、元いた里親家庭と交流する権利などルールが決まっており、里親のことは「おじさん」「おばさん」と呼ぶようになっている。

日本では里親を増やす動きにあるが、子どもの知る権利や真実告知などルールが不明瞭であり、里親側も子どもとの関係におけるルールが不明瞭であるため、不安を感じている。

日本の現場職員から筆者が聞いた話で、里親の家業を継ぐために自分の行きたい道に就職させてもらえなかった、いじめられると脅されて苗字を家族のものに変えさせられた、養親が病気をしたタイミングで養子縁組を求められてその後介護を期待されるようになったなどの話を聞くと、「子どもの福祉のための里親」という大前提が守られているか疑問を覚える。

養子縁組(CASF ArtL225-1 から 20)

養子縁組についても日本でおこなわれているような出産後退院時の委託ではなく、まずは児童福祉の専門家がいる乳児院や匿名出産専門里親のところで2ヶ月間観察をおこなう。子どもが望むもの、子どもを知ってから子どもに会う養親を選ぶ。そのプロセスも細かく定められている。

パリ市養子縁組窓口への問い合わせによると、養親として市に登録するにも研修会や度々の面接で9ヶ月はかかる。最初の説明会から最後のプロセスまで進むのは半数しかいない。一度登録すると5年間有効であり、一年間に全国で1万3000人登録している中で養子を迎えられるのは1400人である。45歳を超えると子どもを迎えることは難しいそうである。

パリ市のホームページ⁶¹にも養子縁組が「夫婦の子どもの代わり」ではないことは明記されており「養子になる子どもは子ども自身の複雑な傾向のある歴史を持ち、見捨てられたトラウマを抱えている。養親の最優先の使命は子どもが自分の歴史と向き合うのを支えることである」と書かれている。子どもを迎えてからも児童相談所の丁寧なフォローを受ける。

匿名出産の際や、親権者のいない子どもは「国の子ども」Pupilles de l'Etat (CASF Art L224-1⁶²) (条件は CASF Art L224-4)としてまず登録される。フランスには戸籍はないが、出生証明書がつくられる。そこで親は「国」ということになる。名字は、生みの親または病院で赤ちゃんを迎えた職員たちが3つつける名前のうちの1つを名字にする。例えば男の子でポール・ヴァンサン・トマと3つの名前が出て、トマを名字にするといった方法である。

彼らの状況は毎年一回家族評議会 Conseil de famille がチェックする。養子縁組の際の養親の選定も彼らがおこなう(CASF Art L224-2⁶³)。

⁶¹ <https://www.paris.fr/pages/adopter-un-enfant-les-demarches-131>

⁶² CASF Art L224-1 : Les organes chargés de la tutelle des pupilles de l'Etat mentionnée au présent chapitre sont le représentant de l'Etat dans le département, qui exerce la fonction de tuteur et peut se faire représenter, et le conseil de famille des pupilles de l'Etat ; la tutelle des pupilles de l'Etat ne comporte pas de juge de tutelle ni de subrogé tuteur.

Le tuteur et le conseil de famille des pupilles de l'Etat exercent les attributions conférées à ces organes selon le régime de droit commun. A cette fin, le conseil de famille doit examiner au moins une fois par an la situation de chaque pupille. Avant toute décision du président du conseil général relative au lieu et au mode de placement des pupilles de l'Etat, l'accord du tuteur et celui du conseil de famille doivent être recueillis, ainsi que l'avis du mineur dans les conditions prévues à l'article L. 223-4. Le mineur capable de discernement est, en outre, entendu par le tuteur, ou son représentant, et par le conseil de famille, ou l'un de ses membres désignés par lui à cet effet.

Lorsque le mineur se trouve dans une situation de danger manifeste, le tuteur, ou son représentant, prend toutes les mesures d'urgence que l'intérêt de celui-ci exige.

⁶³ CASF Art L224-2 : Chaque conseil de famille comprend :

-des représentants du conseil général désignés par cette assemblée, sur proposition de son président ;

家族評議会は各県で設置され、パリ市の場合は、議員2人、元養子2人、児童福祉分野の研究者など有識者2人、医者、養子当事者団体の代表からなっている。子どもの状況の詳細なレポートをもとに候補の中から適していると思われる夫婦を三組選び、それをもとに子どもとのマッチングのステップに進む。パリ市養子縁組窓口の責任者によると、養親を選ぶ際一番重視しているのは「遺棄」「育てられなかった事情があった」ということを理解しようとしているかという点であると言う。子どもを子どもの背負ってきた歴史的な文脈も含め支えていくことができるか。養親の望む姿に子どもを当てはめようとするのではなく、「実親に育ててもらえなかった子ども」というものをどのように理解しようとしているかという点に一番着目するそうだ。

匿名出産(CASF L223-6⁶⁴)の際の母親の権利についても詳細に定められている。私立病院であっても女性の匿名性を守り、身分証明書の提示などを求めてはならない、出産やそれにとともなう入院にかかる費用は児童相談所が負担する、女性が希望すれば心理的なケアを受けることができる、と定められている。その際に残すべき情報についても整理されており、誰がそれを担うかも決められている(CASF L223-7⁶⁵)。

-des membres d'associations à caractère familial, notamment issus de l'union départementale des associations familiales, d'associations d'assistants maternels et d'associations de pupilles et anciens pupilles de l'Etat choisis par le représentant de l'Etat dans le département sur des listes de présentation établies par lesdites associations ;

-des personnalités qualifiées désignées par le représentant de l'Etat dans le département.

Le conseil de famille est renouvelé par moitié. Le mandat de ses membres est de six ans. Il est renouvelable une fois. Ses membres assurant la représentation d'associations peuvent se faire remplacer par leur suppléant.

Les membres du conseil de famille sont tenus au secret professionnel selon les prescriptions des [articles 226-13 et 226-14](#) du code pénal.

La composition et les règles de fonctionnement du ou des conseils de famille institués dans le département sont fixées par voie réglementaire.

⁶⁴ Toute femme qui demande, lors de son accouchement, la préservation du secret de son admission et de son identité par un établissement de santé est informée des conséquences juridiques de cette demande et de l'importance pour toute personne de connaître ses origines et son histoire. Elle est donc invitée à laisser, si elle l'accepte, des renseignements sur sa santé et celle du père, les origines de l'enfant et les circonstances de la naissance ainsi que, sous pli fermé, son identité. Elle est informée de la possibilité qu'elle a de lever à tout moment le secret de son identité et, qu'à défaut, son identité ne pourra être communiquée que dans les conditions prévues à [l'article L. 147-6](#). Elle est également informée qu'elle peut à tout moment donner son identité sous pli fermé ou compléter les renseignements qu'elle a donnés au moment de la naissance. Les prénoms donnés à l'enfant et, le cas échéant, mention du fait qu'ils l'ont été par la mère, ainsi que le sexe de l'enfant et la date, le lieu et l'heure de sa naissance sont mentionnés à l'extérieur de ce pli. Ces formalités sont accomplies par les personnes visées à l'article L. 223-7 avisées sous la responsabilité du directeur de l'établissement de santé. A défaut, elles sont accomplies sous la responsabilité de ce directeur.

Les frais d'hébergement et d'accouchement des femmes qui ont demandé, lors de leur admission dans un établissement public ou privé conventionné, à ce que le secret de leur identité soit préservé, sont pris en charge par le service de l'aide sociale à l'enfance du département siège de l'établissement.

Sur leur demande ou avec leur accord, les femmes mentionnées au premier alinéa bénéficient d'un accompagnement psychologique et social de la part du service de l'aide sociale à l'enfance.

Pour l'application des deux premiers alinéas, aucune pièce d'identité n'est exigée et il n'est procédé à aucune enquête.

Les frais d'hébergement et d'accouchement dans un établissement public ou privé conventionné des femmes qui, sans demander le secret de leur identité, confient leur enfant en vue d'adoption sont également pris en charge par le service de l'aide sociale à l'enfance du département, siège de l'établissement.

⁶⁵ CASF L223-7: Pour l'application de l'article L. 222-6, dans chaque département, le président du conseil général désigne au sein de ses services au moins deux personnes chargées d'assurer les relations avec le Conseil national pour l'accès aux origines personnelles, d'organiser, dès que possible, la mise en oeuvre de l'accompagnement psychologique et social dont peut bénéficier la femme et de

12. 家族、親子関係の中での子ども

家族法

結婚する時には区役所で区長や副区長が20分ほどの式をおこなうが、そこで区長が新郎新婦に読み上げているのは、家族法の条文で、家族としての義務について、そして将来親になったときの義務についてである。外国人の場合法廷通訳までつけさせるほどフランスの家族に関する法律を理解した上での結婚か確認させられる。その上で「夫婦になることを決めますか？」はい、いいえと答えさせている。区役所職員によると、年数回はその場で不自然と感じ区長判断で保留にし地区ソーシャルワーカーにつなぐこともあるそうだ。

ソーシャルワーカーやエデュケーターが支援に入る際に家族法の確認を家族とする場面があるが、結婚式でも同じ内容が確認されている。

家族に関する法律 Code Civil 371-1⁶⁶

親権は子どもにとっての利益を最終目的とする権利と義務である。
子どもの成人もしくは本人が解き放たれる日まで、子どもの安全、健康、精神を守り、教育を受け成長していけるよう支え、個人として尊重する。
親としての権利は、身体的または精神的暴力をともしないものである。
親は子どもに関する決定事項には子どもを参加させる。

親権について、かつては法律の中に看護や見守りの意味合いがあったが、現在は「機能」としての親権であり、機能が権利より優先されている、そういった意味でも法律内に「児童保護」の精神が組み込まれているとする研究者もいる。(Pelletier, 2003)

recevoir, lors de la naissance, le pli fermé mentionné au premier alinéa de l'article L. 222-6, de lui délivrer l'information prévue à l'article L. 224-5 et de recueillir les renseignements relatifs à la santé des père et mère de naissance, aux origines de l'enfant et aux raisons et circonstances de sa remise au service de l'aide sociale à l'enfance ou à l'organisme autorisé et habilité pour l'adoption. Elles s'assurent également de la mise en place d'un accompagnement psychologique de l'enfant.

Ces personnes devront suivre une formation initiale et continue leur permettant de remplir ces missions. Cette formation est assurée par le Conseil national pour l'accès aux origines personnelles qui, selon des modalités définies par décret, procède à un suivi régulier de ces personnes.

⁶⁶ L'autorité parentale est un ensemble de droits et de devoirs ayant pour finalité l'intérêt de l'enfant.

Elle appartient aux parents jusqu'à la majorité ou l'émancipation de l'enfant pour le protéger dans sa sécurité, sa santé et sa moralité, pour assurer son éducation et permettre son développement, dans le respect dû à sa personne.

L'autorité parentale s'exerce sans violences physiques ou psychologiques.

Les parents associent l'enfant aux décisions qui le concernent, selon son âge et son degré de maturité.

離婚の際の子ども (Code Civil Art 286 – 295)

離婚は必ず裁判所を通すので、子どもの状況や今後を確認する機会がある。親権は両親が持つので暴力などの危険性がない限り子どもは両親双方と過ごすことになる。

1987年の離婚に関する法律⁶⁷で13歳以上の子どもは必ず裁判官に会い父母どちらのもとで今後暮らすかについて意見が聞かれる、親は子どもに意見を言う権利があることを伝える義務がある、子どもは自分専用の弁護士か自分が選んだ人に付き添い裁判官に会うなどと定められた。

離婚と子ども Code Civil Art 286 – 295⁶⁸

離婚しても父親と母親の子どもに対する権利と義務は失われない
裁判官は子どもの養育や面会権について決めるための調査を指示することができる。調査結果を離婚の理由についての議論で利用してはならない。
裁判官は子どもが表現した気持ちを踏まえた判断をする。

離婚後のやりとりは児童手当を担当している家族手当基金が担う。

まず、子どもが普段一緒に住んでいない家族に会う場所(espace de rencontre)がある。専門職のいるもとで安全に再会の機会を実現しており、子どもの状態も同時にチェックされている。

そして、養育費も家族手当基金が仲介する。養育費が支払われていない由を片親が家族手当基金の運営する機関 ARIPA に申請すると、一部建て替えて支払われ、かつもう片親側に交渉をしてくれる。払わなかった親も、そのままにして雇用主に連絡され給料から天引きされるようになることは望んでいないので、ほとんど支払いを開始すると言う。ARIPA のホームページで親は養育費のやりとりを家族手当基金を通じてすることができる。

ARIPA ホームページ

<https://www.pension-alimentaire.caf.fr/web/guest>

日本で婚外子が 2%であるのに対しフランスは 60%であり、結婚しないカップルも多い。妊娠がわかったときから区役所に認知届けを出すことができるので、その後出産までの間に別れたとしても養育費を請求できる。

⁶⁷ Journal officiel de la République française. Lois et décrets (version papier numérisée) n° 0169 du 24/07/1987

⁶⁸ Code Civil Art 286: Le divorce laisse subsister les droits et les devoirs des père et mère à l'égard de leurs enfants, sous réserve des règles qui suivent.

Code Civil Art 287-1 : Avant de statuer sur la garde des enfants, provisoire ou définitive, et sur le droit de visite, le juge peut donner mission à toute personne qualifiée d'effectuer une enquête sociale. Celle-ci a pour but de recueillir des renseignements sur la situation matérielle et morale de la famille, sur les conditions dans lesquelles vivent et sont élevés les enfants et sur les mesures qu'il y a lieu de prendre dans leur intérêt.

L'enquête sociale ne peut être utilisée dans le débat sur la cause du divorce.

Code Civil Art 290: Le juge tient compte des sentiments exprimés par les enfants mineurs lorsque leur audition a paru nécessaire et qu'elle ne comporte pas d'inconvénients pour eux.

日本では学校や子どもに関する書類に父母の名前を書く欄があるが、フランスは「親1、親2」であるため、離婚していたり同性婚だったりといったことは気にならない仕組みになっている。

13. 近年の傾向と課題

2021年1月27日に FranceTV より「家庭外措置された子ども：共和国は何をしているのか」という2時間40分に渡る番組がテレビで報道され、番組の最後には児童保護副大臣 Adrien Taquet と元当事者で自伝を書き、現役エドゥケーターであり首相のもとに設置されている児童保護国家委員会のメンバーである施設出身者 Lyes Louffok が激論を交わした。FranceTV はちょうど2年前の2019年1月に児童保護に関する一回目の番組を放映しており、ジャーナリストが施設職員として採用されて内部の不具合を隠しカメラで捉えたという内容であった。その翌日、Lyes のもとに大統領夫人から電話が入り、10日後には児童保護国家委員会(Conseil national de la protection de l'enfance)が発足し、児童保護副大臣が置かれた。児童保護国家委員会のもとには全国から陳情や当事者の声が集まるようになっていく。Taquet 副大臣は即児童保護分野の調査を IGAS Inspection Générale des Affaires Sociales(CASF Art L221-9⁶⁹)に指示し、328ページに及ぶ報告書が公開されている(IGAS, 2019)。

児童保護国家委員会(Conseil national de la protection de l'enfance⁷⁰)
フランス共和国首相のもとに児童保護国家委員会は設置され、政府に児童保護に関する国家政策を提言し、全ての問題について意見をまとめ、実施の動向を調査判断する。自治体の行政の自由は尊重しつつも、政策がそれぞれの地域で一貫性をもって実施されていることを保障する。

2019年から100億円が児童保護分野に追加予算として割かれ、全体では1兆円の予算となっている。児童保護国家戦略も出された(2019)。そのサブタイトルは「全ての子どもに同じチャンスと権利を保障する」であり、冒頭には「子どもたちの well-being は国が守る」と書かれている。小児精神科医にも予算を出し子どもたちが支援を受けやすいようにした。

⁶⁹ CASF Art L221-9 : Le contrôle du service de l'aide sociale à l'enfance est assuré par l'inspection générale des affaires sociales.

⁷⁰ Il est institué auprès du Premier ministre un Conseil national de la protection de l'enfance, chargé de proposer au Gouvernement les orientations nationales de la politique de protection de l'enfance, de formuler des avis sur toute question s'y rattachant et d'évaluer la mise en œuvre. Ce conseil promeut la convergence des politiques menées au niveau local, dans le respect de la libre administration des collectivités territoriales. Ses missions, sa composition et ses modalités de fonctionnement sont définies par décret.

担当副大臣ができたことで、その後も児童保護分野についてのテレビ番組ができた翌日にはツイッターで反応するなど臨機応変な対応ができるようになった。2020年3月に外出禁止を政府が決定した際も、大臣はコロナによる影響がある間には年齢や契約がすぎても児童保護から子どもを卒業させてはならないと指示した。2021年2月現時点では2021年6月までは子どもたちは退所を強いられることはない。そして21歳未満の若者は保護を申請することができる。大学以上の進路を選択した退所者には月7万円の生活費と学生寮が優先して与えられること(学費は免除になる)を決定したりと、状況は改善しつつある。これまで国が方針を決めても実施は県に任されていたのが、国が指揮を取り直している状況である。

児童保護国家戦略の中でも当事者の参加は施設の運営会議から県議会、国会まで書かれている。そして児童保護、養子出身者の支援団体の設置は1943年より各県に義務付けられ各県と国が運営の予算確保することになっている(CASF Art L224-11⁷¹)ため、その団体(ADEPAPE⁷²)の影響力も大きい。かつて児童相談所の支援を3ヶ月以上受けていた人が対象なのだが、生涯助けを求めることができる。その影響力は大きく、今回のテレビ番組もパリ市の団体で事前に視聴し様々な意見を元当事者たちから集めた上で放映当日の議論がおこなわれた。

隣国スイスにおいては2000年始めから大人になった元当事者たちが不当な扱いを受けて育ったと当事者運動を全国的に展開し、2013年に法務大臣が公式に元措置児童だった人たちに謝罪し、一人254万円の慰謝料が出身者15000人に支給された。そのような動きも励ましとなり、フランスの児童福祉分野では当事者や元当事者がメディアの取材を受け発言していく傾向が近年強まっている。

子どもの権利条約の実施状況について国家人権委員会(CNCDH, 2019)は大まかに以下のような課題を指摘している。

- 移民の子どもたちの権利の取得、LGBTの子どもたちの権利
- 母子保健分野 妊産婦幼児保護センターの予算削減への懸念
- 未成年の中毒性物質摂取率の高さへの懸念
- 支援の欠如が見られることへの懸念(脱走などの形でつながらない子どもが出ている)

⁷¹ CASF Art L224-11 : L'association départementale d'entraide entre les pupilles et anciens pupilles de l'Etat participe à l'effort d'insertion sociale des personnes admises ou ayant été admises dans le service de l'aide sociale à l'enfance. A cet effet, elle peut notamment leur attribuer des secours, primes diverses et prêts d'honneur. Ses ressources sont constituées par les cotisations de ses membres, les subventions du département, des communes, de l'Etat, les dons et legs.

Le conseil d'administration comporte deux membres des conseils de famille des pupilles de l'Etat.

⁷² <https://fnadepape.org/la-federation/les-textes-de-base/>

- 親たちの住居問題が大きいことへの解決の要請

まとめ

フランスにおいては児童保護に関するルールが詳細に規定されている。子どもに対する不適切な扱いを理由に親権を制限する法律ができたのは1898年だが、2つの大戦中にその予防として妊産婦幼児保護センターの設置と全ての子どものチェックや家庭内へ入っての支援、70年代から家庭支援テクニシャンの派遣や保育所の利用など家族が支援を受けやすい体制づくり、法律も細かく修正を重ね子どもの権利を守ってきた。子どもの権利を専門職の配置と司法で守ろうとしている。

事後対応ではなく予防を特に強化した現在の仕組みができたのは2007年の法律によってである。民間団体、現場で実務についている専門職たちの運動がこの法律の実現を可能にした。予防の柱となっているのは妊産婦幼児保護センター、学校、地区ソーシャルワーカーである。そのほかにも時間軸においても空間的にもミルフィーユ状に福祉があり、専門家が配置されている。現場専門職は公務員であっても社会的活動家の意識で自ら問題を分析し企画していく力が求められており、それを可能にする契約と予算がある。

調査機関を国でいくつも持ち、それぞれが独自に研究者を抱え科学的根拠を集め政策の土台としている。

2019年以降は児童保護副大臣と児童保護国家委員会を置くことでよりこれまで県に実施を任せていたのを国が指揮を取り直し、臨機応変に、そして当事者の状況に近い形で政策を実現しようとしている。

注：

法律の翻訳について十分な訓練を受けていないので、誤訳があったときは指摘をお願いしたい。解釈についてはソーシャルワーカーの養成校である Institut Régional du Travail Social Paris Ile-de-France の Dr.Philippe Fabry 先生と、児童福祉分野各部門の担当者にそれぞれ確認をお願いした。ここに深謝の意を表す。

筆者はパリ市と、パリ市の北にある移民の割合が全国で一番高くそれに伴い福祉関係の予算も一番多いセーヌ・サン・ドニ県を主に調査してきている。制度の運用面が他県、他団体では異なる場合がある。

安發明子(ライター/通訳)
akikopivoine@gmail.com

引用

資料

AFIREM

Association Française d'information et de recherche sur l'enfance maltraitée

<http://www.afirem.fr/>

Assemblée des départements de France

<http://www.departements.fr/reaction-de-ladf-suite-a-diffusion-de-lemission-zone-interdite-protection-de-lenfance/>

CNCDH Commission Nationale Consultative des Droits de l'Homme, 2019, Avis sur les 30 ans de la convention internationale relative aux droits de l'enfant, La convention au regard de la construction de l'enfant, Avis, 19 novembre 2019.

Cour des comptes, 2020, La protection de l'enfance, Une politique inadaptée au temps de l'enfant, Rapport publique thématique Novembre 2020.

CNPE

Conseil National de la Protection de l'Enfance

Ministère des Solidarités et de la Santé 内

CNPE, Rapport annuel d'activité 2019

<https://solidarites-sante.gouv.fr/ministere/acteurs/instances-rattachees/conseil-national-de-la-protection-de-l-enfance-cnpe/>

Défenseur des droits, 2020, Rapport du Défenseur des droits au Comité des droits de l'enfant des Nations-Unies.

IGAS (Inspection générale des affaires sociales), 2019, Evaluation de la politique de prévention en protection de l'enfance.

IGAS (Inspection générale des affaires sociales), 2013, Evaluation de la politique de soutien à la parentalité (MAP - volet 1) Tome 1 Rapport, RM2013-015P.

ISPCAN

The UN Convention on the Rights of the Child

<https://www.ispcan.org/>

Ministère des solidarités et de la santé, 2019, « Stratégie nationale de la prévention et de protection de l'enfance 2020-2022, Garantir à chaque enfant les mêmes chances et les mêmes droits ».

Ministère des solidarités et de la santé, Guide pratique Protection de l'enfance, Prévention en faveur de l'enfant et de l'adolescent.

https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/Guide_prevention_3_BAT-2.pdf

ONPE

Observatoire national de la protection de l'enfance

<https://onpe.gouv.fr/>

SENAT, 2007 年の法律について

https://www.senat.fr/rap/106-205/106-205_mono.html#toc17

France TV, 2021, Pièces à conviction, Les enfants placés : que fait la République, 2021/01/27.

文献、記事

Capelier Flore, 2015, Comprendre la protection de l'enfance, L'enfant en danger face au droit, Dunod.

- Conseil d'analyse de la société, 2006, *Le développement durable de la personne*, La documentation française.
- Pelletier Solène, 2003, Les exercices de l'autorité parentale, *Journal du droit des jeunes*, 2003/9 N229, pp33-39
- Rosenczweig Jean-Pierre, 2011, *Les droits des enfants*, Les petites conférences, Bayard.
- Serre Déphine, 2009, *Les coulisses de l'Etat social, Enquête sur les signalements d'enfants en danger*, Raisons d'agir.
- Térard Françoise, 2006, *Des éducateurs dans la rue, Histoire de la prévention spécialisée*, La Découverte.
- Verdier Pierre, 2007, « La loi réformant la protection de l'enfance : une avancée de la protection, un recul des droits », *Journal du droit des jeunes*, Association jeunesse et droit, 2007/5 N265, pp22-31.
- Verdier Pierre, 2012, « La remise en cause du placement, des années 1970 à nos jours », *Journal du droit des jeunes*, Association jeunesse et droit, 2012/1 N311, pp44-47.

職業、サービス、機関の説明

法律について

- Décret (デクレ) 大統領か首相による政令。Décret présidentiel (大統領令)、Décret ministériel (省令)等
- Ordonnance (オルドナンス) 行政命令のうち国会から授権されておこなうもの。(他に Ordonnance de police 警察条例)
- Arrêté (アレテ) 法令、条例、Arrêté ministériel (省令)、Arrêté préfectoral (県条例)
- Circulaire (シルキュレール) 通達

職業名

- ソーシャルワーカー (DEASS Diplôme d'État d'Assistant de Service Social) : 国家資格。**
大学卒業と同じレベルで高校卒業後3年間を要する。理論に1749時間、研修に1820時間、合計4個所の研修先から合格をもらわなければ卒業することができない。
- 家庭経済ソーシャルワーカー (CESF Conseiller en Economique Sociale Familiale) : 国家資格。**
家計のやりくりができるよう支援する。市営住宅から雇用されて滞納者の支援をする人もいる。パリ市の SSP 担当においては入り口は家計だが、実際には全面的に必要なサポートを担う。
- 専門的エデュケーター (éducateur spécialisé) : 国家資格。**
3年間専門学校で学ぶ。理論に1450時間、研修に2100時間、合計4個所の研修先から合格をもらわなければ卒業することができない。児童保護、障害、アルコール依存や路上生活者の支援を学んでいる。児童養護施設、路上エデュケーター、在宅教育支援など児童福祉の現場で大きな役割を担う。社会的教育者として、不適応を起こして

いる子どもやティーンエイジャーの教育を専門とする。身体的精神的困難を抱えている成人の自立支援もおこなう。

社会家族テクニシャン(TISF Le Technicien de l'Intervention Sociale et Familiale) : 国家資格。1年半から2年で理論に950時間、研修に1155時間。高校卒業程度。家庭を特定の目的達成のため毎週複数時間訪れる。目的とは、生活リズムを整えることや子どもの年齢に応じた必要なケアや習慣を身につけられることなどで、親子とともに取り組む。

学校ソーシャルワーカー(SSS Service Sociale Scolaire) : ソーシャルワーカー資格で働く。学科は教員の担当、児童保護は SSS、教育相談員、心理士、学校医、看護師が担当と役割分担している。生徒の個人的・社会的成功のために話を聞き情報提供しサポートする。学校内、家庭、校外でのこと全ての相談に対応する。生徒にとって情報提供を受け、自分の権利について知り、相談にのってもらい、手伝ってもらい、守ってもらうことができる。校外の機関につないでくれる。

教育相談員(CPE Conseiller Principal d'Education) : 修士卒業で受けられる国家公務員資格(または学士に3年以上の公務員実務経験)。1970年の法律で制定された学校生活について生徒を支える職業。学科教員と連携し、生徒を個別にフォローする。子どもの家族とのやりとりをおこなう。学校内の雰囲気(climat scolaire)の質の向上、長期欠席の予防、校内の暴力根絶、リスク行為の予防がミッションである。SSSは外部機関とのやりとりを担当するのに比べCPEは生徒と密に関わる。

子ども専門裁判官(Juge des enfants) : 1945年の法律によって未成年の刑法について、1958年の法律によって民法についても担当することになった。つまり、子どもの罪を裁くことと、子どもの保護と二つのミッションを担う。

サービス名(パリ市)

地区ソーシャルサービス(SSP Service Social de Proximité) : パリ市のサービス。各区の Centre d'Action Sociale(社会福祉事務所)でおこなわれる。統括しているのは CASVP Le Centre d'Action Sociale de la Ville de Paris。ソーシャルワーカー資格で SSP をしている場合が多い。(Action sociale は社会福祉と訳されていることがあるが、action は活動、働きかけという意味である。ソーシャルワーカー側が提案するサービスを利用者が選び活用するというイメージである)。

在宅教育支援(AED Aide Educative à Domicile, AEMO L'action Educative en Milieu Ouvert) : 児童相談所経由でおこなわれるサービス。専門的エデュケーターが実施する。親の同意がある場合(administrative)は AED、親の同意がなく司法判断である場合(judiciaire)は AEMO。それぞれパリ市では民間団体が実施する。担当エデュケーターが家庭に通い、食卓を共にしたり、一緒に出かける中で親であることについて働きかけをし、教育をサポートする。

教育サポートデイサービス(SAJE Service d'Accueil de Jour Educatif) : 児童保護の予防目的で親子を支援するサービス。心理士、専門的エドゥケーター、学校エドゥケーターなどの専門職がいる。教育、家族、学校、精神的に難しさを感じている家族を受け入れる。宿題をする場所の提供、行政手続きのサポート、クラブ活動や遠足や家族旅行を実施することにより親であることについて働きかけをし、親子関係、家庭内の循環を改善する。学校で授業に参加することの難しい子どもには授業のある時間帯に受け入れて勉強の個別指導を行うと同時に、ストレスマネジメント、自信や不安、感情の言語化、睡眠のコントロールなどの働きかけもおこなう。

家族セラピー(Thérapie familiale) : 家族やカップルなど家族の構成員複数を変えた精神療法/心理療法で、家庭内の循環、システムを改善させることを目的としている。

機関名(パリ市)

妊産婦幼児保護センター(PMI Protectoin Maternelle et Infantile) : 日本の「保健所」に相当する。各区に1箇所以上あり、周産期の女性から6歳までの子どもを対象とし、検診と、医療的社会的予防活動を行う。妊娠届や子どもの生後8日、9カ月、24カ月の健診データが医療機関から送られ、それらを全件チェックし、必要と判断した場合フォローし助産師や保育士による家庭訪問を実施する。産後は特に赤ちゃんの体重を定期的に量りに行く場所であり、ベビーマッサージなどの会も開催している。児童保護専門医がおり、担当地区の全ての保育園をまわる。児童保護の三本柱として児童相談所・SSPと連携して取り組む。

家族手当基金(CAF Caisse d'Allocations Familiales) : 社会保険の家族部門で家庭生活と仕事の両立を容易にし日常生活において家族を助けること、障害者支援を役割としている。経済的支援(家族手当、社会支援、住宅補助、障害者保障や生活保護)の支給、家族をサポートをするサービスの実施(社会家族テクニシャン、保育士派遣等)、保育園などの手続きの実施。

子どものための社会的支援(ASE Aide Sociale à l'Enfance) : 日本の児童相談所に相当する機関。専門的エドゥケーターまたはソーシャルワーカー資格。「予防」として子どもと親への在宅教育支援(AED、AEMO)をおこなう場合、「保護」として施設措置や里親委託をする場合、それぞれ民間団体に支援業務を委託している(施設と里親のみ市でも機関を持っていて一部は市で引き受ける)。ASEによるフォローが親の合意もしくは裁判官命令で決まった場合、ASEは子と親に面談を実施し、子どもに合った委託先を探す。委託中は適宜監督業務を実施している。

心配な情報統括部署 (CRIP Cellule de Recueil des Informations Préoccupantes) : 各県に設置されている機関。子どもの心配な情報を収集し、主にSSPに調査指示を出し、ASEへフォローを指示したり、裁判官に判断を仰いだりする。全市民

は、心配な子どもがいる場合、119番に連絡する義務があり、連絡しない場合には罰則がある。119番 Allô enfance en danger (危険にさらされている子ども)は全国の電話をパリにある SNATED Le Service national d'accueil téléphonique pour l'enfance en danger が受けており、情報を整理して心配な情報を CRIP に伝達している。CRIP は緊急性のあるものは裁判官に連絡し24時間以内の保護、緊急性のない(暴力がない)場合は、SSP による3ヶ月以内の調査の結果、支援を受けることについて親の同意がある場合は、ASE に在宅教育支援を指示する。親が協力的でない、心配が大きい場合は子ども裁判官に判断を仰ぐ。

「阿闍世コンプレックス」再考

本間 毅

新潟市 退院支援研究会

(taiinshien@ozzio.jp HP:<http://tsk2017.com/>)

【はじめに】

学派によって呼称や境界は異なると思いますが、例えばユングが唱えた「意識」と「無意識」、その「無意識」の構成要素である「集合的無意識」と「個人的無意識」、「外交的」あるいは「内向的」という心の態度、「思考・感覚・感情・直感」という心のタイプ論¹⁾など、心の静的な構造と動的な機能の仕方だけでなく、「理解」と「心や気持ちの受け入れ（受容、腑に落ちる）」の違いなどの基本的な知識^{2) 3)}を整理しておくことは、クライアントや仲間の葛藤を理解する時に役立つと私は考えます。

対人援助学マガジン第43号で述べたように、クライアントの心の動揺に耳を傾けていると「心配」のように聞こえる「不安」やその逆も少なくありません。そして、「老いや死」ですらもない、文字通り「漠然とした不安」を「特定の臓器（関節）に関する心配」と誤解していることに気付いていない医療者により、大変な事態が引き起こされることがあります。医療者自身が、何よりも患者さんの回復とご家族の心の安寧を願った結果が、よくて受療の自己中止か喧嘩別れ、下手をすると医療過誤に至ることも珍しいことではないのです。

その後の方向性を示さずに、期日が来たからと退院を迫るようなことがあってはならない。そして効率だけでなく、クライアントが家庭と社会に参加することを喜んでくれる退院支援を目指したい。そのためには、共感的な理解の先にある、根拠が希薄かも知れないが、おそらく相手のためになるだろうという確信に近い「心を妄想する力」が必要になることがあります。まあ、「熱意」は「押しつけ」と表裏一体であるという自戒が前提になりますが。

普段は、意識と無意識の狭間にただよい、現実の言動に影響を及ぼす、さまざまな心理的要素が複雑に絡み合った観念の複合体「コンプレックス」の中でも、「それとは知らずに父を殺し、母と結ばれた後で全てを知り、悲嘆のあげく両目を傷つけ放浪の旅にでる息子」という、ギリシャ神話の『エディプス』の物語に題材を得た、フロイトの「エディプス・コンプレックス」は広く知られています。私はこれまで、親と子のアンビバレンス（同一

の対象に相反する感情を抱いた状態)により難渋していたクライアントの退院支援の糸口を、「エディプス・コンプレックス」と、これから述べる「阿閼世コンプレックス」に見出し、支援を進める上で頭とこころの整理がついたことが何度かあります。この経験を少しでも世の役に立てたいと考え、整形外科やリハビリテーション科のみならず、精神科、地域の医師会報等に何度か学术论文の体裁を整え投稿しましたが結果は全て「不採用」でした。唯一、精神分析家と思われる査読委員から「あなたの論旨が極めて稚拙であることはさておき、精神分析的な知見が如何にして退院支援の実践に有用であったか、そのアウトカムも明らかではない」というコメントをもらいました。確かに精神分析の素人である私の論旨が稚拙で飛躍しすぎていると指摘されるのは腑に落ちます。そして、昨今の「科学的な根拠に基づく医学」と、ギリシャ神話や仏教の経典や説話が相容れないだろうということも想定はしていました。でも、日頃は科学的根拠に基づく言動を心がけている人でも、例えば肉親の死のような、覆すことができない事象に直面した時、おのずと生ずる無力感と、この時ばかりは絶対的な存在に帰依したいと思う気持ちが生じることもあるでしょう。だからといって私は、特定の神話や宗派を擁護し合理的な科学性を否定しようとは考えていません。圧政や人種差別に基づく悲惨な事件が生じる度に、被害者を悼む集会を呼びかける宗教者がいます。しかし帰らぬ人はやはり帰りませんし、主催者の教義や宗派による集会に科学的なエビデンスがあるとも思えません。また、その悼みの集会によって引き起こされるムーブメントに統計学的な有意差を求めてもかいは無いでしょう。でも、そのような行動はしばしば個人と社会にとって価値ある変化をもたらすきっかけになります。「多死社会」と言われる現代だからこそ、医療・介護・福祉のフィールドに携わる人達の近代的で合理的な科学が、人々の宗教観や宗教心を価値のないものと否定し、人間の死がモノの減少や消滅のように認識されることがあってはならないと私は考えます。

【親と子のアンビバレンス】

病気や怪我のために入院した高齢の親の病状を医師に聞き、「私の親が病気になった理由はよく理解できたが、親自身の注意や努力も足りなかった」と応じ、病の最中にある親を叱咤する子がいます。また、いい年をした息子が病気や怪我をした途端に「待っていました」とばかりに、幼子をあやすような口調で息子の世話を焼き始め、お嫁さんに眉をひそめさせる母もいます。親、特に自らの腹を痛めた母と子の葛藤は、妊娠の遙か前、パートナーとの関係が成就した頃から始まり、実際に子を授かってからは、それ以前には思いもよらなかった感情が芽生え、時には子への攻撃や、第三者による攻撃の傍観という形すらとることがあります。子の側からも、自身の誕生の由来など、許しがたいエピソードを伝え聞けば、たとえそれが事実であっても聞き捨てならないと思ひ、親への怒りが燃え盛ることがあり、支援者が目の前で繰り広げられている「親と子の悲劇」を読み取る力量を養わないと、単なる「逸脱行動」と見做され、「ダメな親子」と決めつけられることすらあり

ます。

【エディプス・コンプレックス補足】

フロイトがギリシャ神話『エディプス』から着想を得た「エディプス・コンプレックス」を皆さんはよくご存知でしょう。私から少しだけ補足をさせていただきます。小林⁴⁾によれば、子供は成長とともに自分の中にある母親への性愛衝動を徐々に断念し、母を妻とする父親への嫉妬や憎しみを心の傷として自分の中に仕舞い込み、仕舞い込まれて自分でも意識できない原初の（3～6歳の男根期）ころの傷を負います。フロイトはこのころの傷を「エディプス・コンプレックス」と名付けました。この課程で、子は父親に攻撃（去勢）されることを恐怖し、愛憎半ばする父を一種の権威として取り入れ、同一化しながらモラルや倫理感（超自我）を形成します。ひと組の男女と、そのふたりから生まれる子供から成り立つ家族の中で、子供時代のリビドー（libido 性的な衝動）をいつまでも許容し続けることは望ましいことではありません。夫の愛を得て、妃の立場を保つために身籠もったヨーカスタが、夫ライオス王と共謀し死をもくろんだ子捨てを行なう時の、身を焦がすほど望んだ子を殺そうとするアンビバレンス（Ambivalence；相反する感情）。さらに「暴走する女性性（膣括約筋 vaginal sphincter）の象徴としてのスフィンクス（Sphinx）」の、解けぬものには死すらもたらす謎かけと退散、エディプスが「ふたつの目」をえぐり出す行為は去勢の象徴であり、神託をただのお告げとして聞き流すことができず、真実を知ろうとすればするほど悲劇に身を投じることになるエディプスの一連の行動は幼児期の外傷的体験をこれでもかと繰り返す「反復強迫」⁵⁾と解釈できます。フロイトは人間がこの心理複合（コンプレックス）を適切な時期に克服し、精算できるか否かが神経症発症の分水嶺になると考えました。

『エディプス』の作者ソフォクレスは、佐藤⁶⁾によれば『エディプス』の続編『コロノスのエディプス』の中で、老いたエディプスに明快な反撃の言葉を語らせました。即ち、「たった今、誰かがお前に近づいてお前を殺そうとしたときに、お前はその者に、自分の父親かどうか尋ねるか?」、「反対におれに対する加害者である父母は、おれを殺すつもりで足を貫き山中に捨てさせた。何もかも知っていて、おれを殺そうとした」、「おれは結婚に関しても、父親殺しに関しても罪人呼ばわりはさせない」と。私はさらに、夫の面影を残す息子と同年代の、息子とよく似た足の傷がある若者を新たな夫として迎えるヨーカスタの性愛衝動に些か疑問を感じます。

「〇〇コンプレックス」もそうですが、診断基準やガイドラインから自分に都合が良い解釈を選び出し、「この患者さんの疾病の原因はこれに違いない。だからこの家族にこう働きかければ病も治るし、家族関係は修復に向かい社会生活にも復帰できる」と医療者が判断することは、それが正鵠を射ていれば、結果として患者さんや家族にとって救いになる場合もあるでしょう。でもそのような稀有な場合でさえ、「ちょっと待って、私の場合はこ

の点が少し違うので気をつけて欲しい」というクライアントの声を聞き取れないと、致命的な過ちを犯しかねません。神々の神託が下される聖なる場所デルフォイには「汝自身を知れ」、「限度を超えるな」というふたつの格言が記されているそうです。神託はただのお告げにすぎません。そのお告げを聞き、よく吟味したうえで実行する際にも限度を超えないよう節度を守っていればエディプス親子の悲劇は起こらなかったでしょう。過去の私自身を振り返ってみても、節度をわきまえることが難しかったのは「追い詰められていた時」だったと思います。数多い人々の中で、不運にも病気や怪我という不条理にみまわれたクライアントは、例外なく追い詰められています。多くの神託を下す神アポロンは、「医術と道徳および光明」の象徴です。エディプスが神託によって両親から捨てられそなたしたのは、「酩酊と豊穡、集団の狂騒と暗黒」を象徴する神ディオニソスが祀られるキタイロンの山です。そして、エディプスを救ったのは弱きものを眼差す、父ライオスの名も無き従者と羊飼いであり、賢者コリントスのポリュボス王と妃メロペー夫妻でした。若き日の私がニーチェやショーペンハウアーから学んだことは、アポロンは理性の、ディオニソスは意志や情念の神で、ディオニソスは人（特に貧しきもの）の世の空しさを知りながら、葡萄の収穫という刹那の狂騒とやり場の無い酩酊をもたらすが、決してアポロンに劣るものではないということです。合理的なものだけではない、非合理的なものにも価値があると私が考えるようになった理由のひとつです。我々が良かれと思い提案したことが、「変更不能な神託」に変わりうる可能性を忘れずに支援の方策を練るべきです。

【阿闍世コンプレックス】

我が国における精神分析の草分けである古澤平作⁷⁾は、1931年（昭和6年）に自らの論文「罪悪意識の二種」を東北大学の機関紙『良稜』に掲載、翌1932年には留学先のウィーン精神分析研究所で出会ったフロイトに、「阿闍世コンプレックス」と言う副題をつけてこの論文の独訳を提出しました。その後、古澤の指導を受けた小此木啓吾は、父母と息子の三者関係を息子の側から論じるフロイトのエディプス・コンプレックスとは異なる、母親が子供を持つことの葛藤と、子供における未生怨(自分の出生の由来そのものに対して抱く怨み；小此木)という母と息子の二者関係に注目し、自己の成立に関する阿闍世コンプレックス論⁸⁾を発展させました。「阿闍世物語」いわゆる「王舎城の悲劇」は、浄土真宗の三大経典である『無量寿経』、『観無量寿経』、『阿弥陀経』のひとつ『観無量寿経』⁹⁾で説かれる、「女人凡夫の往生」（功德を積んだ高貴な男性だけではなく、身分の低い庶民、特に女性でも極楽往生ができるという浄土信仰）の一節や釈迦晩年の説話の題材として扱われ、国宝の「当麻曼荼羅（奈良県当麻寺所有）」にも描かれています。

紀元前1500年頃に遊牧民であるアリア人がパンジャーブ地方に移住、トラヴィダ人はじめ先住の民を支配し、10を超える国家に分かれていた古代のインド地方は、紀元前600年頃にはコーサラ・ヴァンサ・アヴァンティ・マガダの4カ国に統合されました。そのマ

ガダ国で、釈迦入滅の少し前に阿闍世王とその両親に起こったのが「王舎城の悲劇」です。この悲劇は、後に親鸞の「悪人正機説」の主題にもなります。

『古代インドの摩伽陀国（マガダ国）王舎城の国王頻婆娑羅（ビンビサラ）の妃韋提希（イダイケ）は、容色の衰えとともに夫の愛が薄れ、世継ぎを産めずにいると妃の立場が危くなるのではという不安を抱き預言者に相談した。預言者は、森に住む仙人が三年後に亡くなり、イダイケの胎内に宿り世継ぎに生まれ変わると予言したが、妃イダイケは三年を待つことができずに仙人を殺した。仙人はいまわの際に「生まれ変わったら必ず国王ビンビサラを殺す」と呪いの言葉を残し、直後に妃は身籠もった。イダイケは日ごとに仙人の怨みを怖れるようになり、せっかく授かった王子阿闍世（アジャセ）を、王ビンビサラにも事情を打ち明けて、ともに高樓から産み落とした。しかし王子は小指を骨折しただけで無事に成長し、「指折れ（婆羅留枝バラルシ）」と仇名されるようになった。本来、「阿闍世」とは、「不生怨フジョウオン（恨みを買う敵が存在しないほど無敵の）」という、一国の王にふさわしい猛々しい男子になるように願いを込めてつけられた名前である。

16歳になったアジャセは、かねてから教団転覆を狙い、幻術を駆使してアジャセに取り入る釈迦の従兄弟でもある提婆達多（ダイバダッタ）から、自分の出生と名前の由来を「未生怨ミジョウオン（仙人を殺してまで生まれたアジャセは、父を殺す運命にあるため高樓から投げ落とされた。転じて、生まれる前からの親と、その親から生を受けた自分の成り立ちへの怨み）」と聞き、怒りに任せて父を幽閉した。それからしばらくして門番に確認したところ父は衰弱するどころか健康で、何故ならば母が体や衣に蜜を塗り装身具に果汁を入れて父に与えていたからと聞き、王子は怒りにまかせ父を殺した。母イダイケをも短剣で刺し殺そうとしたが、大臣耆婆（ギバ）と月光に「王位を奪うため父を殺す王子はあっても、母を殺すことは許されない」と懇ろに諫められ、アジャセは母の殺害を思いとどまる。イダイケから、父王ビンビサラがアジャセを溺愛していた逸話（化膿した指の膿を吸い出し飲み込んだ）を聞き、殺父と殺母未遂の罪悪感がつり、アジャセには誰も近づけない程の悪臭を放つ瘡が全身を覆う「流注（ルチュウ）」と言う皮膚病が生じた。「これは我の悪しき心がもとなる病である」と言う阿闍世のもとへ、他の大臣たちが連れてきた当時のインドを代表する賢者達（六師外道）は慇懃で外見も立派だが、アジャセが父を殺したことを是認し、王たるものの体裁だけを問題にするので、アジャセの苦悩はさらに深まった。さまざまな治療を試す母イダイケの努力の甲斐も無く、息子アジャセの病状は悪化する一方だった。だが、イダイケが自らの葛藤を釈迦に懺悔してからアジャセの皮膚病は徐々に快方に向かった。医師でもあるギバ大臣はアジャセが「慚愧の念（心の内に自らを恥ずかしく思い、他人に対しても恥じる心、人に羞じ、天に羞じる心）」を持っていたことは幸いではあるが、さらに釈迦に救いを求めるよう勧めた。天上からの亡き父の勧めの声もあり、釈迦を訪ねたアジャセは、「自分は悪臭を放

つ伊蘭樹（イランジュ；信心のない、卑しい樹木）のような卑しい存在にすぎない。でも、今はその伊蘭樹から香り立つ梅檀（センダン；信心が厚い、尊い樹木）が実ったような心境です」と言い、釈迦は「あなたの父ビンピサラに竹林精舎など寄進を受け、彼を国王と認めた自分たちにこそ国王の死に対する責任がある。そのためにあなたが地獄へ落ちるならば、自分たちも地獄へ落ちるであろう。」と諭した。かつては、「その性、弊悪にして殺戮を喜び、口に四悪を具し、貧・恚・愚痴もて其のこころ熾盛たり」つまり懺悔せず悔悛することがない「一闍提」（イッセンダイ；悪事に際し謝罪や後悔など一切しない、阿弥陀仏ですら救いようがないもの）と言われたアジャセは、釈迦に帰依してから仏教最高の知恵「阿耨多羅三藐三菩提（アノクタラサンミヤクサンボダイ）」を得て名君とうたわれるようになり、マガダ国は大いに栄えた。』

【阿閻世コンプレックスのテーマ】

小此木¹⁰⁾が「阿閻世コンプレックス」のテーマとして挙げた三項目に私見を加え紹介します。以下、重要と思われる部位にアンダーラインを施します。

1. 「母親における子供を得たい願望と子殺しの願望の葛藤」

現代の女性に比べ、古代インド王族の妃ともなれば世継ぎを産むこと自体に個人の枠を超えた極めて重要な意味があることは想像に難くありません。また、終戦前後の日本のように、出産時の母子の死亡が国民の平均寿命を左右していた時代であれば、体力と気力が充実している「容色が衰える以前」の世代で子を持つことは、母子の健康に関わる大事な要件だったでしょう。ならば、そうして子を授かった母が全て幸せ一杯かという、必ずしもことは容易ではありません。今、この時期に子を産んで果たして生活が成り立つのだろうか、せつかく身につけた仕事を諦めざるをえないような事態に陥らないだろうか、逆に子を持つことで夫の気持ちが自分から離れないか、とさまざまな不安が母になる女性の心をよぎります。熱を出した孫を救急外来に連れてきた祖母が、娘さんやお嫁さんを「子供は熱を出すもの」と諭すことがあったとしても、子の発熱という経験を重ねる度に「いつものこと」と冷静になる母を私は見たことがありません。子のことでは取り乱すのが母の性なのでしょう。周囲からは育児にまつわるさまざまな情報が押し寄せ、若い女性が母になる前から「私は本当に母になっても大丈夫なのか」という気持ちになるのも当然です。そして殆どの男性パートナーや女性の父は、手をこまねいて見守る以外に手立てはありません。このような問題の解消を目指すフィンランドの「ネウボラ(neurola アドバイスをする場所)」は、妊娠の可能性のある若いカップルへのアドバイスに始まり、産後の育児ストレスの解消まで産科医療・保健と対人援助の高度なトレーニングを受けた保健師が活躍するシステムです。このような、妊産婦とその予備軍特有の物心両面の不安を払拭するため

のユニークな取り組みを紹介する高橋の著書¹¹⁾は、そのシステムで保健師(看護師)が果たす重要な役割の詳細と、オープン・ダイアログとの位置づけまで明らかにした名著です。

2. 「子供における未生怨と母親殺し(憎しみ)の願望」

自分はどこから来てどのように生まれたのかという、自己の成り立ちに関する根源的な問いかけは、母子分離の遙か以前から起こります。私が育った昭和中期の開業医院(有床診療所)という環境は、事業主である父とそれを支える看護師でもある母を中心に、兄や若い看護師達に囲まれた、時には患者さんやそのご家族が自宅にも侵入してくるゲメインシャフト(地縁・血縁でつながる集団)とゲゼルシャフト(機能体組織や利益共同体)が渾然一体となった、かまどや井戸が残る前近代的な空間でした。近くにいる男達(家族だけに限りません)が面白半分に、「子供はコウノトリが運んで来る」、「いや橋の下に捨てられていたのを拾ってきただけだから、あまり言うことを聞かないともう一度橋の下に置いてくる」などとからかうと、子供の疑問はさらに深まり、不安を呼び起こすことさえあります。偶然、目撃した自分の知らない両親の姿(結合両親像 combined parent figure)に対し、昭和30年・40年代に当地で行なわれていた「性教育」は、子供達を納得させる解答を与えませんでした。詳細や具体ではない、そのことが持つ意味を知らせることが教育の役割であるように私は思います。

『王舎城の悲劇』の中で、仙人が死の直前に放った言葉を怖れた母イダイケが高い塔からアジャセを産み落とすのを父ビンビサラが手伝ったと釈迦の従兄弟ダイバダッタから聞き、両親への憎悪の心をたぎらせたアジャセの怨みとともに、私はアジャセに幻術で取り入り教団転覆まで画策したダイバダッタの動機にも興味を憶えます。出家する前の釈迦の妃耶輸陀羅(ヤシュダラ)の婿取りを巡る、若き日の釈迦とダイバダッタの愛欲の争いが尾を引いていたという説もありますが、いずれにしても人が自己の成り立ちについて頭と心を悩ませるとき、悪しき意図の有無に関わらず、予想もしていなかった情報が耳に入ると、例えそれが、阿闍世出生時のエピソードのように事実であったとしても怨みの感情が発生することは十分に考えられます。その反応としてアジャセのように何かしらの行動に出るものもあれば、敢えて言動には出さず自分の殻に閉じこもるものも不思議ではありません。世間の評判が高い仕事熱心な父に関し、良妻賢母と呼ばれる母から子へ夫としての不満や怨みの言葉がタイミング悪く伝わると、思いもよらぬ悲劇が起こり得ます。仮に夫や子への褒め言葉や不平不満はほどほどにと母が心掛けていても、子の感受性が高ければ悲劇を呼ぶこともあるでしょう。

余談ですが、我々の時代は幾つかの例外的な研修施設を除き「当直明け」という概念はなく、研修医は無給にひとしい条件で週7日、15時間前後の勤務をすることも珍しくありませんでした。周囲からは、「大変だろうが、必ず自分の財産になるから体に気をつけて頑張るなさい」という励ましだけではなく、ダイバダッタのように、「お前の時給がいくらか考

えてみる。研修医ほど救いようのない仕事はないぞ」とささやく声も聞かれました。そのダイバダッタは、愚かではあるが頑張れる若さに嫉妬していたのかも知れません。医療・介護・福祉職のみならず、「心の闇」をもつと言われる若者に注目が集まる度、私は「言葉」で人は鬼にも仏にもなり得るという思いを新たにしています。

3. 「罪悪意識の二種」

古澤はフロイトに提出した論文「阿闍世コンプレックス」の副題を、「罪悪意識の二種」としました。その中で古澤は、つい皿を割ってしまった息子が親の前に引き出され、畏怖のためにおののき、再三「悪ウ御座いました」と詫びたときの意識が「ひとつめの罪悪意識」。それを咎める老爺を尻目に、「お前がしたことは確かに悪いが、人間は人間、皿は破損すべきもの、どうしたって仕方がない。今後を戒めて働くように。」と父に言われ、従順な子供はわっと泣き出したとする意識が「もうひとつの罪悪意識」です。古澤はこの感情を「親に許された子は、心をとろかさされ」と表現しています。「懺悔」と書いて「さんげ」と読むときは処罰されても仕方がない「悪い事」を告白し、「さんげ」の時はもう一步進んで「悪い事をしてしまったのに大目に見てもらい申し訳ない」と思う。つまり、「エディプス・コンプレックス」で神や父による処罰的意識を強調するフロイトに対し、古澤が「阿闍世コンプレックス」で示したのは母と父による東洋的、仏教的な許しです。横山¹²⁾は、この二つの物語の差は釈迦の存在にあるとし、「母の罪、子供の怨み、父を殺し母をも殺そうとした罪、それら全てを許す大いなる存在、全てを超えた超越的な力こそ心の病を癒すもので、自己治癒力として自己に内包されるものとして重視した。その力は死に限りなく近い、ぎりぎりの苦悩の中で初めて機能し始める」とも述べています。ユダヤ・キリスト教の一神論的な因果関係とは異なる、人間同士の間主観的な縁の中から生じる許しを、土居¹³⁾は「いけないことをしたのですまない」と端的に表現しましたが、フロイト自身は古澤が引用した論文「トーテムとタブー」の中で、父を殺した子達の中に生じた強迫自責と呼ぶ、「父を殺してすまなかった。今となって改めて父が偉大であることが分かったので、二度とこのようなタブーを犯してはならない」という感情について触れています。¹⁴⁾

フロイトは、とにかく勤勉で礼儀正しい古澤を高く評価し、「日本から来た古澤君に素敵な富士山の絵をもらった」と周囲に自慢していたそうです。でも、自分の論文の独訳を師に早速提出できるほどの語学力がある古澤が（語学力とコミュニケーション力は別物です）、留学先の街角に立った時、ふと孤独を感じたとしても不思議ではありません。そんな古澤は、熱心な浄土真宗の門徒で、その宗教観に基づく心理複合（コンプレックス）への自分の気づきをフロイトに認めてもらいたいという自己承認欲求があったのかも知れません。

【第43号で検討したMさん母子の関係を「阿闍世コンプレックス」と言う視点で見直す】

以下に、Mさんの経過に沿った検討を加えます。前号からの繰り返しをご容赦下さい。

お母さんの疲れを心配して、母でもある看護師が、「お母さんが倒れたらMさんが寂しがるので、その前に休みを取りましょう」と勧めても、お母さんは、「ありがとう。でも今さら言っても仕方がないけど、全ては（子供の異変に気付かなかった）私の責任だから」と応え、50年経ってもお母さんは強い自責の念にかられているようでした。「Mが熱を出して、N病院に連れて行ったときから私の時間は止まってしまったの」。Mさんのお母さんにとってお父さんやMさんのお兄さん達との時間は普通に流れても、Mさんとの時間の流れはあの時から完全に遮断され、再び動き出すことは無かったのでしょう。『王舎城の悲劇』の中で、息子アジャセに「流注」という悪臭を放つ瘡が生じ、いろいろな薬を試しても効果がみられず釈迦にアジャセ生誕の経緯を説明した妃イダイケも同じ心境だったかも知れません。その時、釈迦はイダイケに対しひと言も語らず、後に「無言の説法」と言われる時間が流れました。沈黙は、思考が狭窄し、罪悪感を呼び起こす記憶が繰り返し侵入する外傷性ストレス障害¹⁵⁾のクライアントに対し、少なくとも害にはならないアプローチです。

健康に育っていた乳児が髄膜炎のような感染症に罹患した責任をその母親に求めるのは、根拠がなく飛躍しすぎた考えです。でも、Mさんのお母さんに限らず、母は子の病気や怪我の医学的な説明を理解できても、心でそれを受け入れることができないことがよくあります。その後の水頭症の再発と再手術の大変さ、他のお子さん達より不自由な生活を過ごすMさんの姿は、お母さんにとって「思い出」には昇華できない、塗り替え不能な「外傷性の記憶」¹⁶⁾であり、「生き残ったものの罪悪感」¹⁷⁾とも考えられます。

実は、緊急性はあるが治療のリスクも高かった症例で、リハビリテーションが始まる頃になって「最初の医師の説明など、全く分からないうちに治療が始まった」と言う患者さんや家族は少なくありません。釈迦は、相手の能力（機根）や性格に応じ、その場にふさわしいやり方を選び説法をした（対機説法）ことが知られていますが、医療選択に必要な説明をする場合でも、緊急性が高いときほど対機対応を心掛けるべきでしょう。「手術を受けないともっと大変なことになると言われて、それで何度も手術を受けました。手術はうまくいったと言われて安心できたのは有り難いのですが、結局は良くならなかったです。手術がうまくゆくの、Mが良くなるのは別なことなのではないか」。そんなお母さんとお兄さん達の言葉と、アジャセの逸話を照らし合わせると、私を含む医療者が「殺父と殺母未遂」に悩み苦しむアジャセに、道理を諭すだけの「六師外道」にすぎなかったような気がします。そして、ふたりのお兄さん達こそがイダイケとアジャセを正しく導く大臣「耆婆」と「月光」だったのでは、と思います。医師でもあるギバ大臣は、アジャセが「慚愧の念」を持っていたことが幸いであったと言いましたが、Mさん自身は自分の気持ちを言葉にすることはできず、「阿闍世コンプレックス」として、アジャセの心を投影した私が見解が正しかったのかご本人には確かめようがありません。でも、日々を樂しげに過ごしていたMさんは、子供の頃から双葉より芳しい「梅檀（信心が厚い、尊い樹木）」の志で、ご家族や療育スタッフ達と接していたことは確かです。そしてMさんを看取ることを決意した

ときに、お母さんは心の内なる仏から真の許しを得たのだとも思います。

最後に、仮に例え雨や大雪が降ろうが脳外科に 50 年間受診し続け、頭部や肺の CT を定期的に撮影し、細菌検査の結果に合わせた抗生物質の投与を行っていたら M さんは長生きできたかと言えば、けしてそんなことはなかっただろうというのが私の見解です。人間は、病気は無くとも体を壊すと言うことがあるのです。古澤平作はクライアントの自己洞察が深まる度に「貴方は仏になった」と大いに賞賛し、治療が終了すると自宅の夕食に招くこともあったと言われています。私には到底、真似ができないことですが、改めて医療は誰のためにあるのか考えさせられる逸話だと思います。

【参考文献】

1. 河合隼雄：『ユング心理学入門』。培風館, PP95-101, 274-300, 2011年
2. フランク・ゴブル（小口忠彦訳）：『第3勢力 マーズローの心理学』。産業能率大学出版部, PP59-85, 2011年
3. 鈴木大拙：『仏教の大意 第二講 大悲』。法蔵館, PP87-93, 2009年
4. 小林敏明：『フロイト講義〈死の欲動〉を読む』。せりか書房, PP107-115, 2012年
5. 川谷大治：「道徳の衣を着たマゾヒズム マゾヒズムの経済的問題。『現代フロイト読本2』」。みすず書房, PP546-566, 2008年
6. 佐藤紀子：「阿闍世から〈コロノスのエディプス〉へ『阿闍世コンプレックス』（小此木啓吾, 北山修編）」。創元社, PP348-365, 2005年
7. 古澤平作：「訳者あとがき」『S. フロイト 続・精神分析入門』。日本教文社, 1953年
8. 小此木啓吾：『日本人の阿闍世コンプレックス』。中公文庫, PP61-77, 1981年
9. 中村元ほか：『観無量寿経・阿弥陀経。「浄土三部経」』。岩波文庫, PP43-50, 2013年
10. 小此木啓吾：「阿闍世コンプレックス論の展開『阿闍世コンプレックス』」。創元社, PP8-14, 2005年
11. 高橋睦子：『ネウボラ フィンランドの出産・子育て支援』。かもがわ出版, 2015年
12. 横山博：「母性原理と阿闍世コンプレックス『阿闍世コンプレックス』」。創元社, PP270-285, 2005年
13. 土居健郎：『甘えの構造』。弘文社, PP74-87, 2013年
14. 門田一法：「トーテムとタブー フロイトの文化論を読む『現代フロイト読本（西園昌久監修, 北山修編集）』」。みすず書房, PP273-290, 2009年
15. ハーマン, J, H. : 「恐怖・侵入 『心的外傷と回復（中井久夫訳）』」。みすず書房, PP52-61, 2013年
16. 同上：「新しい診断名を提案する・新概念が必要になった」。みすず書房, PP186-191, 2013年
17. 中井久夫：『徴候・記憶・外傷』。みすず書房, PP95-97, 2011年

この世界で生きるあなたへ

～国境なき医師団の活動をふりかえって～

河野暁子

Bさん、お元気でしょうか。パレスチナは春を迎える頃ですね。日本の春は、桜の花が咲き誇りますが、パレスチナではどうだったか…。たしか、マジヌーンと呼ばれるピンクの花が咲いていたような気がします。10年以上前の春、まだ10歳くらいの少年だったあなたから、私はけっして忘れることのない言葉をもらいました（正確に言えば、あなたとは言葉を交わしてはいないのですが）。

当時、パレスチナ自治区のヨルダン川西岸には、イスラエル入植地が増えており、それは国際的にも問題となっていました。入植地に住むイスラエル人と近郊に住むパレスチナ人が衝突しないようにという名目で、イスラエル軍はパレスチナの村を装甲車で巡回していましたし、フェンスや壁を建ててパレスチナの土地を分断していました。そのようなイスラエル軍の行為に対して、パレスチナの若者たちは石を投げて抗議していましたね。

Bさん、あなたが暮らしていたヘブロンを初めて訪れた時、私はとても奇妙な町だと思いました。紛争下で敵対しているはずのイスラエル人が、そこに暮らしていたからです。イスラエルに住むユダヤ教徒にとっても、パレスチナに住むイスラム教徒にとっても、ヘブロンは聖地であるため、双方にとって譲れない土地だということでしたね。一本の道路を挟んで、こちら側にパレスチナ人、反対側にイスラエル人が住む場所もありましたし、もともとパレスチナ人が住んでいた建物に、イスラエル人が来て占拠してしまったこともありました。最も驚いたのは、ヘブロン旧市街です。ここでは、同じ建物の下の階にパレスチナ人、上の階にイスラエル人が住んでいるところがありました。イスラエル人たちは、階下を歩くパレスチナ人目がけて、ごみやコンクリートブロックなどを落とします。そのため、建物と建物の間には頑丈なネットが張られていましたね。



イスラエル入植地とパレスチナ人居住区



ヘブロン旧市街

ヘブロンに住むイスラエル人は銃で武装していました。イスラエル人がパレスチナ自治区で暮らすということは、武力でもって押し入り、パレスチナ人を追い出すために暴力をふるい、居続けようとするところだったのでしょう。通学途中のパレスチナの子どもたちが、猛スピードのイスラエル人の車に追いかけられる、後ろから鉄の棒で殴られるなど、子どもにとってはとても恐ろしい環境でしたね。

ヘブロンにはイスラエル軍による監視塔や検問所がいくつもあり、銃を構えて監視しているイスラエル兵の姿が目につきました。子どもたちが検問所を通過しようとする、イスラエル兵による暴力や嫌がらせがありましたね。カバンの中の持ち物を一日中調べられ、検問所を通過できずに学校を休まざるを得ないと、私はよく耳にしました。

Bさん、あなたは私の前任の心理士と会って、心理ケアを受けていたことがありましたね。とても元気になり、心理ケアはおしまいになっていたのですが、数カ月して症状が出始めたため、また心理士に来てほしいという依頼がありました。

私があなたの家を訪ねると、あなたは部屋からプイっと出ていってしまいました。どうしたのか、あなのお母さんにたずねると、あなたはこんなことを言っていたそうです。「前に心理士と会ってすごくよかったよ。一緒に遊べて楽しかったし明るくなったし。でも心理ケアを受けたからって何なの？ 心理ケアを受けて元気になったって、イスラエル兵は僕を殴るのを止めないじゃないか」。

私には返す言葉がありませんでした。あなたの言うとおりで。心理ケアを提供するひとりの心理士に、紛争は止められません。私はパレスチナで、そのことを十二分に感じました。私が家庭訪問したその晩に、イスラエル軍に襲撃されたお宅もありましたし、継続的に会っていた方が、イスラエル軍に連れていかれてしまったこともありました。当時の私は、それらの暴力に対して、「私にはどうしようもないことだ」「私は私にできる精いっぱいやるしかないのだ」と言い聞かせていました。

その後も私は、紛争や武力衝突によるたくさんの暴力を目の当たりにしてきました。どの現場でも、私が心理士として関わることは、たとえそれが微力であったとしても、誰かの支えになっていると信じて活動しました。けれども、あなたからもらった言葉は、池に投げられた小石のように、私の中にずっと居続けていました。

今、私は国境なき医師団のメンバーとして海外へは派遣されていません。私がヘブロンへ派遣されてから10年以上経ちましたが、パレスチナは依然として紛争下にありますね。世界を見渡せば、新たな争いも起きています。日本国内ではいくつもの自然災害と原発事故が起きました。残念ながら、あなたと会った時よりも、世界は平和になったとは言えません。誰もが安全で安心して暮らせることに対して、私は以前よりも渴望し、それは人生のテーマとなりました。

私がこのように考えるに至ったことが、Bさん、あなたからもらった言葉に対するお返しです。あなたに届くことのないお便りですが、いつか世界が平和になり、誰もが自由に行き来できるようになったら、私とあなたはどこかですれ違うこともあるでしょう。その時のために努力していきます。

*個人が特定されないよう、Bさんについては省略、改変してあります。

川下の風景

①

～人生は川の流れるように～

米津 達也

【はじめに】

映画作りに憧れていた中学生の頃からドラマを描きたいと思っていました。フィクションかどうかを問わず、恋や愛や憎しみ、喜び、怒り、様々な人の思いを描くことに憧れていました。芸術大学に進み、4年映画について学び、一度はマスコミ関係に就職したものの都落ち。高齢福祉分野を生業として10数年が経ちます。施設相談員から始まり、ケアマネージャーに至るまで、様々な家族や老い、死と出会いました。しかし、それらを単なるドラマとして描く気にはなれなかったのです。私は何を目的として描きたいのか、それが臍気であったようです。児童福祉分野、障害福祉分野など、縦割り化された福祉社会で、その分野の支援者と出会い、支援者を通じて様々な生活に触れました。そこで感じたことは、児童福祉分野で抱えている問題は、20年後、30年後の高齢福祉分野の問題に他ならない、ということです。時に問題は持ち越され、暴力を振るっていた親の介護へと変容し、子が親に辛くあたってしまったたり、社会に適応できずに長年引きこもってしまった中高年層が、今度は親の介護を担うようになったり、川上から川下へ、常にひとつの流れとして生活は存在することを目の当たりにしてきました。これは、逆を言えば、「川下の風景」は上流の生活に対して、何らかのヒントや注意を促すことにならないだろうか、と思いついたのが動機に繋がります。

川下は海に繋がる河口付近で、山を下る上流に比べると流れは穏やかで、それは高齢期の生活と同じ風景にも写ります。そして、人は必ず死を迎え、残った家族や支援者は、流れゆく水が海にかえる様子を見送ります。私は40代ですが、兼ねて思うのは、80代の介護の辛さは80代になって初めて分かる。本当の意味でクライアントの支援を理解できるのは、80代になったときだろう、と。高齢者はそこに苦しみだけでなく、強さや喜びも家族と共に育んできました。そんな「川下の風景」をドラマとして描くことで、児童福祉分野や障害福祉分野など様々な人々の生活に強さのヒントを仲介できることが、この生業のもうひとつの役割かと思っています。

【土地と共に】

私が暮らす琵琶湖南部から、遠く比良の山容が見える。冬の寒さが厳しい朝は、冠雪した山容

の雄々しさが美しく、夢や憧れから暮らしの場を転々としてきた私にはない貫禄であるように映る。土地はそこに暮らす人々の生活や文化

を語る。刹那的なものではなく、悠久の中で引き継がれてきた物語。時に人を縛り、時にそれは暮らしの豊かさ、強さに映る風景を私は眺めている。

「赤いなあ」と今年 100 歳になる夫が呟いた。それが隣に座る 98 歳の妻に聞こえたかどうか分からない。年相応、長寿の夫婦は耳も遠い。「ああ、赤いなあ」

耳は遠くても、長年連れ添った夫が何か発する気配を感じるのか、共に炬燵でうつらうつらとしていた妻が、ふと窓の外に目をやってそう呟いた。ふたりはそう言ったきりで、会話は続かない。共に炬燵に座り、窓から見える風景を見ている。垣根越しに公園の木々が見える。秋も深まり、木々が色づいている。その向こうは田園風景が広がり、遠くに比良の山容が見える。空は鈍色で重々しく、雨こそは降らないが、琵琶湖の上を風が通り過ぎてくる。風を遮るものがなく、湖岸沿いに位置する集落はいつもこの風と移り気の早い天気にも晒される。

風除けという意味があるのだろうか、山間部の集落よりも、湖岸沿いの集落は家々の間が狭い。密集している感じを受ける。ずっと上空から見れば、湖岸沿いの田園風景の中に集落の島々が点在している感覚である。琵琶湖に流れる多数の河川は、水量も豊富で、農業にはうってつけの環境だ。先祖代々この地を開拓し、川や田畑を守りぬいてきた原風景が、この築 100 年以上と言われる民家の窓からもうかがいられる。

後日、家族から笑い話として聞いた。

「おじいさんは、公園の紅葉を見て、赤いなあ

と呟いた。その時、見回りの消防車が通り過ぎて、おばあさんはそれを見て、赤いなあと言っていた」

そうやって家族の解説が入っても、当の本人たちは何のことか分からない。夫は何十年と変わらない定位置の座椅子に座り、炬燵に入りながら新聞を読む日課を続ける。妻もその隣に座り、テレビを眺めながら寄り添っている。昔は賑やかだった家も、今は夫婦二人暮らし。食事の支度は家族がしてくれるが、夜は二人で床を並べて眠る。年相応、足腰も不自由になって互いに手助けが必要なことも増えてきたが、勝気な妻に急かされて、夜中に夫が妻の排泄介助をすることもあったらしい。

かつて土間だったという台所には、家族の写真が多く飾られている。孫世代ができてからの写真が多く、三世代の家族写真は孫たちの巣立ちをきっかけに更新が止まっている。土間がある民家では、大抵釜戸があり、天井は高く、長年煙で燻された風情を残す。生活様式の変化と共に、土間を板の間に改築すると同時に、天井も作りつけてしまい、昔の面影は見えない。そこに夫婦の為に手すりを付けたり、段差解消の工事を施すと、人の変化と共に暮らしの変化は家の佇まいも変えていく。よく人が暮らさなくなった家は朽ちるのが早い、と言うが、家と人の暮らしは一体的なものだと実感する。

100 歳の夫は婿養子で家長となった。先祖代々の土地、家、田畑を守ってくれよ、という期待の元に、今も本人はその使命感を忘れてはいない。

「お婆さんと一緒にデイサービスに行ったら？と言うけど、お爺さんは絶対に行くとは言わない。留守は自分が守るもんやと思ってる」

100歳の高齢者が留守番をしてるなんて、と家族も呆れ顔だ。

妻もそんな愚直な夫に感謝し、家長である夫を如何に敬うべき存在であるかを、常々、子どもたちに言って聞かせてきた。そんな子どもたちも、高度経済成長期の波に乗って、この土地を離れて、便利な土地に移り住んだ。時代の流れ、仕方がない、こんな田舎では暮らしにくい、孫たちも可哀そうだから…かつては公園で遊ぶ子どもたちの姿は珍しくもなかったが、今は集落自体がひっそりとしている。

「あそこにお地蔵さんがあるやろ。あれはな」

「あの公園の桜は、昔、〇〇さんのお爺さんが植えたもんで」

「裏の〇〇さんのお婆さんは、うちの遠縁にあたってな」

炬燵に足を突っ込みながら聞く物語は、先祖代々とは一言で言えないものだ。土地の歴史や文化に触れると、老夫婦の価値観や生き方を学ぶ。子どもたちも無理に同居しようとは言わない。心配しながらも、高齢の親の生き方を見守っている。私も無理にデイサービスに行きましよう、とは言わない。不便ながらも紡いでいる

生活がそこにある。生活に対する姿勢は変わらない。それは山々の貫禄と同じものを感じる。この土地と共に生きる、という覚悟だ。

2021.1.10 米津達也





miho Hatanaka,

助産師であり臨床心理学博士である私は、性教育や母子保健指導、また対人援助専門職の学生への心理学の講義などを通じて、人の誕生だけではなく、人と人との関係やそれぞれの発達段階にある人の生き方、また「生きるとは」・「死ぬとは」・「しあわせとは」といったことを日々考え、触れ続けているように思う。

そのような中で気づいたことや、保健指導の現場でのひとコマ、これまでに書いた文章や発表した論文の要約など、“心”と“いのち”に纏わる短いエッセイをここに記す。そして“挿絵”として、小さな絵（画、写真 etc.）を一枚と。



今回は、2年前に亡くなった父の前夜式（仏式でいう通夜）での参列者へのあいさつの文章と、亡くなって2週間の頃に書いた詩を一編。

【第1話 父の死に】

この原稿を、長く、読み返すこともなく過ごした。

父が逝った冬の日、穏やかな晴れの、病室からは父の好きな虹も見えたその日のことは、はっきりと覚えている。

読み返すことがあるともないとも、考えたこともなかった。

でも、ふと。

この文章を書いている“今”のこの瞬間、“喪の作業の一コマ”に在ることを思う。

喪主の母・〇子に代わりまして、私・長女的美穂がごあいさつ申し上げます。
本日はお寒い中お越しいただきましてありがとうございます。
このように多くの皆様にお別れの時をともに過ごしていただきまして、父も喜んでいることと存じます。

1月〇日〇曜日、〇時〇分、母と私たち子、そして孫がそろい傍にいる中、父・〇は、最後の一呼吸を静かに吸い終えました。
それは悲しい瞬間には違いなかったのですが、不思議と穏やかで、その場にいる誰もが十分に父の死を受け入れることのできる時間でした。そのような時を与えてくれた父に、心から感謝しています。これから先は、母そして家族のことを見守ってくれることと思います。

私事で恐縮ですが、私は助産師として人の誕生に携わる機会がございます。ここ数日の父は、陣痛の痛みに耐えるかのように、苦痛と穏やかな眠りを交互に繰り返していました。またその姿は、だんだんと赤ん坊に還っていくようでもありました。

人が産まれるときには赤ん坊には必ず母親がいて、ひとりぼっちであるということはありません。しかし死というのは、ひとりで迎えることもあると思うのです。そのことを思うと、父はここ数日、母をはじめ最も身近な者たちをみな傍に集め、一人になることなく死を迎えられ、娘としては救われる思いです。私からいたしますと、ロウるさくわがままな父ではありましたが、そのわがままさで、上手に人に甘えることのできる、幸せな人であったのかもしれないと思います。わがままも、ある意味ではもって生まれた才能ではないかということさえ思ったりします。

本日ここにお越しいただきました皆様には、父は特に多くのお力をいただき、わがまかも叶えていただいていたのではないかと思います。心苦しい思いもいたしますが、父に代わりまして、深くお礼を申し上げます。

長期間患っておりましたので、皆様には随分ご心配をおかけいたしました。
しかし、最期に笑みを浮かべ、すべてを委ねてみんなを安心させるように息を引き取った様子を見ると、苦しいだけの闘病期間ではなかったのではないかと思います。
弱く生きた人ではなく、生きることに強い思いを持った人であったことを感じます。皆様の温かいお気持ち、父にも、また私たち家族にも、どれほど大きな励みになったか知れません。

ここに改めてお礼申し上げます。
本日は本当にありがとうございました。

【父のうた】

「お父さん」

と、

言ってみた。

ほんの2週間前、私はまだ、父に「お父さん」と呼びかけていたのだ。

だから、同じように。

でも。

「お父さん」と呼ぶ人は、
私にはもう、いなくなった。

父が亡くなるとは、
こういうことなのだ。

そのことを初めて知って、
私は涙が出た。



Kenpai

福祉教育への挑戦(1)

高等専修学校の授業風景から

高井裕二

高等専修学校で「福祉」を教える

みなさんは「高等専修学校」をご存じでしょうか。こう尋ねると「高等専門学校」と勘違いされる方も多いため、連載を通じて高等専修学校の性質についても随時紹介しながら話を進めていきます。学校教育法上、高等専門学校は小学校、中学校や高等学校と同様に、いわゆる「1条校」に属しています。

今回のテーマである高等専修学校は学校教育法では124条に規定され、中学校卒業者を対象とした「専修学校」に位置づけられ、全国に約400校、約34,000人の生徒が学んでいます。就業年限が3年以上で、授業時数や履修科目等の要件を満たし、文部科学省が指定する課程を修了した場合は、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が与えられます。

また、小学校、中学校時に不登校を経験した生徒のセーフティネットとしての機能や発達障害のある生徒を積極的に受け入れる学校も多く、中学校卒業後の多様な選択肢の一つとして注目されています。主な分野は以下の通りです(表1)。私は現在、福祉系大学で助教として勤務をしながら、福祉コースを設置している高等専修学校で非常勤講師として勤務しています。

この専門分野の授業は実務経験のある専門家が担当しており、生徒たちは早期に専門教育を受けることができます。私は長年、地域包括支援センターの社会福祉士・管理者として経験した相談事例などを授業に盛り込みながら、高齢者やその家族の困り事を具体的にイメージしてもらえそうな授業ができるように努めています。第1回目は高等専修学校での生徒との関わりについて言葉にしていきます。

表1 専修学校の8分野

分野	主な設置学科
1. 工業	情報処理、コンピュータグラフィックス、自動車整備、土木・建築 電気・電子、放送技術、無線・通信 など
2. 農業	農業、園芸、畜産、造園、バイオテクノロジー、動物管理 など
3. 医療	看護、歯科衛生、歯科技工、臨床検査、診療放射線、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、はり・きゅう・あんまマッサージ指圧、柔道整復 など
4. 衛生	栄養、調理師、製菓、製パン、理容、美容、エステ など
5. 教育・ 社会福祉	保育、幼児教育、社会福祉、医療福祉、介護福祉、老人福祉、精神保健福祉 など
6. 商業 実務	経理・簿記、旅行・観光・ホテル、会計、経営、医療秘書、流通ビジネス OA、ビジネス、福祉ビジネス など
7. 服飾・ 家政	ファッションデザイン、ファッションビジネス、アパレルマーチャンダイジング、和洋裁、編物・手芸、スタイリスト など
8. 文化・ 教養	デザイン、インテリアデザイン、音楽、外国語、演劇・映画、写真、通訳・ガイド、公務員、社会体育 など

「わからない」に向き合って

過度に一般化することはできませんが、高等専門学校に進学する生徒は多様な背景を持っています。例えば、親が福祉の仕事をしていて幼い頃から福祉に興味を持って入学した生徒、不登校やいじめ経験によって生徒間の距離感が掴めず苦勞している生徒、基礎学力が定着していない生徒、発達障害のある生徒、特別な支援を必要とする生徒、中学校の進路指導時に「ここしか行くことができない」と言われて不本意入学して心に傷を抱えている生徒など、枚挙にいとまがありません。

教師(大人)に対して不信感を抱く生徒に対しては、話を丁寧に受容して信頼関係を築いていくことが求められ、これまでの相談業務経験を活かすことができます。「人間関係や集団で傷ついた人たちを人間関係や集団活動を通して癒していく」ことは、高等専修学校の魅力の一つだと思います。しかし、非常勤講師の業務はあくまで授業がメインであり、一対一の個別支援をしに学校に来ているわけではありませんので、教師としての難しさを痛感しています。

代表的なものが授業中に寄せられる3つの「わからない」です。1つ目は、授業で話している内容が分からないというものです。「QOLとは何を指すのか、具体的にどういうことか」のように、授業で話している内容そのものの理解がしづらい時に発せられるもので、私自身の若年層に届く表現力に欠けているところが大きいです。2つ目は、今何の話をしているのかわからないというものです。授業中に取り残してしまうとも言えます。感染症対策のために窓を開けていると色んな音が聞こえてきますので、聴覚過敏な生徒にとっては注意力を維持するのが大変なようです。それ以外にも友達同士の私語によって集中力を欠き、授業ごとに教科書のページ数を板書していても、「今、どこの話をしているの?」と何度も尋ねられます。集中できる環境や伝え方の工夫をこれからも重ねていきたいと思います。そして3つ目は、「ただただ教師と話がしたい」ために発せられるものです。「わからない」と言われて生徒に近づいていくと、凄くうれしそうに他愛のない話を聞かせてくれます。「授業のどこがわからなかったの?」と尋ねると「わからない」と笑顔で答えてくれます。

この3つの「わからない」が授業の中で何度も寄せられると、今の私の力では十分に応えることができていないと感じています。授業が最優先ですから授業内容に関する質問に「答え」ますが、3つ目の話がしたいという声に「応え」なければ「無視された」との発話も出て、クラスの雰囲気にも影響が出ます。今は授業の説明の中に生徒との会話を織り交ぜたり、授業後にフォローしたりして生徒との関係づくりに向き合っています。

これからも時に社会福祉士としての自分も含ませながら、生徒たちの福祉教育に向き合っていきます。

編集後記

編集長(ダン シロウ)

今号も又、新連載が三本あります。六〇人にもなろうかという連載陣ですから、様々な事情で休載になる方もあります。大所帯になれば、それも仕方のないことですが、皆さん元気で連載していただければと願っています。

コロナ禍は一年経ってしまいました。昨年の今頃はまだクルーズ船や中国の・・・なんて思っていたような気もしますが。その後の世界中の大騒動から緊急事態宣言や自粛警察などと、うろたえるばかりでグズグズ。ワクチンの話も、いつになるのやらグダグダ。

これで大量死者を出さずに済んでいるのは、逆に大した国だと思うしかないのでしょうか。

そんな中、一年四冊が11年目も刊行完了になります。最近ではあちこちでちょっと自慢気味にマガジンのことを話します。300頁超えの雑誌を年四回、遅れることなく発行しているなんて、なかなかない事だと思うからです。

せっかくなので読者の拡大も積極的には思いますが、アクセス数だけ増やしても意味はありません。必要な方に、必要なときに届くのが本意です。そのためにバックナンバーも揃えています。

一昨年、2019年の年末には執筆者の集いを、琵琶湖北部の宿で行いました。コロナで二回目(2020)は難しかったのですが、この間にzoomが普及しました。

時々話題にしてきた「対人援助学マガジン読書会」をzoom開催なら可能ではないかと思えます。また、書店イベントとして外国映画などで見かける、執筆者のトークイベントをzoomで開催も可能かと思っています。いずれにしても、やってみたいと思う人が動かないと駄目ですけど。

とにかくこの世界に、まだないものを一つ付け加えることは、確実に社会変化の一步です。そもそもこのマガジンだって12年前にはなかったものです。

その背景には社会インフラの整備状況があることを十分知っています。私達が頑張っているように、それぞれの人達が自分の持ち場で尽力してくれていることに感謝を込めて。思い上がるのではなく、世の中に自慢できることを一つでも多く増やしていきたいと思えます。

編集員(チバ アキオ)

充分配慮した上で、秋田の実家に行った。約2年ぶり。フリーランスになるまでは多忙で、あまり行けなかった。フリー以降はもっと秋田に行けるはずだった。

約2年ぶりだが、なかなか気軽には親戚の方々にも会えない。秋田弁が恋しくなり、ケーブルテレビのコミュニティチャンネルをよくつけていた。お国言葉は今まで意識していなかったけれども、結構好きなことに最近気づいた。

きっかけの一つは、村本先生が連載している東日本家族応援プロジェクトに参加させていただいたことだった。それをきっかけに自分のルーツを起点に東北に目を向ける機会も増えた。東北の各地が、それぞれに深い歴史を持ち、そして繁栄を願い、汗を流した先人たちのたくさんのエピソードにも触れることができた。マガジン執筆陣もよき時間を、よき未来を作ることを願って汗をかいているところでは同じである。時代によって、どんな立場でどんな幅のことを語るかの違いだけである。

今年は祖父と同じ仕事を経験した1年だった。来年はもう一人の祖父がしていた仕事をするようになる。人生100年時代になるとこうした一致も増えるだろう。ルーツが今を精神的に支えることも増えるだろう。

私のルーツの人たちには自分史を残している人もいる。私の祖母は自分の人生を書面で残し、いとこがワードで冊子にして、親族に配ってくれた。その祖母の義母にあたる私の曾祖母も残している。自身は学校の先生をして、そこから結婚した自分の歩みを記した。更にその旦那の一代記も残している。それらを見ていると市民の視点からの明治、大正、昭和、平成が描かれ、興味深い。その時代の課題に向き合い、努力をしている姿が見えてくる。

マガジンを後世の人が見て思うこともあるだろう。自分は子孫たちの励みになる人生を歩んでいるだろうか？そんな問いかけを自分に突きつけることも増えたように思う。

編集員(オオタニ タカシ)

このところ、対人援助学マガジンのバックナンバーに目を通す機会が増えました。そういえば編集員になったのは10号からで、それまでは単なる熱心な読者であったことを思い出しました。これだけ夢中に読めるものに次々巡り合えるのは、編集者の役得だなあと思います。

今号の総ページ数は300ページを優に超えています。実は目次もそう遠くないうちに2ページに収まらない状況になるかもしれません。目次が1ページに収まらなくなって驚いたのがつい先日のようなのに。拡大を目標にしているわけではないのに、結果的に拡大していつているのが面白いです。

今号から、「マガジン執筆者訪問記」と称して、機会を見つけて執筆者を訪ね、その記録を残すことにしました。機会があったら、という前提だから、不定期連載でと考えています。執筆者が増えるペースが今のようになるとしたら、いつまでも終わることがない連載なのかもしれません。執筆者の方には、日常にお会いしている方から、何度か面識がある方、まったく面識のない方まで幅広くおられますが、訪問記でお目にかかれる機会が得られるといいなと願っています。

■ご意見・ご感想■

マガジンに対するご意見ご感想は
danufufu@osk.3web.ne.jp

マガジン編集部

604-0933 京都市中京区山本町4-3-8
ランプラス二条御幸町4-0-2 仕事場D・A・N

対人援助学マガジン

通巻44号

第11巻 第4号

2021年3月15日発行

<http://humanservices.jp/>

第45号は2021年6月15日
発刊の予定です。

原稿締切2021年5月25日！

執筆者募集

本誌は常に書き手に門戸を開いています。新たなジャンルからの、執筆者の登場に期待します。

自身の生活スケジュールに本誌「連載」を持ち、継続的に、自分だからこそ描ける分野の記録を発信したいという方からのエントリーを待っています。

ページ制限なしの連載誌です。必要な回数も、心置きなく書いていただけます。ご希望の方、編集長まで執筆企画をお知らせ下さい。

執筆資格は学会員であること。現在非会員で書いていただく事になった方には、[対人援助学会への入会](#)をお願いしています。

対人援助学会事務局

540-0021

大阪府中央区大手通2-4-1

リファレンス内

TEL&FAX学会専用 06-6910-0103

表紙の言葉

この漫画のキャプションは
「ゴロゴロしないでよ！」。

語呂合わせだ。それ以上に深い意味はない。

(2021/03/15)